

場所無之候間、最寄に於て別紙繪圖面に記候場所見立遣、右地所は眞光寺村、并私支配所西條村之地所に有之、借地致し、雪中相凌候様、居小屋取建候積、且銘々飛地之田畑、并他村小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致し、追々亡所開發、元地江立戻り住居致し度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農具、山稼之道具等、不殘押埋、掘出候儀出來兼、賣而者死骸許も葬度掘懸り候得共、何分土中深見居兼候趣、殊に窮迫及飢候中に者、右品々買求め候才覺手段會而無之、此上業體に基、稼方出來候様能成候はゞ、相續可相成、此儘拾置候得者、顯然及渴命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災害、行先に才方も成兼候節者及飢、老人、子供者餓死致し候事に可有之、何に而も歎々敷不便之至、就而者亡地新開發御取立被下候思召を以、窮民御救助之御沙汰不被成下候而者、逆も行立不申、依之相續方勤辨仕候處、右亡地之内にも、荒地之次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返等見極候儀に者至り兼候得共、逆々に者御年貢上納可能成、人別に對し合、耕作不足之儀に付、出精起返候者勿論之儀、前書飛地出作地等も有之候處、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上處、出郷一村皆亡所相成候事故、返納方目常

も無之に付、家數拾三軒分、新規小屋取建候諸色代、并農具、山稼諸道具之内、差當り入用之分は、今般別段に被下方相伺候得共、前書助命致し候五拾九人之者共、御救夫食不被下候而者、逆も在住養育出來兼、乍去小高之出郷江米金被下方相伺候而者、御出方も相嵩、何とも恐入候間、右御救米の分者、支配所内奇特之もの共、郡中相續方備として先年差出金致し、御貸附に相成、右利金に而當時迄年々粗買入、中野陣屋江圍置候内を以相渡候様仕候はゞ、別段之御出方にも相成不申候に付、當七月朔日か十二月晦日迄、日數百七拾八日分、書面之米被下置度、左候得ば今般別段相伺候農具代、其外被下方之分、御下知濟次第、諸道具買求め、手之及候丈、雪以前山稼致し、來春之取續方も出來可申儀、右之通出郷一村御取立に相成候得者、良民共離散も不仕、古來方住居候土地にも不相離相續仕、偏御仁惠之程、難有相辨、出精開發、御年貢之儀者、何様にも相勵上納可仕候間、格別之御評議を以、何卒伺之通被仰付候様仕度奉存候、右圍置御勘定組之儀者、別紙を以申上候様可仕候、依之奉伺候、以上、

弘化四年八月  
高木清左衛門 印

御勘定所  
御附札

弘化四年

一九六

書面伺之通、可被取計候、  
未八月  
押切  
利息次第  
信州伺去眞光寺村之内、眞光寺組窮民、御救金被下方伺書寫、  
眞光寺組、  
高四拾八石九斗三升八合、  
内高四拾五石六合三勺、  
田畑亡所に相成分、  
潰家貳拾四軒、  
内八軒、所々飛離住居罷在、借置に相成候得共、變地等不致に付、外村へ潰家拜借候方組入別紙相伺可申分、  
三軒、土中埋、死絶分、  
殘拾三軒、皆土中埋、  
私御代官所  
信州水内郡伺去眞光寺村之内  
眞光寺組  
窮民御救御手當金、  
但壹軒に付、  
金拾五兩づつ、  
一金百九拾五兩、  
右私御代官所信州水内郡伺去眞光寺村之儀者、善光寺最寄山入に有之、右村之内字眞光寺組と唱候出郷、家數貳拾四軒之内、八軒者木村最寄、其外所々江登貳軒宛飛離れ住居致

し、家數拾六軒、并寺壹ヶ寺者、木村方壹里餘猶又奥山、飯繩山添駒澤川水元纒打開候谷間に、一纏に住居罷在、男女七拾七人、居村附田畑高四拾五石餘、銘々所持、耕作農間に山稼致し、御年貢諸役相勤罷在候處、聊之田畑に而、銘々家内夫食にも引足不申、年中持山方柴薪之類、善光寺町江持出、右賣代錢に而夫食之足合、日用之品々買求め、至而乏營居候處、當三月廿四日夜大地震之中にも事變り、無類之震動に而、家居田畑とも總體平押に駒澤川低場之方江、凡壹里餘も震下げ、寺院とも都合拾七軒、一時に押潰し、續而後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠り、散亂候分は巖石に均く、歩行致し候足場も無之、奇變之體、併山崩落候迄には、暫時間合有之候に付、一同逃去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶候分三軒、其餘家別に逃危難助命致し候ものども、都合男女五拾九人有之候得共、田畑共亡所に相成、及飢渴候間、其砌方夫食等手當等致し遣、離散を止め、假小屋に一同差置、此節迄露命を繋ぎ罷在候處、差向住居屋敷に可相成場所無之候間、最寄に於て別紙繪圖面に記候場所見立遣、右地所は眞光寺村、并私支配所西條村之所有に有之候間、借地致し、雪中相凌候様、居小屋取建之積り、且銘々飛地之田畑、并他村小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致

弘化四年

一九七

し、追々亡所開發、元地江立戻り住居致し度、一統之心願に有之候處、何れも衣類、家財、農業、山稼之道具等、不殘押し埋、掘出し之儀出來兼、實而は死骸許も葬度掘掘り候得共、何分土中深見居兼候趣、殊に窮迫に及飢居候中に而、右品々買求め候才覺手段曾而無之、此上業體に基、稼方出來之樣罷成候はゞ、相續可相成、此儘捨置候得ば、顯然及渴命、律儀之良民共も人情取失ひ、終には親、妻子、兄弟をも見捨、銘々離散致し候様成行、一般之災害、行先に何方も成兼候節は及飢老人、子供は餓死致し候事に可有之、何とも歎歎不便之至、就而者亡所新に開發御取立被下候思召を以、窮民御救之御沙汰不被成下候而者、迎も行立不申、依之相續方勘辨仕候處、右亡地之内にも、荒地の次第、厚薄も有之、當時年季を限り、起返等見極候儀には至り兼候得共、連々には御年貢上納可相成、人別に對し合、耕地不足之儀に付、出精起返候者勿論之儀、前書飛地出作地等も有之候處、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上之處、右一纏之場所、皆亡所相成候事故、返納方目當も無之、并新規小屋懸け致し候分材木類は、銘銘持山の雜木伐採相用可申候得共、諸色買求代金才覺方も無之、旁必至と當感仕候間、右兩様共相續方御手當金被下置度、左候は村内申合、相互に手傳、何様にも取建、雪中凌方

手當出來可申、當時親妻子扶助可致稼方無之、殊に雪中に相成候得者、平年耕作は勿論、山稼も相成兼候に付、九月中旬頃迄、精々山稼差働、薪木等伐採、居室庭江持送り圍置、來春迄追々に市場江持出し賣代替、日用之品買求取續候儀に而、冬分に至り候得者、山中分而雪深、寒威強く、閉籠罷在、翌年春三月頃方山稼に取懸り、冬籠り迄の手當、無油斷手線相稼候處、當年之儀は、地震後耕作、山稼共絶而相休罷在候間、當節方來正月迄の夫食の手當て取續方、手段無御座、及渴命可申、薪之儀は、銘々木村懇意のもの、鉈、斧等、透間に借受、致山稼、冬籠之手當丈は整置度、勿論只今にも道具出來候はば、可相成者雪中以前、手の及び候丈稼方致し、夫食日用之品買求候足合に爲致度候得共、前文之通諸道具買求候手當、磁と差支、空敷其日を送り罷在候に付、家敷拾三軒分、新規居小屋取建候諸色代、并家財、農業、山稼諸道具之内、差懸り入用之分共一式、見込壹軒に付金拾五兩つゝ、家敷拾三軒分、出格之御沙汰を以御救助として、良民共離散も不仕、古來方住居之土地にも不相離相續仕、偏に御仁惠之程難有相辨、出精開發、御年貢之儀者、何様にも相勵上納可仕候間、何幸伺之通被仰付候様仕度奉存候、尤御勘定組之儀者、別紙を以可申上候、依之此段奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門 印

御勘定所

退出土佐、無出產 岩太郎、同 伊右衛門、退出 清太郎、

河内、無出產 脩輔、龍助、利喜次郎、金五郎、

前書之信州水内郡同去真光寺村之内真光寺組窮民、御救金被下方之儀、伺之通には難申付候、壹軒に付金七兩貳歩つゝ之積を以、合金九拾七兩貳歩、御手當被下候間、御金藏方請取之相渡、相續方取計、御勘定組之儀は、以別紙可被相伺候、斷は本文有之候、以上

未十月

押切

金五郎

信州同去真光寺村百姓家可取立地所、其外御尋に付、申上候書付寫、

私御代官所信州水内郡同去真光寺村之内、真光寺組之儀者、當春之地震に而、出郷一村、百姓家皆潰、土中に埋に相成、右場所變地致し、當時家作難取立に付、同村并地續私支配所西條村之地所借受、居小屋取建候積り、伺書差出し候處、右借受候地所之儀は、高内に候哉、其外同去真光寺村と唱候譯御

尋に御座候、右居小屋取建候に付、可借受兩村之地所者、何れも秣場地に有之、且伺去真光寺村と唱候儀者、右村之内伺去組真光寺組と兩組に相成居、兩組を合し、伺去真光寺村と唱申候、右御尋に付、此段申上候、以上、

高木清左衛門 印

御勘定所

差上申御請證文之事、

真光寺組、

皆土中埋、潰家拾六軒、

内三軒、土中埋、死絶候分、

殘拾三軒、

外米拾四石六升貳合、

右者、伺去真光寺村之内真光寺組之儀、當三月廿四日夜之大地震に而家居不殘震潰、皆土中埋、田畑者勿論亡所に相成、極難に陷候に付、當夏中場所御見分、艱難之始末、巨細御糺住所模様替、銘々新規居宅取建諸色代、并家財、農具、山稼に相用候品共、差懸り入用之品々、御見積御取調、御伺被成下候處、此度右品々買求め代金爲御手當、書面之通被下置候間、

信州水内郡同去真光寺村之内

真光寺組

御救御手當被下金、

但登軒に付、

御救被下米者、先達

被仰渡被下置候、

弘化四年

雖有相心得、居宅取建方は勿論、夫々農業、山稼渡世出來候様、村役人長百姓共厚世話致し、不益之儀無之様、精々心付、入用之品々、早速買求め、業體に基、明利を辨、荒地開發出精仕、御年貢上納筋相勵候様可仕旨被仰渡、承知仕、出格之御手當金、御救夫食米等被下置、住居之土地に不相離相續出來候段、偏

御仁惠御恩澤之程、一同舉而難有仕合奉存候、依之御請印形差上申候處、如件、

信州伺去真光寺村之内

真光寺組  
百姓友右衛門外拾人  
總代兼

長百姓

與市

同

五郎右衛門

組頭

伴藏

名主

嘉右衛門

中野

御役所

信州伺去真光寺村之内真光寺組窮民、御救拜借伺書、

覺

真光寺組、

高四拾八石九斗三升八合、

内高四拾五石六合三勺、田畑亡所に相成候分、

潰家貳拾四軒、

内 八軒、所々江飛離住居難在、皆潰相成候得共、地等不致に付、外村へ拜借之方、組入別紙相候候分、

三軒、土中埋、死没候分、

殘拾三軒、皆土中埋、

私御代官所

信州水内郡伺去真光寺村之内

真光寺組

窮民御救拜借金、

但金七兩貳歩、

一金九拾七兩貳歩、

但當未々亥迄五ヶ年延、翌年未迄貳拾ヶ年賦、但登ヶ年金四兩三歩水百廿五文、返納の積、

右者、私御代官所信州水内郡伺去真光寺村之内、字真光寺組と唱候出郷者、家數貳拾四軒之内、八軒者本村最寄、其外所所江壹貳軒宛飛離れ住居致し、百姓家拾六軒、并寺壹ヶ寺者、飯繩山入駒澤川水元纒打開候谷間に、一纏住居難在、男女七拾七人、居村附田畑高四拾五石餘、銘々所持、農隙に山稼

いたし、柴薪其外者善光寺町江持出し賣捌、夫食之足合、日用之品々買求め相續致し居候處、當三月廿四日夜之大地震に而、家居田畑共、總體平押し駒澤川低場之方江凡壹里半餘も震下げ、寺院共都合拾七軒、一時に押潰、引續後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠り、尤一同逃去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死没候分三軒、其餘家別に近危難助命致し候もの共、都合男女五拾九人有之候間、其御方夫食等手當致し遣、離散を止め、一同假小屋に差置候得共、右組内に者差當り住居可致地所無之候間、村并私支配所西條村之秣場は地續に而、右組最寄に付、借地致し、雪中相凌候様居小屋取建候積、尤銘々本村飛地、其外他村之田畑共、小作致し居候もの共も有之候間、右を耕作致し、其内追々亡所開發、元地江立戻り住居致度、一統之志願に有之候處、何れも夫食を始め衣類、家財、農具、山稼之道具等、悉く土中深押埋、掘候儀も出來兼、途方に暮能在候間、其儘捨置候而者、顯然及渴命、終に者親妻子共離散致し候様成行可申、依之相續方勘辨仕候處、出作地等も有之候得共、差當り農具に差支候間、拜借等之儀可申上處、新規小屋懸け諸色之類、農具、山稼道具、并家財迄、ヶ成に取揃候而者、壹軒に付、凡金拾六兩餘も相懸り事故、返納方目當も無之、一般之災害に付、親類

弘化四年

好身之もの共方も助命等更に不申、右に付無餘儀壹軒に付

金拾五兩づゝ、御救として被下切之儀相伺候處、伺之通に者

難被仰付、壹軒に付金七兩貳歩宛被下置候旨御下知相濟候

間、早速其段申渡候處、拾三軒之もの共、一同御仁惠の程難

有仕合之旨申立候に付、其餘入用之分者、銘々才覺を以地借

致し、ヶ成に諸品取揃可申旨申候處、近郷一統之事故、自

力之才覺者中々以出來不申、此上之御仁惠相願候旨、舉而申

立候間、一體被下切等之儀者不容易、以農具其外都而土中埋

に相成、殊に居村附銘々所持之田畑者、皆亡所之事故、格別

之御仁惠を以御下知相濟候上者、右金高にて何様にも取續、

亡所之地起返り、追々住居致し候様厚く申論候得共、何分に

も此上銘々の才覺者、迎も出來兼候儀に付、何卒壹軒に付金

八兩づゝ拜借被仰付度、左候得者耕作其外山稼之餘業を以、

聊無滞返納可仕、併居村附田畑起返候迄に者、餘程之丹誠不

仕候而者、作付方にも相成兼候に付、永年賦返納被仰付度旨

相歎候間、篤と勘辨仕候處、此度被下切之儀者、於私も難有

奉存候に付、此上之儀者、支配所内にて奇特筋心懸け候もの

共江可申論哉とも存居候得共、何れも一同皆潰家に罷成候

間、何分にも申聞方出來兼候程之儀に付、銘々之才覺者迎も

不行届段、尤にも有之、返納方之處者、山稼第一之土地柄、一

弘化四年

同申合相稼、善光寺町江持出候得者、賣捌方如何程も出來候儀、萬一違作等之年柄有之候共、餘業に響候筋も無之、然る上者拜借被仰付候共、返納方に者差支不申候得共、年賦を縮め、壹ヶ年當相當候而は、又難澁も可仕、且又壹軒に付、金八兩宛拜借相願候而者、先伺辻方金高も相増候間、壹軒に付金七兩貳步宛、返納之儀者當未々亥迄五ヶ年延、翌子々未年迄貳拾ヶ年賦被仰付候は、壹軒に付、金壹步永百廿五文宛之返納に罷成、納方差支候儀も無御座候間、格別之御沙汰を以、今一應御評議之上、御救として前書之金九拾七兩貳步拜借被仰付度、左候得者拾三軒之もの共、古來々住居之土地にも不離相續仕、此度亡所之地、出精開發可仕候間、何卒伺之通被仰付候様仕度奉存候、尤御勘定組之儀者、別紙を以可申上候、依之奉伺候、以上、

弘化四年十月

高木清左衛門 印

土佐、河内、

批 助、

岩太郎、

伊右衛門、

金五郎、

清太郎、

利喜次郎、

長印

前書之信州水内郡同去真光寺村之内真光寺組窮民、御救拜借之儀、伺之趣令承知候、於然者書面金九拾七兩貳步、御金藏方請取之貸渡、返納之儀は、當未々來る亥迄五ヶ年

延、翌子々來る酉迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金九兩三歩づゝ取立之相納、御勘定組之儀者、別紙を以可被相伺候、斷者本文に有之候、以上、  
未十一月

11011

大日本地震史料 卷之十五 終

大日本地震史料 卷之十六

弘化四年三月二十  
四日信州地震ノ五

〔大地震洪水災害記録〕善光寺地震取調材料六册ノ内、丙、文部省震災豫防調査會所蔵

越後國方夫食買入米之儀に付、申上候書付、

覺

越後國

一米千八拾石、

此儀貳千七百俵、

但四斗入、

米千五百俵、

千五拾俵、

陣屋許着米之分、

朱書也

内 四百五拾俵、

柏原預、

米千貳百俵、

善光寺渡米、

右者、私支配所信濃國高井郡、水内郡村々、當三月中之大地震、翌四月十三日之大洪水共、古今未曾有之災變、村々共悉及難澁、地震後自然と米穀拂庭高直に相成居候處、洪水にて猶又引上げ、所持能任候もの共も、當秋之作柄を危踏、貯圍置候様罷成、既に洪水之節、差懸り及飢候もの共救遣し度、

廻村先に而焚出米買入候處、高直之上、賣米無之、漸其節入用米之分買集候儀に而、本多豊後守領分中者、穀留申付候程之儀に有之、諸向共至而不融通に相成、何其氣ヶ敷事に存候間、不取敢身元箇成之もの共申諭、柏原宿本陣問屋兼帶中村六左衛門儀者、身元も宜、律儀成ものに付、得と申合、當四月中、最寄越後國頸城郡小笠原信助支配所、并柳原式部大輔御預り所村々に於て、書面之通買入米致し、夫食に差支候もの共救方相成候様、爲賣渡候積、追々陣屋許江着米致し候間、災害村々江其段觸渡候處、右之響合候哉、諸向共追々出來有之、相場も次第に下落致し、買入方差支無之様罷成候趣申出候村々多、差支買受度旨申立候村々江は差遣し、相残り候分は備置、當秋作柄を見定候上は、勝手次第に爲賣捌候積、差向不用の姿に相成候は、却而宜、全觸渡の他國方入米の響に而、自他地米の出方相進、相場も次第に下落致し候段、偏買入米取計候故、融通立直候由、村々申立候儀に有之、當節の様子に而者、暑中之照込、至極順季宜候間、此上不時の憂無之候は、無難植付出來候分者、豊熟之年柄、夫食に差支無之取續可申哉に奉存候、依之此段申上置候、以上、

弘化四年七月

高木清左衛門 印

御勘定所

弘化四年

11011

弘化四年

御書狀拜見仕候、然者當地地震に付、潰家、破損家多分有之、夫々普請修葺等差加候に付而者、自然俄人手間賃、諸色鐵物等、引上候様成有之候而者、災害を受候もの、彌難澁之次第に付、右様之儀無之様、支配所之分江者、夫々觸達致し置、最寄私領御料所々振合を以、役場江通達致し、且災變に付而者、支配所世話も行届候趣相聞候得共、此上手附手代共、心得違無之様心附可申、右之趣奉行衆御沙汰に付被仰聞候旨、御紙面之趣承知仕候、右者諸職人手間賃、諸色直段等之儀、無謂引上候趣相聞候間、當四月中、支配所村々江者、別紙寫之通り觸渡置候得共、御料私領一體に無之候而者、示方も不行届儀に付、今般御達之趣、別紙案之通、猶支配所村々江殿敷申渡、災害難澁之儀者、御料私領一般の儀に付、最寄私領役場江も打合、取締方可仕候、且手附手代ども、心得違無之様申達、精々心附候様可仕候、右爲貴答如此御座候、以上、

六月晦日  
高木清左衛門 印

増田金五郎様  
竹内清太郎様  
岡田利喜次郎様

今般之大地震、大洪水之儀者前代未聞之儀、災害村々極難に陥り、既に急難御救拜借等被仰付候然る處、追々小屋懸け、潰

二〇四

家修葺に取懸り候に付、身分に應じ、諸職人日雇稼之もの雇入候處、次第に作料日雇賃糶上げ、其外諸材諸色に至る迄、直段引上げ候趣相聞、不埒之至に候、凶作飢饉等之節と違、穀類に相懸き候譯無之處、災害村々の慮に乗じ、利欲に迷ひ、無謂直段引上げ候段、不届至極、依之米穀等相當の直段を以賣買致し、下々難澁不及様可致、作料日雇等、定之外餘分の賃錢取申間敷、此上不埒の取計致もの於有之者、急度可蒙吟味條、其旨可存、災害村々難澁及譯、決而不實の取計致間敷候、此廻狀、早々順達留り村々可相返候也、

未四月廿日  
中野  
御役所  
總廻狀

差上申御請書之事、

當御支配所信州高井郡、水内郡村々、大地震に付、潰家、破損屋多分有之、追々普請修葺に取懸り候處、諸職人手間賃、諸色直段等、無謂引上げ候に付、不埒之取計仕間敷旨、當四月中、御觸渡有之候處、此度職人手間賃、諸色鐵もの等、引上候様成儀有之候而者、災害を請候もの共、彌難澁之次第に付、右様之儀無之様嚴重可申渡旨、御勘定所々御達御座候間、猶精々村役人共心得、當四月中、御觸渡之趣堅相守候様可仕、尤不時御糶の上、不埒之取計致し候もの有之候は、急度被

弘化四年七月

中野

御役所

蒙御吟味候間、心得違仕間敷段、不洩様可申間旨、被仰渡之趣、一同承知奉畏候、依之御請印形差上申處、如件、

信州高井郡村々  
水内郡村々  
總連印

以手紙致啓上候、彌御安全被成御勤、珍重奉存候、然者當三月大地震、翌四月中之大洪水共、古今未曾有之災害、村々極難に陥、追々小屋懸修葺に取懸り候處、諸職人日雇之もの、作料日雇賃糶上げ、其外諸材木諸色に至迄、直段引上げ候趣相聞候間、當四月中、別紙寫之通、支配所村々江觸渡置候處、猶又此度職人手間賃、諸色鐵物等、引上げ候様有之候而者、災害を受候もの共、彌難澁之次第に付、右様之儀無之様、嚴重可申渡旨、江戸表御勘定所々御達有之候間、猶又其段村々江中渡候、災害難澁之儀者、御料私領一般之儀、示方も一體に無之候而者不行届に付、御打合取締致度、御意存も無之候は、其御領分之儀も、可然御觸渡有之候様致度存候、右之段可得御意清左衛門申聞如此御座候、以上、

七月四日

萩野 廣助

小林甚右衛門

弘化四年

松代

岡島 莊藏様

竹村 金吾様

山寺源太夫様

磯田 音門様

飯山

廣田孫太夫様

中條次左衛門様

須坂

駒澤勇左衛門様

河野 連様

駒澤式左衛門様

六川

寺島善兵衛様

玉木 隆様

追而本文之趣、飯山、須坂、六川役場江も及打合、此段御心得迄に御意へ、且其御預り所之儀者、此度御勘定所々同様御達有之候哉、御達無之候は、其筋御懸り江も可然御打合可被下候、且又善光寺町之儀者、御進退場の儀に付、是又可然御取計御座候様致度奉存候、以上、

二〇五

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

口上覺  
兼而御届申上候通、去る三月廿四日夜大地震之節、寺領町方不殘燒失仕、家財等も同様にも、差當露命相續難相成候に付、救米買入、所々江頼入候得共、一體警光寺之儀者、高不相應に人別も多御座候間、右不殘救米相調候儀、法中之手先に而行届兼、難澁至極仕候處、當國中野當時御代官高木清左衛門殿、支配所御救米之儀、殊之外骨折、越後邊方追々米被相調候由及承候處、隣端先前々御用頼仕置候間、御同人方江飛札を以相頼候處、寺領人命救之儀故、早速承知、支配所救米之内米千貳百俵相譲り被吳候に付、畢竟右世話故、寺領のもの共救方行渡、不殘忝大慶仕候、右之通格別之御世話に相成候に付、此段御届申上候、以上、  
未七月 佛頂院權僧正  
信州大地震に付、牟禮宿外三ヶ宿御救拜借伺書、  
覺  
金千七百四拾七兩、 最初伺金高、  
内金四百三拾兩、 再調相減候分、  
御代官所  
信州水内郡牟禮宿外三ヶ宿  
大地震相續拜借金、  
一金千三百拾七兩、

但當未方酉迄三ヶ年延、翌戌方來る巳迄貳ヶ年賦、壹ヶ年金六拾五兩三步永百文宛、返納之積、  
此譯、  
總家數百八拾九軒、内潰家百八拾貳軒、  
七軒、 無難之分、  
内百五軒、 平百姓身簡成もの、除之、  
拾六軒、 御傳馬人足之内、除之、  
殘六拾壹軒、内拾軒燒失、  
金三百六拾兩貳步、 牟禮宿、  
内譯、  
金四拾兩、 本陣壹軒、  
金貳拾五兩、 脇本陣壹軒、  
金百八兩、 旅籠屋九軒、  
但 壹軒に付、  
但 金拾貳兩、  
御傳馬人足補助候もの之内廿五人、  
但 壹軒に付、  
但 金三兩、  
馬持廿五軒、  
金百拾貳兩貳步、  
總家數百九軒、内潰家百七軒、  
貳軒、 無難之分、  
旅籠屋五軒、  
但前同斷、  
金七拾五兩、  
但 御傳馬人足前同斷、  
廿五人分、  
但前同斷、  
馬持廿五軒、  
金百拾貳兩貳步、  
總家數貳百三拾三軒、内潰家百拾貳軒、  
九拾壹軒、 無難之分、  
内七拾六軒、 前同斷、除之、  
貳軒、 前同斷、  
殘六拾四軒、  
金三百九拾六兩貳步、 野尻宿、  
内譯、  
金四拾兩、 本陣壹軒、  
金貳拾五兩、 脇本陣壹軒、  
金百四拾兩、 旅籠屋拾貳軒、  
但前同斷、  
金七拾五兩、  
御傳馬人足前同斷、  
廿五人分、  
但前同斷、  
馬持貳拾五軒、  
金百拾貳兩貳步、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

内四拾八軒、 前同斷之分、除、  
四軒、 前同斷之分、除、  
殘五拾五軒、  
金貳百四拾七兩貳步、 大古間宿、  
内譯、  
金六拾兩、 旅籠屋五軒、  
但前同斷、  
金七拾五兩、  
御傳馬人足前同斷、  
廿五人分、  
但前同斷、  
馬持廿五軒、  
金百貳兩貳步、 但前同斷、  
總家數貳百七拾四軒、内潰家百五拾四軒、  
百貳拾軒、 無難之分、  
内九拾壹軒、 前同斷之分、除之、  
六軒、 前同斷之分、  
殘潰家五拾七軒、  
金三百拾貳兩貳步、 柏原宿、  
内譯、  
金四拾兩、 本陣壹軒、  
金貳拾五兩、 脇本陣壹軒、

金六拾兩、 旅籠屋五軒、  
但前同斷、  
金七拾五兩、  
御傳馬人足前同斷、  
廿五人分、  
但前同斷、  
馬持廿五軒、  
金百拾貳兩貳步、  
總家數貳百三拾三軒、内潰家百拾貳軒、  
九拾壹軒、 無難之分、  
内七拾六軒、 前同斷、除之、  
貳軒、 前同斷、  
殘六拾四軒、  
金三百九拾六兩貳步、 野尻宿、  
内譯、  
金四拾兩、 本陣壹軒、  
金貳拾五兩、 脇本陣壹軒、  
金百四拾兩、 旅籠屋拾貳軒、  
但前同斷、  
金七拾五兩、  
御傳馬人足前同斷、  
廿五人分、  
但前同斷、  
馬持貳拾五軒、  
金百拾貳兩貳步、

文段以前之通、

信州大地震に付、牟禮宿外三ヶ宿御救拜借伺書、

覺

御代官所

信州水内郡牟禮宿

大地震に付、宿々御救拜借金、

一金千七百五拾四兩、

但當未々酉年三ヶ年延、翌戌方來る已迄貳拾ヶ年賦、壹ヶ年金八拾七兩貳步永貳百文づゝ返納の積、

此釋、

總家數百八拾九軒、内潰家百八拾貳軒、

内 七軒、

無難之分、

内 百五軒、

平百姓身元可成のもの、除之、

殘潰家七拾七軒、内拾軒燒失、

金五百貳拾兩、

牟禮宿、

總家數貳百七拾四軒、内潰家九拾四軒、

内 百貳拾軒、

無難之分、

内 九拾壹軒、

前同斷之分、除之、

殘潰家六拾三軒、

但前同斷、

柏原宿、

金四百四拾六兩、

總家數百九軒、内潰家百四軒、

内 貳軒、

大古間宿、

内 四拾九軒、前同斷之分、除之、

内 九拾軒、

無難之分、

内 七拾五軒、

前同斷之分、除之、

殘六拾八軒、

金五百三拾兩、

野尻宿、

右者、私御代官所信州水内郡北國往還牟禮宿、外三ヶ宿之儀、當三月廿四日方翌廿五日迄之大地震、宿内家居皆潰に相成、桁、梁、并剝目、臍木等、其外建具類共打碎、諸道具悉打毀、銘々貯置候難穀之類、俵物者押崩し散亂致し、地中吹出候泥水冠家居、田畑、山林共、一時に覆候奇變之體、絶言語恐怖仕、人馬即死怪我等多分有之、未曾有之變事に付、艱難之次第申上、急難御救筋之儀相伺候處、伺之通御救并用惡水路自普請等之爲手當、金貳千五百兩拜借被仰付、右者良民共地方向々拜借金、凡見積り金高に有之候處、當四月十三日夜方之大洪水にて、尙又災害之場所多、殊に急難御救之儀者、當

然之救方、何共相續出來兼候趣申立、極難之次第無相違候間、此度再御救金相伺候處、宿方之儀者、農事に不拘、御傳馬御用相勤、都而別段之取扱、御出方も違候間、引分別段相伺候儀に有之、右宿々之儀者、素々貧窮に有之、宿相續出來兼候趣、歎訴罷在候折柄之災害、何も捨置候而者、宿方及退轉、既に皆潰家に相成、銘々散々に立退、悲歎途方に暮罷在、跡片付も不致其儘差置、御朱印御證文之繼立に差支、助郷等も無之、宿々一般之災害に付、助合候儀も出來兼、宿内及亡所候上者、逆も宿相續出來不申旨届出候處、私領持宿場共違、御料所宿々、何様之儀有之候共、御朱印御證文之儀者、逆々繼立不申候而者、御威光御取締にも拘り難捨置、支配所無難村々申諭、遠方方助人足、右宿々江差遣、無着御用爲相勤、且北國大名江戸表勤番之家來、異變前出立之分、追々差向罷罷在、是又私之旅行に無之、主人參勤に就而之往復、等閑に致し置がたく、依之差懸り救方、夫々手當致し遣、漸人馬繼立出來、傳馬人引受相勤候様被成候間、先達而諸通行繼立仕候段、御届差出候儀に者御座候得共、宿々之難離難盡申上、當日暮方にも差支候程之儀に付、今以宿内小屋懸けも不致、潰家其儘差從、國中一體之災害に付、更に融通出來不申、逆も銘々家作之手段無之、住居渡世を失ひ候而者、妻子路頭迷、無餘儀

及離散候様可能成、左候而者御朱印御證文者勿論、北國大名松平加賀守始、毎年參勤交代之面々、并勤番之家來、往復之休泊、人馬繼立、旁差置可申、何分此儘難差延置候間、得御賢察被成下、此度之災害者、前代未聞之儀に付、出格之思召を以、宿方御救、御仁惠之御沙汰相待候方手段無御座候間、書面宿々御傳馬御用相勤候もの共、行立相續出來候段、爲御救書面之金千三百拾七兩、伺之通永年賦拜借金被仰付候様仕度奉存候、依之此段奉伺候、以上、

弘化未年四月

高木清左衛門印

御勘定所

北國往還牟禮宿外三ヶ宿、御救拜借差出候に付、申上候書付、

私支配所北國往還信州水内郡牟禮宿外三ヶ宿、大地震古今未曾有之大災、宿々共及亡所、宿場働候末々之もの共者及飢渴、離散之ものも追々出來、人馬繼立、御傳馬御用難相勤、宿内可及退轉にも次第に付、急難救方夫々手當致し遣、御傳馬御用差支無之様、傳馬人足、并本陣、脇本陣、旅籠屋共、相續方之儀精々取調、御救拜借金、先達而伺書差出候處、宿々金高、潰家應じ不同有之候間取調直、可成丈一體に減方致し可差出旨御談に付、再調仕候處、潰家應じ不同有之の儀者、宿

宿拜借人共人數多分に寄候故之儀にて、總潰家江引當候而者、不同に相成、右之廉江並合能候宿々金高取調候而者、事實を尖ひ、右者宿々拜借人共内譯之廉區々之儀無之於て者、總潰家江見合不同有之候共、不相當之譯には無御座、併此度總體に減方致し候様御談に就て者、精々勘辨致し候得共、一體右御救伺之儀者、前代未聞之災害、類例見合等も無之、尤右等に拘り取調候事柄に無御座、極難に陥必至之場合、宿々潰家艱難之次第、不被目も當不便至極、片時も難捨置、何様にも御手厚に御救被成下度心得に候得共、御出方之儀をも勘辨仕、精々省略極々之處、金高取調相伺候儀にて、此上減方之儀、私心得に者不應候得共、御談之儀に付、本陣、脇本陣等者身柄之ものも有之候間、右之廉并馬買代之儀者、當時雇馬にて繼立罷在、餘荷之儀者、宿方重立之もの江爲取計、傳馬人之内御定人數之外者相除、右之廉々にて、金四百三拾兩相減候得共、事實に於て者、減候間相當とは難申上儀に付、可相成者元通之金高拜借被仰付度、且旅籠屋傳馬人共、馬持等之拜借金、當軒當り之儀者、素々見合等無之、此度之災害江引當、手薄に見積取調候儀にて、右拜借金而已にて者、中々旅人休泊相成候様之家作出來不申者差知れ候儀、其餘者銘々手段、何れも家作者渡世之元手、取建不申候而者、妻子扶持

相成兼候間、銘々何様にも足金才覺之心得に付、書面之通り拜借相伺候、若此上減方被仰付候而者、迎も相續出來不申に付、左様之思召に候はゞ、見分之もの被差遣、得と窮迫之次第御札、宿方相續、御傳馬御用無滞相勤候様御仕法被成遣候はゞ、於私も如何許難有安堵仕候、宿々極難に迫り罷在候間、今般相伺候御救拜借金迄に而者、迎も不行届、其餘之儀者、身元備成重立之もの江融通方厚く世話致し遣、備成爲相續度心得に御座候、松平加賀守方之儀者、無類之變災難に可有之、宿々相當之手當金願差出候様、其筋役人共方相違候段申出候儀に有之候、御救伺書差出候に付、此段申上候、以上、  
未八月  
高木清左衛門印  
御勘定所  
信州大地震に付、牟禮村宿外三ヶ村、相續拜借伺書、  
覺  
御代官所  
信州水内郡牟禮村外三ヶ村  
大地震相續拜借金、  
一金四百七拾四兩、  
但當中方已迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金四拾七兩壹歩永百五拾文つゝ、返納之積り、

但何金高千貳百八拾七兩江割合、金百兩に付、  
内譯 貳拾七兩永百四拾九文八分内に當る、  
金百四拾五兩三歩、 牟禮村、  
金八拾六兩貳朱、 大古間村、  
金九拾五兩貳朱、 柏原村、  
金百四拾七兩、 野尻村、  
右者、私御代官所信州水内郡牟禮村外三ヶ村之儀、北國往還人馬繼立候村方に御座候處、當三月廿四日夜々翌廿五日迄之大地震に而、家並皆潰、又者半潰等に相成、桁、梁、并剣目、臍木等、其外建具類とも打碎、諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類者致散亂、地中吹出候泥水を冠、家居、田畑、山林とも、一時に覆、人馬即死怪我等多分有之、右村々之儀者、近年譯而及貧窮候折柄に而、潰家に相成候もの共者、銘々散々に立退、悲歎途方に暮、人馬繼立方に差支、素々助郷村々者一切無之、平日迎も諸家中其外落合、何程人馬遣拂候共、其村限に而繼立候儀、殊に此度者一般之災害に付、相互に助合候儀も出來兼、迎も人馬繼立方難相成旨届出候間、御朱印御證文之儀者、連々繼立不申候而者、御威光御取締にも拘り難捨置、支配所無難村々江申諭、遠方方助人馬差遣、漸繼立候様罷成候得共、右村々之難難盡申上、尤地震に付急難御救之

由申上、金貳千五百兩、當夏中、拜借被仰付候處、右者、地方向之百姓共江夫々貸渡、人馬繼立に拘り候もの共者、別段拜借相伺候趣を以、貸渡不申、當日元續方致世話罷在候處、糺場村々助成御貸附年賦御下金之分、一時に御下戻の儀も願出候に付、其段相伺候處、伺之通御下金御座候間、人馬繼立方に拘り候もの共者勿論、其餘世話方致し候もの共迄、拜借金御下知濟迄之内、右御下金を以、銘々假小屋補理度旨申上候間、助成金之儀者、人馬繼立方第一之備に付、相續仕法立致し、追々相伺候積りに付、萬一下切等之心得に者、渡方決而不相成、此上拜借金御下知之上割渡候はゞ、直に返上致し、人馬繼立方に差支無之様可致事に候はゞ、一ト先可下遣旨申諭候處、一同承伏仕候間、右四ヶ村のもの共數百軒江夫々割渡、漸假小屋出來候得共、今以潰家共儘差置候もの共多、近郷一體之災害に付、金銀融通更に出來不申、迎も銘々家作之手段無之、住居渡世を失ひ候而者、妻子共路頭に迷ひ、無餘儀及離散候様可成行、左候而者、  
御朱印御證文者勿論、北國大名松平加賀守始、參勤交代之面而、并家來往復之休泊、人馬繼立方に、端々差支可申、何分此儘難差置、追日差迫候もの共者、被下切等之歎願申出候得共、容易に可相願筋に無之、潰家に相成候者一般之事にも有



弘化四年

之、勞得と及理解、被下切者不申上、乍去平日助郷等無之、何れも其村方限人馬を以繼立候儀に付、人馬相勤候もの共、餘計に申付置候故、拜借金高も自然相當候得共、此度之災害者、前代未聞之儀に付、出格之御沙汰を以、一同相續出來候様、拜借被仰付度、當五月中相伺候砌、北國往還人馬繼場に付、木陣旅籠屋之類、廉譯致し差出候處、金高減方、其外品々掛り々等、有之、再々應取調直、當九月中、別紙寫之通尙又伺書差出候處、牟禮宿外三ヶ宿之儀、賜往還に付、五街道同様に拜借者難相成、併此度之災害者、全非常之事に付、實に無據事に候はゞ、外村々之振合を以相續方、別段取調可申立旨、御附紙に而今般被仰渡候間、得と勘辨仕候處、外村々一統御救拜借之分者、追々御下知相濟候に付、繼場村々之もの共も、時々御下知之否伺に罷出候故、最早近々御沙汰も可有之旨申諭置候折柄にも有之、且者外村々之振合を以拜借相伺候而者、實以參勤之大名休泊、并人馬繼立方、差支可申は顯然に付、右被仰渡之趣申渡候はゞ、繼場村々之名目に而者、迎も拜借不被仰付杯心得違仕、如何様之儀仕出候哉も難計、安心仕兼候間、此度被仰渡之趣者何分難申聞、於私も常感之次第に付、前書之金千貳百八拾七兩者、別紙伺書寫之通、廉譯を取集候總金高辻に御座候間、右村々地震に付、御

救相續として拜借、書面年賦割合之通、返納被仰付候様仕度奉存候、尤も御勘定組之儀者、別紙を可申上候、依之奉伺候、以上、

弘化四年十一月 高木清左衛門印  
御勘定所

御附紙

書面相續拜借之儀、伺之通に者難申付條、金四百七拾四兩、御金藏方請取之貸渡、當未一ヶ年延、來申年方已迄拾ヶ年賦返納之積、御勘定組之儀者、別紙を以相伺、且軒別割合方之儀者、難澁厚薄等勘辨之上、相續方差支無之様、渡方可被取計候、

未十二月

抑切  
金五郎

大地震急難御救拜借金、取計方伺書、

大地震急難御救拜借、  
高金貳千五百兩之内、

内 金貳百六拾九兩三步、 自普請村々御手當貸之分、  
金貳千貳百三拾兩壹步、 急難御救貸渡候分、

御代官所  
當分御預り所  
信州水内郡九拾壹ヶ村  
急難御救拜借金、年賦返納可被仰付候分、  
内 金千三百八拾四兩永百廿五文、  
自普請爲御手當貸渡候分、  
金貳百六拾九兩三步、  
高金貳千貳百三拾兩壹步、  
急難爲御救貸渡に可相成分、  
金千百拾五兩永百廿五文、  
是者拜借金之内、五分通年賦返納之積り、  
但當未方亥迄五ヶ年延、翌子方寅迄拾五ヶ年賦、壹ヶ年金九拾貳兩壹步永七拾五文つゝ、返納之積、  
元金貳千貳百三拾兩壹步之内、 右同断九拾壹ヶ村  
一金千百拾五兩永百廿五文、 急難爲御手當可被下分、  
是者拜借金高之内、五分通被下切之積、  
右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井郡、水内郡村々、當三月廿四日夜、古今未曾有之大地震災害之次第者、其砌方追迫申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死怪我人等多く、國中自他一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候間、相及候丈者救方手當致し遣、晝夜取調、急難御救拜借金伺

書差出候處、早速伺之通御下知被成下、御下金に相成候間、不取敢村々江割賦貸渡、極難に陥、途方暮罷在候折柄、不存寄連之御救金、偏に御仁惠御慈悲之程、一同舉而難有奉存、人氣靡り精力を得、右に而假小屋補理、當然之渡方出來候處、銘々貯之穀物者、潰家下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠等に相成、捨候分多、貧窮之もの共、其以前方夫食之時無之もの共者、當と差支、鹽、味噌等も同様之儀、及飢候もの共多有之候間、貯穀貸渡爲取續候中、當四月十三日夜、犀川上山崩押埋候場所、一時に切破り、千山川筋俄に大洪水、兼而村々覺悟者致し居候得共、是又前代未聞之水害、川通村々、溺死怪我人夥敷、家居諸道具夫食等迄、不殘流し候分有之、災變打重り候村々、其節之危難荒亡之次第、哀至極憂苦仕水欠に而、就而者差當り夫食之救方致し遣、一統差迫り候内にも、兩災に逢候村々者、別而之儀、取續方手段無御座、取絶り候方外致し方無之趣申之、追々種々歎願申出、無餘儀次第に付取調、再御救拜借、此度別紙を以相伺候儀に有之、然る處他支配、私領共、最初急難救方者、多少共遣し切の由に候處、前書急難御救金貸渡候得者、未他向之儀者、更に救筋手當等無之處江拜借被仰付候間、御威光格別に難有心得候處、追々諸向之様子承傳、水内郡村々之内、川上金吾助支配所入交之村

弘化四年

二三

村有之、同人方急難御救として米金被下切、水害村々者、猶別段に御救被下金下げ渡有之候由、私支配所、最初見分取調候頃者、地震間際之儀に而、潰家散亂、小前老若男女泣喚、怪我人共者倒苦痛罷在、村役人共者周章居、巨細之調方出來不申、見居も無之御失墜被下切之儀者難申上、不取敢急拜借之儀申上候儀に而、私支配所に限り、皆式不被下事に相成候而者、人氣にも拘り可申哉、勿論今以被下切等之儀は、更に不申出、神妙之心得方に付而者、猶更難捨置、書面之通急難御救拜借金貸渡候内、五分通り者被下切に被成下候様仕度、取束候處に而者大金に及候得共、數千軒に割合候而者纒之儀に相當り、此度兩災之奇變者、古方無之無類之儀に而、不得止事猶再拜借相伺候程之儀に付、被下切之分、文政度越後國地震之節被下金、并此度金吾助支配所被下方御見合被下、此度相伺候被下切總體取束候金高、少分とも被思召候はと、極難之儀に付御増被下候様仕度、何分厚御御講可被下候、右被下切并年賦返納之金高、夫々御下知之次第に寄、御勘定組之儀者、別紙を以相伺候様可仕奉存候、依之一村限り貸渡仕譯帳登册相添、此段奉伺候、以上、

弘化四年八月

高木清左衛門

御勘定所

弘化四年

二二四

本文可被下分、  
 一金千百拾五兩餘、  
 一金百拾壹兩餘、  
 一金六百貳拾四兩、  
 合金千八百五拾兩餘、  
 全被下方に可相成分、

急難御救金貸渡一村限り仕譯書、

覺

一金貳千五百兩、

内 金貳千貳百三拾兩壹步、

金貳百六拾九兩三歩、

此譯、

金三拾五兩三歩、

金五拾七兩三歩、

金拾四兩、

金拾四兩貳步貳朱、

金拾三兩貳步貳朱、

金拾壹兩、

金五拾七兩、

金七拾兩、

金四拾三兩、

急難御救拜借金、

付々急難爲御救

拜借貸渡候分、

同勘定所爲手

當拜借貸渡分、

上新田村

安田村

山根村

山岸村

吉村

其綿村

七瀬村

片鹽村

西江部村

東江部村、  
 赤沼村、  
 赤沼河原新田、  
 中尾新田、  
 内町、  
 坂中新田、  
 下駒澤村、  
 高山村、  
 落合村、  
 野村上村、  
 茶磨山村、  
 袖之山村、  
 坂口村、  
 夏川村、  
 地藏窪新田、  
 柏原村、  
 野尻村、  
 大古間村、  
 小古間村、  
 同去眞光寺村、  
 金左衛門組、  
 金三拾兩、

同村嘉右衛門組、  
 牟禮村東組、  
 同西組、  
 臺ヶ窪新田、  
 小沼村、  
 小沼村、  
 戸隠新田、  
 柳新田村、  
 芹澤村、  
 下木島村、  
 柳澤村、  
 西間村、  
 岩船村、  
 間長瀬村、  
 吉田村、  
 田上村、  
 壁田村、  
 間長瀬村新田、  
 田麥村、  
 金三拾七兩貳步、  
 金六拾兩、  
 金百兩、  
 金貳拾五兩、  
 金六拾兩三歩、  
 金六拾八兩壹歩、  
 金三拾八兩、  
 金貳拾兩壹歩、  
 金三兩三歩、  
 金五兩、  
 金千六百三拾壹兩、  
 金拾兩貳步、  
 金六兩、  
 金三兩三歩、  
 金四兩貳步、  
 金九兩三歩、  
 金八兩壹歩、  
 金拾六兩貳步、  
 金九兩三歩、  
 金貳拾兩壹歩、

弘化四年

二二五

金拾五兩三步、安源寺村、  
 金貳拾七兩、赤岩新田村、  
 金拾五兩、厚貝村、  
 金拾九兩、天神堂村、  
 金四拾五兩、野坂田村、  
 金拾貳兩、西條村、  
 金拾貳兩三步、上木島村之内六町、  
 金壹兩貳步、寒澤(村脫之)、  
 金五兩壹步、中町、  
 金九兩、西町、  
 金拾兩、坂井村、  
 金五兩、岩井村、  
 金拾五兩、矢島村、  
 金九兩三步、原村、  
 金三拾兩、三才村、  
 金五兩、辻屋村、  
 金七兩貳步、板橋村、  
 金六兩、稻附村、  
 金七兩貳步、石橋村、  
 金六兩、横手村、

金貳拾三兩壹步、徳間稻倉、  
 金八兩壹步、上野村、  
 金拾貳兩三步、御料村、  
 金三兩、中島村、  
 金五兩、戸草村、  
 金拾九兩貳步、落影村、  
 金六兩、北川村、  
 金三兩、水澤村上組、  
 金拾七兩、同下組、  
 金五兩、大塚新田、  
 金八兩、上野新田、  
 金拾壹兩壹步、大倉崎村、  
 金拾六兩壹步、西條村東組、  
 金貳拾三兩、同西組、  
 金三拾三兩、高坂村、  
 金貳兩、宮之腰村、  
 金七兩貳步、栗林村、  
 金五兩貳步、新保村、  
 金壹兩、若宮村、

弘化四年

二六

金壹兩、金井村、  
 金六兩貳步、押切村、  
 金壹兩三步、北岡村、  
 金三兩三步、下笠原村、  
 金四兩、立ヶ花村、  
 金三兩、岩井新田、  
 金三兩貳步、午出村、  
 金三兩貳步、越村、  
 金八兩貳步、深澤村、  
 金五拾壹兩貳步、急難爲御救貸渡候分、  
 金三拾五兩、山根村外五ヶ村、  
 金五兩、深澤村、  
 金拾五兩、右同斷、  
 赤岩村外二ヶ村、右同斷、  
 金拾五兩、田上村外貳ヶ村、  
 金拾兩、岩井新田、

金五兩、山岸村、  
 金貳拾兩、水澤組合村々、  
 金貳拾兩、釘田村、  
 金貳兩三步、新保村、  
 金五兩、矢島村、  
 金五兩、岩井村、  
 金拾五兩、野坂田村、  
 金七兩壹步貳朱、安源寺村外壹ヶ村、  
 金三兩壹步、右同斷、  
 金拾貳兩、柏原村、

弘化四年

二七

右同斷、野尻村、右同斷、赤沼村、右同斷、水澤村、右同斷、水澤村外六ヶ所、右同斷、赤沼村外壹ヶ村、右同斷、自普請所爲御手當貸渡之分、高井郡、安源寺村、外壹ヶ村、水内郡、小金貳百六拾九兩壹步、右之通に御座候、以上、米八月

一、金四兩壹步永貳百拾九文四分、牟禮村、七分金三兩壹步、一、金拾七兩永七拾九文壹分、柏原村、七分金拾貳兩、一、金八兩壹步永百貳文、野尻村、七分金五兩三分、一、金拾三兩永六拾八文八分、赤沼村、一、金拾八兩三歩永百八拾八文、水澤村、七分金拾三兩壹步、高井郡、赤沼村外壹ヶ村、水澤村外六ヶ村、五分、高井郡、赤沼村外壹ヶ村、一、金四拾兩壹歩永百貳拾六文、本多豊後守領分、七分金貳拾八兩壹歩、戸狩村外壹ヶ村、外金八兩貳歩永九拾六文五分、私領出金、高井郡、赤沼村外壹ヶ村、一、金四拾兩永百三拾四文九分、真田信濃守領分、七分金貳拾八兩、中尾村、外金七拾九兩三歩永貳百貳拾四文、

私領出金、本多豊後守領分、南郷村外四ヶ村、  
 一、合金百五拾貳兩三歩永百八拾七文七分、七分金百兩、  
 御代官所、當分御預り所、信州高井郡村々、大地震御救被下方、再拜借伺書、  
 覺、  
 村高貳萬八千五百六拾石九升四合壹勺、家數四千七百六拾軒、  
 内三千四百八拾三軒、此度御救方不相願分、  
 御代官所、當分御預り所、信州高井郡七拾ヶ村、御救再伺辻、  
 一、金貳千九百拾貳兩、  
 潰家千貳百六拾壹軒、  
 外拾六軒、土中埋之分、別段相伺候、  
 此譯、  
 金六百貳拾四兩、御救被下方相願候分、  
 潰家三百拾貳軒、但登軒に付、  
 金貳千貳百八拾八兩、再拜借相願候分、

潰家九百四拾九軒、  
 但當未<sub>レ</sub>亥迄五ヶ年延、翌子<sub>レ</sub>寅迄拾五ヶ年賦、壹ヶ年金百五拾貳兩貳歩永三拾三文三分宛、未年者金百五拾貳兩貳歩永三拾三文八分、返納之積、  
 内、  
 金百拾壹兩、但登軒に付、  
 潰流失家三拾七軒、但金三兩<sub>三</sub>、  
 金千七百六拾五兩、但登軒に付、  
 潰家七百六軒、但金貳兩貳歩<sub>三</sub>、  
 金四百拾貳兩、但登軒に付、  
 半潰家貳百六軒、  
 右者、私御代官所、當分御預り所、信濃國高井郡、水内郡村々、當三月廿四日夜、古今未曾有之大地震、災害之次第者、其御方追々申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死、怪我人多、國中自他一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候間、相及候丈者救方手當致し遣、急難御救拜借金伺書差出候處、伺之通御下知被成下、御下げ金に相成候間、不取敢村々江割賦貸渡、極難に陥、途方に暮罷在候折柄、不存寄速之御救金、偏に御慈悲之程、一同舉而難有奉存、人氣静り精力を得、右に而假小屋補理、夫食之手當、當然之後方出來候

處、銘々貯之穀物者、潰家之下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠等に相成、夫食乏貯無之もの共者、儲と差支、貯鹽貯等も同様之儀、及飢候もの共多有之候間、貯穀貸渡爲取續候中、當四月十三日夜、岸川上土崩押埋候場所、一時に切破り、千曲川筋俄之大洪水、兼田村々覺悟者致し居候得共、是又前代未聞之水害、川通村々溺死怪我人夥敷、家居諸道具夫食等迄押流し、災害打重り候村々、其節之危難荒亡之次第、哀至極憂苦仕、水災に就ても當難夫食之救方致し遣、追々稻作植付時節に向候處、苗代泥冠に相成不用立、麥作茶種共實法最中、木綿大豆等者生立懸け候處、泥水冠候分者不熟致し、村々畑方引頗出候得共、精々利解申開爲相堪候儀に有之、差向田方苗代に差支、耕作肝要之時節取外し、田方植付不相成候而者、明年迄之夫食に差支候間、手後れに不相成候様、苗代再蒔、畑方毛替作、可成丈仕付方勤農厚世語致し、銘々假小屋出來候上者、先づ潰家取片付、修葺等者跡に致し、農業相勵候様申諭候趣承仕、堅相守、村々共氣力を爲勵、用水絶之場所者、種々手段致し、高下不陸之田地者、可相成丈用水懸り工風、稻作出來候丈之分者植付、其餘者毛替作致し、手後に不相成様仕付、畑方木綿大豆水腐之跡江者、大豆再蒔、粟稗蒔付、田畑共植付相片付候上、而潰家取片付懸り候間、大に相後れ、

小屋懸之儘に而者、迎も冬之凌相成兼、當時専ら銘々右之手當修葺に取懸り居候、然る處村々共困窮之もの共者、不慮之變災に逢、如何とも可致様無之、今日露命繫兼候もの共者、迎も潰家取繕者勿論、夫食にも差支、洪水にて潰家諸道具押流し候もの共者、猶更之儀、自他親類身寄之者共も、同様難澁致し、助力致し吳候ものも無之、取廻御憐愍相願候外可仕様無之旨、村々歎願致し、他支配他領共、艱難之もの同様願出候由申立候間、相糺候處、箇成に營もの共も未假小屋に罷在候もの多く有之、長々雨濕を受け、此節村々時疫瘧煩候もの有之、難澁之もの共見居もなく、假小屋に罷在候而者、冬分に至り、寒國風雪に被侵、飢凍身命に拘り、且者備々住居を失ひ候はゞ、無據他國稼等に離散致し候ものも多く可有之、是迄相凌、折角爲取續候詮も無之、此上人別減少致し候はば、地震洪水之荒亡損地之上、手餘荒地等出來候而者、村々相續仕兼、御收納にも懸可申、當時之様子に而者、暑中之照込、氣候之運も宜候間、此上天災之憂無之候はゞ、無難之田方者、相應之作柄に至り、夫食之差支は有之間敷哉に奉存候處、書面難澁之もの共、種々才覺仕候得共、何分潰家取繕、并家財、農具等損失之分買求候手段無之候間、不得止事再御救之儀相伺候儀に有之、極難之もの共者拜借被仰付候共、迎も

返納之手段無御座、被下方相願候、右者文政之度越後國大地震とは事變り、當國之儀者至而烈敷、數郡變之場所廣く、就中、水内郡、高井郡者大災、殊に洪水共、兩度之災害、艱難之次第、古今無類之儀に者御座候得共、西丸御炎上以來、引續御物入多御時節、深相辨、御失墜不益之儀無之様、精々取調、可相成丈相減取續候得共、何分數拾ヶ村之儀に付、取東候而者金高嵩、相減候際不相見、全災害村數多故之儀無是非、此段減様無御座候間、越後國文政之度御救金被下方拜借金等之御出方に割合御見覽被下候はゞ、減方之模様相分り可申哉に奉存候間、出格之譯を以、書面伺金高無御減、伺之通被仰付、寒冷之趣候間、艱難之もの共相凌候様、早々御下知被成下度奉存候、然る上者御勘定組之儀者、別紙を以相伺候様可仕候、依之再拜借一村限帳登冊相添、此段奉伺候、以上、

潰家貳千九百四拾五軒、  
内半潰七百八拾五軒、  
潰家數百貳軒、  
内半潰三拾壹軒、  
三百五拾八軒、  
貳百三拾七軒、  
拾三軒、  
千百九拾貳軒、  
千貳百四拾四軒、  
御代官所  
當分御預り所  
信州水内郡八拾四ヶ村  
地震御救拜借金、  
一金五千貳百貳拾八兩壹步、  
但末々迄迄五ヶ年延、翌子方未迄貳拾ヶ年賦、壹ヶ年金貳百六拾壹兩壹步永百六拾貳文五分づゝ、返納之積り、  
金貳千五百兩、  
急難御救拜借金  
當四月御下げ金之分、  
内金貳百六拾六兩三步、  
再拜借之内長  
渡候分、

弘化四年

高金貳千九百九拾五兩、

再拜借願金高、

內金貳百六拾六兩三歩、

急難御救借金之内、

金貳千七百貳拾八兩壹歩、

再拜借、此度御金藏方可

請取分、

内譯、

金貳千五百三拾五兩、

但登軒に付、

皆潰家千拾四軒、

但金貳兩貳歩、

金四百六拾兩、

但登軒に付、

半潰家貳百三拾軒、

但金貳兩、

右者、私御代官所、當分御預り所、信州高井、水内郡村々、當三月廿四日夜之大地震災害之次第者、其砌方追々申上候通、潰家夥敷、家財諸道具等悉打毀、即死怪我人多、一般之奇難、差當り當日夫食に差支及飢渴候間、夫々救方手當致し遣、急難御救借金伺書差出候處、伺之通御下知被成下、御下金に相成候間、不取敢村々江割賦貸渡、極難に陥、途方に暮罷在候折柄、不存寄達之御救金、偏に御慈悲之程、一同舉而難有奉存、人氣靡り精力を得、右に而假小屋補理、夫食之手當、當然之邊方出來候處、銘々貯置候穀物者、潰家下に相成、殊に散亂致し、土砂水冠等に而、儲と差支、貯置等も同様之儀、及飢候もの共多有之候間、貯置貸渡爲取續候内、當四月

十三日夜、犀川上山崩押埋候場所、一時に切破り、千山川筋俄之大洪水、兼而村々覺悟者致し居候得とも、是亦前代未聞之水害、川通村々者、打重り候危難、荒亡之次第、哀至極にて、右水災に就候而も、當難夫食之救方致し遣、追々稻作植付時節に向ひ候處、苗代泥冠に相成難用立、麥作菜種共實法最中、木綿大豆等者生立懸け候處、根腐に相成、麥菜種共、數日泥水冠候分者不熟致し、村々畑方引願出候得共、精々利解申開爲相堪候得共、差向田方苗代に差支、耕作肝要の時節取外し、田方植付不相成候て者、明年迄之夫食に差支候間、手後れに不相成様、苗代再蒔爲致、且銘々假小屋出來候上者、先づ潰家取片付、修復等者跡に致し、農業相勵候様申諭、村々氣力を爲勵、用水絶之場所者、種々手段致し、高下不陸之田地者可成丈け用水掛工風、稻作出來候丈け之分者植付、其餘者毛替作致し、手後に不相成様取計、畑方木綿大豆水腐之跡江者、大豆并粟稗等蒔附、田畑共植付相片付候上にて、潰家取片付懸り候間大に後れ、小屋懸け之儘にて者、追も冬之凌相成兼、當時専ら銘々右之手當繕に取懸居候、然る處村々困窮之もの共者、不慮之變災に逢ひ、如何共可致様無之、露命緊兼候もの共者、追も潰家取繕者勿論、夫食も差支、其上水難に逢候もの共者、猶更之儀、自他親類身寄之もの共も同

三三

様に、助力致災候ものも無之、取廻り憐愍候外無之旨、村々村歎願致、他支配私領共、艱難之もの共同様夫々願出候趣申立候間、相糺候處、簡成に燃候ものも假小屋に罷在候もの共多く、長々雨濕を請、此節村々にて時疫瘧等煩候ものも有之、右體見居もなく假小屋に罷在候而者、冬分に至り、寒風風雪に被侵、身命に拘り、且者住居を失ひ候はゞ、無據他國稼等に離散致し候もの多可有之是迄相凌、折角爲取續候餘も無之、此上人別減少致し候はゞ、地震洪水之荒亡損地之上、手餘荒地等出來候而者、村々相糺仕兼、御收納にも懇可申、書面難澁之もの共、種々才覺仕候得共、何分潰家取繕、并家財農具等損失之分買求候手段無之候間、不得止事再御救之儀歎願致し候儀にて、先年越後國大地震と者事替り、信州の儀者至而烈敷、數郡變災之場所廣、就中、水内、高井兩郡者大災、殊に洪水共兩度之災害、艱難之次第、古今未曾有之儀、越後國地震之節者、被下金等御座候趣に候得共、此度者御時節柄等差含、厚利解申開被下切之儀者不申上、精々取調可成丈相減取願候得共、何分數拾ヶ村之儀に付、取東候而者金高相嵩、減候際不相見、全莫寄村數多故之儀、此上減様無御座候間、越後國文政度御救金被下方拜借金等に御見鏡被下候はゞ、減方之模様相分り可申哉に奉存候間、出格之御評議を以、書面

弘化四年

同高無御減拜借被仰付、追々寒冷に趣候間、艱難之もの共相凌候様、早々御下知被成下度奉存候、然る上者御勘定組之儀者、別紙を以可申上候様可仕候、依之再拜借一村限帳登册相添、此段奉伺候、以上、  
弘化四年四月  
御勘定所  
高木清左衛門 印  
長印土佐、河内、脩補、  
無出座 同 龍助、 岩太郎、 保右衛門、  
前書信州高井、水内郡村々、地震に付再拜借之儀、伺之通に者難申付條、登軒に付金壹兩貳朱之當りを以、合金千三百九拾九兩貳歩之内、千百三拾貳兩三歩者、今般再拜借申付候間、御金藏方請取之、先般拜借金之内貸渡殘金貳百六拾六兩三歩差加ひ、村々難澁之もの共江貸渡、先般拜借之分共合金三千六百三拾貳兩三歩、當未壹ヶ年延、來申方已迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金三百六拾三兩壹歩永廿五文づゝ、返納之積り取計、御勘定組之儀者別紙を以可被相伺候、斷者本文有之候、以上、  
未十月  
押切  
金五郎

三三

弘化四年

信州中野村陣屋并外村々御圍籾之内、貸渡伺書、

村高六千貳百六拾貳石四斗九升七合、

家數七百八拾九軒、

人數三千三百五拾四人、

内人數千六百六拾四人、

私御代官所

高井郡安田村外八ヶ村、

(安田村、上新田村、野坂田村、  
牛出村、栗林村、大俣村、田上  
村、岩井村、岩井新田)

水内郡内町外貳ヶ村、

(内町、赤沼村、赤沼河原新田)  
御圍籾夫食貸渡伺候分、

一 飢人數貳千八百八拾九人、

此糶六百貳拾壹石八斗、

但來申々子迄五ヶ年賦、壹ヶ年糶百貳拾四石三斗六

升宛、返納之積、

内

男九百貳拾人、

此糶三百六拾八石、

女千貳百六拾九人、

内貳百五拾六人、六拾歳以上、十五才以下男入、

此糶貳百五拾三石八斗、但貸入に付、一日貳合  
但貸入に付、一日貳合

右者、私御代官所信州高井、水内兩郡村々、當三月廿四日夜

二二四

之大地震、同四月十三日千曲川大洪水之始末者、其度々御届  
け申上候通、古今未曾有之變災、銘々貯候難穀、兩度之災害  
にて多分之損失、國中一般之儀、小前夫食手當無之もの多及  
飢候間、急難相救御届之上、其節々貯穀貸渡爲取積候處、麥  
作菜種實法最中之大洪水、家居水下に相成候程之儀に付、田  
畑數日水冠、不熟蔭腐等に相成候、農民肝要之夫食取失ひ、  
多分之損失、御年貢納に相成候間、畑方引一同舉而相願、村  
村見分仕候處、不熟之段相違無之候得共、畑方引之儀者不容  
易趣、厚利解申聞爲相地候、然る處當稻作之儀も、兩度之變  
災にて苗數再度時付候間、大に旬後れに相成候上、當七月  
旬方之不時之冷氣にて、中稻晚稻之分出穂無甲斐、青立糶多  
案外不熟致し、書面村々之儀者、何れも千曲川縁にて堤切  
入、就中、大災之不作に而、(檢カ)披免相願、多分之損毛、右之内皆  
畑場村々之分者、畑方引相保、(願カ)別而夫食乏、一同艱難相凌、是  
迄者村々申合、雜穀所持之もの共融通、互に助合、漸取積能  
在候得共、最早必至と差詰り、此上露命之繋方手段無之、來  
春麥作取入時節迄二百日之間、御救夫食拜借相願候旨申立  
候間、得と相糶候處、右村々之儀、災害數拾ヶ村之内、譯而極  
難陷、是迄厚御救拜借等被成下候得共、未住居も不整、夫食  
盡果候もの及飢、拾置候得ば、不得止事離散退轉、潰百姓出

來可申者、眼前に而、兩度之天變、違作打重り候故、艱難之次  
第難盡申上、難盡之段相違無御座、是迄に御救被成下、取積  
候良民共、今一段之儀、依之飢人共巨細相糶、右之内にも簡  
成取積候もの共相除、日數之儀も理解之上、極々相縮候處、  
書面之通拜借被仰付候様仕度奉存候、於然者右糶六百貳拾  
壹石八斗貸渡、當未御勘定拂に相立、來申々子迄五ヶ年賦、  
書面御合之通詰及、其年々御勘定元拂に組仕上候様、御證文  
可被下候、依之此段奉伺候、以上、

弘化四年十一月

高木清左衛門印

御勘定所

御附け印

書面伺之通に者難申付、日數相減、書面一日當り

を以、五十日分貸渡、返納石數等之儀者、猶取調可

被相伺候、以上、

未十二月

信濃國大地震に付、初發々取計候始末、申上候書付、

當四月以來、追々御届申上候、私御代官所、當分御預り所、信  
濃國高井、水内郡村々大地震之儀、當三月廿四日夜成之中刻  
頃、俄に震動相始り、一と頻は千候事も成兼、次第に強く震  
立候内、所々出火之體相見候得共、見分之ものも差出兼、心

弘化四年

二二五

痛罷在候處、翌廿五日卯申刻、漸薄らぎ候間、不取敢手當金  
用意、手附手代差出、私儀も引續出張見分仕候處、地面割裂、  
七八寸、五六尺餘、數拾間宛筋立開、右割目、黒赤色之泥水  
吹出し、步行相成兼候場所多、其上所々山崩、土砂は勿論、大  
石轉ひ落、田畑共悉く變地致し、用水路は缺崩、床違に相成  
候場所も有之、川筋水行を塞候故、平一面に溢出、百姓家之  
儀は、軒並に押潰し、桁、梁等打折、家財、諸道具は悉く打毀、  
貯置候難穀者、俵物震崩し散亂し、吹出し候泥水を冠り、中  
には押埋候分も有之、貯穀は郷藏共押潰、奇變之體、言語に  
絶、小前は勿論、村役人共迄、本心取失ひ、更に跡取片付之心  
得も無之、銘々潰家前に忙然と致し途方に暮、私を見請、頻  
に落涙難止、尋候答も出來兼打臥居、老若之もの共は泣喚、  
怪我人夥敷倒、苦痛罷在、即死之もの取片付様も無之有様、  
難盡申上、不便至極艱難仕、何れ之村々も同様之次第に而、  
一般之奇難、助合候事も難成、差當り助命之もの飢渴に及候  
故、不得止事を陣屋許中野村、松川村江小屋懸取建、私手元  
入用を以焚出し致し、其外遠村之分は、最寄に夫食米差遣し  
候得共、數ヶ村之儀、中々以難行届、身元箇成之もの共も潰  
家に相成、奇特之取計筋も出來兼候間、村々貯穀貸渡、當分  
爲相凌、且村々潰家、怪我人等、追々取調候處、潰家并半潰家

とも三千軒餘、男女即死五百七拾八人、怪我千四百六拾人、右之内五拾九人、追々相果、其餘片輪に可相成もの多分有之、斃牛貳疋、斃馬百五拾六疋、右之外善光寺江參詣致し、同所にて即死之もの、男女貳百四人有之、多分之人絶に相成、支配所之内、無難之分三分一ならずは相残不申、其餘は災害村々にて、差向用水路手入不仕候ては、呑水に差支、殊に田方用水肝要之時節、何れも難捨置、併場廣大破之儀、中々以村々難及自力、且又其砌真田信濃守領分平林村地内にて山拔崩、屏川押埋、流水を堰留水溝候に付、川上村々、一圓水開に相成、右塲所滿切候へば、何様之洪水可相成哉氣遣致旨、信濃守家來々懸け合候間、猶又千曲川縁村々江、私廻村仕、萬一押切候節者、立退方手配致し居候内、同四月十三日、俄に押切、同川通水嵩凡三丈餘にて、潰家之分は其儘押流、上郷村々々は、家居諸道具、材木等流水、右等江取絶り、老若男女泣喚び、前代未聞之大洪水に有之、右水災に付、赤沼村にて四人溺死致し候哉、行衛不相知旨申出、兩度之災害、私儀も千曲川縁内町に止宿罷在、急難之程難計、用意人足呼寄置候内、最早丹波島邊江氷鼻參り候趣、村々呼繼聲高に爲知候に付、打驚、其儘可立退處、兼而呼寄置候人足共は勿論、村役人も立去り、無餘儀御用書物其外共、家來に爲持、手代一同

弘化四年

二二六

漸立退、凡貳拾町程隔り候三才村江罷越候得共、一町餘水中を步行候程にて、既に水災難逢程危儀に御座候、右之次第に付、不取敢材木類取集、過急に役拾三組仕立させ、渡し舟雇上、其内買米買上、掘飯等爲拵、飢人共江差遣、并水難村々江救米差遣、最寄本多豊後守領分神代宿江申談、寺院境内借受、日數十日之間、夫食手當致し遣置、村々相續方、并自普請所爲手當金貳千五百兩急拜借之儀申上候處、伺之通御下借金被成下候間、早速村々江割渡候に付、良民共御仁惠之程難有打祝、一統力を得、直様農業に取懸り、中にも水内郡同去真光寺村真光寺組之儀、百姓家拾六軒、并寺壹ヶ寺は、飯繩山入谷間に一纏に住居罷在候處、右大地震に而、家居田畑共總體平押に、低塲は凡壹町半も震下げ、寺院共都合拾七軒、一時に押潰、引續後ろ之高山夥敷崩落、潰家之上江如山覆冠せ、一同逃去候得共、土中埋死候男女拾八人、右之内家内死絶候分三軒、其餘家別に逃免難助命致し候者共、男女五拾九人有之、イ方も無之に付、早速假小屋補理遣し、離散を止め、爲御救御手當金被下切相伺候處、一軒に付、金七兩貳歩づり被下、猶又冬春迄之夫食として、御圍穀之内米拾四石六升貳合被下置候に付、精力を盡し出郷一村取立候積、精々申付置候、扱亦川通變地仕候大破之塲所は、早速御勘定方、御普請

役等被差遣、保方專一に御普請被成下、用水路自普請所等者、夫々拜借金被仰付候間、當作方之儀、句後れに者候得共、丹誠致し植付方精々教諭仕、前書御手當筋之冥加を厚相辨、銘々潰家取片付等之儀は捨置、農業爲相勵、實に用水乘兼候塲所は、毛替作申付、苗不足之村方は、無難村々江申觸、貫苗爲致、無油斷手入致し候得共、七月以來不時之冷氣曇天等にて、出穂無申不熟仕、破免拾見入願出候得共、可成丈利解之上爲相湛、御取箇筋之儀は別段之事故、手強吟味仕、損地度一筆限巨細相改、明年可起返程之分は、夫々見込を付、引方不相願積、精々取調、實に難起返分高貳百八拾七石餘引方之積、其餘は不殘御取箇筋仕、併雨災之奇變、隣郷一般之儀にて、相互助合儀難相成段相違無御座、依之小屋懸之儘に罷在候もの、多分取積方出来兼候故、無據再拜借之儀相伺候處、壹軒に付金壹兩貳朱之當りを以、合金千三百九拾九兩貳步拜借被仰付候間、是又無申乙割渡、一同舉而難有相心得、將亦北國往還車禮宿、大古間宿、柏原宿、野尻宿、右四ヶ宿之儀、多分之潰家并燒失家も有之、即死、怪我人出来、殊に往還道橋及大破、人馬繼立方は勿論、往還道路差支候間、即刻手代差遣し、急速爲取繕候得共、參勤交代時節、人馬繼立差支罷在、第一 御威光にも拘り候間、支配所内無難村々

弘化四年

二二七

江中渡、當分助人馬爲差出、本陣、旅籠屋、人馬役之もの共相續方之儀は、追而相伺候様、差向融通方差支候間、助成御貸付元利金年賦御下げ戻之分、一時に御下げ奉伺候處、伺之通金八百貳拾五兩餘御渡相成候間、右を以當分繰替、諸往來無差支様、直に右四ヶ宿御救拜借取調當、伺中に有之、扱右兩災にて、一體米穀拂底故、自然と直段引上げ、困窮人も彌増及難難候間、勘辨仕、實體成もの相撰、越後國江差遣し、直安之米貳千七百俵爲買集、信州桑名川河岸迄引取、同所方積替、陣屋許中野村江爲相運候に付、別段運賃賦質相掛り、總體米直段江割合候而は、直安にも不相成候間、右河岸方引取候入用は、私手許方償遣、直安に爲買渡候故、近郷方追々賣米相預、穀直段も下落仕、一統安心仕候儀に御座候、勿論地震之儀、三月廿日以来、不絶震立、次第に薄らぎ候得共、未だ少々宛震立申候、信濃國は都而雪深之土地故、例年冬春之内、御當地始め諸國江奉公稼に罷出候仕來之處、當年之儀は人別も相減、荒地は相増候處、他國出差留、來春迄は餘業爲相稼、雪解次第、田畑起返方、精々爲取計候様に御座候、前代未聞之奇變には御座候得共、御仁惠を以御救筋被成下、良民共安堵に營候段、於私難有仕合に奉存候、尤手附手代も寢食打忘れ、救方并相續等之儀、格別骨折、私儀も手許方入用



號六十四第告報會查調防豫災震

乙

差遣置候儀に付、別紙任譯書相添、大地震最初より取計候始末、一と通申上置候、以上、  
未十一月  
高木清左衛門 印

覺

一金三拾四兩貳步、

是は、大地震翌日、爲見分差遣候手附手代江相渡、村々之内、難澁致し居候もの共江、手當可致旨申付遣、潰家之内登軒江、金壹步亦は貳朱宛、差遣候分、

一金拾九兩貳步餘、

是は、犀川通山崩にて水泄之場所押切、千山川洪水之節、三才村にて焚出し申付、水難村々江船筏を以施遣候米代、并地震水災兩災にて、村々之内夫食に差支候もの共江、救米差遣候代金之分、

一金壹兩壹步貳朱、

是は、右同斷之節、三才村にて役拾三組拵、人足賃、其外船三艘借受賃、并船渡手當分、

一金三拾壹兩餘、

是は、地震水難兩災にて、越後國方夫食米買入、千山川通積登り候節、同川通字桑名川河岸迄は、運賃之分、買入米直段之内に籠有之候得共、同所方字立ヶ花河岸迄、

川路凡拾里程引上げ、夫々中野村迄陸地凡貳里許運賃之分は、直段外に付、右之分直段江込候ては、格別高直に相成候間、右兩運賃は、私手元方渡遣候分、  
一金九兩貳步貳朱、

一金九兩貳步貳朱、

是は、右同斷夫食米買入之節、彼地江遣候名主共手當、其外兩災に付、格別骨折候名主并百姓江、手當差遣候分、

合金九拾六兩餘、

外

金拾五兩三歩餘、

是は、兩災に付、御救拜借金相伺御下知濟に付、兩度御金差立候節、道中附添手附往還雜用、其外私手附手代、度々村々廻村雜用之分、  
右之通御座候、以上、

未十一月

高木清左衛門

越後國古志、蒲原郡村々、大地震に付、相續御手當拜借伺書、

覺

越後國古志 蒲原郡五拾五ヶ村

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

御手當相願候分、  
村高壹萬五千貳百五拾八石九斗八升貳合六勺七才、  
金三千九百四拾壹兩貳步、

内

金三千貳百四拾四兩壹步永百三拾七文八分、

此人數壹萬貳千七百拾八人、

此夫食四千六百壹斗七升、

蒲原郡五拾五ヶ村、千山下米直段、金壹兩に付、米一石三斗三升二合八勺

是は常子十二月二日か來丑三月二日迄、日數九十日、平均登人に付、米三合五勺づゝ之積、夫食御手當相願候分、

金五百八拾八兩、

此潰家千百七拾六軒、

是は、家財、農具、鹽糧、悉損失致し候に付、御手當相願候分、但登軒に付、金貳步づゝ、

金百九兩壹步、

此大破家四百三拾七軒、

是は、右同斷に付、御手當相願候分、但登軒に付、金壹步づゝ、

づゝ、

右は、松平越中守御預り所越後國古志郡 蒲原郡五拾五ヶ村

之儀、追々御届申上置候通、當十一月十二日辰上刻大地震にて、民家夥敷震潰、地面割裂、熱き泥土を吹出し、即死、怪我人、大勢有之、皆潰又は大破に及び候家數、書面之通御座候間、家財農具打毀、貯置候穀物、潰家之下に相成、鄉藏等も打崩、貯夫食致散亂、其上大雨降出、穀物泥土に相混雜用立、差當大勢之百姓、夫食に差支、及飢渴候體に有之、右は急變之儀に付、早速御預り所手限に取計、日數廿日之間、夫食之爲手當米千石餘差遣、其外死失之もの取調候手當、勞島目等施行任、當然之處は爲相凌候得共、一體困窮之者共、不慮之災難に逢ひ、殊に當年之儀は、一統之運作にて難澁之年柄にも御座候故、無難之ものと申候ても、救合も出來仕兼、潰家并大破之分共、小屋懸取繕、凌雨露候事も仕兼、假に板圍等致し居、又は大破之軒下等に亘居候體に御座候故、風雪に被侵、病難等出來之程も難計、又は住居難相成無據他國江離散致し候ものも可有之哉難計、大勢之人數、追々減少致し候様にては、村方相續仕兼、來開作之差支に相成候儀は、顯然之儀御座候間、難儀仕候間、何卒公儀御役人様方、早速御下向被成下御見分之上、御手當筋被仰付度旨、頻而申立候得共、御役人様方御下向等之儀は、容易に難申上儀に付、猶又役人共罷出、悉吟味仕候處、右は是迄不及承變事に御座候、大勢之

弘化四年

百姓共、難儀困窮仕候儀、目不被當儀に而申立候通實に相違も無御座、住所を失ひ、食物差支候故、人氣不穩、此上如何様之異變出來可仕哉も難計、殊に雪國之趣にも御座候得ば、大雪等追々降積候而は、肌寒難凌、病難又は身命にも相拘り候儀にて、無據他國江離散致し候ものも有之候而は、地震荒亡之手當薄く能成、自然と荒地も多く相成、村方衰微可仕儀に付、假にも早速家作出來不仕候而は、何分凌方出來難仕候間、何卒格別之御吟味を以、當時之凌方、來開作迄之爲御手當、書面之夫食、并家財農具等損失之分御手當とも、書面之通拜借被仰付、且は別紙之通、家作御手當之儀は被下切に被仰付候様仕度奉存候、地震潰家荒亡之儀者、同國之内にも、越中守御預り所、蒲原郡村々、山手之方々、古志郡之方、江懸、別而、地震強く、前件之通地裂、熱き土砂押出、往昔方無之變事に而、往方無御座候間、何卒伺之通被仰付被下置候様仕度奉存候、尤右拜借之分、年季短御座候而は、又々返納に差支、困窮可仕候間、當子方辰迄五ヶ年延、三拾ヶ年賦返納被仰付被下度奉存候、右は急難差懸候儀にも御座候間、早速御下知御座候様仕度、此段奉伺候、以上、

文政十一年十二月

松平越中守家來  
小菅仙左衛門 印

御勘定所

表書之越後國古志、蒲原郡村々、地震に付、夫食其外御手當拜借之儀、伺之通には難申付條、金千三百拾三兩拜借申付候間、御金藏方請取之貸渡、當丑年御金藏御勘定元拂に相立、返納之儀は當丑方巳迄五ヶ年延、午方申まで拾五ヶ年賦、壹ヶ年金八拾七兩貳步つゝ、未年は金八拾八兩取立之相納、其年々御金藏御勘定元に組可仕上候、斷者本文に有之候、以上、

丑四月

越後國古志、蒲原郡村々、大地震に付、家作御手當伺書、

豊

村高壹萬五千貳百五拾八石九斗八升貳合六勺七才、

潰家、千八百貳拾壹軒、

大破家、

内貳百拾軒、

御手當不申受、家作可致分、

越後國古志、蒲原郡五拾五ヶ村、

一金五千五百七拾八兩、

家作御手當相願候分、

此家數千六百拾三軒、

内 四千七百四兩、

此潰家千七百七拾六軒、

是は、極困窮之者、壹軒江金四兩つゝ、御手當相願候分、

八百七拾四兩、

大破家四百三拾七軒、

是は、大破に相成、住居難相成、新建同様修復に相成、

職人作料、壹軒江金貳兩つゝ、御手當相願候分、

右者、松平越中守御預り所越後國古志、蒲原郡五拾五ヶ村之儀、追々御届申上置候通、當十一月十二日辰上刻大地震にて、民家夥敷震潰、地面割裂、熱き泥土を吹出し、即死、怪我人、大勢有之、皆潰又は大破に及び候家數、書面之通御座候間、家財農具打毀、貯置候穀物、潰家之下に相成、郷藏等も打崩れ、貯夫食散亂致し、其上大雨降出し、穀物泥土に相混雜用立、差當り大勢之百姓、夫食に差支、及飢渴候體に有之、右は急變之趣に付、早速御預り所手限に取計、日數廿日之間、夫食之爲手當、米千石餘差遣し、其外死失之もの取納候手當、旁島目等施行仕、當然之處者爲相凌候得共、一體困窮之もの共、不慮之災難に逢ひ、殊に當年之儀者、一統違作にて難澁之年柄にも御座候故、無難之ものと申候ても、救合も出來兼、潰家并大破家之分とも、小屋懸取繕、凌雨露候事も仕

弘化四年

三三

兼、假に板圍等致し居、又は大破之軒下等にイみ居候體に御座候故、風雪に被侵、病難等出來之程者難計、又は住居難相成、無據他國江離散致し候ものも可有之哉も難計、大勢之人數、追々減少致し候様にては、村方相續仕兼、來開作之差支に相成候儀は、顯然之儀に御座候間、難儀仕候間、何卒御公儀御役人様方、早速御下向被成下、御見分之上御手當筋被仰付度旨、頻而申立候得共、御役人様方御下向之儀者、容易に難申上儀に付、猶又役人共能出、悉吟味仕候處、右者は迄不及承變事に御座候間、大勢之百姓共、難儀困窮仕候儀、目不被當儀にて、申立候通實に相違も無御座、住所を失ひ、食物に差支候故、人氣も不穩、此上如何様之異變出來可仕哉も難計、殊に雪國之儀にも御座候得者、大雪等追々降積候而者、肌寒難凌、病難又は身命にも相拘り候儀にて、無據他國江離散等致し候ものも有之候而者、地震荒亡之手當薄く相成、自然と荒地も多く相成、村方衰微可仕儀に付、假にも早速家作出來不仕候而者、何分凌方出來難仕候間、何卒格別之御吟味を以、潰家并大破家之分共家作料、并家財農具等損失之分江爲御手當、書面之通被下切に被仰付、且は別紙之通、夫食御手當拜借被仰付候様仕度奉存候、地震潰家荒亡之儀者、同國之内にも、越中守御預り所、蒲原郡村々、山手之方々、古志

弘化四年

郡之方江懸候而者、別而地震強く、前件之通、地裂、熱き土泥  
押出し、往昔方無之變事にて、往方無御座候間、何卒伺之通  
御手當被仰付被下置候様仕度奉存候、右は急難差懸候儀に  
も御座候間、早速御下知御座候様仕度、此段奉伺候、以上、

松平越中守家來

文政十一年十二月

小菅仙左衛門印

御勘定所

表書之越後國古志、蒲原郡村々、地震に付、家作料其外御手  
當之儀、伺之通には難申付條、金千八百五拾九兩、爲御手  
當被下候間、御金藏方請取之相渡、當丑年御金藏御勘定元  
拂に可被相立候、斷は本文有之候、以上、

丑四月

○以上二通ノ御書ハ、救助比申ノ參證ニ充テレモナルベケレバ、姑ク書  
ニ仍リテ存録セリ、文政十一年十一月十二日越後地震條ト併セテ書ルベシ、

(隄議叢書) 善光寺地震取調材料六册ノ内、丁、

○コノ書ハ舊松代藩士高野秀波ノ編述ニ係リ、其第五卷ハ即チ 本書ニシ  
テ、丁米地震ノ事ヲ載セタリ、

上田衆聞書、

上田御城下之内、潰家拾軒程、朝右町方之者、庭江小屋懸け  
罷在候、

御領分善光寺平之内五千石、稻荷山宿江御詰、

郡奉行 宇野庄右衛門、御代官 青山三八郎、  
御徒目付 兩 人、御手代 兩 人、  
足輕方下り三十八人程、

松代

松代御城内、御玄關少損じ、辰巳之御櫓、損じ候御様子、廿  
四日夜四ツ半時、地震に付、西條村開善寺と申御祈願所江  
御立退被仰出候得共、御延引に相成、大御書院御庭江陣幕  
打、御立退、

一諸御役人并御家中、不殘火事裝束にて城中江詰、  
一御城下伊勢町三丁之間、潰家貳拾軒程、中町三丁之内、潰  
家七分程、荒神町六軒、肴町、鍛冶町五十三軒程、死人三十  
人程、牛馬數不知、

一眞勝寺と申一向宗之寺一ヶ寺、潰れ、

一廿五日、川中島犀川、往還方五里程上にて、虚空藏山崩れ、  
通水無之、爲御見口御家老恩田頼母、郡奉行竹村金吾、御  
勝手方御相談懸り岩下某、道橋御奉行根津綾之助、柘植嘉  
兵衛、宮島守人、御代官山田兵次、御側御用人岩崎玄蕃、郡  
方手附、道橋手附、御徒目附衆方足輕迄、百人程、

一御見方先崩候山上村々、  
三ッ水村、水内村、新町、上條村、穂新村、竹房村、川

御家中名越湊之助、野間某、天井板敷落、  
按此件松代之事  
一町家之者、夜分は家毎提燈を出し、男は往還へ出、女は庭  
へ出罷在、總而庭江小屋懸け、炎焚いたし、内にて火不焚、  
一出水邊、往還少々震われ有之、  
一松代領境押付村、震割る、潰家三軒埋る、屋上許相見る、  
一出川村地分に而、御領分神田村地分方僅五六間引離る、田  
之中江所々あわ吹出し、竹筒杯を入、呼火さし候得ば火出  
る、是は北國筋には間々有之由、越後之大工參、切々の右  
之通致し試之由、珍敷事に候、見物群集いたし候、  
一押野村迄は、水湛へ相成候由、稻垣市之丞様、近藤八郎兵  
衛様、  
一御年寄友成覺右衛門と申仁、善光寺に而死、同伴之御家中  
并下部は、壹人も怪我無之、町家商留る、當月五日方明き  
る様子、

弘化四年

口村、

此七ヶ村、水湛、村家一向不相知候、

一右御役人御詰之場所、小市村と申所江御出に候、日々五六  
千人づゝ人足御遣に成、恩田頼母、二夜泊にて御引取、

一犀川筋四十ヶ村は、松代入口赤坂山と申所へ小屋懸け、不  
殘此所江引籠、松代様方御救被下、

一川中島廿三ヶ村、稻荷山之上名高と申所江不殘引越、松代  
様方御救被下、

一善光寺本堂、大門、大勘進、西町西法寺、同町正法寺殘、其  
外不殘燒失、

一善光寺町、死人六千人程、牛馬數不知、往來留、

一丹波島、比賀野、北原、南原、半分程潰家、廣瀬村、高  
田村、尾張郡村、はう施、潰家、死人、數不知、

一磯崎村、此所に上田様御末家五千石、松平飛騨守様御陣屋  
潰、即死御手代始下都迄七人、手附壹人、小者壹人殘、上田  
様方御救、同所寺二ヶ寺潰れ、康樂寺、○一ヶ寺、原本ニ缺ケタリ、

一稻荷山宿、不殘潰燒失、死人五六百人、牛馬數不知、  
松本

松本御城内外、所々壁落、御領主様、御玄關床机に被遊御  
懸、

三三三

小諸、 同様位、  
高遠、  
高島藩士書狀、  
善光寺此節開帳中、遠國方も參詣多所、同町稻荷山宿、兩  
宿方之ゆり壞之上出火に而、燒死人五萬人も可有之杯申、

三三三

弘化四年

尤御郡中々參詣に罷出、行衛不相知、郡方へ申出候に付、  
當二日迄四十人許と申事に御座候、右追々可申出事と申  
事に御座候、今日迄も晝夜三四度づゝゆり候得共、次第に  
少々づゝに御座候、誠に大變成儀に付、申上候、

四月二日

甚五右衛門

一松代様御領分犀川下新町と申上に而、岩山一里程崩出し、  
水留、六十丈程湛へ、最早百間程湛へにも相成と申候、田  
野口、吉原邊山山出候へば、多くは此邊江口明き流れ候半  
と申、

是が大變にて候、岩山崩にて水下へ不流、却て川上へ返り  
水に罷成候山、左候へば安曇郡、湖水の様にも相成之風  
聞、既に今日實否確と不致候得共、郡方に而其向之者へ爲  
申聞候處、今朝日迄に生坂と申所迄、水湛へ申候由、

此間書は江戸より、御手元へ來りたるを竊に寫たるな  
り、

弘化四丁未年三月廿四日夜亥刻頃方大地震に而、飯山様方  
御破損所、先御届被差出候後、地震相止兼、尙又損所出來、  
五月六日、阿部伊勢守様江御届被差出候、爲御知申來候、  
兩度荒増、左之通之旨申來候、

一城内、

二重櫓潰、損共、

貳ヶ所、

石垣崩、

三ヶ所、

圍塀倒、

數十ヶ所、

土藏潰、半潰、損共、武器藏共、

拾壹棟、

物置潰、損共、

五ヶ所、

門潰、半潰、損共、

拾ヶ所、

住居向半潰、

貳ヶ所、

献上藏潰、

壹棟、

腰懸潰、

壹ヶ所、

稽古所、小屋共損、

貳ヶ所、

井戸上屋半潰、

壹ヶ所、

番所損、半潰、

五ヶ所、

一外廻り、

稻荷社、拜殿共潰、

建家潰、

四ヶ所、

番所潰、

壹ヶ所、

一家中侍居室、

四拾四軒潰、

六軒、燒失、

二三四

弘化四年

六軒、半潰、

四軒、損、

一同門、

拾七ヶ所、潰、

貳ヶ所、燒失、

三ヶ所、半潰、

八ヶ所、損、

一同土藏、

三棟、燒失、

貳棟、潰、

五棟、半潰、

一同侍并小役之者長屋、

拾八棟、潰、

拾貳棟、燒失、

三棟、半潰、

一番所、

三ヶ所、潰、

壹ヶ所、燒失、

壹ヶ所、半潰、

壹ヶ所、損、

一春屋壹ヶ所、潰、

一用會所壹ヶ所、潰、

内

土藏壹棟、潰、

土藏壹棟、額燒、

但圍糶五百石、不殘燒失仕候、

門壹ヶ所、半潰、

長屋壹棟、潰、

物置貳ヶ所、潰、

一厩壹ヶ所、半潰、

内

門壹ヶ所、半潰、

(外之)

馬場壹棟、潰、

一献上藏壹棟、潰、

一作事小屋壹ヶ所、潰、

一中間部屋貳棟、燒失、

一船藏壹棟、半潰、

一侍并并家内小役之者下々迄、即死八拾六人、

内

二三五

弘化四年

男四拾八人、  
女四拾六人、  
一城下町之内、  
御高札場壹ヶ所、燒失、  
但御高札は、外に置申候、  
番所壹ヶ所、燒失、  
同壹ヶ所、潰、  
糶藏壹棟、燒失、  
但園籾千石、不殘燒失仕候、  
竈五百四拾七軒、燒失、  
同三百貳拾九軒、潰、  
内  
七軒、山坂に而泥冠、  
土藏百七拾壹棟、燒失、  
同六拾九棟、潰、  
同上屋許貳拾棟、燒失、  
物置百四ヶ所、  
内  
六拾九ヶ所、燒失、  
三拾五ヶ所、潰、

窄屋敷、  
内  
壹棟燒失、  
但窄舍、怪我無之、  
一水車屋三ヶ所、潰、  
一寺院、  
本堂六ヶ所、燒失、  
同六ヶ所、潰、  
門三ヶ所、半潰、  
庫裏拾四ヶ所、燒失、潰共、  
同七ヶ所、潰、半潰共、  
諸堂拾七ヶ所、燒失、潰共、  
橋四ヶ所、落、  
一城下町人、即死三百三人、  
内  
男百三拾八人、  
女百六拾五人、  
外に  
非人男壹人、  
穢多男壹人、女貳人、

弘化四年

三三六

馬八疋、死失、  
一領内在方之分、  
御高札場拾四ヶ所、潰、  
同三ヶ所、半潰、  
番所貳ヶ所、潰、  
郷藏三拾壹ヶ所、  
内  
山崩に而土中埋、拾壹ヶ所、○内別ノ數ハ、三十二ヶ所ナリ、孰レカ誤アラン、  
潰、九ヶ所、  
半潰、五ヶ所、  
類燒、七ヶ所、  
一居宅潰、貳千五拾六軒、  
内  
八拾三軒、山崩に而土中埋、  
一同七百三拾棟、半潰、  
一同貳拾三軒、燒失、  
一物置千貳百四拾九棟、潰、  
一同四拾三棟、半潰、  
一水車屋三拾四ヶ所、  
内

貳拾八ヶ所、潰、  
四ヶ所、半潰、  
貳ヶ所、土中に埋、  
一社五拾九ヶ所、  
内  
五拾四ヶ所、潰、  
五ヶ所、半潰、  
一寺院拾七ヶ寺、  
内  
拾貳ヶ寺、潰、  
五ヶ寺、半潰、  
一庫裏三拾ヶ所、潰、  
一門三ヶ所、潰、  
一諸堂六拾八ヶ所、  
内  
壹ヶ所、燒失、  
五拾六ヶ所、潰、  
鐘撞堂拾壹ヶ所、潰、  
一橋九ヶ所、落、  
一死失千百貳拾壹人、

弘化四年

三三七

弘化四年

三三八

内  
男四百九拾登人、  
女六百貳拾七人、  
僧三人、  
一牛三疋、死失、  
一馬貳百三拾四疋、死失、  
一荒地五千百六拾壹石三斗餘、  
此外、變地數多有之、  
外に  
一穢多小屋七軒、  
内  
六軒、潰、  
壹軒、燒失、  
女壹人、死失、  
一用水路、水揚口方壹里餘之難場缺落、其外村々用水損、且  
往還筋貳ヶ所拔落、并山崩、川缺、地割裂、小橋損、立木倒、  
數多に而難顯、怪我人夥敷、身體不具に相成、農業出來兼  
候者多分有之、怪我人之儀も數多故、難取調御座候、  
別段  
飯山表去月十三日夜方十四日迄、定水方壹丈三尺相増、川  
添村々、田畑水押入等之儀、先達而先御届被差出、今六日、  
左之通御届、  
一田畑水押水冠石砂入川成共、  
九百六拾九石貳斗貳升八合、  
一同水押荒地川缺、  
千百貳拾三石貳斗貳升九合餘、  
一水冠、  
貳拾四石九斗餘、  
一用水路土手押切、  
百拾三間、  
壹ヶ所、  
貳百間餘、  
壹ヶ所、  
七拾間餘、  
貳ヶ所、  
百九拾間餘、  
壹ヶ所、  
右之外、損所數拾ヶ所、  
一人馬怪我無御座候、  
右之通御座候、損毛高之儀は、追而收納之上、御届可被差出  
旨、爲御知有之候、  
五月  
松平丹波守様御内  
神方喜膳  
渡邊作左衛門

弘化四年

三三九

真田信濃守様ニ而  
津田 博様  
藤田繁之丞様  
以手紙致啓上候、然者丹波守様御領分信州筑摩郡、安曇  
郡、去る三月廿四日夜四時頃、地震強、其後折々震有之、破  
損所等、左之通、  
一城内要害之外、所々屋根損、瓦并壁落、  
一侍屋鋪并土藏、所々壁落、  
一城下町潰土藏、  
一同半潰土藏、  
一同潰物置、  
一田畑高五百七拾九石餘之場所、荒地、  
一地割、  
此間數六千四百四拾五間、  
一道路、  
此間數三萬貳百三拾三間、  
一山崩大小、  
一山崩、澤水突留湛、  
一倒木大小、  
一落橋、  
真田信濃守様ニ而  
津田 博様  
藤田繁之丞様  
一用水路缺落、  
此間數九百間、  
一犀川突留、家居水入、  
一在方潰家、  
一同半潰家、  
一同潰社、  
一同半潰社、  
一同潰拜殿、  
一同潰寺院、  
一同半潰寺院、  
一同潰堂、  
一同半潰堂、  
一同潰土藏、  
一同半潰土藏、  
一同潰物置、  
一同半潰物置、  
一同潰御高札場、  
一同潰口留番所、  
一死人男女、  
七拾三ヶ所、  
貳拾八軒、  
三百九拾六軒、  
七百六拾壹軒、  
三ヶ所、  
壹ヶ所、  
四ヶ所、  
三ヶ寺、  
貳ヶ寺、  
八ヶ所、  
貳ヶ所、  
六拾九ヶ所、  
九拾壹ヶ所、  
七拾九ヶ所、  
七拾四ヶ所、  
壹ヶ所、  
貳ヶ所、  
貳ヶ所、  
六拾七人、

一怪我人、五人、  
一斃馬、三拾四疋、  
右之通御座候、損毛高之儀は、追々被仰上候旨、今朝御用番  
阿部伊勢守様へ御届被仰上候、右爲御知名様宜得御意旨被  
仰付、如此御座候、以上、

五月十四日

水内郡北上野村續き多甲村地方道續吉村一村、三月廿四日  
大地震故、人々恐れ庭へ出見合候處、相止、家へ入候處、俄に  
西山崩、一時屋根上方砂土懸懸り埋り候に付、一人も出兼候、  
其後他村々參り、埋り候砂石取退穿候に付、二三丈も穿返、漸  
屋根之見申候に付、猶屋根破り候處、一人漸助出候處、六十歳  
位之老人にて、梁を除候哉助命致、其次第申候續穿候に、  
殊之外人力手間掛り申候由、老人、土中にては仙人之様にも  
存候と申候、乍去再度日月を拜し候大幸は、悦び申候由、  
山中上條之穢多之家貳拾餘軒有之候處、大地震之節山拔に  
て、不殘新町小川へ押埋、人別九十餘人之處、纔十餘人助り  
候由、其内九歳之男子痘瘡致居候が、母は助り、父一同押埋れ  
候處、廿八日に至り、土中にて母を呼候聲、微かに聞候故穿候  
處、無難にて出候由、廿四日夜方廿八日迄五日之内、土中に居  
り、其上痘瘡日數八日目に相成、大方かせ居り候由、奇事也、

善光寺、地震に而家潰、夫が出火に而大體焼失、此節四月下  
旬、參詣之節見候處、焼土を大桶に而水入搔廻し候に付尋候  
へば、焼金銀鐵等洗出し候と申候、松本町家藥雜屋、三百兩  
持參買出し申候處、纔之場にて三百兩金出申候、猶如何程之  
品高にや難計と申候に而、其澤山成に膽を潰申候、尤所之者  
申聞候、

丁未三月廿四日夜より、至四月廿四日、地震之數覺、

三月廿四日、夜三十一度程、  
廿五日、晝夜六十九度、  
廿六日、晝夜五十六度程、  
廿七日、晝夜八十度程、  
廿八日、同八十二度程、  
廿九日、同八十六度程、  
晦日、同五十二度程、  
四月初日、同三十九度程、  
二日、同五十七度程、  
三日、同四十三度、  
四日、同二十九度程、  
五日、同貳拾度程、  
六日、同三十七度、

七日、同拾六度、  
八日、同三十一度、  
九日、同貳十一度、  
十日、同十六度、  
十一日、同十一度、  
十二日、同二十五度程、  
十三日、同七度程、  
十四日、同拾度、  
十五日、同十二度程、  
十六日、同拾七度程、  
十七日、同三度程、  
十八日、同拾三度程、  
十九日、同貳拾度程、  
二十日、同五度程、  
廿一日、同八度程、  
廿二日、同拾四度程、  
廿三日、同拾三度程、  
廿四日、晝九時迄七度、  
○九百貳拾四度、  
是は仰を蒙りて御與支配之數へたるにて、泄たるはあれ

ど、加たるは無と云、

岩倉山拔崩、犀川堰溜に付、湛水入村々、

川南、氷熊、三水今泉、  
竹房、下市場、  
牧田中、中巻、  
吐唄、川口、安賀、  
町田、追崎、代村、  
平村、越中川、  
川北、水内平組、橋場、上條、  
新町、里穂刈、大原、  
日名、千原、橋木、  
同所押切候節、水入村々、  
川北、  
瀨脇のいもり、宮野尾、  
市村、川合、  
風間、下高田、  
○土屋房、布野、  
中候、村山、小島、

震災豫防會報告第四十六號

乙

- △長沼、赤沼、
- 川中島、
- 小松原、四ッ屋、丹波島、
- 氷鮑三村、北原、南原、
- 今井、○今里、○小森澤、
- 岡田、布施五明、布施高田、
- 御平川、會、小森、
- 東福寺、中澤、○戸部、
- 上布施、下布施、廣田、
- 藤牧、小島田、上中、下、中、下、中、島、
- 青木島、綱島、川合、
- 大塚、梓淵、西寺尾、
- 水不入は、上、下、横田許也、
- 川東、
- 芝、牧島、大室、
- 町川田、東川田、牛島、
- 綿内、田中、福島、中島、
- 高梨、○小河原、△里村山、
- △相之島、△山王島、△羽場、
- △押切、△北岡、

- 圓徳、
- 小沼、新保、大熊、
- △櫻澤、△雁田、△夷部、
- △片鹽、
- 是方下、飯山領中野平、

煤花川出水御履、八月八日御進達、  
 私領分信州水内郡煤花川上日影村之内字岩下組地内、地震に而追々拔崩、右川筋押埋、水嵩十八丈程湛溜居候段は、先達而御届申上置候通御座候處、去月十四日雨天打續、十九日晝夜頻之大雨洪水に而、右押埋候場所、幅十五間程、深さ四丈程押破、大水一時に押出、右川下村々、田畑破損、山崩川缺等は勿論、就中、同郡久保寺村、并中御所村地内市村借地、字白岩下續岡役御普請所、川除土堤貳百五拾間程、石積六百七拾間餘、岸刻拾壹ヶ所、其外手限普請所土堤千五百間餘、石積六百間餘押流、中御所村之内岡田組江掛り、切川に相成、耕地江川筋相立、居家并田畑石砂泥入等夥敷、莫太之損地出來可申と奉存候、當三月廿四日大地震以來、犀川洪水、猶又此度之水難、再三之災害にて心痛仕候、然る處右煤花川之儀は、犀川同様山中筋方押出候荒川にて、平常は流水少々候得共、大雨之節等は、俄に大水に相成、殊に水勢強、容易之増川

震災豫防會報告第四十六號

乙

除にては難保、加之、右川除普請出來不申内は、川添村々は勿論、續村々迄一統安居相成兼候付、暫時も難捨置、早速如元形普請可申之處、追々申上候重々災害に而何分難及自力、當誠至極奉存候、乍併犀川筋廣大之場所、堤川除御普請之儀奉願置、猶又申上候は重々奉恐入候得共、出格之儀を以、右御川序見分之上、一同御普請被成下候様仕度、不得止事奉願候、以上、

月日

〔水鑑雜誌〕善光寺地獄取調材料六冊ノ内、戊、文部省震災豫防調査會所藏

○風代際ノ人唐木御次郎ノ墓述シタルモノニテ、其第五卷ハ本番ナリ、

四月廿五日

信州高井郡村々、去月廿四日夜地震之上出火に而民家御届書、

眞田信濃守御預所村々、追々御届申上置候通、去月廿四日夜、稀成大地震に而、高井郡、水内郡村々、民家押潰、死失人有之候に付、早速見分役人差出候處、別而水内郡權堂村之儀者、右地震に而皆潰同様之上、善光寺町方出火、死失人等取調候處、左之通御座候、

村高六百七拾石壹斗八升八合、

水内郡

權堂村、

總家數三百七軒、

一燒失家數貳百七拾四軒、 是は潰之上、燒失仕候、

一燒失土藏并物置之類、四拾八棟、是は右同斷、

一居家三拾三軒、

一土藏并物置之類、拾五棟、 右は半潰に相成居候、

一御高札場壹ヶ所、

但、御高札は別條無御座候、

一寺三ヶ寺、右同斷、

但、明行寺、普濟寺、往生寺、

總人數千百六拾三人之内、

一死失人八拾九人、

不殘載帳之者に而、他村之者無御座候、

内 男三拾八人、女五拾壹人、

外に

百拾三人、

怪我人有之候得共、農業等に差障候儀無御座候、

一貯穀郷藏無之、身元宜者に而預り置候處、右入置候土藏押潰候上、燒失仕候故、貯穀不殘燒失仕候、尤追年世柄宜相

成候節、無油斷積戻候様申渡仕置候、

同郡



弘化四年

村高百五拾五石六斗三升七合、中尾村、  
總家數貳拾七軒、

是は地震に而皆潰に罷成申候、

一土藏并物置之類、三拾壹棟、

一御高札塲壹ヶ所、

但、御高札は別條無御座候、

一宮貳社、

右三筆、皆潰罷成候、

總人數百貳拾八人之内、

一死失人八人、他村之者無御座候、

内男三人、女五人、

同郡

村高四百五拾五石貳斗三升七合、

總家數三拾軒、

津野村、  
古科、

此外、銘々土藏并物置之類、破損仕候、

同郡

村高八百七石五斗五升七合、

總人數五百五拾八人之内、

一死失人五人、

内男三人、女貳人、

栗田村、

二四五

右は善光寺町親類方江罷越止宿仕居、怪我仕候付、早速  
引取療養相加候得共、相重り死去仕候趣追々訴出申候  
一居家并土藏物置等、大破損仕候得共、潰無御座候、

高井郡

村高九百三石五斗壹升七合、

總家數百貳拾軒、

一潰家數四軒、

但潰家之儀、最初地震之節大破損仕候付、手入も仕候得

共、追々之地震に而相潰申候、其外土藏物置之類、大破

損仕候、

同郡

一(原本村高ヲ過セリ)

幸高村、  
外拾ヶ村

右は、居家并土藏物置之類、銘々大破損仕候得共、潰家  
無御座候、

右は、真田信濃守御預所信州高井郡、水内郡村々、去月廿四

日夜亥刻頃、稀成大地震に而、民家押潰、死失怪我人有之、其

上出火有之、燒失家其外死失人共取調、書而之通御座候、尤

死失人之儀、見分相糺候處、燒失并潰死に相違無之、外怪敷

儀一切相聞不申候、其上他村之者無之候間、夫々取片付候様

申渡、且川附川々、耕地は勿論、御普請所土堤、岸崩、地割出

來、泥水吹出し候儀相止、右割口壹尺、貳尺、深貳三尺有之、  
其上耕地一圓、田畑共高低出來、田方は水懸り差支、畑方は  
容易に地平均出來兼、右様之次第に付、用水揚口關杵大破に  
付、追々用水肝要之時節に差懸り、旁土堤缺崩、關杵急破、御  
普請願出、役人差出見分目論見罷在候、且又兩郡村々、牛馬  
之儀者至而少く候付、怪我一切無御座、且又權堂村、中尾村  
之儀者、差當り夫食差支候間、信濃守手内方取扱筋、早速手  
當仕候儀に御座候、則別紙權堂村危繪圖○流繪圖ハ、原相添、此  
本ニ缺ケタリ、相添、此  
段御届申上候様、在所役人共方申越候、依之申上候、以上、

真田信濃守家來

未四月

座間百人

御勘定所

乍恐以書付御届奉申上候

一居宅、 間口五間半、横三間半、 治三郎、

一居宅、 間口七間半、横貳間、 嘉右衛門、

右續き長四間、横貳間、離座敷、

一居宅、 間口三間貳尺、横六間、 茂左衛門、

一居宅、 間口七間、横五間、 和藤治、

一土藏壹ヶ所、 長貳間半、横貳間、

一物置壹ヶ所、 長貳間、横貳間、

一居宅、 間口六間貳尺、横四間、 友吉、

一居宅、 間口四間、横五間、 興作、

右續き貳間四方、(離座敷カ、次ギ同ジ)

一居宅、 間口六間、横三間、 仲治郎、

右續き貳間四方、

一居宅、 間口四間、横六間、 七兵衛、

一居宅、 間口三間貳尺、横貳間半、 島藏、

一居宅、 間口七間、横四間、 廣吉、

一觀音堂、 間口貳間、横貳間半、 恒吉、

一土藏壹ヶ所、 長八間、横貳間、 莊吉、

一同壹ヶ所、 長八間、横貳間半、

一片平屋壹ヶ所、長三間、横九尺、

一物置壹ヶ所、 長三間、横九尺、 太市、

一物置壹ヶ所、 長九尺、横六尺、 嘉忠治、

一片平屋壹ヶ所、長貳間半、横七尺、 正平、

一片平屋貳ヶ所、長四間、横六尺、 林吉、

一物置壹ヶ所、 長貳間、横三間、 九平治、

一物置壹ヶ所、 長四間、横貳間、 佐治右衛門、

一物置壹ヶ所、 長三間、横貳間、 友右衛門、

一居宅、 間口四間、横四間、 圓作、

弘化四年

二四五

弘化四年

一物置登ヶ所、長貳間、横九尺、幸助、  
 小以貳拾五ヶ所、本潰、  
 内譯  
 拾壹軒、居宅、  
 拾三軒、土藏、物置、  
 外に離座敷、三棟、  
 觀音堂、登ヶ所、  
 半潰、

一居宅、間口六間、横五間、七郎兵衛、  
 一土藏登ヶ所、長三間、横貳間、  
 一居宅、間口三間、横六間、角兵衛、  
 一居宅、間口三間貳尺、横六間、五兵衛、  
 一居宅、間口八間、横四間半、祖右衛門、  
 一居宅、間口貳間半、横三間貳尺、長吉、  
 一居宅、間口三間、横貳間、安兵衛、  
 一物置登ヶ所、長三間、横貳間、源六、  
 一土藏登ヶ所、長三間半、横貳間半、平九郎、  
 小以九ヶ所、半潰、  
 内譯  
 五ヶ所、居宅、

四ヶ所、土藏、物置、  
 又三拾四ヶ所、  
 右之通居宅、土藏、物置、本潰半潰共相改、御書上任候處、相違無御座候、以上、  
 (屋) 矢代村  
 名主 銀右衛門  
 同 宮左衛門  
 組頭 平次兵衛  
 同 正年  
 同 新治  
 同 要之助  
 長百姓 恒左衛門  
 同 七郎兵衛

弘化四丁未年四月  
 郡御奉行所  
 乍恐以書附御届奉申上候、  
 當村嘉右衛門孫  
 一變死人  
 但壁に而脊之方押潰され、外一切疵無御座候、  
 當村安兵衛借屋仲次郎女房  
 同  
 當村三十九歳  
 當村三十八歳  
 當村三十七歳  
 當村三十六歳

二四六

弘化四年

但二階樺木に而肩先方脊を掛被押潰、右木形附居申候、  
 右同人子  
 彌三九  
 當村十四歳  
 但梁に而頭被押潰、平形に相成居、外疵一切無御座候、  
 當村與作女房  
 じゆう  
 當村四十八歳  
 但梁に而脊中被押潰候得共、夜具有之候故哉、疵所一切無御座候、  
 當村源五右衛門借屋島藏女房  
 つ  
 當村三十八歳  
 但壁に而被押潰、外疵一切無御座候、  
 右同人子  
 金五郎  
 同  
 但母つた下に相成居、疵無御座候、  
 當村  
 同  
 但梁に而顔少々摺疵御座候、  
 當村左衛門  
 當村三十二歳  
 同  
 但志川村莊左衛門方へ罷越居、梁之下に相成、疵無御座候、  
 當村十歳

候、  
 右者、先月廿四日夜大地震に而、居宅搖潰候節、逃出し兼、壁并に二階樺木又は梁等之下に相成相果候に付、其段先御届申上置、歸村之上、銘々親族組合私共一同立合、死骸相改、御書上任候通相違無御座候、以上、  
 矢代村  
 名主  
 組頭 前書之通、  
 長百姓  
 弘化四丁未年四月  
 郡御奉行所  
 以書附奉願候、  
 當社山王宮神事に付、御定式之通御供願頂戴仕、難有仕合に奉存候、然る處當三月中之地震に付、見合仕度奉願置、地震相止候は、神事執行之儀奉伺度、御祈念執行而已仕、御祓獻上仕罷在候處、今以相止兼、其上御領内損亡之村方多分御座候得ば、地震相止候節、神事執行仕候儀奉恐入候に付、當年之儀は神事延引仕度旨、(雨宮江)申談、依之頂戴之御供願を以て、當月廿五日方來月朔日迄一七日之間、當社於神前、御上様御武運御長久、地震靜謐、五穀成就之御祈念執行仕、御祓獻上仕度奉願候、此段願之通被 仰付被成下置候は、難有仕合に奉存候、以上、

二四七

震災豫防會報告第四十六號

乙

弘化四年七月廿二日  
神社 竹田刑部  
寺社御奉行所  
郡 御奉行所  
前書竹田刑部奉願候通、相違無御座候に付、奥書印形仕奉差上候、以上、

柿崎源左衛門  
松崎平左衛門  
名主  
組頭 各前書之通、  
長百姓

口上覽

拙寺儀、例年四月中、當社山王宮祭禮に付、御初穂穀頂戴仕罷在候處、當三月中、地震災殃に付、神事延引罷成候儀に付、當四月中、於寺内に卷數相認め置、是迄、御武運長久之御祈念仕罷在候得共、此度右御初穂穀料を以、當月廿八日、先例之通相認め置候卷數、神前へ相捧、御武運長久、五穀成就之御祈禱仕度奉存候、此段御聽置可被成下候様願上候、以上、

弘化四年七月  
矢代村  
法花寺

岡島莊藏殿  
竹村金吾殿  
山寺源太夫殿  
磯田音門殿

我國は神國にして萬國に勝れて人物聰明、五穀熟し、神明幸福を降し給ふといへども、自然と天災地殃なきこと能はず、そのゆゑいかなれば、諸人久敷泰平の恩澤に浴し、安靜ならふ時は、おのづから奢侈にうつり、止ることをしられざれば、天是を悪んで災を降し給ふ、其變同じからずといへども、大山崩れ江河溢るゝ地震にまじて恐しきことはあらじかし、其往昔推古天皇の御宇にて、大地震ありて萬民恐怖の色をなし、地震の神を祭りて災禍を遁んことを祈る、其後文徳天皇齊衡三年三月、朱雀院天慶元年四月に大地震あり、天慶には主上御殿を去り給ひて常寧殿の前にわたらせたまへり、四月十五日を八月にいたるまで震れば、上下家中に不安堵と古籍に記するにたり、近くは越後國三條の大地震、寺院町家に至るまで不殘倒れ、地震裂て口水押出し、其上出火にて燒死のもの幾千といふ數をしらすといへり、夫は海邊濠薄の地にして、山嶽堅厚の地にはなすともおもへるは、おほいにたがへり、泥土の地、砂土の地は、氣伏せずしてもるゝ故に、

震災豫防會報告第四十六號

乙

地震する事すくなし、温暖の地と多石の地は、氣内に伏して洩されば、地震大にすることあり、我信濃國は光孝天皇の御宇仁和三三年丁未七月晦日、大地震あり、大山崩崩、河溢、六郡城廢、拂地漂流し、牛馬男女、流死成丘と、扶桑略記に記し、九百六十壹年の曆數を経て傳聞人稀なり、然るにことし弘化四年丁未に至り、去冬方ゆき積る事薄くして、春暖氣早く至り、最早三月穀雨には、桑の芽いで、櫻花満開となれり、當國は中國とたがひ、立夏頃ならは、花咲こともなかりしに、其頃になりては山陰のはなだに不殘ちりしき、青葉茂くなりぬ、桑早く芽生れば、蠶發繁昌ならんとおもひしに、不順の霜降て不殘枯せり、草木の時に先たち生茂るは、不順の熱氣内にありてむせばなり、冷氣是をおす時は、地震大にするしなるべけれども、神に通ずる人なければ、悟ることなし、當春は善光寺如來、三月十日より四月晦日迄開帳ありて、諸國より諸人參詣することなれば、宿驛の旅籠屋はいふにおよばず、茶店小間物店、其外奉加の出張、新規に取立、往來の賑ひわたること大方ならず、然るに三月廿四日の夜五ツ半とおぼしき頃、俄に地震して、殿堂伽藍はいふにおよばず、民屋商家震ひ倒し、山嶽のくづるゝ音は天地をひびかし、地震の鳴動すること雷のごとし、上下男女登人として家

に居るものなく起出で、子は親に取付、婦は夫にすがり、ふるひわななき、今天地も覆るかとおもふ許なり、稻荷山より山陰の西山中、北の方善光寺に至るまで、猛火天を焦し煙々たり、是は地震に倒れたる家より出火して燃上るといへども、一統のことなれば、近郷より馳集り救ふことなければ、只燃次第也、善光寺旅籠屋、坊所に至る迄、何百人といふ數をしらす、家毎に泊りたる旅人ども、遁れいづるひまなく、梁、棟木等、落重りて押たふされ、死するもいまだ死せざるも、ともに焼れて泣叫ぶ聲、遠近に聞え、助け呉よ〜とよばる聲、やむことなし、誠に善光寺は三國傳來の如來のまします所にして、今開帳の折から、常燈明其外家々のごもし火、てらし揃へ、白晝の如く、讀經念佛の聲、四方にきこえ、恰も極樂世界もかくやあらんとおもひし所、地震ひと度震へば、ごもし火忽消て常開となるかとおもへば、出火盛りに燃上り、臭穢の煙よにもみちて、焦熱叫喚地獄を目の前にみるが如し、かなししかな、親は子をおもへども助ることあたはず、主は從者をおもへども救ふこと能はず、廿四日の夜より四五日の間に、さしも繁花の善光寺の町家、寺院、坊所に至る迄灰燼となりて、人の死すること幾千といふ數をしらす、しかりといへども御堂、山門のみ残れるは、いまだ佛法

の盡ざる所にして、如來の御徳によれるかど、人皆奇異の思をなしぬ、かくて御堂ふるひわたりければ、如來の尊像、東の方四五町へたゞりし小田の中へうつし奉りて、いまだ假屋だに作りまらせざりしを、諸人集り、板葺にして安置し奉りけり、然るに參詣の貴賤群集して止事なければ、結縁のため開帳あること元の如し、幟小旗等建つらね、あま店の者共おのがさまぐ活計をなしぬ、扱いなりの町家は、四五ヶ所出火して、既に壓死せし人は是非なければ、いまだ潰家の空虚なる所に生ある者ども、又は梁、桁などに手足をはさまれ、遁るゝことを得ずして、聲を限りに泣叫といへども、猛火しきりにもえきたり、助る人もなければ、何百人といふ數をじらす死しせり、無慙といふも餘りあり、其後諸國を旅人の跡を尋ねて來るといへども、宿驛の旅籠屋、家内の者迄焼死せしことなれば、行へしれず、殊に宿帳といふものも焼失してなければ、尋ねべき手段なし、定めて出火にて焼死やしけん、地裂て埋れやしけんといふて歸るばかりなり、哀といふも中々おろかなり、かゝる折にも松代、上田の城主の君は、仁慈の御心深くおはしまして、御領分の手負どもを隣師におほせて療治なし給へり、君恩の高きこと報せんとするに限りなしと、如何成愚民たりとも思ひしるべきこと

弘化四年

二五〇

なりけり、扱其夜方犀川の流止りて、次第々々に水あせて、わたるに踵をぬらすことなし、定而山拔ありて、忽大水溢來んと思ひしに、更科郡岩倉村、孫瀬村の上なる虚空藏山といふ所、長さ壹里、幅半里程の山裂て、民家、田畑、樹木其儘にて、犀川へ移り込、川形八町、幅百間餘、高さ三十丈餘、名におふ岩倉山の岩にてせき留、又久米路の橋むかふなる岩山裂崩て、過半犀川へ落込とめたれば、容易にくづるゝことなし、依之橋場、新町、穂苜等、忽水中となり、此久米路のはしは、當國の古跡にて、詩歌に心をよする人々、千歳のいにしへよりゆかしむ所なれども、此度の洪水にて、數十丈高から、水上の方へ流れぬ、今よりこの古跡をみることは、おもひば、をしむべきの極也けり、中にも新町は、地震にて家を倒し、出火にてからき命を遁んとする時、大水みち來て、住家田畑とも水中となる、其難澁言語に逃難し、此犀川は其源駒ヶ嶽方出で、飛彈境なる野麥峠方出來る川と落合、其外谷々の流落入、丹波島に至りては、當國に名高き大河と成て、其流激くして棹にて渡すこと能はず、大綱を水面に張わたし、數十人の舟人懸り、二舟渡三舟渡にて漸わたすこと、諸人のしる所なり、此川一日も止め置ば、いかなる山拔

ありてせきとむることも、忽押切んとおもひしに、三月廿四日か四月十三日夕方まで二十日の間湛へたる水、谷々にみちて、次第々々に水三十里餘の所迄溢れて、其深さ何十丈ともいふことをしらす、凡貳拾八ヶ村程、水中に入しとなん、人皇七代孝靈天皇御宇には、一夜の間に近江の湖水出來しとあるを、人皆あやしめども、かゝることをみれば、今更疑ふべきことにもあらず、其村々の難儀なることは、水みち來る時は家財諸道具取出し、小高き所へ運び、猶みづ満る時は高き所へ遁れ、峰々に假屋をかけてありといへども、數日水湛て切るゝことなれば、雨ふりなどには家根もりて、折角はこびし家財、諸道具、俵、かますに至まで溜ひちて、いかにともすべき様なし、湖水の如く湛へし水を見おろせば、住馴し家は木の葉の淨める如く見えて、田畑作物迄水底になりて、再もこの村立にかへるべきことおもはれず、嘆き悲む事限なし、依之眞田家には、民の急難をすくふの手段なきと御見分ありといへども、右岩倉の山ゆけば、名におふ巖石にて、禹王再び出て水を治め給ふとも、中々掘削事なり難かるべし、其所自然と水満て切るゝ時押出すの要害とて、小市村の上なる山、崩て犀川へつき出れば、水激くして川中島へ押出ん事を恐れ、其所掘削、小松原地内へ數萬の人夫にて

弘化四年

二五一

土堤を築給ふ、其度(役カ)は容易のことにあらずと、大臣恩田氏出役有て人夫を勵まし勤給ふ、百姓は御酬ありて最密の山へ引うつり、小屋掛に住居をなし、家財の輕き品は、遠方の親類へ運び、残れる品は或は二階へ揚置、大木へつり揚置といへども、數日水きれば、盜難を案じ、居村へ歸り居る者ども、不時に右止所切れば溺死するものあらんと、岩倉邊(岩カ)松代迄數ヶ所狼煙をかまへ、水あふれ出る時は、水下村々一時に知らせ、民の流失を救はんと計り給へり、然るに四月八日、九日頃方、岩倉の止所水面渦巻といへども、水何方へ行ともしれず、其頃江戸方御勘定方御下り有て見分し給ふに、追付切んといはれしよし、かくて切れし時、矢代宿に泊り給ふ、大水川中島へあれ出たるを聞、宿内の者共周章せしに、此所へは水來る事なし、昨日町見にて計りし也、必騒ぐことなかれといはれし由、流石天下の御役人の御賢慮、格別成者也、扱十三日七ツ時に至り、岩倉の止所俄に音を發し、山上山下に響渡り押崩れ、小市村の上迄、右留所の山其儘押出し、野廣き所に至り崩るゝといへ共、はねと成、恩田氏數千の人夫にて數日築立し堤大い成といへども、何かは以てたまるべき、忽崩て小松原へ横流し、本流は丹波島へ至るといへども、即時に川中島一面の水となり、人家田畑押流すこと

震災豫防會報告第四十六號

乙

恐しき許也、其前日七ツ時迄に、真田家々人も不殘立退べきよし御觸有、其上相圖の狼煙ありて遠近につぐれば、溺死者少しといへども、欲に迷ひ居宅に歸り居る者ども、水溢れ來らば、水に登り、筏に乗、又は立木に高く棚をかけ置、其所へのぼり遁んごかまへし者ども、殊の外大水激流にて、樹木を押し倒し、筏を流し、大石大木流來て、木立を碎ば、釣あげし櫂長持ふり落し、かけ置し棚碎て、のぼりし人々溺れ死し、或は屋根に登りて流れ行者ども、川東なる大室半島へ吹付られ、水あせし折から命を助る人も有、又遁れ出て舟に乗らんとしてのる事能はず、押流され、變死せしもの少なからず、かゝる時には遁出て助るものか、家にありて死する物か、其わかちをしらず、只天命にまかするのみなり、欲に離れ財寶に目をかけず、一命を全くすべきこと肝要也、廿日の間湛へし水、僅二時許の間に押出せしことなれば、川中島は矢よりも早く、下流の大瀬幅せまくして急に吐ことなれば、川東村々、家を流し流死する者數をしらず、其水夕飯焚頃なりしかば、水至ると聞て其儘逃出し、跡にて燃上り、大水の中に數ヶ所火事杯もあり、いんごといふあたりは、水深さ七間程もありとなん、その折しも千曲川渡し舟ども、越後への道船、川中島へ漕出させ、木に登り居、又は屋根にの

ぼり、流れ來るものどもを助けられたり、中にも哀にみえしは、助舟來りしごとて、屋根を下り舟にのらんと軒端に至る時、親子三人水中に落入、むなくなりしとなん、かく許の大洪水なりしかども、海津の城松代城は堤防たもちて水溢るゝ事なかりしとなん、是全く犀川は遙下にて千曲川へ落合、小松原方の横流は横田安坂邊にて千曲川へ落入、其水先を除し故なり、此城は甲州の軍師山本道鬼入道の繩張にて、兼而水理を計て築しものと見えたり、中之條御代官には、御支配所村々御見分ありて、種々心を盡し給ひて、殘る所なく差圖なし給ふ、道中も駕籠にめし給はで、歩行にて道筋の馳走を禁じ、犀川の舟場前後の淺瀬等も、當節の事なれば、自越すべしとの玉ひしとなん、民の憂を顧み給ふことかくの如し、此君在陣まじましてより、訴なからしめんと争訟明斷し給へば、郡中に狡猾の民なく、皆淳朴にかへり、姦佞邪智の者かくれて、忠信正直の者志を得たり、老幼を憐給へば、孝慈の心を起すもの多し、是皆教化するものならん、かくて大地震の後は豐作なるものなれば、作物の手入怠らず勵むべしと給ひしとなん、後に思ひ合すべし、松代領は百姓住居流し難儀ならんと、無難の村々に仰付られ、わらかや材木を出させ、小屋掛に住居をなさしめ、大釜を數ヶ所かけ、飯

震災豫防會報告第四十六號

乙

を焚、數萬の百姓を扶持し給ふ、扱水あせぬれば、流れ残りし家々へは泥土石砂押し入しこと、深さ四五尺、田畑の作物皆荒と成、其上用水路押埋め、中々にもとの村立にかへるべきとも思はれず、然れ共百姓壹人も外へ立退くべからず、此方にて扶持し置べしとなん、其上數多の百姓變死せし事を悲しみ給ひて、妻女山にて大施餓鬼執行し給へり、民の父母ともいふべき君なりとあふがぬものこそなかりけり、上田の君も亡靈の爲に供養し給ひ、小屋掛の入用扶持米等下し給ひしとぞ、領主々々の心を盡し給ふこと少からず、誠に此度の大變言語に述る所は、萬が一にも及ばず、三月廿日より日に地震止ことなければ、今や家を倒し命や絶ん、火災やあらんと恐をなし、越後境方上田小諸邊迄、家に居る者壹人もなく、庭上に假屋をしつらへ住居をなし、火の用心嚴重に可致山御觸ありて、庭上亦是野田の堰等へ滝をこしらへ、飯をかじぎ、内には燈だにならじと觸廻り、かゝる時には窮迫の者多ければ、盗人の用心肝要也と、村々夜番拍子木、鐵棒之音絶る間もなし、地震の鳴動する事は、地中にて大筒を打が如し、亦是雷の轟くが如し、或は雷鳴なくして震ふ時もありて、如何成ともしれず、當節まで此邊は格別の難なしといへども、追々大地も打かへしやせんと恐れをなし、神明に祈

り、佛陀に頼みて、神子神主山伏杯、祈念祈禱をなし、何日には大地震有て村々の人過半死すべしとぞ、神の御告といへば、老若男女心痛すべしとぞ、最早地震始り三十日を経れども止事なし、越後國高田三條杯にては、地震にて泥水押し出さるは、海邊故と思へしに、此度いなり山より引續き西北の村々、眞土堅厚の地裂て泥水押し出し満水の如し、若うてわて作物を荒し、或は用水を押し埋め、堤を崩し、川敷を高くし、岡を川となし、土手の如く高く土を盛上げ、新泉を開き、舊流を塞ぎ、温泉を導き、種々の變舉て數へ難し、都てこの度の大變は、水内、高井、埴科、更科四郡、筑摩、小縣二郡は災少し、就中、飯山は格別の大變にて、城郭地中に落入、町家高くゆりあげ、變地いたし、出火にて死亡數をららず、領分之百姓、家を潰し田畑をあらし、其災大い成といへ共、程過ければ委敷ことは傳へきかず、須坂領分も多分の荒、亡村いたせし所もありとなん、牟禮も不殘潰れしとなん、其跡焼失、水内郡山中山抜の場所、何百ヶ所と云ふ數をしらず、川筋を止めしは虚空藏山、久米路の岩山、すゝ花川の山、ごじり川の山、かや川の山、其外數ヶ所の山崩れ、流れのこらす止り、丹波島丹場、水一滴もあらず干涸と成りたり、ふべきことなれども、こと繁くなれば、ことに水内郡念佛寺村臥雲院は、地裂て地

弘化四年

中に半分入らざりしへり、藤澤村民家不殘、屏川へ落込、他行者三人残りしのみ也、北山中にては七八村、壹人も不殘死したる村もありと聞り、扱地震は地脈あつて震行物なれば、其筋に當りては如何成家成とも倒れずといふことなし、菴ぶきは倒るゝといへども、居りて死亡すくなし、瓦葺は重ければ潰るゝこと早くして死亡少し、近邊城捨山月見堂轉び落潰れ、八幡村、鹽崎村、元町、長谷村潰れ、長谷寺石垣崩れ、舞臺倒れ、本堂庫裡半潰れ、唐樂寺本堂庫裡土藏門口迄、不殘倒るゝ、此寺焼失して年來経て普請始るといへども、成就し難くありし所、上方名僧來りて住職し、屋根造作等出來、庫裡の葺換まで成就し、親鸞上人の御舊跡にておぼろげならぬ寺なりしに、時の間にかくなりぬる事、をしむべきことなり、松代は中町、木町邊、多分潰れ、荒神町邊も潰るゝ、猶近邊のことは多分の變にあらずといへ共、後年の見合せに大略を記す、杭瀬下新田四五軒死潰れ、死亡五六人づゝあり、向八幡四五軒潰れ、死亡なし、小舟山村酒藏瓦屋等潰れ、千本柳村八軒潰れ、當村東や潰れ、寂庵村は、いなり山ほど、死亡あり、打澤村同斷、小島村、櫻堂村變なし、矢代口口潰れ死亡有、たまく、無事成村方有といへ共、家をかたふけ瓦を落し、石垣をくづせし事少からず、山中邊は拾人貳拾人五

拾人百人不死村はなし、屏川の湛水見に行し人の語りしは、孫瀨村にて今日まで地中に埋し人を、松代役人差圖して七拾人掘出せしといへり、其餘の村方もおしてしるべし、誠に前代未聞の大變ともいひつべき事也、漸遁出て命を全せし人も、居宅衣類食物耕作すべき田地なし、只領主の仁愛の扶持にありて命をつなぐ許也、是を思へば人々飽食し暖に著て猶不足をおもふは、其罪輕からず、終には日月の憐にはづれ、神明の罪を蒙るべきもの也、又此書を見るもの、奢を退け、儉約を守り、御上の掟に背くことなく、身を慎み、家業を勵み、貧窮を憐、昏愚を導き、萬事眞實に行ひ務めなば、神明の加護、佛院の哀愍を蒙り、家運長久、子孫繁昌の基成んごしかいふ、

弘化四丁未年四月

埴科郡鑄物師屋村  
宮坂藤兵衛喜昌記之

二五四

弘化四年

慈に、左典厩信繁の功德院なる杵淵村典厩寺に於て、一七日の千戒回向有之ける、則ころは三月下旬也、未だ結願にもならず、同月廿四日、此日天明に風治り、誠に信濃の國は寒國にて、春の景色も後れ勝、四方の野山に咲櫻、川岸の柳も緑を増、都の錦も斯やらんと老も若きも浮氣立、遠近の島の菜の花咲満て、空飛鳥の聲々も絶ぬ風情の面白く、實に春第一刻價千金と云れし樂天も、是をや言ならん、最早日茂夕陽に傾けば、眺めに絶ぬ氣色だに、良貴昏て遠寺の鐘も響き渡り、無常を告る頃になり、淺き凡夫の露の身を、別を告友がき茂、心々我家々々に立歸り、既に初夜も過、戌の中刻、圍の燈火絶々に、近所隣も物靜に、只喧き物は軒を窺ふ犬の聲々云ん方なき折禮あれ、大地頻りに震動し、四方の大災となりにけり、先有様を尋るに、松代中町、伊勢町、木町、鍛冶町、小越町、田町、荒神町、女田町杯、家居残らず崩れ倒れ、適立残る家有共、桁を折、柱を摧き、壁を落し、忙々たる有様也、實に松代に限り、かゝる懸災に火の元用心嚴重にて、小屋一軒も焼立ず、是偏に、大守の御仁徳のいみじき所、聞人感じ奉る、此外町内町外在々所々、死人怪我人數知れず、同時に善光寺も地震して、家居九分通り崩損じ、其上所々出火して、先東口は横山、南口は大門町、西口櫻小路を始として、後町、

西町、島中、長野、西ノ門、阿彌陀院、立町、横町、西横町、東横町、東ノ門、岩石、伊勢町、新町、淀ヶ橋片輪、東町、武井田町、下堀、金谷端、榎堂迄焼拂ひ、其上本願上人御屋鋪并四十六坊、御堂庭出店、其外猿樂の小屋、山内に數多充満之分、残らず潰焼失す、香具商人仲間、凡六百餘人死失の沙汰也、既に此年二月善光寺前立本尊開帳にて、晝夜をわかつたず、遠近男女町家にまゝ、佛前には數多の幢幡珍美を盡し、花瓶の造花生花枝を飾り、數多の香爐に名香を薫じ、數千の燈明堂内を照らし、庭上には數百の夜燈を輝し、其外在町々寄附の燈籠、山内に滿、さながら白晝の如く、衆僧の音樂經誦の聲、心耳を澄し、感涙を催し、九品の淨土も斯やらんと、參詣人幾回同音に稱名の聲やまざりしを、忽變じて修羅焦熱の苦しみと成り、震潰家居の梁棟木柱に押倒され、椽軒端の間に屈伏られ泣叫共、更に是を救ふ人なく、親を助子を救んとすれば、忽火煙來り、手の舞足の踏所に、親兄弟妻子夫を見殺し、煙の中に苦しめ共、是を助る事能はず、中には腕を打折れ、股を削りて逃走も有、折節南風烈しく火塊を吹立有様は、秋の木葉を吹にひこしく、火は所々に散亂し、酒屋酒屋燔焼店杯へ火移り、其音轟々として山谷にひびき、大地を吹上、火塊を飛ばし、天を焦せる有様也、剝湯屋杯は數十人湯坪の内

二五五

乙

に浴し有ながら、家根亦は天井、湯坪の上に落重り、出る事能はず、追々に釜場へ燃込、湯熱上り、生ながら熱湯の苦しみ、其外に家毎に半死の者共、腕股腰膝元迄次第に焼来りて、其苦しみ眼も當られず、又は場所能き間に有台、無疵の人、四方八方の火塊雨波の如くに飛来り、煙は天の隠し地を覆ひ、そがために方角を失ひ、火の中へ飛入死する物、其數を知らず、將又大寺は權堂妙行寺、東町康樂寺、東ノ門觀慶寺崩倒れ、中にも後町正源寺は御堂残りしか共、只立居るのみ、境内諸堂残らず焼失、其外小寺小院舉て算へがたし、嗚呼悲哉、泣叫其聲は近郷にひびき、其中に大勸進半焼、山門御堂は残りしか共、大地震故大半損じ、西の釣鐘を落鋪石は拗ぎ、上夜燈の分は不殘倒れ、其ひびきい、くばくぞや、筆にも盡し難し、授亦善光如來(寺號カ)は朝日山へ御飛越有て光明赫耀たる趣、里人云傳ふ故、大勸進并衆徒町内老若男女、奇異の思ひをなし、急ぎ迎ひ奉り、善光寺裏箱清水村前沖へ安置じ奉り、是假此外寒町小路々々其數算へ難く、地の死人七分通り、旅人凡壹萬人餘度燒死壓死、聞人肝を失ふ、翌々日廿七日の暮方、漸下火に相成、追々消口相付られ、南口下後町、東口相の木村、西口腰村なり、此節大地震にて、所々水口不殘潰、道橋損じたる故、火を消事能はず、殊に提花川山崩に

弘化四年

二五六

て水留り、同岸川同夜九ツ時、更級郡山平林村虛空藏山大抜、川向は水内郡水内村花倉山へ押掛り、崩口凡壹里、高さ八十丈餘拔落、其上村方二ヶ村岸川へ押出し、留口の高さ七拾丈餘、突留の厚さ八町餘り留上、水一滴も流れず、其外小流皆山抜にて、川水一向絶て陸路となり、既に廿四日方四月七日迄十四日の間、左許の岸川留りし事なれば、留口の絶頂迄三十丈餘も有之、追々留口滿候ば、如何様成洪水に可相成哉と、川中島は云もさらなり、川北河東の人々、最早々々山家へ引移り、別て島の中は寺尾山、亦是柴の山、大室、加賀井、清野山、岡田山へ逃去、澄場柴原子、イミ、夜露野風に打れ、山林にさまよひ、爰の岩間彼所の木陰に、雨風を凌ぐ方便もなく、貴賤貧福押不分之歎き悲しむ有様は、幾多ぞや、殊に小市船渡しの北真上山拔落、岸川舖を留切しかば、真田侯爲名代と横田何某、本陣は小松原村の裏天照寺山の麓に居、岸川筋の此方也、丸に二つ引の大幕、白地に六文錢の旗押立、老臣恩田頼母、白地に花巴の大幕を打廻し、赤地の吹流しを押し立、助役若下草、郡奉行磯田音人、竹村金吾、公事方奉行山寺源大夫、合役岡島莊藏、町奉行金兒丈助、寺内多宮、道橋奉行宮島守人、禰津綾之助、柘植嘉兵衛、其外數百人出張有之、私領御領之無差引、十五歳以上六十歳までの農家町家に

乙

拘らず呼上、右の場所切崩し、川中島の水防の土俵石俵を以、土堤を築立、將又食物は駄ノ原河原に於て、近在之男女數多呼集め炊出し有之、村々役人へ割渡し、混雜無之様、旗目印を押し立、退休之時刻は、貝鉦大鼓を以て相圖を定め、諸將何れも川半途迄進發有之、床机を立て八方へ下知有之、頭分の物は時々刻々見廻り、人足油断なく相勤、寢食を忘れ働き、殊更石工職人數十人召出し、大石の分は割取、百人持以下下の石は、雪車并繩車を以まき取、鍛冶職は右人數の道具先がけ、其繁多成事算へ難し、將又松平飛彈守知行所上氷鉋村代官職東福寺源太夫、數人を引連、下堰用水口之右手に出張、數多の大石を積立、情心を盡し普請をなす、尤川水は水上小澤まで山抜にて留上、一滴も流れず、岸川の水底に沈みし村々有様は、平水内、三水、淺野、平林、岩倉、新町、上條、穂苧、吉原、竹房、牧の島、牧田中、大原、日名、橋木、和田、吐唄、川口、町田、下岡、小島船場、長瀬、代村、越中川、細見、相澤、下生坂、上生坂、野平、其外數ヶ村沈没し、捨里餘り水湛になり、既に松木へも湛ひ込、數多水損も有之由、同夜同時稻荷山不殘潰し、所々より火出で、翌廿六日に至り、殘らず燒失、地の人三百人餘、旅人凡七百人餘壓死燒死と云、其外山中筋虫倉山崩落、地京原、藤澤組家數貳拾軒、土中へ埋込、人

弘化四年

二五七

數六拾人餘、死骸不知、其隣郷伊織村、大田組家參軒、土中へ埋込、即死百人餘、其並山嶺には倉並村、即死六拾人、山田中村即死六拾人餘、先有様を記之、其外怪我人數不知、地震之事日々止事なく、鳴音雷の如く、四方の山谷にひびき、傾きし家共追々震潰、間々出火等も有之故に、諸人家の庭前に假屋を拵ひ、數日を送りけり、且亦飯山御城下、同夜同時不殘潰し、其上二圓燒失致し、御城も泥中へ壹丈程も沈み破損致けり、其外在々町々死人、怪我人、家宅土藏幾千萬共、員へ難し、且所々の靈場にては、今爰に大寺の分は有様記す、鹽崎村康樂寺、天用寺、三水村長勝寺、安庭村眞龍寺、岡田村玄峰院、同村動照寺、原村蓮光寺、上松村昌禪寺、吉田村天周院、山中筋笹平村正源寺、大安寺村大安寺、岩草村性乘寺、念佛寺村臥雲院、竹生村明松寺、上條村源眞寺、安養寺、雲掃村、牧の島村普光寺、正明寺、此外所々破壊の寺々、且小寺之分、筆にも載難し、松代領許、潰寺大寺小寺共八十ヶ寺に及故、是を略す、且又地震にて境地割たる事、或は貳尺亦は三尺、場所により八九尺壹丈割、其深は計り難し、山の横合又は田島の中へ割たる所方水吹出し、黒泥赤泥貝杯吹出しけり、又山中筋には、壹ヶ所之清水を以、一村之飲水に成來しを、一滴も不出、遙に遠方方漸水を求る所も有、然所四月八

乙

日方翌九日に及で、大雨篠を亂し、山々嵩々なる滴水は崩留たる谷川に流れ、犀河筋へ落重る、すはや此時留口押崩しも計り難しと、水下敷ヶ村之男女、山々にさまよひ、寢食を忘れ、時刻を窺ふ所、其翌十日の曉八ツ頃留口岩の狭間より、水少しづつ落始め、暮方には餘程太り、十一十二日に懸て、犀川常水の如く流しかば、二の留虚空藏山拔落、安庭村藤澤古宿を押ぬけ、川向長井村左りへ突掛、高さ十丈餘り、原さ武町程、尤此所は北は土尻山、南は虚空藏山にて、其間纒武三町にして、川幅狭き場所故、川筋至て深く、常の水勢にても矢を射る如くなるを、一圓に切たる事なれば、是に湛ひ、既に其翌十三日九ツ時分迄に、右場所に水充滿して、危く相見えけり、將又一つの留口に於ては、同日晝後より留口の堤壇津津瀬、岩を叩ち石を飛ばし、其上水上は數萬軒の家、水面に浮みたるを、溜口に覆ひ來りて、岸間に狭り水をさへざる故、上手の水子を數多呼上させ給ひ、數船を以水上を乗切、隙無之様岸の方へ是を片付、其勦事中々言語に述難し、然るを八ツ時々北風頻りに吹立、波岸を打、數多の船は岸に吹付られ、水子の物、餘儀なく暫見合居ける所を、凡壹丈餘りの瀧浪貳三度四五度打付ると見えしが、其音百千の雷一度に鳴が如く、山々鳴り渡り震動して、留口の半途を下を突

弘化四年

拔、大石を飛ばし、浪逆立て突落す、水煙深く、左乍ら臘夜の如く、半里四方は雨を降しけり、斯る大川廿日餘りも留湛へたる水幾多ぞや、野山澤谷に充々たるを一度に押下す故、何かは以てたまるべき、唯壹突に貳の留を突崩し、安庭、長井、笹平、瀬脇、山村山、飯森、花上、忽押流し、場所柄に依り川敷の廣狭にて岩を突裂、山を崩し、忽小市船場へ押出す、此形相に、兼而々命じ置れし合圍の狼煙を向山にて揚ると見えしが、虚空に紅白の旗武流、夕風に緩くと見て、續へて吉久保の此方花上山の裏山にて、同合圍の火の手、赤白の旗に千羽鳥、續へて小松原御本陣裏山に於て、陣鉦を打立る、斯る時節迄も、川中島川北水防土堤、數千人を以て引も絶す築立有之所、此物音に驚き、小市川原に滿々たる人夫共、諸道具さへも取合す、野山に散亂する合もあらせず、先波小市船場眞上坂抜口へ押懸る、其鳴音耳を貫く許り也、捨里四方へも響き渡ると、既に抜口の高さ三拾丈も有之場所、只響波に押破り、水防の土堤を壞り、ひじりを拗ぎ、石を飛ばし、川筋一面に押出す、扱又心勝たる者數百人、兩側川除土堤の上に立並ひ水を逐ふ、其危き事石を抱きて淵に臨るとは斯やらんか、是迄數百人の精力を以て築立し土堤なれば、暫時には切され共、名に負ふ大水波先尖にして、既に岸に滿つかと、此節川除土

乙

堤の上に立たる水を逐人、溜り兼逃去とひとしく、小市表の土堤貳三百間之餘押切、小市村只一波に押流され、其波先小柴見、久保寺村前、荒木、吹上、中ノ御所、市村、川合、松岡、大豆島懸て押流す、將亦川中島水防の土堤も既に危く見掛る所、直に先浪、凡土堤之上三丈餘も高く打重り押來る、何かは以て溜るべき、幾千萬人の辛苦を以て築立し土堤、空敷一時に四五百間押流し、其波勢猛き事、砂石を飛ばし水煙立、樹木を押し倒し、四ツ谷、中島、小松原、今里懸て押出す、其有様は恰も大山の押來るが如く、瀧浪天を漲り、水煙にて壹町先は開の夜の如く、四方八方へ押出す、先小松原今里邊へ突かけし水は、今井、三ッ澤、布施、五明を横に遮り、南原、貝澤、高田、柴澤、會村、御幣川々、彌勒表手を廻り、下横田、小森々千曲川を突切、岩野土口の弓手へ押懸る、其波先のするべき事、大家小家土藏堂社の無差別、當る所は只一波に押破る、其有様實に磐石を以鷄卵を潰すに異ならず、大木を押し倒し、土堤塚を突破り、又は大石を流す有様早瀬に木の葉を流すが如く、哀れと云も餘り有、將又四ッ谷、中島邊へ突懸し水は、兩村不殘家藏を押し流す、其波先上氷飽、北河原通り、新田、沓町、北氷飽、中氷飽、小島田上下より、南手は小森澤を横に切、北戸部、上布施、下布施、境村、藤牧、廣田々五里澤大土堤にて、

二手に分、北は小島田新田、野澤組を一波に押し流し、上底組が大塚邊へ押出し、南手は下布施へ突懸、東福、梓淵、中澤、水澤、神明、八幡原前々千曲川を押し切、西寺尾直に川中に取巻、東寺尾より田中、加賀井突懸る、扱亦中島が裏手江突出す水、丹波島御普請所大土堤七百間餘押し切水と押し合、青木島、網島、北島村組を前後に取巻、大塚兩組を押し切、眞島村地内梵天組へ波先猛に突懸、川合前淵本堂と大久保へ突出し、千曲川を横手に、大室放山を水中に致、北は龜岩に突懸、並先々富士淺間弓手に押し掛、此所至て洞合故、水暫漂ひ、村入清水、山の神邊迄突揚る、扱又三ッ俣此方境村前沖へ渡りし水は、藤牧、廣田の裏手々五里澤大土堤より南の街道江押懸る事猛勢にて、高下の差別なく、流家數多押し來り、北小島田、西條田中弓手に突懸る、然る所左許なる大土堤、暫切さる所荒波するごとくして良もすれば危くみ掛る所、遂に大波押し來り、中頃押し切、小島田村前沖々常然寺へ突懸る、既に境内の邊りに流家七八軒突懸當り、其近邊流家押し來る事數多なり、扱亦前後の水まくり立、池田宮々花立江押し切、別て經塚の此方の小窪、狐塚の邊へ、浪卷立て千曲川を押し切、柴村へ押かけ、大鋒寺の境内を横に廻し、松原の半途を突切、金池へ押し出し、釜谷、牧島を押し切、鳥打峠の裏坂々大室、鬼久保、中ノ谷を

弘化四年



押拔、辰入口へ突懸り、其近邊へ五尺六尺の酒桶、其外小桶  
 小家天下、數多押寄、同時慈福寺境内を突切、既に門所の彼  
 方此方待所に、舟筏を北谷、中谷の半途に漕寄る、且又所々船  
 渡しは、水子の者身命を擲て、關崎、牧島、寺尾柴、赤坂、雀崎、  
 矢代其外小渡に至迄、逃來る者數千人を渡送りけり、然る所  
 犀川筋へ押下す波先、牛島、大豆島、川田邊へ充滿し、千曲川を  
 差揚る事、大山の押來るが如く、先關崎渡場、龜岩坂の半途  
 へ押付、其波先猛き事、誠に千曲川の流は、甲斐が當國に落  
 東は碓氷峠、淺間ヶ嶽、其外岳々澤々の水落重る事莫太也、  
 古歌にも水上は甲斐の境の遠近を幾里かけて千曲川哉、か  
 かる尖き流を犀川が突揚る故、浪逆立事、二三丈餘りと相見  
 ね、かゝる中をも船子の者共、兼ての殿命を守り、船艙の  
 續く丈、逆巻浪を乗切て、逃來る人を助船し、わけて寺尾、赤  
 坂は通路宜敷場所故、老若男女の落來る事は山の如くなり、  
 中々此形相を見て引返し、立木に登り、又は家の家根に登る  
 も有、親族をしたひ、街に散亂す、浪に溺れて死する者數を  
 知らず、然る所に大波四方八方に押來り、殊に日は西山に傾  
 き、既に六ツ時に及しかば、是非に及ばず、最寄の山樹に船  
 を繋ぎけり、且又小松原にて御普請所の大土堤押切と、其儘  
 那奉行竹村金吾、身輕に出立、黄色の陣羽織を着し、馬に跨

り、逆巻浪を横に押切、今里、本戸部、北原に懸り、東福寺、那  
 名宮左に見懸、赤坂を乗切、馬喰町口の田圃道の差別なく、  
 三里餘暫時に乘付注進す、實に鎌倉將軍家以來、名譽の馬術  
 の良家たるに仍て、斯る洪水を事共せず、馬の蹄を躍らせ、  
 恰も宙を走るが如く、良もすれば大浪馬の聲に打懸、見えつ  
 隠れつする有様、實に天正之明智左馬之助光俊、瀬田の橋を  
 唐崎の松を自當に湖上を乗しも斯やらん、元來竹村の家は、  
 馬術大坪流の達人、千修萬練爰に顯れ、見る人目を驚しけ  
 り、授成の中刻には、南は妻女山、西は岡田山、下は淺野、金  
 箱、三才邊、川東中野平、小布施の手前、小川原、須坂の弓手江  
 懸り、井上邊迄平一面の白浪と相成、左右は建並たる家々も  
 水中に沈み、霞める月に村毎の樹々の梢茂先許見え、山の出  
 先岩間には、親を失ひ妻子に別れ、歎き悲む者幾多ぞや、將  
 又川中島數萬軒の内には、足弱の者に心引され逃後れ、高浪  
 に卷立られて、餘儀なく高木に登り、終夜浪に漂ひ、其上數  
 萬軒の家小屋、大小の材木、幾程其荒波に卷立られて、立木  
 に突懸ける故、木の根を穿ち倒し、流れ死する者も有、流家  
 に取付、山の出先森木杯に吹付られて、通助るも有、或者小  
 舟を圍ひ掬を組、是を便りに乗出ずもあり、かゝる荒浪に溜  
 るべきや、船は爰かこに當り、掬は忽に組子の繩切崩て、

高浪に浮つ沈つ、溺死する人數しらす也、爰に一際目立て西  
 寺尾中島組が乗出す大船に、艙先に六連錢の高提灯を押立、  
 其外騎馬提灯數々照し、船には數々の艙を懸、船子共柏子を  
 揃ひて、住家の軒を舟を通じ、名に負ふ並木の松を北に見  
 懸、瀬ノ崎の宮の此方なる古川を乗切、御城を自當に漕寄  
 る、是ぞ君の御乗船、すはとも云は西條山の麓舞鶴山の別當  
 開善寺へ御引移り有之御用意、兼命じ置る、然る所に君  
 には御本城より櫻の馬場假御殿へ移らせ給へ、諸役人詰所  
 を固め、諸家中は云に及ず、町家に至迄御城を固め、危を防、君  
 を守護し奉る、爰に夕暮に成しかば、小市山が小柴見、久保寺  
 につゞき、小松原御本陣が岡田江懸て、南は清野山が寺尾山、  
 柴山、大室山、龜岩最寄山の出先、峠の出先に於て、數千駄の  
 薪を以て薪火を焚べしと御下知有、是偏に川中島に残る人、終  
 夜梢に取付、流家絶り、屋根に登り、又は島にイみ、精魂を失  
 ひ居る者共、火勢を以、辛苦を救んが爲の御仁慮也、川中島  
 一圓の白浪と成中に、上小島村地内八幡原は、至て高地に相  
 見え、宮地四五十間四方、水入ざる所有、是に氣を得て、老若  
 男女命限りに飛付、又は流付、且は是を自當に游付るも有、  
 彼方此方々集る人々貳三千人、其外高地、老木に取付居る人  
 人、四方の大筋をみて是に氣を付、関の聲を揚力を合せしか

共、活たる心地はなかりけり、然る所夜九ツ半時分が水少  
 し引際になり、翌日十四日曉の頃方六分通も落、其翌十五日  
 に山野に逃たる人々、追々川中島の我家々々へ立戻りしが、  
 先に云所口にて、或は家を流し愁ふ事も有、親を失ひ兒に別  
 れ悲むも有、残れる家は壁を抜、戸障子を推き、流木を押込、  
 柱を押抜、場所により藻芥を數多押込、敷居鴨居を外して、  
 家を押流さぬ許、只立居る名のみ、別而四ツ谷、中島、上氷鉋、  
 北河原邊へ懸て、衣服家財は云に及ばず、土藏薪屋物置等に  
 至迄、残らず押流し、剉田畑江は武間三間又は四五間位の大  
 石を數多押込、其外五十人持位の石は、幾程となく押來り、  
 平一面の川原と相成、是まで先祖舊來の田畑、并に居屋敷の  
 境だに、知れがたく、實に鳥の羽を失ひ、魚の水に離れし心  
 地して、爰に漂ひかこに迷ひ、實に目も當れぬ風情なり、  
 昨日之淺瀬、今日の淵、有口轉變の世の有様、然るを厚き大  
 君の憐愍にて、流家は勿論、水差入之分まで不殘喰物を賜  
 る、先川東江者小出村神明宮の大門に於て、日々數百俵を、  
 十五日より廿日迄の炊出し賜る、川中島は、甲越の兩將直戰  
 有し八幡原に假家を構ひ、大幕を打廻し、日々數百俵を炊出  
 させ給ふに付、其場所は何處老若男女の集る事、雲霞の如  
 く、西口は駄ノ原川原におゐて右の如し、何れも六日の間を

御救賜り、漸少しは泥を片付、假小屋等を結びける故、其後は五月十日迄の内、登人分米五合宛被下置、其上流家人別家代被下、其外材木は大室、川田邊山方御伐出し、銘々分限に應じて賜る、水差入之分へは、多少に随ひ御救金を被下、加之夏作不殘流失しける故、郡中に兼て積置せ給ふ社倉米、此節配分にて、秋作取入之節迄、心支無之様御助力被成下、貴賤押不分之難有落涙を催せざるはなし、此外村々財穀有之者は、其最寄へ融通いたし、鋤鐵鎌等に至まで、相樂に實意を以て融通致し、強きは弱きを手傳ひ、富たるは衰るを助け、専耕作を相勵み渡世しけるも、是偏に君の仁徳厚きのなす所也、此度の入料莫太にて、凡流家壹萬軒に滿る家洩ざる様御手充金材木夫食至迄御助成被成下、其外山中筋山拔場、村毎に有之、夫々に夫食金子等御手充を被下、殊更御支配善光寺荒安へも米俵數百を賜り、依之暫時世上穩にて有けり、燒死溺死壓死追奪供養のため、諸宗の寺院へ法事執行被仰付、先第一番に松代長國寺、四月廿八日、大施餓鬼法會、是則先年上杉謙信御陣營有し妻女山にて執行也、則供養塔は西寺尾船場に建之らる、二番には五月五日、大英寺、是も同じく妻女山に於て大法事執行、則供養塔は丹波島河原に建之、此外諸宗の諸寺諸山、亡靈罪障消滅、後世安穩之回向、二千

曲扉川の邊に、未曾有の大法事有之、實に難有事共也、將又川中島に於ては、用水口不殘損じ、其上堰水筋一圓の川原と成、大石數多押込、何が夫とわから難く、用水に甚困窮し、井の水も無之場所は、拾町貳拾町步行運ぶ族、此儘に過行かば、稻作は勿論、諸作之養方、日々夜々の營、いかゞせん、再是を悲しむ所、君の御仁慮を以て、新に堰水筋を見分させられ、則道橋方宮島守人、福津綾之助、柘植嘉兵衛、用水懸りとして春日儀左衛門、草川吉右衛門、窪田孫左衛門、其外諸役人、小松原御陣屋に出張有之、晝夜下知有て、川中島御領私領の差別なく、御城下町々に至迄、日々人夫を點檢有之、堰筋を掘立、大石の分は御取、又雪車繩を以卷揚、水道大土堤は大石を組、上敷八間餘り、築留四間餘、高さ三間餘築立、諸役人足等に至迄、晝夜心魂をくだき、精力をばげまし、時日不移さず、五月上旬に上中下堰、小山口に至まで掘上、水門を立、洪水除之土堤迄嚴重にして、良辰を撰び、同月十五日、五堰一様に水入致し、依之諸役人并堰方世話役村々役人足等迄、御盃頂戴仕、一同難有歸村、依之稻作任付、五風十雨時に随ひ、人民安堵の思をなし、君萬代不易を唱ひ奉る、天性とは云ながら、かく御仁慮有君の御代に、天災も有之者哉、嗚呼前代未開の變災にて、驚悲しむ、實に生者必滅

有といへども、難樂は恩愛の悲み、會者定離の有とは兼而知りながら、今日昨日とはゆめ幻の心地、親子兄弟夫婦を見殺し、是前世の宿縁ならんか、伏而願くは神國の徳風、永世に仰ぎ、邪曲の志を發せずして、正道によらば、祈らず迎も神明の擁護疑ひなし、慎めや後の人、是必龜鑑たるべしと、見聞の有増奮記といへども、中々筆紙に盡し難く、子孫に君恩の重きを傳ひ、地震洪水火災の異變を知らしめんがため、前後混亂、鄭語に禿筆をばせ畢、

一 筆啓上仕候、益々其地御總容様御壯健に被爲入、珍重之儀奉存候、然ば先遠而大地震之節、早速御細書被成下難有拜見致候、如仰此表之大地震、言語絶候變事、乍去御尊宅并拙宅に至迄、無難に罷在候間、乍憚御安心思召可被成下候、次に別家庄吉方、御安事被成下候處、是亦仕合に無別條罷在候間、御休意可被成下候、且亦此度之大變有増申上候、先月廿四日夜正四ツ時、俄に家鳴震動いたし、其上大地震にて、皆家居を打潰し或は倒し、死人怪我人不知數、誠に前代未開之變事に而、一統氣も魂も失ひ、誠に手之前足踏所を知らず、皆家毎に明地に小屋をしつらい、晝夜共に其内にとち籠り居候始末、誠に哀れ成之次第に御座候、

一 下五町女田町邊迄、大抵潰れ候、其中に上三町は仕合に一軒も潰れ候家も無之、無難に罷在候事、いか成る神佛之御加護にや、誠に難有事に御座候、  
一 此度之大變之内、第一難有事は、松代表に置候而、火難と申事少しも無御座、未だよいの事に御座候間、下口通には湯屋其外旅籠屋等では、火も澤山御座候得共、一向に火難之沙汰無御座、誠に不思議之次第に御座候、夫故潰れ候も其共、多分命たすかり申候、右に付町内にも偏に皆神山之御影と奉存難有、早速一統御禮參り仕、護摩修行いたし候、其節御院主様御咄し御座候にも、大變之夜、諸方御遠見御座候處、火之手相見へ候所、貳拾壹ヶ所御座候よし、其中に御城下許、火難無御座、返す々々難有事に御座候、  
一 右大變に付、御町方兩御奉行所外諸御役人様方は不及申、御家中一統御出張に而、夫々御差圖御座候、其内に寺内多宮様、上三町へ御出張被遊、早速人足其差出候様御差圖御座候に付、居合せ候人々引連、下拙共出役、早速欠附見候處、諸方潰れ候内にて、男女聲々に助呉候様泣わめき候有様、誠に目も當られぬ次第に御座候、夫方段々諸方人足集り、大抵掘出し候、その内に御醫師方總御出役に而、藥籠御自身に引提、諸方欠廻り、掘出し候怪我人、直様御療治

被成下候次第、御上様之御情、難有事共、誠<sup>(右)</sup>に言語難盡奉  
存候、

一かゝる騒ぎの其中江、又候大變出來仕、川中島邊方老若男  
女之差別なく、若きは老たるを脊負、親は子の手を引、中  
には着るる手道具杯脊負、有往座往に押來る有様、さなが  
らかないのわく如く、又々いか成事やいで來らん哉と、誠  
に生たる心地無御座候、右に付御役人方様も御不審に思  
召、御尋御座候處、今晚地震後、犀川水留り、一滴も不參、  
丹波島舟渡し、歩行に而渡り候程に相成、右水湛置、後日一  
度押來候はゞ、大洪水に相成可申と存、右に恐れ、御城下  
へ逃參候よし申上候に付、有あふ御役人初、人足之もの共  
も唯々あきれ果、互に顔を見合せ居候許に御座候、追々夜  
明けにも相成、段々様子承候處、山中邊至而地震強く、安  
庭村邊虚空藏と申高山、右大地震に而崩落、犀川貳ヶ所  
迄湛留、夫故川中島江水一滴も流れずよし申候、

一新町、大地震不殘潰れ、其上火事に而九焼に相成、又候此度  
之山崩れに而、犀川水湛候に付、段々上江さしあげ水に而、  
名にあふ水内之橋、何國江歟流行き、新町、穂新、向竹房村  
を牧野島邊之間、湖水の如く相成、夫方上松本御領界迄、  
追日而さし揚、夫迄之村々、皆満水いたし候、

一 小市村舟場上崩れ落、川は貳三間程に相成、少々宛もり  
水にて神田川程も水溜り居候、且追日天水次第に溜り候  
に付、彌々川中島一統大騒動に相成、日々夜々に御城下町  
西條入の方邊江、米穀着るる手道具等持運び、中には馬に  
爲附候ものも數多、又は歩行にて運候ものも有之、此表よ  
りは御家中諸御役人様方、山中方水御見分御普請懸り、皆  
火事裝束に而御出役之有様、誠<sup>(右)</sup>に花々敷相見へ、又は古し  
へ亂世の時節は、かゝる有様かと存候へば、又恐ろしく、  
在方のもの共男女に限らず、小兒の手を引、風呂敷包杯  
脊負、又は桶小鉢を下げ、さまよひ來る有様を見候へば、  
誠<sup>(右)</sup>に哀れにかなしく、目もあてられぬ次第に御座候、且五  
六日も過、水今にも押來る哉と相持居候得共、容易には抜  
不來、次第水溜候のみに御座候而、今ははや川中島に居難  
く、赤坂山又は妻女山麓江小屋を懸、女わらべを引越、男  
共は晝之内米穀色々諸道具等持運、夜は小屋に泊り候次  
第、凡小屋數百軒許御座候、誠<sup>(右)</sup>に前代未聞、古代稀、後世  
又可有とは不思はれ次第に候、

一 小市村舟場、山崩れ候に付、犀川水溜り抜候節は、川中島  
一統へ押出し候に付、御普請専らに御座候、右に付、町  
方江渡人足被仰付候處、此節の場合にては、地震も未だ不

相止、日々大震る(ゆゑ)い男女共生たる心地も無之處江、又候人  
足に參り候場所は、犀川の真中へ入、何時拔來る哉も難  
計、水溜りかゝる所へ參り候と申もの、誰有つて無之、皆  
尻ごみ致し居、誠<sup>(右)</sup>に役人に於て迷惑致し、無據組々江人數  
わり付、圖取に致し、漸々先陣取究、早朝に馬喰町の目印  
御祭禮之節の幟押立、上三町をい、聲に而川中島江押  
出し候有様、さながら戦場の如くに御座候、且場所江參り  
見候處、誠<sup>(右)</sup>に目を驚かし候次第に御座候、五六間四方、三  
四間四方之大石、不數知崩落候、右大石を小松原村側江引  
附、水除に致し候、右に付兩度御賄頂戴、七ツ時分御酒迄  
頂戴、誠<sup>(右)</sup>に御上様之御手充之程、難有筆紙難盡、御物入之  
程幾許とも難計奉存候、

一 御町在方共御人足參り候人數千五六百人も御座候、右に  
御賄頂戴式々宛式度、其上御酒被下、此度之御上様之御思  
召、難有事、御手廻り御行届被遊候次第、川中島御他領之  
もの迄、御思召之程奉感、松代御領に相成度杯申候御座  
候よし、

一 犀川水留り、先月二十四日夜より當月十三日迄、日數凡廿  
日に相成候、八ツ時分初め、七ツ時分漸々川中島江押出  
し候水勢之有様、目を驚かし候次第、言語難盡候、右五六

間四方御座候大石、子供遊のふき玉を吹上候如く吹上、右  
大石を小市村川上方上氷鉋村迄押流候水勢、實に恐しき  
次第御座候、右押出し候而、四ツ谷、中島家居一軒も無御  
座、皆押流申候、右水道登筋は、小松原通り今里村江懸り、  
南原通り押流、末小森村(千曲)江押出し、小森村大損じに  
御座候、一方は四ツ屋通り方上氷鉋村通り、末小島田村方  
芝村舟場上押出し、夫方段々上へ突あげ水に相成、西寺尾  
村前通り、御城裏御堀際通り、堀切裏向新道長井屋前迄押  
上、乍去堀切村迄は上り不申、桑畑迄に御座候、右に付御  
城内既に危く相成候に付、御町方より人足被仰付、早速御  
町八町方、人足差出、御城内御要害防致し候、既に御城御  
堀迄水入候に付、御殿様幸貴公、御出馬にて水御見分被遊  
候、御家中は一統御供に而、皆々騎馬提灯高張附揃、土手  
際へ一同御揃被遊候有様、花々敷見事成る次第御座候、猶  
大御門前内外諸家中、提灯高張、或は御物見之御役人方  
は、登り鉢巻騎馬にて御出張、誠<sup>(右)</sup>に目覺ましき有様に御座  
候、

一 夜の八ツ時分々水次第引際に相成、二三尺宛段々引候に  
付、夜明には堀切通り一統に引申候、右に付御町人足引取  
被仰渡候、然る所人足江御賄被下候御積之處、御間に合

兼候間、明朝被下候様被仰渡、夫々明朝役人(所カ)に頂戴罷越候處、御前御酒入町へ四斗、御肴めざし八百程御添、被成下置候次第、此節の大變之中、ヶ程迄に御手充被成下候、御上様之思召之程、誠に言語に及難述、筆紙難盡、皆一統難有頂戴致し候、

一地震大あれ、又候此度水難に而、川中島一統下川添村々、取澤牛島邊、綿内、福島、續て村山通大あれ、御上之御損毛幾許言語絶し候、且水難は相鎖り候得共、いまだ地震は不相止、日々震候には誠あきれ申候、此中に落附候人書留置候處、地震晝夜共に百廿度震候事御座候よし承り候、最早今二三日にて三十日に相成候得共、不相止、未だ世上の人ころし不足に御座候哉、餘り情無次第に御座候、

- 三月廿四日夜地震に付、御城下町村々御届有増、左之通、
- 一潰家五千六百拾五軒、
- 一半潰貳千四百九拾三軒、
- 一堂宮并社倉藏土藏物置等、數多に付、村々御届不分明に付、相知不申候、
- 一死人貳千八百六人、
- 一怪我人九百廿五人、
- 一牛馬貳百拾四疋、

右村々分、

- 一町家潰百三拾貳軒、
- 一半潰百拾壹軒、
- 一死人廿五人、
- 善光寺、
- 一死人千四百五拾七人、
- 一旅人死人千貳拾九人、
- 一出家拾五人、
- 潰家五拾壹軒、 權堂、田町組、
- 外に借屋家八拾八軒潰家、
- 右之外に燒殘居家土藏共、四ヶ所、 同所町組、
- 一潰家七拾貳軒、
- 外に借屋百拾八軒潰、
- 四月十三日犀川水損に付、御届有増、
- 一村數三拾三ヶ村、
- 内 家流失六百廿七軒、
- 同千八百軒程、石泥砂水入、
- 但し流死人拾三人、

右は、十七日迄之御届、前々々覺悟いたし居候にや、流死人思之外少勢に御座候、

右は次第有増書記申上候、且唯今迄世間にて咄半分と申候得共、此度之大變、中々十倍にも御座候て、日頃之ほら吹共でも、吹き不申、誠に珍らしき次第に御座候、いまだ震も不相止、此末いかゞ相成候やも難計、扱々此せつは、江戸表の御すまい御業敷奉存候、先はあらゝ申上候、猶文言前後亂筆御用捨奉願候、認候内も幾度となく震、其度毎に外江欠出し候故、猶々前後いたし候間、宜敷御はんじ可被下候、猶乍末筆御家内御一統様宜敷御傳達奉願候、時候節角御脈御凌可被遊候様、乍影奉念上候、恐々謹言、

四月二十日 民 作  
柳澤佐忠治様  
同 佐井作様  
参人々御中

追啓申上候、毎度丸山氏儀、御安事被成下難有奉存候、此度之大地震にて、小屋懸の内江入、又々満水之節は離山杯へ登り、誠に病人は格別氣之毒には御座候得共、此せつ之儀無據仕合、乍去餘りしむらも無御座、一兩日以前、月代をささみ髭をそり候得共、格別氣分も障不申候間、追々はよろしく

御座候はんご奉存候間、先々御安心可被成下候、早々以上、尙々追而委敷可申上候、先は荒々申上候、

唐木榮左衛門が在江戸市川當助へ書狀寫、  
三月十三日夜大霜降、桑皆枯、同廿四日戌下刻頃大地震にて、當宿下入口家四五軒潰、入口茶屋仲藏女房并に悴死、與作女房死、和藤治家潰、召仕之男死、嘉右衛門孫十五、死、島藏女房死、繁右衛門女子、八幡村へ行居死、茂左衛門死、其外死人無之、柳致子居家殘、裏建物皆潰、其外新町組之内、家潰多分、半潰も多分御座候、本町組に而は觀音堂潰、其外潰は無御座候得共、皆かたげ、又はねちり、人々皆普請中に御座候、御宅も北へ少しかたげ候得共、大分之儀無御座候、篠野井村皆潰、少々死候、家半潰、善光寺潰出火致し、皆燒失、如來様御本堂山門殘、坊四五ヶ寺も殘、外皆潰、山中新町皆潰燒失、今は湖之底に成、稻荷山宿火四ヶ所もえ出、皆燒失、段ノ原光口寺、岡田村玄峰院、和尙助照寺、鹽崎村康樂寺本堂等潰、寺内之寺善照寺潰、高山寺半潰、天用寺は二度目之地震に而潰、長谷寺庫裡并に寺内長久寺鐘樓門潰、稻荷山元町村皆潰、桑原、中原半潰、八幡多分潰、廿四日夜火事諸方に而十三ヶ所之由、御領分之内善光寺を除き、廿八九兩日に訴出候死亡貳千八百貳拾人之由、其後之訴出候は、又何程哉、山中安

庭村下隣岩倉村、上隣藤倉村、屏川へ兩方へ押出し川を止、其下にて又止三ヶ所に而屏川を止、今以水壺滴も不下、川中島皆西山東山へ逃去、川中島御領分之苗間は、御殿様方清野村其外最寄之村々へ被仰附候得共、水下らねば田に成候哉、畑に成候哉、海に成候哉不相知、小市村舟場之上、真神と申山拔、屏川半へ押出し、水下り候節、川中島へつきかけ入候得共、恩田様御乗込にて御手配被成大御普請、御代官様は不及中、其外御役之御侍衆御大勢、御馬廿疋も參居、人足何程とも不相知、大釜拾二、皆御殿様方參居御焚出し、壹人壹喰に握り飯二ツ梅漬貳ツ被下、休は大鼓にて休、鐘に而立候様休に御酒被下、茶碗を人数の數つと出し、壹盃づと被下、上田様又は三千石御知行所方も、思々に人足出、御入用は皆松代様、難有仕合と申、御他領之御百姓、皆難有松代様御下知相守、小松原御普請、昨日頃迄に大方出来、是方又市村御普請御始之由、松代も中町方下より皆潰候由、儀左衛門様御別條無御座、中原御藏様も御別條無御座、篠野非常右衛門様家潰れ、御家内漸出、繼弟死去、おそのさま御家内、本家へ御出被成被居候、大聖寺様先達而御國御發駕、能宿に只今迄御止宿被遊居、明十日晚當宿泊り御宿御、只今御出、彼は大混雜に候得ば、大通り島渡書立如此に御座候、地震以下仲馬も今

弘化四年

二六八

以不通用、御宅も淋敷御座候、

四月九日セツ時

唐木榮左衛門

市川當助様

昨九ツ頃今朝迄大雨降、山中之水増るべく、大聖寺様昨夜關川泊、松代通にて今晚當宿泊りに御座候、此所は四月十日に書、

尙々山中牧ノ島村おしつ内潰れ、御母さま死去被成候外、御家内何事も無御座候、○只今二ツ柳が私方へ人參り承り候處、昨夕方方俵物迄山邊へ持運之由、是は昨夕方方土尻川抜水出候故也、然共又干上りに相成候由にも聞候、長太郎殿御地無歸、只今御手紙持參被下御傳言も達し被下候、其御地御別條無御座候由、先は大慶、私儀も先日書面半分程書、おすまさまへ談事候處、恒左衛門様細書認め被下、宇根松殿へ頼遣し置候由、御嗽被成候間、延引仕居候處、只今着之御書面、源六殿に止宿之旅人と御聞被成候との御事、是實正之儀に御座候、地之われ候儀、壹貳寸位は源六殿裏之麥田坏にて、清野割地などは幅六尺位、長百間餘も相續割れ、又落入候所も色々御座候、大聖寺様昨夜九ツ過御附被成、今朝六ツ半待御立、今晚田中宿御泊り、右御殿様御渡被成候跡、直に布野船渡も止り、御荷物并に人も殘候趣、昨夜

明方御本陣が私座敷之衆へ被申越候、今朝横町吉郎治に承り候所、土尻川（能平村之上にて、屏川之止り候所なり）、抜、一先水出候得共、又止り候山、左候得ば屏川之水には無之、土尻川之抜水許りと存候、川中島は今以右往左往にて落着不致、迷惑之事に候、先頃迄白米登升貳合、只今登升五勺、其外大豆水油等迄皆引上げ申候、是方又職人困窮に御座候、誠に前代未聞之事に御座候、賀茂長明方丈記に、ケ様之事書殘置候得共、屏川之止り候様成事は無御座候、善光寺飛脚待居候得共不參、只今中野飛脚之山、荷物參り候を見かけ、急に書添致し候、尙追々可申上候、以上、

四月十一日四ツ時認め、

唐木榮左衛門

市川當助様

(地震紀事) 水鏡雜記

弘化四年丁未春三月廿四日夜亥時地大震、響如迅雷、城樓壞毀、櫓門毀倒、倒者、一千二百九十三尺、公第舊屋破、柱折壁圯者、不遑屈指、大夫士之家、以至小吏走卒之庶、壞毀有甚輕重、室堂門廡、倉庫溜廊、一併顛覆者有焉、顛七餘三者有焉、覆半存半者有焉、瓦墮墮仆者有焉、得免者蓋鮮矣、山野當地震時塵烟激發、不知幾十所、烟々烈々、不可暫近、頽齋破屋、率爲焦土、民庶燬舍、七千零四十一宇、歟舍六千一百七十一

弘化四年

二六九

宇、倉庫廡廢壞歟、共七千八百七十九區、神祠佛寺壞歟、共一千八百三十七所、壓死男女、共二千五百九十五人、創夷男女、共二千二百八十九人、屠兒壓死男女、共七十八人、斃牛馬二百六十七疋、社倉湮沒一百單六區、水禮壞毀六十九座、勝房壞毀共二十六基、哨堡壞歟、共一十三基、田畝荒亡三萬二千八百單五石餘、登時屏川兩岸山崩、壑壑流水、川中突然成二山、上游曰岩倉、高一千八百八十六尺、長二千四百尺、下游曰藤倉、高六十六尺、長一千二百尺、其中間容七百二十丈、以故下流涓滴不下、丹波島之津、人馬往來、如蹈坦途、岩倉停水爲瀦、泛濫日甚、懷山襄陵、許多村落、淪胥水底、斯境厨櫃綿亘、田畝民舍之所在、率皆丘隴溪谷、而無平行、故逆流瀾漫、濶七百步、長至六十里、河中島當其衝、是以村民不安寢食、皆携家眷、搬運糗糧、狼狽入山、棲息樹間、以避水害、屏川壑壑二句、至乎四月十三日晡時而決、激水所發、掀騰勃怒、不可名狀、水煙曠天、喧騰動地、劈巖折樹、漂溺廡舍、狂濤怒浪、分爲十數道、北穿山麓、直衝東陵、南踰筑摩川而入城隍、噶殆哉、滿城將爲魚鼈、於是諸有司登壘臨隍、調役夫發百徒、積土豚穿滲漏、盡力捍衛、無少休息、已而夜半水退、比至天明、大略復故道、然剩水散漫、村里難往來、漂舍二千四百六十五宇、墊廬二千五百單七宇、倉庫廡廢壞、共二千九百單八區、神祠佛寺漂墊、

共二百一十八所、溺死男女、共二十二、社倉流亡十八區、水  
 體漂壞共四十座、罹兩災水堰決潰一百四十六所、渠隄潰圮十  
 二萬八千六百四十二步強、山崩大小四萬一千零五十一所、新  
 濬大小五十一所、路徑折裂潰壞流亡、共一十六萬四千七百四  
 十一步強、橋梁漂毀共五百五十四架、兩川公造土堤流亡二千  
 九百四十七步、同石堤流亡八十步、兩川及衆川土堤流亡二萬  
 九千零三十步強、同石堤流亡二千九百步強、同斜石柵流亡三  
 百零八所、同合掌石柵流亡一千二百三十六座、同混柱笈柵流  
 亡共八千一百四十五步、同斜柵流亡四百七十七所、水閘暗滯  
 流亡二十四所、漂船二十五隻、漂村三萬八千五百單一條、勝  
 房流亡三基、哨堡被水一基、田畝流亡三萬八千八百四十石  
 餘、凡地震之災、飯山、善光寺、稻荷山、最爲可慘、以郡言之、  
 水内爲甚、次更級、次埴科、次高井、筑摩、小縣、佐久等又次  
 之、越之高田有壞舍、其他隣國有破壞者尠矣、被水害者、水  
 内、更級、埴科、高井、餘波及越後<sup>(止カ)</sup>、地震其始日踰百回、經  
 夏入秋、猶日十餘回、或大或小、震前有響、或有響而不震、響  
 若雷、夫因一震山崩泉竭、陸折畔起、日陷泥涌、谷微彈、  
 又有水災、實可謂未曾有之大變矣、於是乎<sup>(土カ)</sup>  
 吾公、日夜憂勞、與執政議、命親民官、巡檢山野、設廠便地數  
 所、爲餽粥救飢民、開倉賑賑貧窮、出貨財振困乏、創夷者授幣

弘化四年

二七〇

藥、失慮者給廠材、築堤防、通漕澮、國民安堵、始就耕耘、幸哉  
 氣候順適、五穀豐殖、谷微雖不可消除、而休徵亦臻、實  
 第下憂勞之効、豈可不歎仰而嘉尚焉哉、余有地震紀事三卷、  
 今撮其要爲記、使後人讀之、知所以戒懼脩省云爾、  
 白露節 七十四翁 鎌原桐山老樵撰

大日本地震史料 卷之十六終

大日本地震史料

卷之十七

弘化四年三月二十  
四日信州地震ノ六

〔地震摘要〕

○本寺收ル所ノ届書中、既ニ前出セルモノ多シ、今其初見ニ係リ、及ビ  
 異同アル限リヲ採録セリ、

伊賀守領分信濃國、去月廿四日夜地震之儀、先達而先御届申  
 上置候儀に御座候處、其節屏川上手にて大山拔崩、川筋押埋  
 候に付、追々數十丈之水湛居候處、去る十三日夕七ツ時頃、  
 一時に押破、川中島一四に水押入、更級郡之内今里村、中水  
 鉦村は、田畑并民家押流、或は泥水民家江押入候得は、困糶  
 用立申間敷、其外村々人家押流し候程に無御座候得共、田畑  
 一四に水冠申候、翌十四日曉に至り、追々水引に相成候得  
 共、俄之大水故、人馬溺死も可有御座、其上多分亡所、損地等  
 も出来可申と、在所役人共方申越候、委細之儀は追而可申上  
 候、先此段御届申上候、

四月廿三日

松平伊賀守家來

片岡測之助

私在所信州松代、此程御届申上候通、大地震にて更級郡山手

弘化四年

二七一

村之内岩倉山拔崩、屏川江押埋堰留候場所、去十三日夕一時  
 に押切、右川筋江押出し、里方江は水口方左右之土堤押切乘  
 越、夫方川中島一圓に水押來、城下方一里程上、同郡横田村  
 邊より、千曲川下續江一面に押入候、水勢甚強、下筋方も追  
 追湛來、更に益水に相成、專致逆流、居城際迄押入、城外地陸  
 よりも水高に相成候處、去る文政年中、御間に達申上築候所  
 水際土堤にて相凌、尤所々及大破候付、種々手當急難相防候  
 内、減水致し候故、城内江は水入不申候得共、城下町江は餘  
 程水入申候、右様之次第に付、流末川邊村々方、御領所中野  
 村邊迄致充満、潮水<sup>(潮カ)</sup>の如く相見候處、追々及減水、早速見分  
 差出候得共、大小之橋々多分流失、其上水引候も、地窪候  
 處水溜居、或は道或は押堀等にて、通路難相成場所有之、凡  
 之見極も出来兼候得共、屏川湛場破方之儀は、段々水嵩相  
 増、深さ貳丈餘にも及び、少々づゝ水乘候に隨ひ、岩倉山麓  
 方追々缺崩、麓之方々多分缺込、數十日湛水、川中島江押出  
 候儀に御座候、右爲防此度水内郡小市村渡船場下續左右堤  
 江、石俵等以、俄に急難除爲築上申候、然處右は川中島其外  
 川邊御領私領村々之爲に付、領内之人夫は勿論、近領水冠に  
 可相成村々方、多人數差出、精々致普請候儀に御座候得共、  
 廣大之水勢にて、暫時も不保、不殘押流し申候、且又水内郡

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

小市村字真神山、先達而拔崩、高さ貳拾間程、横十間程之所、  
 犀川江八十間程押出し、殘川幅僅に相成、其儘差置候而は、  
 聊之水にても川筋致變地候儀に付、精々掘立申付候得とも、  
 巖石等多、行届兼候處、此度之洪水にて忽に押流、數百人に  
 て難動程之大石を、水下或は川邊村々耕地等江押出し、其邊  
 之水丈六丈餘にも及び候に付、川邊村々内、更級郡四ッ谷村  
 之儀は、暫時八十軒餘之處、内六七軒相殘、悉く流失致し、一  
 圓之河原に相成、右に付家居不殘押流候村方も有之、其上山  
 中筋水付て、山多分崩候付、大木等流出し、是が爲に押倒  
 され、流失不少、凡六百軒餘、其外右砂泥水入數多有之、流死  
 人も有之趣相聞候得共、いまだ相分不申、且川下村々之内に  
 は、地窪之耕地は、今以壹丈程も水溜居候次第にて、損地等  
 之儀は、中々凡之見極も不行届、北國往還丹波島宿邊より、  
 千曲川犀川落合之邊は、一圓亂瀬に相成、丹波島宿并北國脇  
 往還川田宿、福島之三宿、前條之次第に而、人馬繼立出來兼  
 候、且又川邊之村々米穀之儀は、山手村に被相退移候様、兼  
 而申付置候得共、其外近邊村々、縦令水押來候とも流失は致  
 間敷と心得、棚相拵候而上置候穀物、家居一同流失致し候も  
 不少、右に付村々爲救方、所々江役人差出、食物炊出し、并小  
 屋掛等手當守申付候、殊に川中島村々江犀川引取候用水

之堰三筋、外に壹ヶ所之水門、跡形も無之押埋候付、吞水一  
 切無之、救方喰物炊出し候儀も、場所により三拾町程之遠方  
 より水運び候儀に御座候、畢竟前條堤普請之儀も、右様之儀  
 無之様に仕度、急難之防に付、地震にて家居震潰候村々之者  
 迄も、申渡を不相待、日々出精築立候、其申變も無之、一時に  
 破損致候付、家居流失、水冠等に相成候者共、猶更之儀にて、  
 一統途方に暮罷在候、日用之吞水は勿論、眼前之苗代、水引  
 方、堰普請も、早速行届申間敷、必至之差支、人心不穩、甚不  
 安心奉存候、専手當方申付候得共、城内初家中屋敷破損、并  
 城下領分村々、潰家、死失人夥敷、田畑、道路、地裂、床違ひ相  
 成、又は山拔覆等之大變災に、打續此度之大水之患、且今以  
 鳴動震止不申、何共氣遣敷次第、甚以心痛仕候、委細之儀は、  
 追々取調可申上候得共、猶此段御届申上候、

四月廿三日

真田信濃守

一左之通被仰渡、

御勘定

金貳枚

直井倉之助

時服貳

同

松村忠四郎

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

越後國、信濃國村々地震に付、堤、川際其外とも破損之場  
 所、見分仕立爲御用罷越候付、被下之候、  
 右伊勢守申渡之候、  
 四月廿三日

三月廿四日夜、丹波川上八九里程にて山崩致し、丹波川筋流  
 水一切途切乾居候、此川上、水湛凡八九丈之高水、四月朔日  
 には又々大地震有之、所々山々崩、此時高十一丈餘に相  
 成、近邊晝夜高山之住居致し、川下筋、善光寺往還筋、皆々そ  
 の在々高山に爲登、晝夜野臥致し居候處、四月十一日、十二  
 日頃より、丹波川布へ水少々づゝ流れ出し候故、領主支配方  
 被相届、川上切所も有之哉と、夫々指圖被下置、御役人村役、  
 銘々人夫召連、其支配所水流道造候處、十三日申刻、川上切、  
 一時に流増來り、人夫請役人、貳丈三丈之高山江登り候處、  
 流水高さ凡四五丈に相成、一時に押來り、右高山に住居致し  
 居候村々男女、并役々出勤之役人、其外歩役に至迄、不殘一  
 時に流れ、死人夥敷候、追々取調可申上候、已上、  
 四月廿五日 河上金吾助

先達而御届申上置候、私在所信州松本、去る三月廿四日夜四

ツ時頃より地震強、翌廿五日爲差儀も無之、追々間遠には相  
 成候得共、今以相止不申、折々之震にて、破損左之通、  
 一城内要害之外、所々屋根損、瓦并壁落、  
 一侍屋敷并土藏、所々壁潰、  
 一城下町、潰土蔵貳ヶ所、  
 但酒造藏共、  
 一城下、半潰土蔵貳ヶ所、  
 一同潰物置貳ヶ所、  
 一田畑高五百七拾九石餘之場所、荒地、  
 一地利、此間數六千四百四拾五間、幅四五寸より二間まで、  
 一道路損百三拾七ヶ所、此間數三萬貳百三十三間、  
 一山崩、大小千四百七拾七ヶ所、  
 一同斷に而澤水突留湛、四十壹ヶ所、  
 一橋落、大小四十九ヶ所、  
 一倒木、大小貳萬八千四百八本、  
 一用水路缺落七十三ヶ所、此間數九百間、  
 一犀川突留家居水入廿八軒、  
 一在方、潰家三百九十六軒、  
 一同半潰家七百六十一ヶ所、  
 一同潰社三ヶ所、

一 同社半潰堂ヶ所、  
 一 同半潰拜殿四ヶ所、  
 一 同潰寺院三ヶ所、  
 一 同半潰寺院貳ヶ所、  
 一 同潰堂八ヶ所、  
 一 同半潰堂貳ヶ所、  
 一 同半潰土藏九十七ヶ所、  
 但酒造藏共、  
 一 同物置七十四ヶ所、  
 一 同潰御高札場貳ヶ所、  
 一 同潰御高札場貳ヶ所、  
 但御高札、別條無御座候、  
 一 同潰番所貳ヶ所、  
 一 死人男女六十七人、  
 一 怪我人五人、  
 一 斃馬三拾四疋、  
 右之通御座候、損毛高之儀は、追而可申上候、此段御届申上候  
 五月七日  
 松平丹波守

第五番、  
 一 飯山様、善光寺ヶ七里北、御高三萬三千石なり、御城下大地震にて不殘潰、凡家數千軒程燒失、殘人四十人、善光寺五里程西、山中新町ヶ申所、松代様の御領分、凡家數五百軒、殘人廿六人、同所地震にて震潰、其上燒失、又水中并穢多村八十六軒之家數、殘る者六人なり、并近邊村數三拾六ヶ村、水難死人數不分、犀川山崩にて、松平様御領分凡廿六ヶ村も水中、山中ヶ右之御高拾萬石餘り流申候、  
 第二番、  
 一 須坂様、一萬石之御城下潰、御城内共、不殘燒拂、  
 第三番、  
 一 善光寺町、家數三千軒燒失、旅人所ヶ者死人凡一萬三千人程燒失、其餘數不知、  
 第四番、  
 一 稻荷山、凡家數五百軒、殘者八十六人、旅人六百人程死す、所ヶ死人數不知、  
 第五番、  
 一 松代様、御城下并城内共、あらゝ潰、其後四月三日、殘家三十六軒有之所相潰申候、中山八宿、加賀様善光寺廿三日御泊り、越後高田今町、大地震に候得共、少々潰家有之由、

又候廿九日に相成申候、高田御城下、大地震なり、不殘潰、今町同斷不殘潰、跡燒失、同所海なし、山津波にて數軒<sup>(可脱カ)</sup>江入、人々死口、  
 届け所無分、  
 四月朔日まで、震動未止み不申候、右之外大風三度、  
 四月六日村方之分、  
 一 死人千九百七十二人、  
 一 怪我人六百八拾壹人、  
 一 斃馬五拾六疋、  
 一 潰家四千九百七十一軒、  
 一 半潰家千七十三軒、  
 一 御高札場拜堂社、其外倉之類、村方申立不分明に付、調之、  
 同  
 又々今般四月十三日七ツ時大變之次第、御注進申上候、先便申上之通、丹波川步行渡に御座候處、追々少々づゝ水口明、船登艇にて相渡候處、しばらく安心仕、山崩に候故、容易に水多分不參哉、大丈夫に御座候處、當月十日、前代未聞の大風雨にて、大木吹折、殊之外大荒に御座候、引續雨天に而、河水日々相増、丹波河上小市笹原山崩にて、松本近邊まで、十

里餘も湖水に相成、大海も及ばぬ姿に相成、一同難澁、日々水嵩當惑致、諸社祈禱、神佛之加護を祈候處、當國一の宮諏訪大明神之神主を松代眞田様江御頼み、御祈念候處、十三日には川明可申哉御神慮に付申上候、七ツ時より夜五ツ時までに<sup>(潮之)</sup>湖水一回に水引、以前之平水に相成、誠に神徳之驗、如何許難有、神之加護一入申觸候、右水口山崩落、彼川中島江落込候處、丹波川江は中々水納り不申、平一面之川と相成、川幅凡三四里許にて水押し流し、善光寺、川中島、平一面満水にて、家不殘流、死人々數不知、先達而地震之節之死人よりも、十倍にも及可申哉、大變に御座候、夫より平一面の水に相成、飯山御城内江押入、越後境より三口に水入、小倉、十日町邊、平一面満水、長岡并新潟表江水入大満水、莫太の事、中々筆には書寫がたく次第に御座候、此度信濃國之大變、誠に咄より大成事に御座候、右申上候、十里之間潮水にて、村村水底に相成、數百餘ヶ村に御座候、然るに廿四日五ツ時半時頃ヶ、當十三日七ツ時まで十九日之間、信濃川之水溜り、大海之如く御座候處、三日之間に不殘水引候故、其音雷大に、地も一同に相成事かご被存候、丹波島邊、川中島、善光寺邊、松代、中野、須坂、飯山御城下邊、平一面大海に相成、家々不殘流、死人數不知、神武此方珍敷事に付、其外善光寺并北



弘化四年

國筋往來、人死人數不知、夥數天災に御座候、此度之水難、信濃國の山方にて、場廣き所に御座候得共、廿萬石餘之田地潰中候、中々難書記、荒々申上候、

(信州地震記) 地震摘要 卷六所載、

○本昔ハ、三市縣ヨリ借受シテ勝越スレトアリ、

松代藩支配、及飯山、中野、中之條御支配所、高井、更級、

水内、埴科郡、弘化四丁未年三月廿四日夜、地震大略、

時ニ弘化三丙午年、冬暖ニシテ春草花ヲ萌ス、同四丁未仲春、仲夏ノ如シ、就中、十五日、盛夏ノ如シ、同十七日、季秋ノ如ク、同十八日、八十八夜、霜降テ桑花枯ルコト甚シ、山中ニ及テハ、山中池中ニ薄氷ヲ閉ツ、或ハ桃花沓ノ開カントシテ霜氷ニ傷ラル、仲春雷發シ、其氣候變換、偏ニ如シ浮雲、月令曰、季春行ニ夏令、民多疾疫、時雨不降、山陵不收、行ニ秋令ニ天陰、淫雨蚤降、兵革并起、行ニ冬令、寒氣時發、草木皆凋、國有大恐、迎氣論ニ曰、丙午丁辛ハ不和也、茲ニ今年丁未季春癸卯日亥時、大地動テ、一舉民屋、寺院堂塔、神社佛閣、悉ク轉倒、壓死傷失アリ、山川差別無ク裂通、泥水涌出シ、泉池流ヲ塞ギ、下ル岳ニ騰リ、丹波島川上山平林ノ郷中、岩倉山崩レ、數十丈山トトヲ挾ミ、經十四五町、緯一町餘、大川ヲ寄塞シ、故ニ下流忽ニ竭キ、上ハ湛水潮ノ如シ、人屋ハ水面ニ漂フコト二十日、孟夏中ノ三日申時、湛水塞所溢

コト數日水湛故、新町、穂苅、牧ノ島ヲ始メ數十ヶ村、水中ニ溺ル、民家漣ニ漂フ、深谷ニ至テ湧々タル水面八九里ニ及ブ、從海津公檢査有テ、溺村ノ窮民ヲ賑給ス、尙又川中島村ニ合シテ、石俵ヲ以テ土堤ヲ新築シテ急災ヲ除ガシム、民家銘々最寄ヲ以テ、西ハ小松原山、岡田山、東ハ西條山、保科山、有明山、又ハ野中ニ假屋ヲ營ミ、老ヲ先テ妻子ヲ連レ、一村毎二人三人番人ヲ殘シ、米穀味噌家財ヲ運ビ、組筏舟ヲ設テ不意ヲ待ツ、將又小市村沙場、水絶テ洪水ノ刻激水ニ於テハ、村々水密ヲ懼レ、依テ海津公、數千ノ人民ヲ集メ、石俵ヲ以テ堤ヲ四ツ屋村ノ末迄三重築立、水防甚嚴重、尙又火術ニ令シテ、水湛ノ山上ヨリ烽火ヲ揚グ可キ用意ヲ成シ、山村ニ傳受シ、即時ニ里村知ラシム、合圖ヲ以テ毎村殘居ノ番人、且往復旅人迄、西山ニ可駈走樣定置、海津公ヨリ助船ヲ數十艘修造、最寄ノ村々ヘ之ヲ繋ギ、尙又各所ニ大釜ヲ据ニ、糧食ヲ焚出被レ、變災ノ諸民ニ充ツ、手配確守、溢水ヲ待ト雖モ、十有餘日事無ク、故ニ中々急崩押出有可カラズ、漸々順水ニ流出ス可キ山、各村々ヘ申達ス、依之村々立戻リ、耕業營ム者、往々有之所、四月十三日夕陽西ニ傾クニ及ンデ、俄ニ大山ノ崩ルガ如ク、數十丈ノ大水、小市口ニ溢出、其水聲近隣ニ震動、魁テ小市村ヲ流濁、及小松原、中島、四ッ谷村

弘化四年

二七六

レ、高岸暫時ニ崩レ、漲水天ヲ滔シ、更級、水内、高井、埴科四郡、人民牛馬廬舍、流亡勝テ計ヘ難シ、善光寺ヨリ北國筋洶潰村々、横山皆潰レ、相ノ木村潰ノ上燒失、押鐘村、吉田村ヲ始トシテ、越後ノ國關川迄、就中、吉村ハ山拔ケ、家人共土中ニ埋マル、高井郡飯山ノ城郭轉倒シテ、地ノ高低ヲ成スコト壹丈餘、都テ市中壹丈餘、一面ニ浮上リ、家屋悉ク燒失、素來此地窪ニシテ、時々水損ノ地ト雖モ、高丘ヲ爲ス、水災前代未曾有、自是越後谷通所々轉倒ス、加之、洪水田畑ヲ損ズ、新瀉ニ至テ凡六十里也、

三月廿四日ノ夜大地震ヨリ、犀川日々減水、丹波島船渡シ一箇所ト成、傍ノ樞華一河、常ニ此川ニ落テ、是亦日々減水、諸川漸々減水、終ニ丹波島ノ沙場歩行ス、故ニ川中島邑々、恐怖周章シテ、東南ハ妻女山、有明山ノ麓、海津城南、凡河東ノ山麓、膝ヲ容ル所無ク小屋ヲ營ミ、彼ノ處ニ退テ出水ヲ待、然ル所三月廿八日曉七ツ時、樞華川ノ上鬼無里村ノ内、川浦ノ塞所湛水、即時押切レ犀川ニ出ルト雖モ、別テ異ナルコト無シ、此川上、山中地東京原村藤澤組、梅木村、城ノ越大田組居折村、荒井村、皆潰レ、念佛寺村臥雲院、轉倒シテ谷ニ落ツ、燒失ノ上土中ニ埋マル、丹波島船沙川上、更級、水内兩境、赤岩岩倉山數十丈、深谷ヲ埋、且安庭村ニヶ所抜出シ、同流塞

村、大木小木悉ク流失、氷飽村半流、同村一重山唯念寺源海上人入定眞像、流水ニ依テ佛場ニ出現、丹波島佛倅ニシテ二十軒餘流ル、ノミ、南ノ方御幣川村ヲ限リ、村々水中ニ滔々タリ、小森村流失、眞島村流失、千曲川ニ押込水、寺尾ニ揚リ、松代ニ至ル然ル處先年ノ高堤水ヲ除ク故ニ、松代ニ入ラズ、川東高井郡木島平、西ハ水内郡ヲ經テ、越後ノ國新瀉迄、凡六十餘里流失、水内郡善光寺如來開帳、三月十日ヨリ、因之諸國參詣ノ老若群集ス、二十四日最中成レバ、山内市中夜陰ニ至テ萬燈白晝ノ如ク、亥ノ刻ニ至テ俄ニ大地震、大雷ニ齊ク、寺院商屋洶潰シ、暗夜トナリ、幾時ナラズ數ヶ所ヨリ火出、大火トナリ、每家泣キ叫ブ聲、天地ニ響キ、無難ニシテ遯レ出ル者モ、亦父母妻子兄弟ヲ助ケント欲シテ、火ヲ消ス者無ク、稀ニ田野ニ遯レ出ルト雖、唯忙然トシテ、近郷ヨリ親戚驅ケ就キ、潰家ノ下ニ聲有、穿チ出シ、相接ケ火ヲ防グト雖モ、人力ニ及ズ、餘煙四方ニ滿チ押、風烈ク危ト雖モ、僥倖本堂無難、本願寺ノ境內諸堂、不殘燒失、衆徒二十一、院中衆十五坊、妻戸十五坊、不殘燒失、仁王門御堂前商店、茶店、莖張見世物小屋類、三町餘燒失、別當大勸進將ニ潰ントス、經藏、鐘樓、萬壽堂無難、町家燒失分、大門町、上下長野町、西町、上下西ノ門、上下阿彌陀院町、立町、御門前長屋、櫻小路、

二七七

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

荒町、新町、伊勢町、横山小路、岩石町、東西横町、岩石小路、新小路、鐘樓小路、東町上下、下堀小路、廣小路、花屋小路、後町上下、權堂町、并裏茶屋町、河原崎横大門片端、二日二夜ニ燒失、變災遷ル、者、田野ニ臥シ、雨露ヲ被リ、如來ハ良ノ方堀切ト云野中ニ遷シ、山内縣死傷八人、市中縣死二千餘人、同日、更級郡稻荷山宿海濱、不殘燒亡、松代若町、木町、中町、往商屋轉倒、更級郡八幡村森下ヨリ驚ノ森迄、町並民屋轉潰、八幡宮社内供養塔崩、末社無事、倍又遠郷近里、破廢寺塔多ク、神社少シト雖、各村ノ人民、周章トシテ街ニ出、來ハ田畑ノ内ニ茅屋ヲ結ビ居ヲ爲シ、細木ヲ以テ宇ト爲シ、庭ヲ張リ管ヲ以テ上ヲ覆ヒ、以テ壁ト成シ、然ト雖モ未心易カラズ、家屋倉庫の洶潰ヲ恐テ、家居忘レ、狼狽數日ニ及ブ、依之テ伊勢兩皇太神、諏訪兩大神、八幡大神、燈明ヲ捧ゲ、災除ヲ祈ル、且ハ伊勢、諏訪兩宮へ、産子總代ヲ以テ、變災禳除、鄉中安全ヲ祈ル、領主真田公、櫻ノ馬場假屋ヲ構へ、諸役員居ト爲シ、領内ノ貧民ヲ賑給ス、當二十五日以降、震發漸々靜動不定、廿九日鷓明、柏玉山崩ル音磊々、同日同時、坂木村葛尾山崩、尙家屋大破、瓦家等ハ轉潰、月ヲ越テ不止、四月廿二日七ツ時、大ニ地震、人心不安、八幡大神へ燈明捧グ、無事ヲ祈ル、同夜水内郡山平林、震動シテ犀河ヲ塞グ、同

月廿八日、終日赫々、亦雲氣ヲ帶ブ、日ノ色赤キコト紅ノ如シ、五月六日ノ四ツ時大震リ、七日明方大震リ、二十一日ノ夜迄、一夜三度四度宛大震、廿六日夜丑寅兩時大震、尙數月ヲ越テ不止、八月廿二日夜、兩度大震リ、田疇ニ出テ夜ヲ明ス、十月廿二日大震リ、十一月十五日冬至ノ夜ニ至テ、大震、季春ノ初發ニ齊シ、十二月三日夜大震、冬至ノ夜齊シク、年内不止大震、

弘化四丁未年三月廿四日夜四ツ時大地震、松代藩支配水内、高井、埴科、更級四郡ヨリ、潰家、燒失、流失等、并死傷、怪我人、詳細調書大略、

松代藩支配ノ分、

- 一 死人貳千八百六八人、
- 一 怪我人九百廿五人、
- 一 潰家三千六百十五軒、
- 一 半潰貳千四百九十三軒、
- 一 斃馬貳百十四疋、

右之外、堂宮并社會藏物置等、不分明ニ付、追テ取調書上可致候、

右四月十六日書上、

松城御城下町方届書、

- 一 潰家百三十貳軒、
- 一 半潰百拾貳軒、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

一 死人六人、

善光寺御領所田町組、

- 一 潰家五十一軒、
- 一 死人十六人、

權堂組、

- 一 潰家不相分、

西組、

- 一 潰家不相分、

寺領ノ分、

- 一 死人千三百人、但旅人不相分、
- 善光寺町、
- 一 死人貳千四百八十六人、内旅人千貳拾九人、
- 一 出家十五人、

四月十三日、水災届書調、

- 一 村數三十登ケ村、
- 一 千八百軒、石砂泥入、
- 前ニ手配行届候故哉、死人少方ニ御座候、
- 右四月十七日ノ届書、
- 一 崩レ落候土手長サ二十町餘、高サ凡十五丈餘、潦水ノ場所長サ七里餘リ、水内村ヨリ上ハ松本領會村迄、拾壹里餘、

四十五町ノ所モ有、

- 一 湛水ニ相成候村數、三拾壹ケ村、
- 一 大溜リ水、山平林村、岩野組、向水内村、花倉村、
- 一 小溜リ水、安庭村、永井村、
- 右小溜リ、土手長拾五町程、池ノ長貳拾五町程、大溜リ小溜共、水八分程押拂候ヘドモ、殘リ貳分程、潮水ノ棟ニ相成、當時水中ニ有之村々、
- 一 上條村、一新町村、一穗苧村、三ケ村也、
- 一 山中新町、家數千軒ト申所、潰燒流失、死人口百人、翌廿五日迄、追々水湛揚、夫ヨリ上十六ケ村水中、水内村久米路橋ノ邊、水ノ深サ凡百丈餘、橋既ニ浮上リ、晝里半程登リ、穗苧村ニ繋置、

四月十三日、犀川湛水拔崩流失村方左ニ、

- 一 下大岡村、拾貳軒流失、
- 一 同組安井村、四軒流失、
- 一 同組川瀬村、四十軒流失、
- 一 和田村、不殘流失、橋木組、不殘流失、
- 一 千原組、不殘流失、
- 一 同本郷村、不殘流失、

一本原本郷、半流失、  
 右之邊續、今以水漂リニ相成居申候、  
 一下市場村、不殘流失、  
 一里穗新村、土藏五棟許リ相見ニ、其外流失、  
 一新町、土藏百棟許相見、其外水中程ヨリ下、今以水中、  
 一竹房村、平村、大凡流失、  
 一上條村雲相寺、安養寺町組、不殘流失、  
 一水内村無升臺組、平水組、不殘流失、  
 一吉原村橋場組、不殘流失、  
 一三水村本郷、五十軒許流失、  
 一水熊村、平村、五軒流失、  
 是迄水湛山續ノ分、  
 一安庭村、壹軒、親木組不殘流失、  
 一永井村弓組、船場組、不殘流失、  
 一笹平村、水主、穢多、不殘流失、  
 一瀬脇村本郷、不殘流失、同伊森組、壹軒殘、其外不殘流失、  
 一下宮野村保玉組、不殘流失、并荒神堂迄流失、四月十三日  
 拔崩レ、眞神峠押崎、常水ヨリ水ノ高サ拾六丈、  
 右松代領分届書、松本御領分潰家死人流失等、員數不知、  
 善光寺本願寺役人、大勘進役人ヨリ、松代奉行所へ届

書、  
 一善光寺各町十三ヶ所分、出火、  
 一本堂、内棟造作等、大破、  
 一山門、經藏、鐘樓、右三ヶ所、無事、  
 一如來御供水、御供所、御年宮、秋葉山宮、右四ヶ所潰、  
 一仁王門境内、熊野、諏訪、燒失、  
 大勘進方、  
 一萬善堂、護摩堂、聖天堂、内佛殿、座敷向五ヶ所大破、  
 一臺所向、土藏六ヶ所、物見、裏門、皆潰、  
 一土藏壹ヶ所燒失、  
 本願寺方、  
 一本堂伽藍、不殘燒失、  
 一寺中四十六坊、不殘燒失、  
 一本願寺役人三軒、大勘進役人五軒燒失、大勘進役人二軒  
 潰、  
 一寺領ノ内淨土宗寬慶寺、同宗康樂寺、不殘燒失、  
 一淨土宗西法寺、本堂無難、庫裏潰、  
 一聖繪庵、寬喜庵、虎石庵、燒失、  
 一武井社燒失、  
 一溜福社潰、  
 一本願寺上人、大勘進家來、并門前其外八町之内、貳千百九十

四軒燒失、  
 一寺領ノ内箱清水村、平柴村、潰家三拾五軒、  
 一大勘進家來之内、死人九拾貳人、  
 一本願寺家來ノ内、四拾六人死失、  
 一町家、千貳百七拾五人死失、  
 一寺中宿屋止宿旅人、千貳拾九人、  
 一寺領ノ内穢多、非人、八拾五軒燒失、  
 一死牛馬、一切無御座候、  
 右ハ三月廿四日夜地震ニテ、堂社、町家潰家、死失人員、家數  
 共取調、此他怪我人、疵少々有之候得ドモ、家業差支ノ儀ニ  
 無御座、此段御届如斯ニ御座候、以上、  
 弘化四年四月  
 (通カ) 山植亦兵衛  
 今井磯右衛門  
 岡島莊藏殿  
 竹村金吾殿  
 山寺源太夫殿  
 磯田音門殿  
 中野御代官高木清左衛門様御支配所、  
 一村高四萬貳千八十貳石七斗登升三合、高井郡九拾壹ヶ村、  
 一潰家貳千三百五軒、内十三軒燒失、土中ニ埋、

一半潰九百六十軒餘、  
 一御高札拾貳ヶ所、轉潰、  
 一潰藏三百七十八ヶ所、  
 一潰物置千貳百三十貳軒、  
 一死人六百貳人、外ニ貳百八人、善光寺ニテ死失、  
 一怪我人千四百七人、  
 一死馬五十八疋、  
 一死牛貳疋、  
 中野條御代官川上金吾助様御支配所、貳十四ヶ村、貳千三十  
 五軒ノ所、  
 一潰家五百四十九軒、  
 一死人百八十八人、  
 一潰藏四十壹ヶ所、  
 一潰物置百八十六ヶ所、  
 飯山御城下肴町ト申所、七八軒無難、寺四ヶ寺無難、其他御  
 家中不殘潰、  
 一死人五百四人、  
 上田御領分、  
 一更級郡稻荷山河原新田、拾三軒無難、其外不殘潰燒、四ヶ  
 所ヨリ出火、

一 死人三百六十人、是ハ町内人員、旅人不相分、  
 一 鹽崎村、大凡潰家、篠井村、七十軒潰家、  
 一 死人十二人、  
 一 淨土真宗康樂寺潰、  
 一 小縣郡鹽尻村岩瑞石崩荷物等凡登町、同郡下野條、拾軒潰家、同保屋村、貳軒潰、  
 一 御平川村、潰家五十軒、死人四人、  
 一 矢代村、七軒、死人十三人、  
 一 千木柳村、潰家二軒、土藏二ヶ所潰、半潰四軒、死人壹人、  
 一 善光寺ニテ、  
 一 高井郡、潰寺三十七ヶ寺、  
 一 水内郡、同五十八ヶ寺、  
 一 安曇二郡、同四十八ヶ寺、  
 一 百四十三ヶ寺、此他曹洞宗大破、  
 一 善光寺ヨリ關川迄、不殘潰、同所ヨリ飯山迄、不殘潰、四月十三日岩倉塞所破、川中島瀧水、越後國迄、田畑家藏流亡、勝テ難算、前未會有天變也、

〔弘化四年三月廿四日大地震御書上下案〕地災摘要 卷六所載  
 ○本書ニ右ハ度々寫候ハ、文字ニ書道有之候モ難計存候、トアリ、  
 第三〇第一、第二ノ箇ハ、他書ニ據リ前  
 第三ニ收メタルヲ以テ、茲ニ行ケリ、  
 私在所松代、當十四日先御届申上候通、居城際迄水逼付候次

第八、犀川押出シ口小松原村下續土堤乘越、夫ヨリ川中島一  
 圓水押來ル、千曲川水上、城下ヨリ壹里程隔シ横田村邊ヨリ  
 下續、總テ突入候水勢甚強ク、下筋ヨリモ追々湛來リ、交溢  
 水ニ相成、次第ニ逆流イタシ、城内地陸ヨリモ、水丈高相成  
 候處、去文政年中、御開置申上築立候水除土堤ニテ相防候  
 處、及大破候得共、稠敷急難除申付、其内致滅水候故、危相  
 凌、城下町續エモ上下ヨリ差上候程ノ儀ニ付、流末ノ儀モ川  
 東川西并中野平邊迄致亡瀧、潮水ト相見候處、次第ニ及滅水  
 候ニ付、早速見分差出候得共、大小橋々多分流失、其上水引  
 候テモ、地震ノ度溜道式押堀、通路難相成場所破方ノ儀ハ、  
 段々水嵩相増、深サ二十丈ニモ及、少々ツ、乘候ニ隨ヒ、岩  
 倉山麓ノ方、追々缺崩候テ、水筋相付、大水乘初候テ、一時  
 ニ巖石押崩候由ニテ、岩倉山麓ノ方エモ多分缺込、數日湛溜  
 候大水、川中島へ押出シ、兼テ右爲防此度俄ニ築立候小市村  
 渡舟場續兩岸ノ土堤石壁等ノ儀ハ、川中島川東川北御料私  
 領村々ノ急難除ノ儀ニ付、領内ノ人カラ相盡、并近領ノ水冠  
 ニモ可相成村々ヨリモ、多人數差出、精々普請致候儀ニ御座  
 候處、此度洪水ノ水勢ニハ、萬分ノ一ノ防ニモ不相成、暫時  
 ニ押流、兼テ御届申上候犀川筋押埋候湛三ヶ所ノ内、小市村  
 渡船場北ノ方眞神山拔崩候儀ハ、高サ貳拾間程、南北八拾間

程、東西五拾間程、川式ニ押出シ、殘川幅ハ纔七間程相成、其  
 儘差置候テハ、聊ノ水ニテモ切込儀ニ付、可成丈掘取申付候  
 得共、中々人力ノ可及之處、此度ノ水ニテ忽ニ押流、百數拾  
 人ニテ動候程ノ大石ヲ、川下或ハ河邊村内耕地等迄押出シ、  
 小市村突出候邊ハ、水丈六丈餘ニモ及候次第、川邊村ノ内ニ  
 モ、就中、四ツ谷村ノ儀ハ軒別八十軒餘之内、六七拾軒相殘  
 悉流失致、跡一圓ニ河原ニ相成、其地村ハ地震ニテ倒潰ノ居  
 家、不殘押流、其上山中筋水冠候村々流失ノ居家、水面ニ浮  
 居候ニ付、爲繋留置候處、湛溜ノ大水、一時ニ押拂候ニ付、何  
 レモ繩切、其外山中筋兩岸ノ山等、多分缺落候付、大木等モ  
 一度ニ流出シ水押下シ、居家エ突掛、是ガ爲ニ押倒流失致候  
 モ夥敷流死八人程、流家六百貳拾七軒程、其餘石砂泥水入數  
 多有之、川下村々ノ内、高井郡小沼村等、昨十八日ニ相成、漸  
 ク居住向ハ水引ニ相成候得共、地窪ノ耕地ハ、猶壹丈モ水溜  
 居候次第ニテ、損地等ノ儀ハ、中々凡ノ見極モ不行届、丹波  
 島宿邊ヨリ千曲川犀川落合ノ邊ハ、一圓ノ亂瀬ト相成、丹波  
 島、川田、福島三宿、前條ノ次第、且又村方米穀ノ儀ハ、川手  
 村ノ外、假令水上候テモ、流失ハ致間敷ト心得、棚等拵テ上  
 置候穀物、居家一同流失致候モ不少、村々改方ノ儀ハ、所々  
 ニ役人差出、食物賄出所ニハ小屋ヲ掛手充專申候、尤前條ノ

通大石土砂押出シ候ニ付、川中島用水三堰、并小山堰共、水  
 門揚口跡形モ無之押埋、吞水無之、救方食物燒出候ニモ、場  
 所ニ密三三十町ノ近方ヨリ水相運候次第候得共、村々人別  
 ノ儀ハ、大地震ニテ居家倒潰候者迄モ、急難除普請ノ儀ハ、  
 申渡ヲ不相待、日々出精築立土堤、一時ニ水溢參破壞致シ、  
 居家流失水冠ト相成、一統途方ニ暮候爲體ニ付、日用ノ吞  
 水、眼前ノ苗代、水引方、堰普請モ、早速行届申間敷、誠以差  
 支、人心不穩、甚不安心奉存候、專手充方申付能在候得共、兼  
 先御届申上候、大地震ニテ城内初家中屋敷、城下町領分村々  
 潰家數多、死失夥敷、田畑通路等迄、地裂床迷、山々拔崩、大  
 變質ニ打續、此度ノ大水、先月廿四日以來、今以晝夜震止不  
 申、何共氣遣鋪次第、甚以心痛仕候、猶委細ノ儀ハ、追々取調  
 可申上候得共、再度先御届申上候、以上、  
 四月十八日 御 名  
 ○コノ届書ハ、本卷一〇、一一頁見集錄所載ノ文ト同一ノモノナレドモ、  
 其文體大ニ異レルヲ以テ取録セリ、併テ存ルベシ、

第四番之御届、  
 先達先御届申上候通、私在所信州松代、去月廿四日大地震以  
 來、度々々震動ニテ、城内并家中屋敷、町在ノ村々、人馬死  
 傷、居家倒潰、大破、田畑損失、其上山崩ニテ犀川水湛水入ニ

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

相成候村々、流家并田畑損失ノ  
覺、

一御城内潰倒大破ノ分、略之、  
一家中潰三十八軒、  
内侍八軒、足輕仲間十七軒、  
内男十三人、  
一壓死人三十五人、  
内女十三人、  
一怪我人貳拾七人、  
内男十三人、  
内女十四人、  
一高三萬貳千八百五石餘、新田、  
壹萬八拾五石餘、田方、  
内 貳萬貳千七百貳拾石、畑方、  
村數百五拾一ヶ村、  
一民家潰七千六百七拾貳軒、  
内  
四拾九軒、 燒失、  
貳百軒、 燒失之上、湛水ニ入、  
六百軒、 湛水ニテ浮出ス、  
三百軒、 山拔、土中埋、  
六千五百拾壹軒、 潰、  
一壓死人貳千七百七拾五人、  
内

社家、 壹人、  
僧、 拾人、  
男、 千貳百貳拾貳人、  
女、 千五百四拾貳人、  
内三百四拾六人、山拔、土中埋死、  
一穢多壓人七拾八人、  
内  
六拾七人、山拔、土中埋、  
一斃牛馬、 貳百六拾七疋、  
内  
六疋、山拔、土中埋、  
右之趣、御届申上候、  
四月十八日  
三月廿四日夜地震ニ付、  
御領分郡分、  
埴科郡、  
一壓死貳拾八人、 内男拾八人、  
高井郡、 内女拾人、  
一同三拾三人、 内男拾壹人、  
更級郡、 内女廿貳人、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

一同六百三拾四人、 内男三百拾三人、  
水内郡、 内女三百廿一人、  
一壓死千八百六拾四人、 内男八百九拾六人、  
内女九百八拾五人、  
貳千五百五拾九人、 内男千貳百三拾人、  
内女千三百貳拾九人、  
右之内、  
三百九人、  
内男百九拾壹人、  
内女百五拾八人、  
但山拔、土中埋死、不相見分、  
僧、 八人、  
神主、 壹人、  
町、町外、  
一壓死三拾五人、 内男拾三人、  
内女貳拾貳人、  
總ノ貳千五百九拾四人、  
内  
男千貳百四拾三人、  
女千三百五拾壹人、  
同四月十三日夕、水押、  
一流死人貳拾壹人、 内男六人、  
内女拾五人、  
三口ノ貳千六百拾五人、  
一居屋潰、 百三拾貳軒、

一同半潰、 百五軒、  
一土藏潰、 三拾九棟、  
一同半潰、 四拾七棟、  
一物置ノ潰、 四拾壹棟、  
一同半潰、 三拾四棟、  
一酒造藏潰、 貳棟、  
一酒造藏半潰、 壹棟、  
一怪我人貳拾七人、 内男拾三人、  
内女拾四人、  
同断八幡神領、  
一居家潰、 四拾軒、  
一同半潰、 拾八軒、  
一即死人、 拾七人、  
一怪我人、 拾八人、  
其外別當、神主、下社儀トモ、潰、破損多シ、  
善光寺人別御書上、  
一即死人拾四人、 衆徒、  
一同三拾貳人、 中衆、  
一同壹人、 妻戸、  
一即死四拾四人、 大廻進家來、  
ノ九拾貳人、

一即死貳百七拾九人、 大門町、  
 一同貳拾九人、 上後町、  
 一同九拾三人、 東町、  
 一同八拾貳人、 新町、  
 一同百拾三人、 橫澤町、  
 一同五人、 七瀬町、  
 一百四拾人、 櫻小路、  
 一同貳百拾五人、 西町、  
 一同貳百六人、 橫町、  
 一同八拾八人、 岩石町、  
 一同七人、 平柴村、  
 一同拾五人、 箱清水村、  
 〆千貳百七拾五人、  
 一即死千貳百九人、  
 右ハ寺中并宿坊止宿旅人、合貳千三百四人、  
 右之外、家内不殘死失ノ者有之候ニ付、止宿旅人、生死不相  
 分、  
 同斷新安社領、  
 一軒別拾四軒ノ内、  
 一潰家、 四軒、 一半潰、 三軒、

一即死、 貳人、 一怪我人、 三人、  
 御近領飯山、同斷ニ付、  
 一侍徒士并小役人下々迄、  
 一即死八拾六人、 内男四拾人、  
 一城下町人、 内女四拾六人、  
 一即死三百三人、 内男百三拾八人、  
 内女百六拾五人、  
 内 非人壹人、穢多三人、  
 〆三百八拾九人、  
 (前文缺ケタリ)  
 一高四石八升五合、 但水丈五六尺程、  
 一同貳貳斗五升、  
 一高三石壹斗六升、 但水丈、右同斷、  
 竹生村、  
 一高貳拾四石五斗餘、 但川邊當水深貳丈五尺、  
 一糶三斗、 川貳丈六尺、  
 新町村、  
 一高四拾石四斗七升餘、 但水深五六尺ヨリ、  
 一丈八九尺迄、  
 上條村、  
 一高貳拾石三斗、 但水深五六尺ヨリ、  
 二丈餘尺迄、

水内村、  
 安用組、  
 一高拾壹石、 但深壹丈八尺程、  
 右村彌太郎瀧邊ニテ水深四丈貳尺、橋下邊ニテ六丈壹尺  
 程、  
 同村、  
 平組、  
 一高九拾九石、 但水深三丈ヨリ、  
 五丈迄、  
 河急ニテ五丈四尺、川貳  
 六丈四尺、  
 三水今泉村、  
 本田新田屋敷共、  
 一高六拾石五斗九升、 但水深壹丈ヨリ、五丈  
 程、川貳七丈五尺、  
 水熊村、  
 一高五石四斗、 但水深五六尺程、  
 山平林村、  
 一高六石壹斗九升、 但水深五尺ヨリ、  
 但水深壹丈、  
 土尻川水湛村々、  
 長井村、  
 一高壹石三斗貳升、 冥加嶽、  
 一糶三斗六升、 但水深壹丈八尺、  
 念佛寺村、

一高拾貳石五斗、 但水深壹丈六尺程、  
 五十里村、  
 一高拾六石貳斗七升、 但水深貳丈七尺ヨリ、  
 川貳ニテ三丈貳尺程、  
 右之通今般見分出役被仰付、明細相改候處、兩川當節水入  
 ノ場、左ニ申上候次第御座候、以上、  
 (信濃國大地震記)文科大學史料、  
 赤坂裏傳馬町壹丁目家主治兵衛儀は、信州松代出生に  
 而、同人在所方三度目之飛脚、當三月晦日出立に而、昨  
 四日夜四ツ半時着之文通寫、  
 松代城下近在は、凡死人二千五百人餘と、領主に而調候由、  
 善光寺如來堂、并に山門残り、外諸堂、寺院、町家に至迄震  
 崩、其上及出火に候之處、南風烈敷、同所續越後往還之登里  
 半程類焼、尤廿四日夜戌ノ中刻より、廿六日卯之刻鎮火、  
 丹波島川之儀は、本名犀川と唱、水上は、中仙道木會島居時  
 下奈良井宿山の駒ヶ嶽西北より流、同國松本下之方、飛彈團  
 か流れ候梓川と、一度に流れ落合、此節別而水増候處、水内  
 郡糸路橋川下安庭村地内に而、長廿町餘之所の岩、犀川江震  
 出候故、夫より水下江一切流れ不申、右に付、丹波島渡舟場、  
 廿五日曉に至り、干水に相成、步行渡之趣、川役人急訴有  
 之候に付、川方役人出馬致候、見届申候所、川上山々夥敷崩

候儀に相違無之、夫々御手當有之候廿九日曉六ツ時、松代城下、并に近江北之方に當り、雷鳴之如く數度響有之、亦々八十度程地震有之、三度目之地震、殊之外強く、東之方山々崩、大石餘多震落、右山下之村々、人馬家居とも損亡致候事夥敷、前書屏川安庭村崩れ、流れをせき留候に付、水上十里程之内は、川筋又は谷間に溢れ、人家を損候所敷不知、又は水冠り候人家も數多く有之、彌此上水溢れ、一時に切候様に成候得ば、川中島より川筋越後迄之内、水難有之候間、松代御領分に而は、老若男女、山之手江立退候様觸歩行、矢代山より西條山江續き居候山々江逃登り、領主役人、馬上に而出役致、食事を焚出し、御救有之、且亦松代東之方山之手、北川田山、保科山迄、一四に人逃登り居、領主手當有之、山嶺は夜分に相成候得ば、所々かぶり火に而火事之如く、領主役人は申不及、村々之者共迄、晝夜之差別も無之、度々之儀に御座候、猶追々飛脚を以可申上候、家内怪我無之候間、御安心可被下候、以上、

未三月晦日曉に出す、

信州善光寺開帳江參詣之者、

品川步行新宿、

此者大疵、高瀬屋 半右衛門、

北品川宿、

近江屋 藤治郎母、  
明石屋 嘉七、  
同人 下男、  
○新若松屋は、  
○左官 源藏、  
江戸屋 喜助母、  
村岡屋 長左衛門母、

南品川獵師町、

三州屋 彌十母、  
伊勢屋 佐七母、  
大工 専藏、  
○池田屋 勘兵衛妻、  
○長岡屋 八十八、  
○龜屋 龜吉、

大工 與藏、

八五郎、  
次助、

南品川宿、

小間物屋清兵衛母、

此者大疵、いせや太郎左衛門妻、  
此者大疵、菊木屋 余吉妻、  
南品川海藏寺門前、  
○池田屋と申茶屋は、  
歎屋 辰之助妻、  
品川本海寺門前、  
家主 山兵衛母、  
都合廿三人、内拾登人無難、  
三人大疵、九人行方相知不申候、  
前印○印、九人に御座候、○御券ヲ附シタルモノ、六人ナリ、  
右者、當月十六日出立致、信州善光寺開帳に付參詣、尤講中  
之者共に有之、然る處同廿一日頃、善光寺江若致、同寺本堂  
御通夜致、同廿三日、宿坊に而齊之馳走に相成、同廿四日、門  
前町旅籠屋藤助と申者方江止宿仕、其夜五ツ半時頃、地震雷  
電大變致、一同驚罷在候所、最早四ツ半時過と覺候所、建家  
地所共にくつがへり、下江落され候心地致し、山鳴に而建家  
押倒、其上拾八ヶ所程、追々燃上り、平一面に出火に相成、漸  
漸家根押破り逃去候者も有之、なげし、梁、又は柱に打れ、唯  
唯助て吳と申人難而已、中に者兩三人づゝも引出し遣し候  
者茂有之、自分のみ逃去候者も多、所々より出火致候に付、

皆々前後忘却致候由、人々風聞方は大變之様子に御座候、同  
所方地頭江書上候人數、凡貳千餘人と申事に御座候、善光寺  
前町、人數も餘程有之候由、右講中之内に茂、板橋方駕籠貳  
挺雇參り候、右駕籠之者は、下宿に罷在候、此者は小家に居  
候に付、右家潰れ不申候得とも、壹人焼死致、壹人は藤屋と  
申旅籠屋江嘔付、兩三人も引出し助け候由、追々火勢強く相  
成、立寄候者も無之候に付逃去、右始末を早飛脚を以て申參  
候に付、家内早速同月廿八日追々出立致、只今以有無相分り  
兼候所、昨夜品川宿を見舞に參り候もの一人立歸り、此者に  
承り候所、信州松代城下方三四里先、屋代と申處迄參候處、  
諸役人詰合居、道路差留、武家方人馬繼立不任、達而被申候  
は、荷物所持に而通行可致旨相斷、外旅人、善光寺に而身  
親類之者共相果候間、達と申者は、宿所名前書付取之、相  
通し候由、此後此儀は丹波島川、はゞ貳拾町餘も有之大  
川之上に當り、右川向虛空藏山何名山と申山々、不殘崩、大  
河江押出し、水路相塞候に付、追々水溜り、川上十三里程、湖  
水に同様相成、右場所方切候江は、川下松代真田様御城下  
は、一押しに流候連、其筋之者共爲立退、御救被下、真田様野陣  
之由、御家中山江登り、狼煙之御内意有之、是を打上候はゞ、  
早々山江逃上るべき山、萬民江御申付有之、右は丹波島川破

れ候節之御用心之由に御座候、大地御座候所を砂を吹出し、凡五里四方と申事に風聞仕候、上方邊之者百人餘之者、四人残り、跡之者は相知れ不申と申事に御座候、乍併遠國之者に候得ば、疵と相分不申、尤品川宿同行之者廿三人之内、拾四人存命に罷在候は、稀成事之由風聞仕候、何れ追々歸宿仕候者有之候は、追而委敷可奉申上候、以上、

弘化四年未四月三日

北品川宿

要 助

信州善光寺近邊大地震書狀寫、

三月廿七日出、

當月廿四日夜四ツ時、大地震御座候而、同廿七日書狀相認候迄、大ゆれ四十貳度、小ゆれ數十れず、手前に而は土藏普請致、地ふく居諸材木並べ、其上江のり居も、はしら梁さし口壹寸程明申候、別莊隱居、壁十文字に割、貳寸程ゆれ込候由、中土藏無別條、五穀土藏、壁十文字に割申候、分家中、家居宅いたみ申候、中の屋大壁ゆれ落、手前宅向四町程先江長十町高廿丈餘之岩御座候、是を七分通り崩し、其おそろしき事、言語に絶し候、善光寺大變荒増し申上候、廿四日夜一ゆれに潰れ申候、残り分は、御堂、并に山門、外に寺貳ヶ寺御座候、右二ヶ寺、跡に而燒失仕候、大勘進、本願寺、不殘潰れ申

候、藤屋平五郎と申旅人宿壹軒に而、五百七拾三人泊之所、唯三十五人出申候、残り(はカ)の死申候、右平五郎家内之者、壹人茂不殘死致候、其外之宿やは、右に順(順)じ候、五ヶ所火起り候得共、一向消手無之、廿四日夜廿六日四ツ時過迄、燒失仕候、善光寺家數凡三千六十九軒、死失人は九分(九)之由、三十六坊之内貳坊相殘、寺方より御堂江相詰候増分、十九人限のよしに御座候、旅人所々善光寺之人と茂、凡六萬人と申事に御座候、善光寺近邊ゆれ潰候村方、數れれず、燒失村方、善光寺を加へ廿壹ヶ村に御座候、私共近村、或は五人、十人、二十人、過半死去仕候、中に茂草津湯本角右衛門軍藏儀、番頭召連れ、澁の湯と申所之者十七人、同道に而、壹人も不殘相潰れ申候、私共邊々沼田邊掛而善光寺參詣之人、死去仕候數多く有之、誠に道中往還、櫛のはを引が如し、晝夜に不限、そうごうたごへがたし、

信州松代、飯田宿、同斷、

八幡、板木、(月介カ)

稻荷山、丹波島、

善光寺方上田松代道中之外、道筋一圓、飯山本多豐後守御城、ゆれ崩し、家數死失數不知、

犀川の水、未だ一水も無之、去ながら堤と云様なる所もなく、誠に不思議之事に御座候、然る處松本たひらに水溢れ、

海の如し、越後高田大地震御座候由、疵と相分(不カ)申候、手前村方近邊、廿四日夕度々止時なくゆれ、其内大ゆれ之節は、生たる心地なく、きもつぷし、おそろしき、此書狀ゆれながら認め差上候、追々御注進可申上候、

三月廿七日出、四月六日着、

弘化四年正月廿一日、丹後國竹野郡木津之上村に、一

夜に山涌出る次第、

抑人皇第七代孝靈天皇乙亥五年、近江國に地さけて湖水出來、同時に駿河の國に富士山涌出ること、普く古書に見へたり、是は見ぬ昔語にして、その實事詳ならず、近き例は、寶永四年、富士山分して一山を生ず、名號而是を寶永山と號、此年間豊にして、世上しばし繁榮也、又寶永永者、豐榮の前祥ならんか、爰に丹後の國竹野郡木津の上村といへる在郷有、則但馬が網野に至る往還也、此地に今弘化四年未ノ正月廿一日之夜半の頃、俄に震動雷電して、大雨車軸を流す、村民膽を冷し、驚き騒ぐ事限りなし、程なく夜も明け、四方靜なり、雨止み空晴るに心安堵して、外面に出るに、不思議や、高さ六七丈許りの山、忽然として顯れたり、衆人又もや驚き、前代未聞の事なり杯と、其噂遠近に高く聞ゆ、村老の曰、實にや寶永の昔しも、かゝる例有りて、御代豊に榮しを聞

て、正しく弘化の時に當り、世界全く弘く化す、豊けき御代の印とぞ祝ふ儘寫、右餘りに珍ら鋪事故、近隣之仁、態々見物に參り候所、寔に噂よりは尙夥敷、誠に膽を冷し、奇異の思ひをなし、漸々昨今歸坂被致候咄に、高さ七丈餘、廻り貳百間餘、樹木一本もなし、前代未聞の事故、乍序御慰之爲申上候、決而御疑被下間敷候、

牛込榎町家主藤助悻、

藤次郎、三十一歳、

同所横寺町家主不知米吉悻、

平藏、二十六歳、

右藤次郎儀、平藏を供に召連れ、當二月十三日出立致、伊勢參宮致、從夫京大坂所々見物仕候上、歸路信州善光寺開帳之儀、兼而承り罷在候間、參詣可仕と、先月廿四日、善光寺町旅籠屋綿屋仁右衛門方へ止宿致候所、仁右衛門方相宿之者、貳百五六十人程御座候、私兩人は表二階拾貳疊敷之座舖、相客共拾八人壹所に相成、甚込合候に付、所持荷物等は銘々宿江相預け、一同押合臥居候處、同夜四時過と覺候砌、臥居候上江物落掛、壓に相成、身體動候儀も相成兼候内、相客之者共に候哉、泣叫び候聲致、地震候哉家押潰れ候様に覺、何れにも大變出來致候様子、一と先逃出し可申と存付候折柄、頭に



致し臥居り候方、少々明るく相見へ候に付、打こぼち、漸々屋根江道出し、頻に平藏を呼候節、答致候様子に相聞江候間、屋根江登り、心當り之所打破り候砌、外々之者七人程逃出し候者共と、俱々力を合せ、打破り候場所々、尙亦六七人救出し候得共、平藏儀は如何ク相成候哉、相見へ不申、其後呼候得とも、答も不仕候に付、是非共助け出し可申と存候内、所方出火致し、其上地震相止不申、其身も次第に危く存候間、居合候者共一同、善光寺境内江逃退候處、仁王門倒、同所方本堂迄四町程之間、幅三間餘の鋪石、并に石燈籠數十本搖崩、地上崩返し候に相成、同處寺倒、五十七軒の坊、不殘相潰れ、是亦所々出火致し、本堂は無難に候得とも、今にも傾き倒れ可申體に而、壹人も居不申、夫より本堂後の方江参り見申候所、僧俗男女百五六拾人程無難に逃出し候者集居、此所に而夜を明し、翌廿五日晝時頃、燒失致候跡相搜候得とも、尋常り不申、參詣人、土地之者、過半餘死去致し候様子に而、纔に一命助候者共も、多分怪我火傷等致、騒動夥敷、平藏存亡之次第相分不申候得とも、多分追分の方江逃退候哉と存、同所を出立致、丹波島に参り候處、渡舟場上之方山々崩落、丹波川を塞候由に而、渡船場瀬落、步行渡しに相成、右川上に而溢候水、無程押來候由、風聞致候間賑通り、同夜上田江若

致し候所、是亦城下町々搖潰れ、中々止宿致候儀もなり兼、小諸江参り泊り候由、昨晦日歸府仕候得共、召運候平藏儀、生死不相分候間、藤助方々相頼、平藏父來吉俱々、即時に出立爲致候由に御座候、善光寺町拾八町程、此内旅籠屋有之場所搖倒、其餘は傾損し、又は無難之由に御座候、同國松代城下、大半押潰、往還所々地震、泥砂を押し出し、同上田城下同様、此邊出火の様子相見へ不申候、丹波島川、町屋無別條、尤丹波島川、水増候哉も難計候由に御座候、凡七里四方程も強く地震仕候由、廿四日夜四時頃、一旦震ひ出し、其後追々程に相成、翌廿五日夜全く相止候由、右御届申上候、以上、

未四月朔日

牛込板町

名主 八兵衛

同所改代町

名主 三平

○上文ハ本卷四四、四五頁ニ收メシモノト同文ナレドモ、字句頗ル異同アルヲ以テ、再録セリ、併セテ看ルヘシ、

加州大守、廿四日、信州上田泊り、信州飯山城下其地震は、右近邊之内、格別強く候由相聞候、今般地震武十里四方と申候、且亦怪我人、死失人凡三萬人と、御勘定所申上候趣に御

塵候、  
〔信州丁未茶談〕理科大學出資 學教室所藏  
弘化四丁未年春三月廿四日、天氣殊に清明にして、宵の間は晴渡、星も相見候處、五ツ時過より陰、夜に相成、四時前電光有之候をば、須坂陶器場職人久兵衛、米子村におゐて見受、其外見受候者有之、正四ツ時頃、滔々の音とひとしく大地震に而、頭上に百千雷の落掛るやう相覺、尤強弱は有之候得共、信州水内、高井、埴科、更級、筑摩五郡、越後國頸城郡江掛、凡東北之隅より西南江掛、長さ五拾里に至るべく、幅廣きは十五六里一般にて、響きは京都、江戸を始め諸國、同刻に有之、越中、能登、震強相聞へ、當國殊更に強きは、飯山、善光寺、山中と唱候數村、次は川中島平ヶ松代、千曲川北村々、北國街道車禮邊より關川邊五ヶ宿、次は千曲川添東西數拾ヶ村、次は須坂、中野、小布施、其外高井、水内、埴科、更級四郡一般、次は矢代、戸倉、坂本より中之條、上田邊、西は池田、大町、松本江掛、其餘小縣、佐久、安曇三郡迄、右に准じ、神社、佛閣、堂塔、村里、山澤、田畑に至る迄、一時に震潰し、人畜壓死、怪我等、算え上るに暇あらず、就中、善光寺は開帳中にて、別而諸國參詣多く、抑此度之地震は、古來も承りおよびざる急變にて、大震一二動、直に倒潰の事に付、多分は地震

と存するもの無之、強盜にても押込候哉、又は天狗の所業と存、周章ふためき、人事を失ひ打伏居、適々心意逃出度立上り候而も、足本四途路に相成、即時に天井、屋根等落掛り、又は向先三四尺も逆さまに上り候故、進みがたく、後ろ江振歸り候得ば、潰掛り候故、誠に術計無之、壓死人多く出来いたし、其上町八町之内、并町續吉田村より石堂、吹上まで、凡二里近きの間、湯屋拾四五ヶ所、料理茶屋數軒、娼家其外旅籠屋向も、いまだ起居候方に而は、焚火有之、旁即時出火、所々一時に燃上り候付、怪我人其外存亡共、掘出し方不行届、殊に夜陰之儀、在町一般之事故、適賑付候而も掘出候道具も無之、助命相成候もの稀にて、或は棟に打碎れ、或二階臺、大柱、厚壁等に壓付せられ、九穴より鮮血噴はしり、即死するものもあり、或は無疵にして氣息絶するもあり、たま〜呼吸有之候而も、重みに食しかれ、其儘燒死するもあり、或は身體無異之ものも、掘穿つもの無之、火掛り相果るものも有之、或ははり、むな木に押付られ候處へ、助け人來り候而も手段無之、其内火掛り、其儘に立去候跡に而、彌煽々燃來り、塙の毛其外半焼に相成、苦痛堪かね候うち、不思寄右之木片に燃付はね返り、不思議に助け候ものも有之、或は父母、兄弟、妻子、眼前即死にいたるべく候得共、火掛り、無據手足を握

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

り、髮之毛を振り詰、生別れ、又は其儘にて遺言等いたし、す  
ご／＼立別、または何とか助け候様恨有り候を聞捨、又は迎  
も詮方無之候迎、觀念を進め、または情なくもそこにてしね  
といひて逃去り候族も有之、又は爐邊に四五人居候女、潰候  
節煙出し穴江道出、不計命を助り、または端近に居候もの庭  
江はねいだされ、又は戸棚、大火鉢、箆筒、長持、其外にて落  
來り候屋根、其外を受留候内、又物有之ものは猶更之儀、其  
外屋根をかきむしり、逃出候ものも不少、または掘出され候  
類ひ多端にて、憂患喜歎、暫時之間に有之、家々人別、千態萬  
象無限事に付、迎も筆紙に盡がたく、千萬之内、一二を印し  
候而已也、就中、哀れに相聞え候は、藤屋平左衛門土藏に、五  
拾人程伏居候旅人、震動を巧みを以て落し天井にいたし候  
と心得、うごめきながら、金子は不殘出し候間、命許りは助  
け呉候様、隣々に叫び候内、灰燼と相成候よし、又は小兒を  
抱候母、己は迎も助りがたし、せめて子を助けたしと、中よ  
り差出し、掘人に頼候などの儀も有之、松代町和泉屋にて承  
り候由、何某弟は、善光寺商家江養子約束いたし置、兄弟其夜  
堂庭に遊び居、大變に付、直に養家江駈付、瓦はぎ取候得共、  
屋根厚く、掘出し候手段も無之、下には家内不殘達者にて申  
聞候は、迎も隣家湯屋火勢も強、助りがたく、斯ては家財塵許

も譲り候ものは殘申間敷候得共、約束いたし置候事に付、何  
卒名跡許も跡立吳候様、遺言いたし候を、屋上にて承り届、  
すごとく罷歸り候よし、又惡むべきは、かゝる悲歎をよそに  
見て、おのが家財疊建具、不殘持出し候ものも有之、上田在  
眞田村のもの、同行拾四五人、大門町旅籠屋に泊り、皆潰候  
處、此宿の隣居、中風にて端近に居、漸片手にて屋根をむし  
り出、其上右旅人之内健成男壹人掘出し、其者と貳人にて、  
口元の女を掘出し候處、此女、右男と元より譯有之候様見  
へ候、即時に二人にて立去り候風情故、同行者掘出し、并隠  
居をも外江連行吳候様申候處、又々罷越候迎立去り、一向不  
罷越、無據不叶ながら、又々片手にて一人掘出し、終に拾貳  
人引出し、家内も助り、漸逃去候よし、掛る人非人故、殘拾貳  
人も甚だ憤り、歸村候はゞ、名主江相斷り、男女とも追拂可申  
旨申之、路次仁禮宿にて茶屋の嘶には、兩人又々此邊に立戻  
り候旨に付、所々相尋候得共、知れかね候よし、また奇特な  
るは高井野村討藏と云大工棟梁、折節町中に居、直に弟子其  
外相集め、鋸、鉋、鉋、其外道具にて、大働いたし、都合貳拾八  
人迄助出し、須坂横町刀屋李兵衛弟子、岩石町に出張居候何  
某、伊勢町湯屋より赤裸にて遁出、直に本堂江駈付、靈佛遷  
座之手傳いたし相移候付、大働進僧正の目に付、即刻衣類を

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

貫ひ、此節坊住さへ不參に而當感之折節、萬人に勝れ候心掛  
にて、直に家人に相成候由、其外死力を盡し助け出候者も、  
稀には有之、又幸なるは、大門町和泉屋裏に居候彦兵衛儀、  
妻は堂參いたし、子は隣家之内と風呂に入、不思議にも抜  
出、自分は大酔いたし、障子際に臥居候處、大震に庭にはね  
出され、三人共無爲に逃去候よし、須坂上町傘屋九兵衛親  
類、淀ヶ橋之もの母娘にて、身體全く、啼叫び候處、隣を掘候  
もの有之候間、頼母しく存居候内、迎も此下にはなしと申候  
て立去りしを承り、最早難叶と唱名いたし居候處、暫く過、又  
又何者としれず掘出し吳候由、又當領分綿内村名主彦三  
郎母子兄弟にて、藤平に泊り、二階にて梁に打潰され、姉は  
呼吸有之候得共、自由難計、老母儀は別條無之、二階窓より  
逃られ候様子に付、姉申間候は、彦三郎之子をば助け、二人  
にて遁出吳候様申間候得共、老人之儀、火中之事、勞母漸道  
出逃去り、<sup>(孫カ)</sup>慘の生死不相分候處、此慘老母之跡より遁出、路  
頭に迷ひ居候處、仁王<sup>(孫カ)</sup>之如き人來り、饑頭を興へ、何れに參  
り度哉と相尋候に付、善光寺近在に押田村に親類有之候間、  
右江參り度と申候得ば、宙に引提、現に存居候、右親類庭先へ  
おろし、行衛不知相成、夫より翌日綿内江送り届候よし、又  
いさぎよきは、諏訪の家申徒士之よし、兩人止宿、一人立出

候得共、一人は押敷かれ、迎も難叶、白骨に相成候而は、多人  
數印も無之儀迎、首をとり持參可申哉と申間候處、覺悟いた  
し、印を上候様申に付、首級許り持歸り候よし、大門町柏屋  
亭主之咄しには、潰候得共、瀬戸物入置候大榎丈夫に而、旅  
人彼是七拾人、家内とも一人も怪我無之、まぬかれ出候由、  
其外怪説奇談、數多嘯有之、靈佛を崇め過候而朝日山江遷座  
有之、光明赫々、紫雲棚引候を見受候杯と、却而聞惡く、去な  
がら靈佛之奇特も有之事にや、本堂、山門、不思議にも相殘  
り、且本堂に籠り居候參詣人數百人、一命をまぬかれ、其夜  
より本堂脇へ遷座、翌日より參詣絶間なく繁榮いたし候、其  
餘は御靈屋を始、仁王門、本願上人、大働進、坊住、家中、町  
在、不殘燒亡、大略左之通、

- 一二千九拾四軒、  
潰之上機失、大本願、大働進  
家來、井町前、其外八町之内、
- 一百五拾六軒、  
潰候而不燒失、同斷、
- 貳千三百五拾軒、  
善光寺領箱清水村、
- 外三十五軒、
- 貳千三百八拾五軒、  
大本願家來之内機失人男女、
- 一四拾六人、
- 一九拾貳人、  
大働進家來之内、同斷、
- 一貳千七百七拾五人、  
善光寺町人別、同斷、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

一四拾五人、 大本願門前町家、同斷、  
 一千貳拾九人、 寺内宿坊止宿之旅人、同斷、  
 外町家止宿旅人分は、一向相分不申、數千人有之よし、  
 一怪我人、數不知、  
 寺領穢多、非人之分、  
 一三拾五軒、  
 外町續き町々は、他領、他支配に付、除之、  
 宿坊之外、旅人萬人餘に至り候よし、兩藤屋、綿屋には、四百  
 人程も止宿之由、右に准じ、外旅籠屋數拾軒、宿帳主人親類  
 に至迄、一人も不殘死亡燒失に付、負數之處迎も不詳、無縁  
 之白骨山の如く、近頃本堂之傍に、深き豈丈餘、幅九尺程之  
 大穴江堆く埋込、其外繩張いたし、白骨積置候、半燒の死骸、  
 其外臭氣鼻を穿ち、狼出、小屋掛之内小兒等をねらひ候よ  
 し、大震、其夜凡九拾度にも至べくや、中小動數不知、最初二  
 三震に而出火と相成、所々一時に燃立候間、白晝之如く、元  
 より水貧しき場所故、消防の手段無之、燒次第故、翌々日迄  
 燒残り有之、稀には強傑<sup>(譯)</sup>之もの相働き、大利を得候も有之、  
 田中村之者、村方總代に而、松代役所歸り、權堂娼家江遊に  
 行、大變に付、旅宿江立越、總代印形を取出し、其節助候様人  
 聲致し候迎、猶又立越、三四人掘出し、野田江出居候處、遊着

に而寒く相成候に付、又々火中を尋ね、血之付たる蒲團を三  
 四枚引出し、夫に而凌候よし、江戸横山町之同宿數人、藤平に  
 止宿、逃出し候處、番頭差押、信州は大地震決而無之、鎮り候  
 様、大手を廣げ差留候内、番頭も一同に壓死、先へ逃出候下  
 男歸府、主人家にて腹立候得共、致し方無之、赤坂種徳寺下  
 男も、近邊之同志に被誘引、或旅籠屋に止宿、是又一入残り  
 歸府、申譯いたし、中には疵を蒙り、裸にて辛く命を助り、歸  
 府之者も不少、京地其外遠國同行之災難に逢候者、筆紙に  
 盡しがたく、松本之御家老友成角右衛門儀も壓死、家來而已  
 立歸り、また或人弟を助け、親類岡田江は行がたく、本堂邊  
 に而冷氣難堪、坊住に有之蒲團を盜着用、飢候迎、權堂明屋江  
 入、申補を盜給、助け候よし、其外諸國之商人、荷物積込代呂  
 物燒失、損毛不少、江州中村茂兵衛、吳服物五百反、外古着  
 等、燒亡のよし、ケ様之類ひ、自他算勘いたし候は、數千萬  
 兩に至るべく、壓死燒死之苦痛不堪聞、叫喚大叫喚の苦み、  
 焦熱大焦熱の悲みも、斯やとおもひやられ、古今未曾有之天  
 災、目もあてられぬ事共に、すべて世上の風聞より大造と  
 被存候譯は、多くは善光寺に而危難に逢候もの、其節目に觸  
 候處と、道路之有さまを申候而已にて、飯山をはじめ、本海  
 道之外、枝道又は人の存せぬ村里山中邊土等に、地裂池成高

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

低出來、又は名有高山缺崩、泥砂水吹出し、新鋪清水湧出、是  
 迄の井戸埋込、川床高く震上げ水溢、其外大造成變地有之候  
 をば、微細に不存事故、評判より實事之方數多有之候、大本  
 願上人は高運に而、江戸青山善光寺に被成御座、今般之開帳  
 にかぎり光臨無之、はたまた町在手常救助筋も有之候得共、  
 大造に而不行届に有之よし、生殘候ものも、家財衣食燒亡、  
 度を失ひ、假小屋に空鋪罷在、須坂其外市場江米壹貳升づ  
 つ、軒別に日々の様買に罷越、飢渴人も相見申候、夫故是迄  
 豐饒に而驕奢に超過候ものは、貧富處を換へ、魚價其外其榮  
 耀之品は、下直なる事常に反し、衰成事共に御座候、扱又飯  
 山は、越後に隣、善光寺より六里餘東北に當り、地震も最初  
 之様に相覺、傾倒も前書同様、御城<sup>本多豐後守</sup>、御櫓、御門、御  
 住居共震潰、地形も餘程低く相成、御家中潰家、半類等不少、  
 燒失は無之、町家之分皆潰、是も出火に而皆燒失、驚動震潰燒  
 亡も、善光寺に替る事なく、死失は御家中は拾六人、町方許  
 に而三百七八拾人之旨、三月廿六日、娘遣し置候廣田孫太夫  
 相勤<sup>御座</sup>居、申越候、在方之分は、いまた眞數も不詳候得共、手  
 入無之村は、三ヶ村而已と申事故、大造之儀に而、別而北國往  
 還石村神代迄、川谷芋川江掛ヶ大損傷、吉村は三戸山崩い  
 たし、一村に而兩三軒も殘し、其餘は不殘土中江埋込、人亡

不少、其後十四五日を経、一人掘出し候由、生米を喰、泥水を  
 飲、助り居候旨、富倉峠又平出城跡<sup>甲斐軍之跡、麻呂侯持城に而、割</sup>  
 所也、低く相成、扱又飯山燒亡之砌、産婦を殘し置逃去候も  
 の有之故、我を助けぬかと憤り、三度迄火中江飛上り候而相  
 果候由、富家米屋榮右衛門は、仁心有之者にて、藏を開き、米  
 五百俵之内三拾俵殘し置、直様施行いたし候由、當藩駒澤勇  
 左衛門繼母儀も、里方鈴木氏にて、實は壓死いたし候、或は  
 柱を伐候迎、誤て女の足を切付候類、數多有之、須坂上町彦  
 左衛門儀も、新町半治と兩人に而泊り合、漸掘出され逃歸  
 り、其外飯山領數十ヶ村、山崩、田畑、人家震潰、算に暇あら  
 ず、扱又松代も、兩所に准じ、御城<sup>眞田信濃守</sup>、御門、御櫓、塀、  
 御住居も、實は潰れ候よし、御本丸に亘り、七尺程之口に而、  
 餘程長く地裂いたし、廻り之者落入らんと致し、夜中大守公  
 にも被成御覽候由、廿四日夜、廿八日、九日迄に、追々潰有  
 之、御城普請に付、大工左官共其外百人も、五月朔日迄に御出  
 來之旨に而、遣入有之由、御家中潰家二十七軒程、死亡凡三  
 拾餘人之旨は、長門守使者承り歸申候、其外地震并満水に  
 付、死人、怪我人、潰家流失、左之通り、  
 一死人、 貳千九百四人、  
 一怪我人、 千七拾壹人、

- 一 溺死馬、 貳百四拾四疋、
- 一 同牛、 貳百拾八疋、
- 一 潰家、 五千八百七拾三軒、
- 一 半潰家、 貳千九百九拾五軒、

御城下町家、

一 潰家、 百三拾貳軒、

一 半潰家、 百拾三軒、

一 死人、 百五人、

村數三十三ヶ村、山崩之下になり、或は一軒も不殘流失之よし、

一家流失、 六百貳拾七軒、

一 砂泥水入家、 千八百軒、

三月廿四日夜より四月廿七日迄、地震數々九百八拾五度と申者有之、猶又今日まで、拙者日記書抜別記有之、就中、松代領山中數十ヶ村、地震強く、山崩、山拔、數拾ヶ所、殊更に變地之内、不思議成は、廿四日夜より犀川水一滴も無之、干上りに他國にては丹波川と鳴、千曲川と同様大河にて、急流成等、たまへるに物なく、丹波島と善光寺之間を流れ、牛島村橋内邊にて、兩川落合、一瀬に相成、越後新潟の落澄、落入候、越後にては信濃川と鳴、相成候は、水上山中谷間之中岩倉山、虚空藏有之に付、二ヶ處大崩いたし、本瀬一時に切湛上、其外同流江落込候土尻川も、二三ヶ所大崩にて堰留、裾花も水源、戸懸山無里、大崩、三四ヶ所堰留候、此外枝川同様に而、河村山奥より流出候、

中島數十ヶ村上堰、水之水利を失ひ、松代領は九里の間、田畑震潰亡所、壓死多有之由、妹屋之養子樋口健之丞、眞田侯御近習直咄し、扱又上田領松平伊賀守、稻荷山、皆潰燒亡故、三四百人餘之死亡有之、旅人を合千人にも及候旨、松平飛騨守様御知行所川中島鹽崎、篠ノ井水、(村カ)其外五千石之内、八分道震潰、死亡百人程之由、右支配人東福寺源太夫方、當方郡奉行共江申越、扱又須坂之儀は、石地故歎右に比方候得共、(考カ)地震も輕き方には候得共、長門守住居、并塀、數拾間倒、馬出し候御目出來、家中住居、并諸長屋向、大破にて、壁落、切くわせ大開、鴨居、崩落掛り候類、少からず、町家も右に准候得共、皆潰は一軒も無之、拙宅縁虹梁、貳尺程大裂、貳寸餘東江突出し、廂北江三寸程開候而已にて、格別之儀無之、勝善寺破損所不少、勝手之間震潰、其外天井等落候塀も有之、ねり堀大崩等相見申候領内山手村々、小破而已、千曲川添綿内村、高梨村、八重森村、沼目村、小島村は、潰家又は半潰、田畑は勿論、居宅地形共地震數ヶ所、大なるは四五尺、小なるは糸のごとく、地底の泥砂水等吹出し、臭氣強く、八重森村田の中大吹出しの砂、路上江降掛り、夜陰行人は、夕立と疑候程之儀、人家土臺を床上江掛、貳尺餘裂廣げ、地形礎を二尺餘も別に震出し、大割之中江三間棟入候ても、底水に而手答

なく、小島村用達休太夫宅庭に、異形之跡付有之、夜中見留る者は無之候得共、亘り七尺程、幅八寸程、丸く蟠り、○圖ア略セ地中江、窪く跡付き、鱗之形、四足之跡も、臍に相見え、頭之方と覺、隣家縁の下大割邊に付有之、俗説とりくに申候、潰家其外、大略左之通、

- 一 潰家、流家、 三百八拾壹軒程、
- 一 内本家三拾八軒、土藏雜藏其外、三百四拾軒餘、
- 一 半潰、損傷とも、 四百貳拾軒餘、
- 一 但本家、 四百拾三軒、
- 一 但同断、
- 一 水破村高五千石餘、
- 一 内池成水押に而、永荒塲、餘程相見へ、
- 一 一壓死、 拾三人、
- 一 一溺死、 五人、
- 一 一怪我人、數不知、
- 一 半馬、死亡無之、

掘出雲守様御領分六川出張陣屋付矢島村、丁子塚村、羽場村、草間村、中山田村之内中斷等にて、四拾軒程潰、善光寺町

續問御所村、下後町也、善光寺同様之潰にて、死亡も六七拾人にも至り候由、中之條陣屋御代官川上金吾助様御支配下、一向不相知、中野陣屋下御代官高木清左衛門様御支配下中野村は、須坂よりは少々輕き様に相聞候、御支配下村々にて、千五百軒程、死亡七百人程と承および候、小布施、中野に准じ、其外神代邊、牛馬之怪我にも當惑いたし候由、中尾村小堀太と申候壯男、頭打敷かれ、皺だらけに相成居、目の玉も一寸程飛出し、翌廿五日四ツ時頃、漸掘出し候得共、運よく助り、其内腫出し、大怪我之よし、小兒などにも、頭長く相成生候ものも、所々に有之候よし承申候、山中上條村源信寺、土中に相成候よし、竹原村、十七人づれ善光寺江參詣、五人殘、皆怪我致し、角間温泉江湯治致し候由、地震後、犀川本瀬干上り、跡江所々温泉湧出、都而いづ方之湯も、熱氣強く相成候由、且當國筑摩、小縣、高井等之諸郡に有之候、野澤、澁、田中、角間、別所、淺間邊等、熱く覺候よし、また山邊には、地震に裂候割口より火氣を吐、乾候蘆藪等差出候得ば、火燃立候旨、千保村より矢島村江嫁候女、棟木に壓死、血煙り立ち、子は頭ひづみ候而已にて、活残り候由、善光寺近邊山西山、是迄無之白く、崩壊場多く相見候、菅平山低相見へ候、本島平之内、飯山より千曲川東に、餘程傷損、潰家多有之、上田海野町、五月

號六十四第告報會查調防豫災震

廿日夜、地震強く破損、越後國高田は、三月廿四日夜、より、同月廿九日之方強く、潰家出來之由、當國赤沼村川原新田にては、潰家過半、大割目、地中より火三ヶ所出候よし、山中邊、同斷、火所々より出る由、上松村昌禪寺住持持、善光寺西町妾宅に而一緒に壓死、頭三ツに割、檀越之もの腹立、葬送も取賄不申由、ゴ脱カ、左邊五、堂谷江顛倒、岩崎觀音潰れ、高井郡米子村不動瀧七十、權現瀧九十丈は、別條無之候得共、瀧下大損、道路惡敷相成、大岩本堂を打越、軒端を傷候、缺所之前江落候由、草間村大破、堀抜之井戸、水出不申、却而其脇カ穴明き、水湧出候、江部村大震、人家潰家多有之、上田相應之者、權堂婿家林屋江遊に行、三百兩持參之よし之處、墨斗一本燒殘而已にて、燒死、金子者紛失之よし、此亭老嫗一人助り出候許、家内不殘、妓女七人壓死、是に准、米屋其外に而も、妓女澤山死失、川中にも死骸有之候よし、越後國水原の豪家一島彌三郎、從者五人、醫師其外十一人召連、廿三日、善光寺江着、綿屋仁左衛門に止宿、一人切退出、外不殘壓死、途中咄致候男藝者に逢、羽織を着せ、自分惡意之者、中野、牟禮邊に有之、旅裝束相整、同道歸國のよし、水内郡山村山、土中にて土龍の土を上げ候様に、大うねり相見へ候由、高井郡相之島村に、七本指之有之候異形之跡、土手に殘相見候由、村

山村にも、雙方江のたばり候異形の爪之跡有之、領分五閑村、地割砂泥吹出し候傍に、廻り壹尺程も有之大蛇、一二尺づゝに切、吹出され有之候間、同村名主藤右衛門、高梨村民藏、及見候由、荒安邊大震、潰家地割多、馬足今以立かね、戸隠山同様、飯繩原所々大割有之、片鹽村大破、其外算上るべきに隙無之、松本御城内松平丹波守様御居城なり、餘程痛有之、御家中潰家二軒、其餘遠方不能巨細、文略いたし候、千山川西小川用水、推而地震後色赤く濁有之、井戸は多く埋込、地陸高低出來、川東百々川、雙方より土堤川の方江寄、水行狹相成、諸川も右に准じ、山中邊高低、或は一町も出來、存の變地所々に有之、南山の岸に有之神社、北山峰江附、青麥其儘に而變地之類少からず、廿四日後、氣候不順にて、多分冷氣勝に有之、此上疫癘等流行可申哉難計、右就地震仕、爲御用御測定直井倉之助様、松村忠四郎様、御普請役衆、四月七日、御沙汰にて御越有之、今以御取調御逗留有之、且諸侯方始として御見舞使者、其外見舞の奉札、遠近往來引もきらず、窮民救方、焚出し手當、普請、諸寺諸社祈禱、并亡者追福之法會も、自他般々有之、厚薄憚多く文略、北國通路留り居、唯加賀國大聖寺松平備後守様、途中江御出掛ゆゑ、無御據大水押切、前日四月十二日、無理御通行有之候而已、加賀様は地震前之日、善光

寺御通行相濟、御高運と一同申合せ候、其外浮説實談、日々喧しく相唱、今以大中小震動相止不申、當惑至極、古今怪有之天變に御座候、

信州須坂 堀 長門守内  
未五月廿八日 丸山舎人

號六十四第告報會查調防豫災震

醍醐宮様御内  
櫻木御坊成就院權大僧都快存様  
六條  
東本願寺御門跡様御内  
下間大藏卿法印頼弼様  
愛宿下  
片桐助作様御内  
笹田彌一様  
室町頭  
木下道正庵御内  
高橋喜間太様  
長崎櫻馬場御宿老  
濱武治兵衛様

弘化四年丁未、春三月廿四日夜亥之刻之地震、別帳細記通、信州八郡殊に強く、山川、田畑、村里、震潰し、人馬其外壓死夥しく、千山川に劣らぬ犀川他郡にては丹波川と唱、之儀は、水源木曾鳥居時より初り、筑摩、安曇、更級、水内四郡を經歷、川南北高井、水内兩郡牛島吹代領、綿内須坂邊に而、千山川と落合、一添流カに相成候大川に候處、震動にて、同刻中岩倉山虛空藏山とも唱候、二ヶ所大崩いたし、亘り高さ厚さ其外、略圖に委し、凡は大留り長さ廿町程、高さ十五丈、小留り長さ十五丈餘、高さ不分明、本瀬一圓にメ切、追々湛上、右犀川江落込候土尻川小市上にて落合候、二三ヶ所山崩堰留、同鹿谷川新町より五里程上り、西北より落合候、此水上流大さは幅九尺厚さ二尺も有、四十八畝、二ヶ所山崩堰留、裾花川戸隠野鬼無里の山崩堰留、小市下と唱、二ヶ所山崩堰留、裾花川、御より流出候、山崩堰留にて、合、其外枝川、處々留り、松代領許にて、諸山小崩までにて、四萬九千餘之由、諸流湛上候に付、山間の村里凡三十五ヶ村、數里の間、水中或は水底に相成、泥中に相成り、直に流家いたし候民家も不少、多分大留り岩倉山邊に流寄、別て迂流

押小路柳馬場 徳大寺大納言様御内  
香川式部様 勝善寺朗秀様  
御在京

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

いたし候に付、舟にて流家を燒捨候得共、屋根而已燒候て、水際より燒不申、巨燧矢倉の大きな様に燒残り、湛上候水は大湖の如く、日々多きは丈餘、少きは五尺ほごづ増水いたし、多分最初の口へ押切瀬出可申候歟、または押切申間敷とも申之、小市小松原邊より水先の村々、川中島、且松代御城江も、突掛可申哉に付、川中島用水口邊、南の方は山の口にて、北山崩七分も有之事に付、別て危く、迎も普請無覺東は候へども、押切候節、少しはためにも相成候事に付、松代重役出張、急普請數百間の間有之、岩倉山邊に相圖の狼煙相股け、寺院其外にては早鐘撞候つもり、人家は渾て近邊の山え立退、壯健の者、村役人など、一村に四五人づつ番人殘し置、多人敷山上江小屋掛候事に付、大造に相見、家財食具、都て日々運び上げ、引續當領内にて、川附村々立退、其外水防手當等申付、地震の儀は、日々相震、諸山鳴動、四方八面に、士庶人渾て人心地も無之、右の内土尻川は、四月九日、山崩押切、出水いたし、所々水破いたし、此川筋の上げ口、此度地震御用にて出役御勘定直江倉之助様、松村忠四郎様、御普請役差圖にて用水揚げ口、水に逆らひ候普請出來のよし、かゝる難澁の中に、山中某村、地震にて是迄無之水湧出し、此上の危難無之候得ば、田方に相成、却て幸を得候よし、さ

れ共新町石石餘、其外三千五百などは、山中の一府にて、人家も三四百軒有之、商家軒を並べ、辨利宜敷所、地震にて出火、火中に水押し上り、大半燒亡流没、水底に相成、所謂水火之難超過いたし、其外村々も是に准じ、水源見届として足輕衣笠喜兵衛差越し候處、東は岩倉山平林、佐水、今泉、吉原、竹房、牧之島、鳥居城跡、下市場、和田、川口、大井、西は水内、上條、新町、穗苧、大原、日名、橋本、十知津、船場、野平、古坂、阿井、大日向、草尾、梶本、其外數村水入、松本領合村まで水突、廣きは一里程、或は拾五町程、山間の横やうにより廣狹有之、水死人も多分にて、水内の橋と申は、本名飛騨橋と申へ、當國にて名高き名所、又は白狐橋とも號す、佐水の先にて、大崩より一里ほご上手、犀川の急流江懸り、橋杭一本も無之、南北より列出して、長さ拾八間、横九間の曲橋にて、下は碧潭藍の如く、橋より水際まで八九尺有之、兩嵩峩々として、岩滑に、激浪疊々、雪のごとく散じ、南に細瀧糸を美くし、眺望絶勝の地にて、且めづらしき橋梁也、眞田侯の普請所、御千付掛の制札也、此橋水中に相成、橋上六丈水突、橋板其外破却、是より廿町ほご上流り、附太郎が瀧と唱る、鬼兒島瀧太郎、彼を初乗い、往古は口口と唱、難所有之、水瀬瀧坪まで、巖石あまた有之、其中間を渡乘候、人の中傳有之、難所有之、おろし候名人稱に有是又吟詠の一紙なり、候もの、いづ地行けん、山岳變じて海と成候處、四月十三日八時頃より、例の岩倉山、別て震動の聲格別に強く、遠近に

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

相聞へ、其節常藩壕内屯人、重倉雄碩兩人、水源見とゞけに參り合、近邊の山上に罷在、始終見受候趣は、大崩の場、北の隅より鉦形に水氣越、無程七時頃にも候哉、是より以前、數日瀧瀧候、一聲霜々壘々、天地も覆かと思はれ、巖石土砂、一時に押破り、赤黒の浪、天に漲り、暫時朦朧と霞のごとく、また雲の如し、水煙り立霧り、天地も見えず、雷霆頻にて、恐怖の次第、舌頭に盡しがたく、十九日十九夜の湛水に付、大波は小松原邊の喬木よりも高く、凡五六丈と相みえて、山口屏風のごとき巖石、雙方にこれあり候を、瀧出候節、是にあたり、ひと度は水勢を遮りとめ、二度渦巻候内、山村山三組とも暫時巻込、名だかき荒神堂も、行方しれず相成、二巻めに、右の兩岩押抜き瀧出、小松原より東南へ押出し、本瀬は四方に分れ候へ共、渾而一面の水と成、南は桑原八幡邊まで、川中島寸地ものこらず、四五里四方へ溢出、長さは員數無之、矢代、雨ノ宮、松城御城江も、千曲川を押よせ、餘ほご突懸、御城下町、少々水入相成、千山河同流に相成、川邊は申におよばず、善光寺近邊、須坂近邊、下流の方は飯山をはじめ、越後新潟に至まで、屈曲凡七十里餘、次第に水入水押、或は水破いたし、土手堤押切、川形付候場數百ヶ所、當領内綿内村三千石餘、枝村廿七ヶ村の内、二ヶ村近れ候而已にて、水冠

水押しに相成、其外高梨村、五閑村、八重森、沼目、小島の五ヶ村、水中に相成、鹽川村、水車屋下まで水突、田畑の大破は不申及、流家不敷知、流死人も餘程有之、流來人家數千有之、川中島邊へは、三十人持ほどの石數多、小石敷しれず押し出し、此邊別て大破、押堀池成出來、永荒の場敷しれず、小市村酒家は富家にて、石櫃に金子入置、或は大柱の中へも貯へ、酒桶に一ばい錢をつめ、文庫藏へ入、大繩にて縊り、端をば窓より大木にじつと繋置候へ共、大木根とも押抜き、其外土藏も掘流し、行衛なく流失、右に准じ、家財、金錢、五穀、其外何によらず、一時に押はらひ、萬家一村、是等に准じ流失のごとに付、損亡筆紙につくしがたく、地震よりも遺財無之、甚しき事ども也、其忠難一二をいはど、大柳の木に取付、終夜鳴叫び、助命相成候もあり、或は流家燃出、流ながら火中泣叫候ても、助舟も無之、そのまゝ相果候類ひも有之、或は傾より屋上にて、産の氣付出產、引水の節、漸々産婦を助けおろし候へば、直に血逆いたし候婦人も有之、或は樹上に舟を繋ぎ置き、家内乗移り、其木あぶなく相成候に付、無據綱を切候へば、一瞬の内に牛島村土手へ矢のごとく突よせ、不思議に助り、或は今里の枝郷川中島四ツ屋村は、大鳴動いたし候付、のこらず山へ逃去、唯一軒老人産婦有之、手傳の者も無

乙

之、其内水中相成、無據六人一所に二階へ上り、覺悟いたし居候處、是而巳不思議に相道れ、その餘總村登軒なしに失候よし、是等一大奇事と可申歟、或は小市村何某の、かね四百兩、財布に入置候まゝ、牛島河原石間に有之、洪水後、同村の者兩人拾取、小市へ相とゞけ候處、半金受取候やう、金主申之候得共、不受納、扱人出、百兩の禮金受之、有體領主へ申立候山、或は收島村のもの、急に水押來り立退兼、夫は柿の木江攀上り、妻は桃の木江這上り、子も二人は、眼前流失いたし、生甲斐なしとて、入水を申聞候付、夫申候は三十兩懐中に有之間、子供の追尋も出來候へば、止り候やう能々申論申候に付、夜中夫を頼りに致し居候所、夜明け候得ば、柿の木共に流失、跡形もなく相成候や、一目見、そのまゝ入水いたし、四五町ながれ、遠淺之土手へ打寄せ有之、助け人呼候處、思出候得とも、かくは悲歎に逢、兎角死たがり候付、番人嚴しく付置候よし、或は綿内村善法寺地中淨玄寺、水練達者に付、それをたのみ居候處、居宅危く候に付、泳出候處、水勢つよく、殊に平生の洪水とちがひ、流れもの芥の類、始終流れ來り、中々以このきかね、漸々押遣々々、山手へ游付、辛き命助り、足輕小泉熊藏も、同様にて助り、或は郡奉行駒澤式左衛門、騎馬にて出役の處、口取梅吉、若黨荒井利三郎、一同に相

弘化四年

三〇四

成、馬に後れ水に追れ、漸々大橋村民家屋根へ上り候へども、覆り可申と、終夜の苦心絶入候處、漸引水に相成り助り、或は村の醫者、其外五六人、平氣に相成居候内、逃難く、無據屋根江上り候處、傾動候に付、はしこにて土藏江移候得ば、直に潰れ流失、又々土藏も氣づかわしく、其隣大成家江階子一盃漸懸わたし、夫江移り候後、暫く過土藏も流失、且上流よりは折々火の燃居候人別な(家カ)がれ寄候ゆゑ、一生懸命に相働き、齋口棒などにて突やり、通夜難儀致し、やうやく相凌ぎ、同村は別て水中火事にて、消防人も無之、水は有ながら燒次第故、屋上のもの、水火の責に逢ひ、須坂邊にて見渡候得ば、夜中ながら向村火事に付、顯然と相分り、八重樫村との間を流家矢のごとく、數軒絶間なく流去候を、眼前見受申候、或は三抱、五抱程の大木、根ながら處々江流寄せ、村山葛作は名高き水練にて、いづれも立退候あことにて游出し、高梨村まで泳付、或は金三兩首に懸居候間、助け吳候様、流ながら相叫び候得とも、助け人なく流死、或は山王島にて、金五拾兩首に掛、十兩宛配分いたすべく、たすけ吳候様、流ながら叫候に付、三人にて相助け配分金の外に殘金有之に付、是をも無理に掠奪いたし、跡にて相顯候儀を恐れ、すぐに川江流じやり候を見受候もの有之、中野役所江訴出、差押られ候よ

乙

し、或は大川を火の付候屋の上にて、三人泣叫候内、忽ち碎け、流死いたし候よし、中尾村五郎右衛門弟虎治、赤沼村屋の上にて見受、今以眼に付候山直嘯、或は大木流來、氷鮑村酒屋三拾間も有之候酒造藏を、辛ざしに突貫き候よし、或は綿内村邊より川中島へ掛け、夜中大なる火の玉、折々飛行致し候を、足輕丸山熊太郎、田村九十郎、たしかに見受候よし、或は牛島村安樂院鐘撞堂、百々川江流懸り、鐘は中島村下田の中に振落し、八分程埋り有之、寛保二庚年立白流候儀、口碑に残り候得共、斯様の儀承り不及候、立白の類ひは、一軒に十許り宛流來り居候を見受候、領内土屋坊村幸吉、水練達者ゆゑ、制札を守護候處、宅も流失、一時に井等流れ來り、終に父子三人共、水死いたし、同村豊吉も溺死いたし、凡溺死者、自他夥しく有之、水先川中島は、却て覺悟よろしきに付、各村立退候へども、川下川附村々は、却て水に馴居候ゆゑ、小氣に落付居、且貪欲、旁震動の音、押來候水聲をも承知いたしなから、立退も遅からずと、悠々いたし居候處江、急に押來、多く泡を食候族多く、兼て當領にても觸達し候へども、猶注進後足輕等數十人差出、嚴敷申聞、領内は爲立退候間、水死も甚少く、元地震にて、村里、田畑、川々土堤、破壊のうへの事に付、格別に水破いたし、別て夜中江かゝり洪水

弘化四年

三〇五

故、水防不行届、去ながら自他人命を助け候もの不少、大略死亡流家等は、別帳地震之部に有之、爰に略す、善光寺、墨阪、小布施、中野、飯山等は水難を通れ、凡中中口より新瀉に至まで七八十里、千曲川左右は不及申、水源ほゞ、塙廣に押水突切押堀、石砂置いたし、大荒相成候、相圖の痕煙も、中に請候儀間違、不行届處も有之、領内は川口より四五里下流の方に候得共、三ヶ所に相圖の大砲を設置、水源見届、其外諸家水見の者、晝夜奔走、早鐘、拍子木擊傳へ、出水前後とも、騒々敷事かざりなく、其虛に乘じ、盜賊相働き、或は謀にて、十三日前の儀、夜中松代城下を高張を拵ぎ、衣類水に浸し、切れたく、と高聲に呼はり駆通り候に付、大騒動相成、既に大守公御立退にも可及處、一向跡形も無之儀にて、早々召捕れ候よし、其後嚴しく相成、御立退無之内は、決して騒申まじきと御下知有之候由、同藩町田源左衛門、算術に達し、出水の期測量いたし、相ばかり候日積り進に押切候よし、中野陣屋御代官高木清左衛門様、廻村にて長沼名主伴七方に止宿の處、急に出水、一人も不差構、自身にて逃出され、鎗持登人被附添候哉、其内水首次々に相成、漸々高き方の南郷村江立退、民家に止宿いたされ候よし、地震以來、種々風説いたし、米子の川、山崩にて押切、大水須坂を浸し候とて

小布施村邊村々、鐘太鼓を打、騷立候山、是も賊の中觸しに  
 歟に相聞候、延徳地名、延徳二年洪水にて、有來の大船干上り、川沖、  
 の鳴にて、田畑の腐き所を沖と唱候は、往古水海の名候に有之よし、木島牛、  
 古老中傳候なり、川邊村に、島或は川、陸の字有候村、すくなく、  
 わかし村上義清、越後、別而、浪上、小島村の高札流れ、延徳の沖  
 に建ち、其四周、流家凡百軒ばかり流寄、遠見にては、一村立  
 候やう相見、越後國三條江は、十五日に壹丈餘の水嵩に相  
 成、死人不數知流出、人家其外流物夥しく、長岡御城守御前  
 城下も、水廻しに相成候山、川中島氷飽唯念寺は、親鸞上人  
 の舊地にて、申傳の古墳も有之、是を穿候哉、又は山中邊よ  
 り入定の僧にても堀穿流出候や、人の乾物懸り有之、足のす  
 ね、並より餘程長く、合掌のまゝ、皮肉たゞれ不申、干物に相  
 成居候を、長持に入置見せ候に付、貴殿群集、徳付候山、氷飽  
 役所江つかはし候足輕梅本芳藏、一覽の咄しなり、高梨村に  
 蛇深山流寄、人家江道渡り候付、無様打殺し候處、こやしを  
 擔候桶に入、四五荷も有之候山、その内に青色の太き蛇も居  
 候よし、又番筋太き一尺餘も有之、頭大藥籠ほどにて、長さ  
 六七間も有之蛇、百々川添に居、上流より杉丸棒にても流寄  
 候やと、人足等立寄候處、するくく川水へ這入隠候よし、百  
 百橋修復に差出し置候足輕手籠役宮崎良吉直断し、下流に  
 ては舟をさよめ、長持、簞笥、その外種々拾ひ上候向も有之、

悪心ものは、領主へも申たてず、金錢其外衣類、財寶、潜かに  
 拾ひ取、搜出し、隠居候族も有之よし相聞へ、五園村にて、跡  
 付に入有之古 命本阿彌金上一子充藤頼 などの銘は、  
 刀正宗、コミに 永祿三年十一月十五日 信 玄 金象眼にて彫  
 付有之、訴出、牛池村次郎右衛門は、三月二十五日より犀川  
 押出し候覺悟にて、十九日之間、家財食具に至るまで片付、  
 毎日釜釜ツの側江、家内中梳一ツ宛持寄給候而已にて、十三  
 日水と承り、すぐに給かけ候まゝに致し置、不殘逃去、田地  
 はあらし候へども、居宅の損毛少しも無之、心がけよろしく  
 相聞、其外壁迄打抜、(空) 浸屋にいたし置、助り候者も稀には有  
 之、岩倉大崩押切候跡、いまだ十分の二は缺残り候て、夫だ  
 けの湖水に相成居、鹿谷川の儀も押切不申、堀御普請中に  
 付、猶水難の程難計、此節一の崩大波峯上は、廣さ二百五拾  
 間ほど、二の崩傳行山邊は、廣さ百六拾間程にて、見届足輕  
 村上新藏申立には、水杭有之、五月廿二日七時方同廿四日九  
 ツ時まで、九寸増水のよし、四十八瀧の瀧下迄、壹里餘も  
 有之、松本領、松代領界の川のよし也、犀川押出しの節、小松  
 原其外最寄の村々にては、土藏の壁を大石にて突通し、打抜  
 候も數多なるよし、地震洪水の兩災にて、窮民救助、諸家般  
 般有之、手宛筋厚薄、懼り多く文略、多人數の中には、世産成

りがたしと、乞食に相成候族も不少、すでに五月中、拙宅に  
 て錢を呉候處、難有がり候風情、大に相違に付、相たづね候  
 處、大原とかいふ所の者にて、災難の次第細かに歎出候付、  
 裸の子供兩人江、やれきぬ三ツ、愚婦よりかつげしよし、其  
 後六月四日、又々來り、厚く禮申出候山、須坂中町政右衛門  
 にても、三人連の者、右の風情見受候に付、いたわり、米并錢  
 二百文さらせ候得ば、感涙をながし候山、是は佐水とかいふ  
 所の者のよし、かゝる族も少からず、地震といひ、水難とい  
 ひ、近代不承天變にて、數萬のうちには、孝悌忠信の輩もす  
 くなからず、此災にかゝれるは、如何なる餘殃とも申はかり  
 がたく候、  
 (震洪鑑) 御光寺地寶取調材料六册ノ内、已、  
 文部省震災豫防調査會所藏、  
 古詩に曰く、平生不滿百、常懷千歲憂と、爰に信濃國川中島  
 は、むかし永祿の頃、武田信玄上杉謙信兩虎相闘ふの古戰場  
 なり、古戰場を吊ふ文に曰く、口祭至らず、精魂依る事なく、必  
 らず凶年あつて人夫流離せんといへり、今茲弘化四丁未の  
 年、先年戰死亡靈の追慕に、武田左馬頭信繁の御廟所杵淵村  
 典厩寺に於て、一七日授戒回向是ありけり、則ち三月下旬な  
 り、おなじく廿四日、此日は一天朗に風清く、殊に信濃は寒  
 國にて春のけしきもおくれがち、四方の野山に櫻咲、川岸の

柳もみどりを増し、遠近の畑の菜の花も今を盛りと咲満て、  
 乍左都の錦も斯やらんと、空飛鳥の群音も飽ぬ風情に面白  
 く、老も若も勇み立、實に春宵一刻價千金と言しも是なり  
 と、心も空に浮れ行、流石に永き春の日も、はや夕陰に傾け  
 ば、眺に飽かぬ氣色さへ良貴昏て、遠寺の鐘も響き來て無常  
 を誘ふ夕風も、しらぬ凡夫の露の身を、また翌日々々別れ  
 を告る友達も、我家々々に立歸り、既に初更も過て戌の下  
 刻、寝屋の燈火絶々に、近所隣も物靜に、たゞ噴しき物音は、  
 軒を窺ふ犬の群のみ、斯る折から、大地頻に震動し來て、其  
 音雷の發する如く、山谷平野呼び動かし、地は盆を傾る、樹  
 木の先は地を敲き、塵埃は空に吹きあけで朦朧として、滑河  
 池水は岸に溢れ中天に迸しり、磐石を割り大石を轉し、山野  
 の獸は叫び、鳩の鳥は喚き啼、寢息の人々は驚き騒ぎ、震動  
 の音は雷々轟々として天地にひびき、生物の聲は噓々とし  
 て八方に應ふ、自他俱に前後を忘れ、魂魄身に添ふ物なし、  
 此時に當て破却の家藏は是ありと言ども、大概をしるす、先  
 づ松代は中町、伊勢町、本町、鍛冶町、小越町、荒神町、女田  
 町、不殘潰れ、尤たま／＼立居る家も是ありといへ共、桁を  
 折り柱を拗じき、壁を落し戸障子を摧き、何れも大破損な  
 り、御城内堀櫓は數ヶ所損じけり、御曲輪通り玄關待部屋、



號六十四第告報會查調防豫災震

其外塲等損じ方夥敷、斯る大災ゆゑ、諸士方の面々御登城是あり、無役席御家老職御中老大目付方、我先にと詰所をかため、大御門中の口御番人へ、二ツ拍子木、三ツ拍子木の合圖を打、續て御番頭御奏者御側御用人御旗奉行御差立方、何れも制止の聲に邊りを拂ひ、其外諸士役人、我もくんと列を正しく、名々御陣羽織を着し、晝夜を分たす御詰越是ありける、別して夜中は高張騎馬の提燈にて、御火消方御町奉行時時刻々に御見廻り嚴重なり、扱又御役所は櫻の馬場御定め是あり、諸事御用被仰付、食物等は諸役人は勿論町家に至る迄、残らず御炊出被下置ける、斯る變災にも松代に限り、火の用心嚴重なるゆゑ、小屋一ツたり共燒失是なき、偏に御仁政の徳と感喜の思ひをなす奉る、同夜同時善光寺地震にて、家九分通り損じ、其上所々より出火いたし、先づ東口横山、南口大門町、西口櫻小路を始として、後町、西町、畑中、長野、西之門、阿彌陀院、立町、横町、御長屋町、東横町、東之門、岩石、伊勢町、淀ヶ橋、片羽、武井、田町、東町、下堀、金屋端、權堂町、不殘燒拂ひ、其上輩人御屋舖、并に四十六坊、堂庭出店其外寮樂小屋數多、山内に滿ける分も、残らず燒失仕、右小屋香具仲間、凡六百餘人死去しける、扱又此節善光寺に於ては、前立本尊開帳にて、晝夜を分たす、遠近の男女町家に滿て、

佛前に於ては數多の盛り物珍味を盡し、花瓶の華木は枝葉を飾り、數多の香爐には種々の名香を薫じ、數千の燈明堂内をてらし、庭上には幾萬の夜燈を燈し、其外在町より寄附の燈籠は、山内に滿て、乍去白晝の如く、數多僧衆音樂經文の聲に心身をすまし、感涙を催し、九品の淨土も斯やらんと、參詣異口同音に念佛稱名の聲止ざりしを、忽ち變じて焦熱湯鏝の聲目前なり、大地は四方上下に轉狂し、行人地上に立事能はず、家宅一時に押潰し、梁に墜られ、柱椽の間に挟まれ、二階天井落重り、壁虹梁に壓倒され、泣叫ぶとも更に是を救ふとすれども、忽ち猛火烈んに燃え來り、手の舞ひ足の踏む處をしらず、親子兄弟夫婦を見殺しに、燻の中にくるじめども、如何ともすること能はず、中には腕を折り脇を拗き、逃出る人もあれ共、折節南風激しく火塊を吹出る形勢、穗風の木の葉を吹に均く、火は所々へ散亂し、酒屋油屋燗店へ火移り、其音雷の轟く如く、火勢は次第に烈々として天を焦し、黒煙りは八方に笠ひ、是が爲に目を塞ぎ呼吸を閉しけるゆゑ、前後を失ひ胡亂廻り、燒死するもの夥敷剩ひ湯屋など數十人湯壺の中に有ながら、屋根天井落重り、いづる事能はず、逐々湯沸立て湯玉は端に迸しり、生ながら熱湯のくるしみ、其外家毎半生半死のもの、又は場悪しき所に居合

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

せしづること難く、手足腰腹は次第に爛れて、泣呼ぶ聲耳を貫く許りにて、目もあてられず、又は所々の透間より逃出る人も、八方の火塊り雨霞の如く飛び來り、煙りは天を隠くし地の上に滿て、前後左右に吹き捲りし故、方角を失ひ出路にまよひ、死するもの其數多し、實に其形勢は八大地獄の形相も是様より外ならず、嗚呼悲哉、數萬人の泣聲は近郷に響きける、扱又大寺の分は、權堂町妙行寺、東町康樂寺、東之門寛慶寺、後町正法寺厨裏、此外小寺小院舉て算ひ難し、大勸進大破損、山門御本堂は残りしかども、大半損じ、本堂西の鐘をたり落し、敷石は拗ぎ、夜燈の分は残らずたをれ、その騒動筆に盡し難し、又如來はそのせつ朝日山へ御飛行被爲遊、光明赫々たる趣き郷人言傳ふ、則ち大勸進四十六坊并町内老若男女、奇異のおもひをなし、御迎へ奉り、此外裏町通り迄、一回に燒野とこそは成りにけり、此時に當て地の死人七分通り、旅人凡そ一萬五千人の餘燒死、實に無慚なる次第也、漸々廿六日の暮方に下火に相成、逐々消口相附ける、尤此節所々水口残らず切潰れ、道橋損じけるゆゑ、火消る事能はず、殊に楯花川山崩れにて止り、おなじく犀川、同夜同時九ツ時更級郡山平林村虚空藏山大抜にて、川向ひ花倉山へ押懸り、崩口凡一里、高さ八拾丈餘り拔落、孫瀬村、岩倉村二

ヶ村、犀川へ押出し、留口の高さ七拾丈、突留の厚さ八町餘留め昇けて、水一滴も流れず、宜なる哉山上方拔落たる岩石其儘にて、松柏森々とし生ひ茂り、實に茂山とは更に召ひざりけり、既に廿四日夜より四月上旬迄數日を経るといへども、犀川へ水少しも流れず、しかれどもいまだ留口の絶頂迄は、三丈餘りも是ありける、逐々留口に滿ける時せつは、如何様なる洪水に相成るべきやも計り難きゆゑ、川中島は勿論、川北川東の人々に至る迄、最寄の山家に引移り、別して島の中は、岩野山、清野山、寺尾山、柴山、大室山、賀々井山、西は段の原岡田山邊へ逃去り、葦野芝原にイみ、夜露野風に打れ、山森に吟ひ、爰の岩間や彼所の木蔭、雨風凌ぐ手段もなく、更行空に松風の聲颯々として身に答ひ、消入る許り物淋しく、折から又も大地震、其音四方の山谷に響きて、石岩を崩し大地を割り、恰も百千の雷頭上に落懸る心地して、身體爰にひしがれ、山川海嶽平泥となり、混沌未分の古ひに立かへるやと、老若男女泣き悲む形勢は、目もあてられざる風情なり、猶日住き月越しかども、更に地震洪水の清濁いつはつきもしれざれば、皆々山野に假屋を繕ひ、是に住居し、怨親平等に膝を并べ寢食をなし、人中の欲に離れ、自他の食物大小に抱らず、是を食し、家財等に至る迄持ち運び、相違に無

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

事の光陰を送らんやと願ひける、中には數日の退屈故、我家に  
 戻り、庭前に假屋を作り、是に住居するもあり、貴賤押な  
 べてかなしまざるはなかりける、又小市船場眞上山拔落、屏  
 川を支へしかば、右場所を切崩し、川中島水防の土堤御普請  
 是ありける、是に依て御領司様御使役として横田甚五左衛  
 門御出張、御本陣は小松原の裏天照寺山の麓にて、屏川筋の  
 此方に居られ、丸に黒白の大幕を張給ひ、御目印には白地に  
 六ツ連錢の御紋の御旗を押立給ふ、御勝手方御家老職恩田  
 頼母、白地に花巴の大幕を張、赤白の吹返しを押立、御助役  
 として岩下草太、郡方御奉行には磯田音門、竹村金吾、公事  
 方御奉行には山寺源太夫、御合役には岡島庄藏、町御奉行は  
 寺内多宮、金兒丈助、道橋御奉行は宮島守人、福津綾之助、  
 栢嘉兵衛、其外諸役人御出張之上、御領私領の差別なく、男  
 たるべきものは十五歳以上六十歳迄、農商工賈にかゝはら  
 ず御呼上げられ、右場所切崩、川中島水除土堤石俵數萬を積  
 上、砂石を重ね、大木を伐りて水彈と成しにける、扱又御賄方  
 として南澤甚之助、段ノ原河原に御出張是あり、近在の男女  
 數百人召集め、御炊き出し是あり、村々役人へ御割渡し被下  
 置、混雜是なき様に、一手々々に旗目印を押立、進退の時せ  
 つは、貝鉦太鼓を以て合圖を定め、諸將いづれも定紋の幕打

廻し、相傳の旗さし物を押立、其備ひ揃々として嚴重なり、  
 數萬の人夫、大石を曳き土砂をはこび、石俵を揃ひ、堅横に  
 奔走す、諸將此時に當て川の半途に御進みこれあり、床机に  
 懸り、八方に御心を配らせ給ひ、御下知有之、其外頭分のも  
 のは、時々刻々に見廻り、人足油斷是なき様相勵まし、寢食  
 を忘れ相働さける、殊更御郡中石屋職人數百人御呼上、大  
 石は割取、百人持以下の石は巻轆轤にて是を巻取り、鍛冶職  
 人は右人夫道其先掛、その繁多なること擧て算ひ難し、扱又  
 松平飛彈守様地方御役人東福寺源太夫、數百人を引率し、下  
 堰用水口の弓手に御出張有之、數多の桿をならべ大石を積  
 上、勢力を激し御差圖是ありける、尤水の儀は前條之次第に  
 て、一滴も是なし、扱又山拔の水、其夥敷事言語に絶たり、  
 先づ水底へ沈みたる村方は、大概には平水内、三水、孫瀬、岩  
 倉、上條、新町、穂刈、吉原、竹房、牧野、牧島、田中、和田、大  
 原、日名、橋木、船場、代村、越中川、河口、吐唄、安川、大日方町  
 田、下岡、小島、細見、桐澤、生坂、野平、其外數ヶ村沈没し、名  
 に應ふ糸路の橋を水底へ押沈め、十里餘りも水勢遡り、遂々  
 松本平へも湛ひべき分野なり、抑糸路の橋は日本記に曰く、  
 推古天皇二十年の御宇、百濟國より來朝の化人あり、其面身  
 悉く斑白にして白癩の如く、能々長橋に工みあり、本朝に

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

於て百八十ヶ所に橋を造る、其略に曰く、參河の國矢矧の長  
 橋、遠江の國濱名の橋、奥の會津關川の橋、信濃國岐蘇の橋、  
 同國水内の回橋、即今糸路の橋と言へり、其風景東は更級郡  
 吉原山の峰に續き、巖石側立て幾丈とも限りなく、谷深ふし  
 て葛葛は岩間を傳ひ、別して弓手は碧巖千刃を植たる如く  
 にて、數十丈の頂より不動と名付たる瀑泉、滔々鈴々として  
 岸の下に落て流る、聲、晨には青松の風に競ひ、琴にもあ  
 らで感に堪ひ、夕には紅日の光りに映じ、龍田川にもあらで  
 紅葉を流す、思ひきや岩間を遮る水音は、遠近に響く者と  
 は、扱又川向は水内郡に名も高き水内の郷立岩山、峨々た  
 る巖石、絶景を盡し、左手に小高く中將姫の曼陀羅岩、大宮  
 人の腰掛松、實に吳道子が畫ける山水も、面の當りやと疑は  
 れ、此方は名に應ふ屏風が岩、恰も屏風を立るに均し、其風景  
 險阻にして峰に連り屏川に眺み、千丈の巖突兀として、松柏  
 直からで丈短く横に斜に苔蒸して、北を眺むれば遙かの谷  
 底より大石を積み上げ、鎖にて柵杭を繋ぎ、山の半途の岩を  
 穿ちて道となし、人馬の往來を助く、斯る兩岸蒼蒼たる中途  
 の巖頭より、心糸路の橋掛、雲井を通ふ心地より、扱又橋より  
 川上へ登る事數歩ならで大岩三ツ、川の中途にあつて水を  
 遮るゆる、岩にせかる、白浪の音は峰に答ひ、水逆巻きて

底をしらす、白浪岸に横はり水先天に接はる、字に是を彌太  
 郎が瀧三ツ岩とかや、斯る難所を乗り下す役師は、浮沈を  
 も船體の手練、一輩の行處を縦にせり、橋より岸下は其昔高  
 僧智識の無常を勸念せられし深居にや、岩に遮る水音を  
 寂靜無爲にきく時は、般若を談する聲にひとしく、其座す岩  
 を蓮花岩、水にうたる、其岩を今に名付て般若岩、遁世の人  
 も斯る氣色を愛して興を添られしに、况や詩客騷人を、彼の  
 東坡居士が赤壁の下も、よもや是には異ならで、古歌に  
 埋れ木は中虫食といふめれば、  
 糸路の橋はこゝろしてゆけ、  
 斯る險景ゆる、空しく水底へ押埋め、橋は吉原山の半途に吹  
 付剩へ立岩山を中途より突崩す、同夜同時稻荷山宿を押潰  
 し、其上火事あり、翌々廿六日に至て残らず焼失し、地の死  
 人三百人餘り、旅人七百人の餘と言ひ傳ふ、其外怪死人數多  
 し、尤地震の儀は強柔あれども、坂裏が松本平に掛り、東は  
 上田へ至り、西は木曾谷を経て、夫より北にかゝり、飛驒山  
 は格別に震ひ、東向峰々拔崩れ、青山變じて赤山となる、あ  
 るひは峰落て谷埋め、平野となり、磐石飛んで大木を碎き、  
 泥水を汰り出す所もあり、亦峰崩れ谷を塞ぎ、水湛ひて池と  
 なること夥し、池田、大町より志賀條邊に至り、家藏數多押

乙 震災豫防會報告第四十六號

潰し、牛馬の通行はとばらく絶えたり、是より北に至て戸隠山奥の院は格別にして、磐石を分裂し、岩石を勿飛し、既に奥の院社頭に落重るといへども、磐石忽ち左右に別ちて飛散ける、神力の靈驗かと思聞の人、奇異の思ひをなす奉る、是より丑寅に至て、村里數多押潰し、牟禮、古間、柏原、野尻邊、大破損なり、是より午前にて中野支配所眞光寺村は、後ろより大山拔落、一村不殘土中へ壓埋め、男女夥敷死去し、夫より山嶺飯山御領分霞村といふ處あり、是又過半泥中へ押埋め、郷人大きに死しける、同夜同時、飯山城下一四に押潰し、其上出火し、翌々二十六日の暮方漸々下火に相成りける、殊に町内死人一千二百人、其外怪我人數多きあり、又又山中筋道橋所々法り崩し、家藏破却の分大概、別して地京原藤澤組は虫喰が嶽の左翼にして、至て嶮岨ゆゑ、良もすれば雪類にて人家の數軒壓倒せし例も是あり、斯る難地故、此度大抜數十町にして梅木村へ突落す、其形勢猛にして土石谷底より遡り、人家を數軒向山へ突上げ、其烈風八方へ散亂し、右村の嶽一枚、裏山の峰に飛行ける、おなじく嶽の南面大崩れ、伊織村を泥中へ壓埋む、悲哉斯る變災にて、山中筋幾萬の壓死とも算ひ難し、爰に裏山中にて昨下七ヶ村の内に、廣瀬村上組百舌原といふ耕地は、村居裏の山拔

出し、人家を悉く破却し、既に火發りて家作は拔出諸共崩れながら焼失しける、是天の作る孽なれ共、又地を護る神徳に依て、里人の死去は少しといへり、又又念佛寺村臥雲院は、禪宗の古蹟にて、境内廣く後ろは峰高く、古松老杉直々鬱密たり、前は谷深ふして溪水の流れ清く、耳根を洗ひ、山の色迄も閑寂にして、實に天台山の風景とも謂つべし、殊に寺中には塵穴風穴を初めとして、夏の日屋根より露點滴等の七不思議あり、折ふし本堂の裏表修覆の爲に、諸職人居し處、忽ち廿人餘り死去、其上諸伽藍不殘類轉し、西の谷間へ法り落ける、此外村毎山崩れ押埋め、破却の家藏、死人怪我人其數算ひ難しといへども、先づ山崩の場所四千九百七拾九ヶ所、道損じ九萬千七百間餘り、別して小松原天照寺山、麓へ法り出事大にして、南の山際幅廿間より墜六拾間陥り、或は山となし丘を池となし、田畑悉く東西に傾きける、此山嶺き岡田川原に至て東南に分裂し、幅五六尺より一丈餘り、長さ數拾間にして、其數算ひ難し、且又破却の寺分には、鹽崎村康樂寺、同村天用寺、稻荷山長雲寺、土口村正應寺、松代眞性寺、御幣川香福寺、同村寶正寺、岡田玄峰院、同觀照寺、原村練光寺、厨裏三才眞性寺、上松村昌禪寺、廣瀬松參寺、吉田天正院、小市無常院、橋詰村久昌寺、笹平正源寺、大安寺村大安寺、岩

乙 震災豫防會報告第四十六號

草村性乘寺、下祖山村白心庵、念佛寺臥雲院、中條水谷寺、青木常源寺、泥立の明松寺、伊織村西福寺、古山法藏寺、枋久保玉泉寺、穂刈安光寺、新町高雲寺、上條源眞寺、同安養寺、同雲掃寺、水内村延命寺、安庭眞龍寺、田野口村眞福寺、高野常安寺、吉原光明寺、收田中興福寺、中牧清水寺、大原正福寺、收之島普光寺、大岡村天宗寺、堀野長命寺、此外破却の寺院ありと言へども、是を略し置ける、地震強弱あれども、松本平より越後境にいたり三十里、飛彈山より上州境二十里餘りの中に、更級、水内の兩郡は、取別大地震なり、日々十五度づつ、其音金輪際より強雷の衝發する如く、天地に響き八方に響して、傾く家は遂々法り潰し、間々出火も是ある故、諸人家々の庭前に假屋を繕ひ食寢しける、此外在々所々地震にて、地面相割れたる所二尺三尺、又は九尺壹丈程相割、其深さ幾十丈共計り難く、山の横合又は田畑割たる場所へは、地底より水吹出し、あるひは黒泥赤砂貝殻を數多吹出しける、且又水難の儀は、追々水留口に滿ける時節には、如何様なる満水に相成哉も計り難きゆゑ、善光寺平一様に恐れざる様はなかりけり、是に依て丹波島はいふに及ばず、川田、福島、長沼宿に至る迄、宿次はなく、北國往來遂行しばらく絶たり、然るに四月八日より翌九日に及び、大雨時雨なく車

軸を流し篠を突て、山々嶽々より滴る水は、谷川に滿て犀川へ落重る、巖破此時留口も差崩んと水下數百ヶ村の男女、山野に吟ひ寢食を忘れ、時刻を窺ふ所、其翌十日の曉頭より、留口岩の狭間より水少しづつ落始め、暮方には餘程太り、十日、十二日に至ては、犀川流しかども、右虚空藏裏山拔落、安庭村郷藤倉古屋戸兩村を押抜、川向ひ下永井村の弓手へ突懸、高さ拾丈餘り、原さ二町餘、尤此所は北の方土尻山、南は虚空藏山にて、其合ひ僅か二三町にて、川幅細き場所ゆゑ、川筋至て深く、常に水勢鋭にして箭を射るが如くなるを、一四にメ切たるを是に湛ひ、既に其翌十三日九ツ時頃迄に、右場所へ充滿し危く相見へける、又又一の留口に於ては、同日晝後より水留口頂に滿て、瀧津瀬岩を激き石を飛し、其上水面には數萬の軒の家、水上に浮み、瀧口に覆ひ懸り、岩間に挟り、水遮ざる故、手利の水子數多御召上、水面を乗切、水際り足なき様に岸の方へ是を片付、其はげしき事、中々言語に述難し、憐むべしこれまで泰平の徳化に與りて、親族無事に年月を経て、朝夕の營みせしに引替て、馴し住家は逆の面に浮み、田地田畑屋敷迄も、千尋の底に沈めるを於て、野山に詫住ひ、雲間に洩る月影を浮む數萬の家小屋を見るに、心も雲るらん、折も折とて時鳥聞くに附ても、我憂きに

逃れて啼かど悲まる、昨日に替る今日の難、暮なき無爲の世の様也、前日より屋根には所々に火を放ち、黒煙り水面に立登る有様は、憐れいふも愚なり、然るに八ツ時頃北風じきりによき立、浪逆立ちて岸を打、數多の船は岸に吹付られける故、船子のもの餘儀なく暫く見合せ居る所、凡一丈餘りの龍浪起ちて、二三度四五度打付ると見へしが、其音雷の轟くが如く、山々鳴り渡り、谷々震動して、雷光石火水上に輝き溪澗に響して、留口の半途より裾を突抜、泥土と俱に磐石を捲くり大石を飛ばし、逆浪立て突落す、水煙り中天に覆へ、乍去臘夜の如く、その近郷へは雨をふらしける、斯る大川廿日餘り湛へける水幾多ぞや、野山澤谷に充滿たるを一同に押下す故、何かは以て溜るべきや、只一浪に二の溜りを突崩し、安庭笹平、村山、飯森、花上、一時に押流し、塲所に寄て川幅細き塲所は岩を背さき山を崩し、直ちに小市塲場近く押來る、此形勢を兼て御領司様より御遠見被仰付置ゆるにや、笹平向山に於て合圖の火の手を發ると見へしが、中天に紅白の旗ニタ流夕風に翻るを見て、續て吉久保の此方花上裏坂に於て、同じく合圖の火の手は、白雲に千羽鴉、續て合圖は小松原裏山御本陣に於て陣鉦を打ち立つる、斯る時節迄川中島井に川北水除土堤、數萬人を以て引も絶す御築立是ある

處、此物音に驚き、小市河原に滿ちたる人夫、諸道具さへも取合ひず、野山散亂し、間もあらせず先浪小市塲眞神山抜口へ押出す、其鳴渡る聲音は耳を貫ぬく許りにて、捨里四方へも響き渡ると思ひし、既に抜口の高さ三拾丈、南北八拾間餘り、厚さ五拾間餘りに崩れの塲處は、只一浪に押破り、水防の土堤を破り、樺を拗ぎ石を飛ばし、川筋一圓に押出す、又此時心強く氣勝れたるもの數百人、兩側とも川除土堤上に立ちて水を逐ふ、其危き事石を抱ひて淵に臨むとは斯やらん歟、實御仁恵にて御築立是ある土堤ゆゑにや、暫く保ちけるところ、名に應ふ強水故、浪先鋭にして既に岸に滿る、此時土堤上に立て水を逐ふ馮河の勇者溜り兼て、一度に逃去ると均しく、小市村裏御普請所土堤を三三百間餘り一度に押切り、小市村只一浪に押流し、其浪先は久保寺、小柴見前より荒木吹上、中御所市村、川合、松岡、大豆島かけて押流す、又又川中島水防の土堤も、既に凡五丈餘りも高く折重て押來る、溜るべきや、御仁政を以て諸役人其外幾萬人の辛勞にて築立し土堤も、空しく一時に四五百間押崩し、其浪先の鋭き事箭を射るが如くにて、石砂を巻くりにて樹木を押し倒し、逆浪立ちて四ツ屋、小松原、今里かけて押出す、其形勢恰も大山の押來るが如く、白浪天に漲り、水煙にて壹町先は闇夜の

如く、四方八方に押出す、凡水丈六丈三尺五寸、小松原裏手を今里へ突き懸けて、今井、三ツ澤、貝澤、岡田、五明を横に遮ぎり、北原、南原、高田、柴澤、會村、御幣川を見六の裏手を通り、上横田下横田小森西澤より千曲川を突切り、岩野土口より雨ノ宮裏手へ押懸り、其浪先の尖き事、家小屋土藏堂社を差別なくして、當る所は只一浪に押流す、其形勢實に符でちうを拂ふにひとしく、盤石を以て鶏卵を推に異ならず、大木を押し倒し、土堤塚を崩し石を流す如く、早瀬に木の葉を流すに似たり、斯る洪水故、小松原村の神明宮へ突かけ、拜殿は只一浪に押し流しけれども、御本社巍々として無難なるは、神徳の不測にて、殊に難有事ともなり、又又四ツ屋、中島邊へ突かけし水は、兩村とも家藏不殘押し流し、其浪先上水鉦方北川原通新田沓町、中水鉦、下水鉦、小島田上下、又又南手は小森澤を横に突切り、北戸部、木戸部、上布施、下布施、境村、藤牧、廣田方五里澤大土堤にて二手に別り、北は上小島田地内野田組を一浪に突流し、上ヶ屋組より大塚邊り一押出す、南手は下布施へ突かけ、東福寺、梓淵、中澤、丘神明、水澤、八幡原前沖方千曲川を突切り、西寺尾を直に川中に取巻、東寺尾方裏手へ押出す水は、丹波島裏御普請所大土堤七八百間押切水と押合ひ、青木島、網場、北島村を前後に取巻き、大塚兩組を

押抜、眞島の地内梵天組へ浪先猛に突かけて、川合前測本堂組より大窪へ押出し、千曲川を横に突切り、大窪離れ山を水中にいたし、北は龜岩へ突かけ、韭崎より富士淺間の御弓手へ押懸りける、此所至て山の洞合ゆる、水暫し漂ひ、村入清水、山ノ神邊へ突上る、又又三ツ俣の此方境村の前沖へ遮る水は、藤牧廣田の裏手より、五里澤の大土堤遙か南の街道より高浪を押し流し、流家數多押來る、池田の宮方大室免久保へ突掛辰の口へ押出す、且又船渡の儀は、水子のもの其勢力を激まし身命を擲て、關崎、牧島、柴村、寺尾、赤坂、笹崎、矢代、其外小渡に至る迄、逃來るもの數千人是を送りける、然る處犀川筋へ押下す先浪、牛島、大豆島、川田邊へ充滿て、千曲川へ突上る事、大山の押來るが如く、直に岡崎の船渡を龜岩坂の半途に押付て、其浪先の猛勢なる事筆に盡し難し、實に千曲川の流れば、甲州が當國に落て、東は上州境へ碓氷峠、淺間ヶ嶽、其外山々澤々の水落重り、至て大川なり、斯る尖き流を犀川が突上るゆる、浪逆立て凡二三丈餘りと相見ひける、斯る中をも船子のもものは、兼て御下知に心を配り、船や舳艫の續く丈、逆巻く浪を乗切、逃出るものを助船しける、別して寺尾、赤坂は通路よろしき塲所ゆる、老若男女落重る事山の如し、中にはこの形勢を見て引返し、立木に登り、又

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

家の屋根に登るもあり、親子兄弟夫婦を慕ひ巷陌に胡亂溝浪に漂ひ水に溺れて死する人は其數多し、しかるに遂々大浪四方八方へ押來り、日は西山に傾き、既に黄昏に及びしかば、せひなく最寄の木に船をつなぎける、且又右の洪水御普請所の大土堤を押し切り、其儘御注進の爲に、小松原御本陣より駆け出らるゝは郡方御奉行竹村金吾、御身輕氣に出立給ひ、土には黄色の御陣羽織を着用し、馬引寄せて打跨り、兩脚蹴込で逆巻浪先横に乗り、今里、北原、木戸部へ懸り、東福寺、那古の宮を左に見遣、赤坂を乗り、馬喰町口へ田丘道の差別なく、三里餘りを暫時に乗り、實に頼朝公以來弓馬名譽の良家なるに依て、斯る名臣あつて満水をも事どもせず、馬の蹄を踏らしけること、恰も宇宙を走る如く、良もすれば大浪馬の聲に打かけ、見ひがくれの形勢は、其むかし天正の頃、明智左馬之助光俊が、瀬田の橋より唐橋の松を見當に、湖面を眞一文字に乗り、斯やこそはしられける、元來竹村氏は馬術大業流の達人にして、千球萬磨の手練爰に顯れ、見聞の人も舌を震ひ恐れざるなかりけり、扱又戌の中刻には、南は妻女山、西は岡田山、下は淺野、金箱、三才邊川、東は中野平、小布施の手前小川原、須坂の弓手に懸り、井上邊迄、平一面の白浪と相成、乍去漫々たる海上の如く、

住み馴し里は、最中の海面に霞める月に、村毎の樹木の梢も見ひがくれ、松吹く風に高浪の音、颯々として骨身をつらぬく思ひなり、山の出先や谷間には、親を失ひ妻子にわかれ、歎き悲むもの幾度ぞや、且又川中島數萬軒の中には、足手弱のものに心引れ逃後れ、高浪に巻立られ、餘儀なく高木に登り、終夜浪に漂ひ、幾程となく荒浪に巻立られ、樹木に突懸しゆゑ、良もすれば木たをれ溺死する人其數多し、又は流家に取付、山の出先や森木杯に吹附られ、助かるも有り、あるひは小船を圍ひ、筏を組み、是を便に乗り出すものもあり、斯る荒浪に溜るべきや、船は爰に當り彼所に突かけて、筏は忽ち組子の繩も切々となりて、所々へ破散するゆゑ、高浪に浮きつ沈みつ巻立られ、溺死する人其數多し、爰に一目立て西寺尾村中島組より乗出す大船は、艦先に胴赤に六ツ連錢の御紋を書き、御合印付たる高張を押立、其外騎馬の提灯數多をてらし、數多の艦を仕かけ、船子のもの共拍子を揃ひ、住家の軒を船を通し、名に應ふ並木の松を北に見遣りて、瀬田の官のこの方より古川を乗り、御城を見當に漕ぎ寄る、是ぞ君の御乗船、すわともいはず西條狼煙の城、舞鶴山武請大明神別當職たる開善寺へ御引移是ある御用意、兼て被仰付置ける、然る處に君には花の丸より櫻の馬場御假

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

御殿へ移らせ玉ひ、諸役人は詰所をかため、其外諸家中はいふも更なり、町家に至る迄御城を圍ひ、危きを防ぎ、君を守護し奉る、實に其嚴重なるは、漢の高祖始め咸陽に御入關是ありし時、蕭何曹參等の良臣、法を三章に約し律を定めて民を撫育せられしに、諸人此君に傳師奉る事、秋風に草木の偃すが如くに尊敬せしむ、斯あらんか、且亦深き御仁恵を以て、北は小市山久保寺に續き、西は小松原村御本陣より腹の原岡田續き、南は清野山、岩野山、東は寺尾山、柴山、大室山、龜岩坂、其他最寄の山の出先や峠の半途に於て、數千駄の薪を以て大篝火を焚立玉ふ、是偏に川中島に残れる人々、遂宵梢に取付、屋根に登り、島にイみ、精魂を失ふものしれざるを御遠察被下、火勢人勢を以て勞苦を救ふがため御處業なりとぞ、此時川中島一圓に白浪と相成りける中に、小島田村地内八幡原は至て高地と見ひて、宮地四五拾間四方へは水附ざるゆゑ、諸人は氣を得て老若男女命限りに駈附、所々より集る者々、都計二三百人餘りと相見ひける、此外高地老木の梢、又は根屋にイむ人々、四方の大篝火を見て相互に力をあはせて、鯨波を發しかさむ、其聲蕭殺として悲しく、肝膽に容ひ毛孔を寒からしむ、宜哉生たる心地はなかりしぞ、斯て夜も次第に更け行き、丑の刻より水少し引際となり、翌十四

日の曉に至り、六分通り落て、其翌十五日には山家へ逃去る人々も、四方の嵩々遂々川中島へ渡船し、我家々々に立歸りける處、先にいふ所爲にて家を流し、親を亡ひ、兒を灰ひ、夫婦飽ざるに長別し、千變萬化の悲歎は幾多ぞや、又残る家々は、泥濘層を突入、鋪柄鳴居を外し、家財残らず押流し、只立居る名のみ、別て中島、四ッ屋、北川原上氷飽邊に至ては、衣服資財はいふに及ばず、家藏物置に至る迄残らず、田畑へは二間三間又は四五間位の石は幾程とも計難く、平一面の河原と成り、是迄先祖傳來の田畑居屋舖の境に別ち難く、歎き悲しむ形勢は、憐れいふも愚かなり、昨日の淺瀬今日淵、有爲軫變の世の中は、薄情かりける次第なり、しかるに篤き御憐愍を以て、流家は勿論水差入の分まで、食物御炊出し御配分被下置ける、先東は小田村神明宮大門なり、西口は段の原河原なり、川中島と名に應ふ甲越の兩將御直戰是ありし八幡原なり、右三ヶ所は何れも假屋を繕ひ、大幕を打廻し、御役人出張給ひ、十五日より廿日迄、日々米穀數百俵づゝ御炊き出し玉ふに付、右場所へは老若男女の集る事雲霞の如し、此外中筋川北通りにても、御炊出し是あり、何れも六日の中、御助成被成下、漸々少しは泥を片付、假屋等を繕ひけるゆゑ、其後は五月朔日迄、壹人前來五合づゝ被下置け

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

る、其上流家人別へは、普請料材木等被下、地震潰れ水差入の分へも、多少に随ひ御救念被下ける、加崩夏作流失しけるゆゑ、兼て御郡中へ御積置玉ふ社倉穀、此節御配分被下置、秋作取入迄心支是なき様御助成被成下ける、貴賤一同に難有威涙を催ふしける、是に依て暫時に世間も穩に相成ければ、右三災變死亡靈の爲に、諸寺院へ法事修行被仰付けけるゆゑ、和尙長老法印御房等、思ひく、未曾有の大法を勤務し、凶魂往生安樂の回向し玉ひ、千曲川岸川の邊に懸婆を造立し給ふは、難有事ともなり、扱又出水後は用水池大損の場凡八拾七ヶ所、堰損延長五萬七千六百十間、土堤損三千百三拾間餘り、橋損百三拾ヶ所なり、是に依て川中島用水に甚困窮し、非水も是なき場所は、拾町廿町餘りも歩行を運びける、屬此儘過行く時には稻作は勿論諸作發方、日々夜々の營、如何様に相成るべきやもしらざるゆゑ、再三是を驚く所、御仁恵を以て新たに堰水形御見分是ある、則ち道橋御奉行宮島守人、福津綾之助、柘植嘉兵衛、用水掛りとして春日儀左衛門、草川吉右衛門、久保孫左衛門、其外諸役人御出張有之、川中島は勿論御料私領の差別なく、其外御城下町に至る迄人夫數萬を御喚上、堰水形御掘立給ふ、大石の分は割取り、雪軍繩力を以て巻取り、水除土堤は大石を積上、鋪八間

餘り、築留四間餘り、高さ三間餘り御築立是ありけり、諸役人并に人足等に至る迄、心魂を碎きて精力を激すの處、御威勢によつて、時日移さず五月中旬迄に上中下の堰、小山口に至る迄残らず掘上げ、何れも大水門を立、洪水除の土堤も嚴重にして、吉日良辰をいらみ、同月十五日壬辰の日、一樣に入水なり、是によつて堰方世話人村々役人并に人足等に至る迄、御盆を頂戴し、一同難有歸村し、耕作を專一に相激ける、天然とは言ながら、斯る御仁政之御代にも、大災の是あるものか、嗚呼前代未聞の異變にて、恐れ慄き、實に生者必滅と言へども、忘れがたきは恩愛の道、會者定離ありとは兼てしりながら、昨日今日とは夢幻の心地して、親子兄弟夫婦を見殺すも、是れ宿世の因縁ならんか、古歌に

鳥邊山、昨日も今日も、煙りたつ

ながめて通ふ、人はいつまで、

無常の風の通ひ路に置、露の身の暮なきぞ、末の露本の雫や世の中の、後れ前立憐さは、生老病死愛別離苦怨憎會苦人中吾苦の悲も、是此變婆の境界なり、五蘊皆空と悟りなば、十萬億土も遠からず、何れか是とて非とせんや、嗚呼三毒の雲起り、六欲の霧立ち、煩惱の雨しげく、冥きより冥きに入ぞか、願くは如意の寶珠を琢磨して、真如の月の光りを増し、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

遙にてらせ人の身の上、心だに信の道に叶ひなば祈らすごても、神佛の擁護のなきかななるべき、夫積善の家には必ず餘慶あり、陰徳あれど陽報の子孫に傳ふ世の例、十八公の祭は霜後に顯はれ、一千年の色雪中に深ふして、常磐の松の春霞、枝も榮ひて葉も茂る、今一入の翠を増し、君々たれば臣々たり、父交たれば子も子たり、天下泰平安全五穀豐饒の時を得て、榮ひ行く御代こそ、實にもありがたけれ、

○コノ洪災鑑ハ、本巻三五四頁ヨリ二六三頁ニ亘リ掲載シタル無名ノ記文ト、同工異曲ノモノナリ、併セテ存ルベシ、

〔安政二年乙卯珍話〕

人皇百廿二代今上皇帝、

弘化四年丁未三月廿四日夜四ツ時頃、信州大地震、江戸も此夜すこしの地震あり、此節、善光寺開帳ありて、諸國方參詣群集する事夥し、夜明まで八十度程震動、翌廿五日方晦日迄は、日々百五十度、又は百度程づゝ震動、其内大地震五六度程づゝ有之、死失之もの凡三萬餘人と云、同時越後地震にて、怪我尤多し、

大日本地震史料 卷之十七 終

大日本地震史料

卷之十八

自嘉永六年二月  
至安政元年六月

嘉永六年二月二日丁丑相摸伊豆駿河三河遠  
江諸國地大ニ震ヒ小田原城市被害最モ夥シ、

(高麗環雜記)

嘉永六年二月十九日、

大久保加賀守家來

高澤六左衛門

先達而御届申上候、去る二日巳上刻地震強、其後度々之地  
震に而、小田原居城内外北之方強、相州、駿州領分之内、潰  
家、破損所、左之通り、

- 一天守櫓科櫓共、瓦壁落、所々大破、
- 一二階櫓五ヶ所、瓦壁落、所々大破、
- 一平櫓壹ヶ所、半潰、
- 一渡櫓四ヶ所、

内

- 貳ヶ所、半潰、
- 貳ヶ所、大破、

嘉永六年

一多門櫓三ヶ所、

内

壹ヶ所、堀江潰落、

貳ヶ所、半潰、

一門拾貳ヶ所、

内

三ヶ所、半潰、

三ヶ所、傾、

六ヶ所、大破、

一番所拾四ヶ所、

内

三ヶ所、潰、

貳ヶ所、半潰、

九ヶ所、大破、

一橋貳ヶ所、大破、

一本丸、二、三丸、瓦塀倒、其外大破之分共、千九拾四間半、

一本丸、二、三丸石垣、所々崩并爭、

一御用米藏六棟、

内

貳棟、半潰、

四棟、大破、

- 一 二九居所、諸役所、半潰、
- 一 同所稽古所、并臺所向、潰、
- 一 同所厩登棟、大破、
- 一 同所飼料部屋登棟、大破、
- 一 同所駕籠部屋登棟、大破、
- 一 三九諸役所八棟、并門三ヶ所、  
内
- 一 貳棟、并門貳ヶ所、潰、
- 一 六棟、并門壹ヶ所、半潰、
- 一 同所土藏六棟、  
内
- 一 壹棟、潰、
- 一 五棟、半潰、
- 一 二、三九外堀土居、并根石等、所々崩、
- 一 文武諸稽古所四棟、  
内
- 一 三棟、潰、
- 一 壹棟、大破、
- 一 城内社四ヶ所、  
内

- 一 貳ヶ所、潰、
- 一 貳ヶ所、半潰、
- 一 船小屋壹ヶ所、潰、
- 一 普請方役所、并職人小屋共八棟、  
内
- 一 五棟、潰、
- 一 三棟、半潰、
- 一 侍屋敷五拾八軒、潰、  
(同脱カ)
- 一 貳百壹軒、半潰、
- 一 同門拾貳ヶ所、潰、
- 一 同石垣百八拾三ヶ所、崩、
- 一 同堀拾四ヶ所、潰、
- 一 同土藏三拾ヶ所、大破、
- 一 但此外侍屋敷、長屋、小屋等所々潰、破損等有之、
- 一 小役人長屋六拾三棟、  
内
- 一 拾壹棟、潰、
- 一 五拾貳棟、半潰、
- 一 足輕小屋百七拾六棟、  
内

- 一 拾九棟、潰、
- 一 百五拾七棟、半潰、
- 一 家中諸稽古道場拾壹ヶ所、半潰、
- 一 船宿藏登棟、大破、
- 一 用米土藏八棟、大破、
- 一 同所役所登棟、潰、
- 一 厩登棟、大破、
- 一 同所飼料部屋物置登棟、大破、
- 一 大砲臺場三ヶ所、破損、
- 一 城下口々木戸三拾九ヶ所、大破、
- 一 外曲輪土手、并石垣共、所々崩、
- 一 使者引請所登棟、大破、
- 一 濱手石垣三百拾五間、崩、
- 一 船方土藏登棟、半潰、
- 一 箱根御關所面番所、椽類根太とも、大破、
- 一 同所柵、所々損、
- 一 同所石垣貳拾五間餘、崩孕、
- 一 根府川御關所柵、總體倒損、
- 一 同所石垣、所々崩、
- 一 矢倉澤關所上下門、番所共、大破、

- 一 同所高札場、損、
- 一 同所石垣、所々崩、
- 一 同所定番人居宅三住居、大破、
- 一 仙石原關所上下門、番所共傾、所々大破、
- 一 同所柵百五拾間、損、
- 一 同所石垣四拾壹間、崩、
- 一 同所定番人居宅登住居、半潰、
- 一 谷ヶ村關所上下門、損、
- 一 同所門内外、所々地割、
- 一 同所柵拾六間餘、倒、其外所々損、
- 一 同所石垣貳拾七間餘、崩、
- 一 同所、岩崩落所々、
- 一 川村關所面番所、大破、
- 一 同所石垣、所々崩、
- 一 同所柵、所々破損、
- 一 板橋村より畑宿迄、往還道破損、貳拾壹ヶ所にて貳百貳拾  
貳間、崩缺所共、
- 一 二子山邊往還江、大石夥敷落、一旦通路差留申候、
- 一 往還並木敷地破損、六拾三ヶ所にて五百拾四間餘、  
内



號六十四第告報會查關防豫災震

乙

- 貳百八拾九間餘、崩、
- 百九拾八間、地割、
- 貳拾六間餘、石垣崩、
- 一同井堤崩、七拾六ヶ所、
- 一同根返木、百五拾本、
- 一同橋七ヶ所、橋臺、石垣其所々損、
- 一堂宮八拾貳ヶ所、
- 内
- 三拾五ヶ所、潰、
- 四拾七ヶ所、半潰、
- 一社家六軒、
- 内
- 三軒、潰、
- 三軒、半潰、
- 一同厩登棟、半潰
- 一寺院本堂、庫裏百四ヶ所、
- 内
- 貳拾ヶ所、潰、
- 八拾四ヶ所、半潰、
- 一同門貳拾四ヶ所、

- 内
- 貳拾ヶ所、潰、
- 四ヶ所、半潰、
- 一同土藏拾六棟、
- 内
- 三棟、潰、
- 拾三棟、半潰、
- 一同物置、并灰小屋共三拾八ヶ所、
- 内
- 貳拾三ヶ所、潰、
- 拾五ヶ所、半潰、
- 一同石垣崩、五拾貳ヶ所、
- 一同堤崩、貳拾七ヶ所、
- 一同門前地借家拾七軒、半潰、
- 一町家貳拾軒、潰、
- 内
- 貳拾軒、御傳馬役家、
- 拾八軒、人足役家、
- 一同百三拾軒、半潰、
- 内

號六十四第告報會查關防豫災震

乙

- 拾貳軒、御傳馬役家、
- 九拾登軒、人足役家、
- 一同四百三拾軒、破損、
- 内
- 百七拾四軒、御傳馬役家、
- 貳百五拾六軒、人足役家、
- 一同土藏貳拾八棟、潰、
- 内
- 三棟、御傳馬役家、
- 貳拾五棟、人足役家、
- 一同土藏貳百七拾六棟、(潰脱九)
- 内
- 四拾五棟、御傳馬役家、
- 貳百三拾登棟、人足役家、
- 一同土藏八拾四棟、破損、
- 内
- 拾九棟、御傳馬役家、
- 六拾九棟、人足役家、
- 一同物置小屋登ヶ所、潰、
- 但人足役家、

- 一同怪我人三人、
- 内
- 男貳人、御傳馬役家、
- 女壹人、
- 一水口六百拾五間餘、崩、
- 一百姓家貳千貳百貳拾九軒、
- 内
- 八百貳拾四軒、潰、
- 千四百五軒、半潰、
- 一同土藏五百拾九棟、
- 内
- 八十八棟、潰、
- 四百三拾登棟、半潰、
- 一同厩、灰小屋、物置共貳千八拾九軒、
- 内
- 千貳百八拾六棟、潰、
- 八百三軒、半潰、
- 一堰崩并破損、千五百三拾六ヶ所、
- 一水門并埋樋、掛樋七拾七ヶ所、
- 内
- 三拾九ヶ所、崩落、

三拾八ヶ所、破損、  
 一山崩、三百四拾壹ヶ所、  
 一堤崩、三千貳百八拾ヶ所、  
 一脇往還道、五百五拾ヶ所、  
 内  
 貳百六拾九ヶ所、崩落、  
 貳百八拾壹ヶ所、破損、  
 一橋三百五拾壹ヶ所、  
 内  
 百四拾貳ヶ所、崩落、  
 貳百九ヶ所、破損、  
 一川除石倉長貳千四百八拾七間、崩落、破損、  
 一同土手長壹萬貳千四百八拾壹間餘、  
 内  
 貳千七百六拾三間、崩落、  
 九千七百拾八間餘、破損、  
 一同粹出し七拾七ヶ所、破損、  
 一同石揃出し四ヶ所、破損、  
 一作道千六百四拾八ヶ所、崩落、破損、  
 一石垣千六拾ヶ所、崩落、破損、

一高札場三ヶ所、破損、  
 一炭竈六拾六ヶ所、潰、  
 一田畑荒所御座候、  
 一怪我人拾人、  
 内  
 五人、男、  
 五人、女、  
 一死人貳拾三人、  
 内  
 拾四人、男、  
 九人、女、  
 一斃馬四疋、  
 右之通御座候、箱根御關所を始、御締り筋は、早速手當申付、御別條無之候、且往還道筋之儀も、同様手當申付、通路差支無御座候、田畑損毛之儀は、追々可申上候、此段御届申上候、以上、  
 二月十九日  
 大久保加賀守  
 右之通、御用番阿部伊勢守様江御届申上候に付、此段申上候、以上、  
 大久保加賀守家來

二月十九日  
 高澤六左衛門  
 二十二日、  
 大久保長門守  
 私領分相摸國足柄上郡山田村、去る二日巳上刻地震強、百姓潰家等左之通り、  
 一高札場潰、  
 一室宮門庵、潰、半潰共、  
 一潰家、  
 一半潰家、  
 一土藏半潰、  
 一馬屋、灰小屋、半潰共、  
 一物置小屋、半潰共、  
 一水車潰、  
 一石橋損、  
 一川通岸崩、田畑荒、  
 一即死女、  
 右之通御座候、尤外人馬怪我無御座候、此段御届申上候、以上、  
 二月廿二日  
 大久保長門守  
 (小田原藩士星見某書翰)

小田原地震之模様、  
 一當月二日四ツ時頃之地震、御天守極大破、御屋形大破損、本丸、二ノ丸、三ノ丸、塀不殘御堀水中に落申候、石垣も餘程水中に落申候、三階之渡り櫓、大手渡り櫓等、不殘潰れ申候、  
 一酒匂川橋、前川橋等落、往來通路無之、二子山より大石等往還江落出、七日之間往來無之、箱根宿、畑宿、并温泉場、何れも大破、箱根御關所、矢倉澤御關所等、月に二日の交代に候處、是以御番所交代も不相成、十五日目に而交代いたし申候事に而候、  
 一御家中内も、御城より北之方極大破に而、潰れ家も多く、乍然人死者御家中に者無之、御城より南之方は破損少しに而、乍然小田原宿元等者、間口五十間之大石垣、不殘往來になげ出し、居室も破損、壁も餘程ふるひ、家も曲り、新規立同様に不致候而者不相成、乍然門は破損無之候、殊に拙者の部屋杯大破損、泉水之方に曲り、壁もふるひ、拙者事、度々小田原へ出候而も、部屋普請無之内は困候事に而候、兄作大夫等は、屋敷内稻荷社之前に幕打、十五日之内、野陣に而居住いたし申候、小田原宿元は、破損無之分也、  
 一御家中、町家在共に、皆野陣に而、御家中苗祿は幕打、又小

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

身之ものはむしろ澁紙等に而、四方かこひ、當分居住、町在共に何れも戸板坏、或はむしろ等に而、寒さを凌ぎ居候様子に候、小田原總氏神松原大明神等、本社のみこのり、拜殿其餘皆總潰れ、是も御上普請、いつ出來候やも難計事、小田原町中、みな居住のもの無之、何れも潰に出、或は野陣こも張之内に入候事故、たま〜近邊歩行之人も、めし酒も無之、困り申事に而候、町家も小田原城下十九町之内、竹ノ花町、須藤町、大工町は町家總潰れに而、立家一軒も無之、又町中之土藏等者、御城より北之方は、多分總潰れに而、町中無事之土藏者、一つも無之候、

一近在も關本村、塚原村邊、人死多く、道了權現等大破、近在村々矢倉澤迄之内、潰家千八百八軒之、御上届けに而候、

一近邊寺院も格別之破損に而、都而墓所等は何れ之寺院も墓總倒れ、誠に珍敷事に而候、小田原元祿之大地震も、是程に家中迄之潰家無之、乍然元祿之度は、御天守より出火に而、御本丸、其外燒失と申候、天明之大地震も、此半分に無之と申候、此度之地震に付、町方三ヶ所出火に候得共、早々けし留め、火災は無之相濟申候、任幸便見分あまましを申進候、

〔安政二年乙卯珍話〕

嘉永六年癸丑二月二日朝四ツ半時、相州小田原大地震に而、夜明まで三十度、同三日廿五度程、同四日二度にて漸々鎮り、即死、怪我人有之、

〔續々泰平年表〕

嘉永六年二月二日、

江戸地震兩度、

此日、三、連、相、豆四ヶ國大地震、相州小田原邊、別而強く、居城大破損、并侍屋敷及民家等大損、潰家二千二百餘、土藏千四百八十八ヶ所、怪我人七百人餘、死七十九人、斃馬三疋、但出火無之、翌三日、同十三日、都合三度地震、此時、箱根、足柄山等之岩石大木數多倒、一時に二子山の嶺石轉落、通路塞り、同六日迄旅人の往來を絶す、同時、所謂七ヶ所之温泉場、悉く大損す、城主大久保加賀守、居城大破に付、願に依て早參府す、

〔校正王代一覽〕

嘉永六年二月二日、相模國大地震ニテ、小田原城毀レ、市舎壞ル者二千二百餘、歴死スル者七十九人、損傷スル者七百人餘アリ、箱根、足柄、二子ノ諸山崩テ、道路ヲ塞グ、

○死傷人ノ數、高麗雜記ノ小田原本支兩藩上中ニ據レバ、僅ニ三十四人ニ過ギズ、然ルニ年表怪我人七百人餘ニ作レルハ、誇大ニ失セリ、王代一覽蓋亦其誤ヲ露スルノミ、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

〔幕府日記〕  
嘉永六年四月二十七日、左之通申渡之、

大久保加賀守

領分地震山崩等に而、居城住居向、并御關所、其外家中在郷始、悉破損に付、拜借之儀被相願候趣、達御聽、可爲難儀と被思召候、依之金壹萬兩拜借被仰付候、返納之儀者、御勘定奉行可被談候、

右於波之間、備前守申渡、書付渡之、老中列席、

○小田原大久保家贈、コノ實災ヲ載セズ、

安政元年六月十五日壬午、山城、大和、河内、和泉、攝津、伊賀、伊勢、丹波、近江、越前、紀伊、尾張ノ諸國、地大ニ震フ、就中、伊賀、伊勢、大和、夥シク災害ヲ被レリ、

〔二條家内々番所日記〕

嘉永七年○安政  
六月十五日壬午癸、夕景雨、今晚丑刻地震、櫻助不容易、依之不取敢御機嫌爲御伺、禁中非藏人口江御使、命人、

承り久我殿、申次伊賀守、

右御同様御見舞、

嘉永六年 安政元年

准后様 江御使、同人、 取次 石田左兵衛尉  
九條様 同 藤井勝之助

一地震餘動不相治候間、御參、御衣體如常、御步行、御供方非常御定之通、

御假息居桂殿、御境内御狭地に付、爲御避震動、主上陽明家に遷幸、須臾に而還幸、御所様始終御供奉被遊候事、

但御内御供方は、一人も不相從、御所に而御侍罷在候事、

午刻、還御被爲在候事、

十二月九日癸卯、晴、鍋島甲斐守殿使者、今井田

去六月十五日曉、京都并近國大地震之處、南都表は別而甚敷、大乘院御門主様御建物向、悉被及御大破、差當御住居之御塙所無之、御普請之御手當、莫太之儀に而御當被成御座候に付、今度私方江御願被下候儀有之、其御方様江も、御別紙之通御願被仰進候由に而、厚御相談被仰下候趣、承知仕候、至極無御餘儀御事に奉存候、何卒可被任仰儀御座候へ共、累年歳元差支罷在候半、御聞及被爲在候通り、近年長崎表打續異船致渡來、兼而請持之諸臺場、其外爲警衛數多之本勢、其時々申付、加之、去春浦賀表異船渡來に付而者、江戸下屋敷之儀、品川海邊に而、固め向嚴重申付候

半も不相叶、是又人數等差登せ、彼是而者兵糧其外武器之  
用意等迄、莫大之人費に而實以當惑至極之半御座候得者、  
何分其儀難任所存、勿論此節之儀、可成丈御手副をも申上  
候半而不叶儀に御座候へ共、前段之次第にて、乍不本意御  
斷申上候儀に御座候條、猶其御方様方も程能御取繕被仰  
進被下度奉願候、此段以使者申上候也、

(脇坂安宅日記)

嘉永七年六月十五日晴、時々地震、夕雷雨、

一今曉丑刻頃、強き地震有之、其後も少々度々有之候、  
右に付、御所向御機嫌伺之儀、自分混穢に付、使者差出  
方、御附江間合候處、此節柄之儀に付、不及其儀旨、傳奏衆  
被申間候旨、答有之、

一今曉之地震に付、桂、皇居御庭通し、近衛殿廣庭茶屋之内  
江御被遊、尤、敏宮にも御庭通し御同道被遊、御機嫌  
不被為替旨、長谷川肥前守を不取敢以使者申越之、其外  
御方々様御異狀も不為在旨、是又申越之候、尤今曉より引  
續度々震候に付、いまだ、皇居へ、還御無之旨、為心得申  
越候事、  
一助搖相止に付、禁裏、准后、敏宮、還御被遊候旨、御附  
より申越之、

安政元年

三三〇

傳奏衆被申間候、尤桂皇居、御庭向狭少に付、模様に寄、  
又候近衛殿へ被為、渡候儀も可有旨、關白殿内命有之候  
山、是又兩卿被申間候、右者當時假、皇居之儀に付、此段  
申進候、  
一近年に無之地震に有之候得共、御所向、并二條御城内  
外、御別條無御座候、右に付、御機嫌伺之儀、拙者儀、此節  
混穢中に付、以使者可相伺哉之段、御附之者を以承合候  
所、不及其儀旨、傳奏被申間候よし、御附之者申間候間、此  
段も申進候、以上、

六月十五日

脇坂淡路守

- 阿部伊勢守様
- 牧野備前守様
- 松平和泉守様
- 松平伊賀守様
- 久世大和守様
- 内藤紀伊守様

十六日晴、折々雨、昨日強き地震後、時々動搖有之、  
一昨晚之地震に付、奈良表倒家、怪我人等之届有之、則戸田  
能登守差出候荒増取調之書付、今日之宿次に注進いたし  
候、

安政元年

三三一

一傳奏衆より左之雜記到來、  
今曉丑刻前地震強、其後度々動搖有之候に付、庭上に假屋  
を被構候、其内暫時近衛右大臣亭江被為、渡御、座所出來  
之上、地震も先鎮り候間、巳半刻過、如元桂、皇居江還御  
被為在、益御機嫌能被為成候、准后、敏宮等も御同様に  
候、新待賢門院御在所、御庭向甚狭少に付、正親町家江  
被為渡候、依此段為心得申入儀事、

六月十五日

桂、皇居、庭向狭少に付、模様に寄候而者、近衛家江又候  
被為、渡候御儀も可有之候、其許御心得迄に可申入置、關  
白殿内命候事、

六月十五日

一地震に付、以刻附左之通申進候、

但亥之下刻附、

小奉書

今曉丑刻前、當地地震強、其後も度々動搖有之候に付、禁  
裏、御所方、桂、皇居御庭上に假家を被構候、其内暫時近  
衛殿亭江被為、渡、御座所出來之上、地震も先鎮り候間、  
巳半刻過、還御被為在、益御機嫌能被為成候、新待賢門  
院に者、御在處御庭向狭少に付正、親町家江被為渡候旨、

一右同斷に付、怪我人も有之、破損所等も取調之上、可被申  
開候得とも、此段御届候旨、石原清右衛門より書付差出申  
候、  
但大津町潰家、且御役所破損所等之儀は、跡方可申開

旨、滑右衛門申間候に付、今日宿次に注進見合候事、

一敏宮、昨日近衛殿廣庭江、主上御同様御避被成候處、昨  
夕如元一乘院里坊江、還御相濟候旨、傳奏衆より被申越  
之、

昨十五日之部、

一本多隱岐守、警衛人數、地震に付、即刻繰出し、皇居御近  
邊に控居、猶御附江承合之上、警衛罷在候處、鎮り候に付、  
最早不及其儀旨、長谷川肥前守差圖いたし候に付、引取候  
旨、届有之、

十八日、雨、折々地震、

十九日、曇、折々小雨、

一奈良表、去る十五日之大地震を、引續時々動搖有之、追々  
間違に者相成候得共、今以震止不申、いまだ在方等迄之調  
者不行届候へ共、倒家凡四百軒程、死人五十人許有之、右  
に付關東江直注進之儀、地震之例者無之候得共、出火之  
節、二百軒以上類焼之節は、直注進之先格に付、今般之儀

も直注進に而可然哉に付、戸田能登守より内意伺之書付  
差出候間、右類例有之上者、不一通異變之儀に付、伺之通  
可致旨、及差圖候事、

〔聞集録〕

寅六月十四日夜八ツ時前、大地震に付御觸、

地震に付、此館桂殿 皇居中之儀にも有之候に付、兼而觸  
置候通り、裏借家迄、火之元燭可入念旨、洛中洛外へ可相  
觸もの也、

寅六月十四日

十六日廻

嘉永七甲寅年六月十四日、曉丑上刻、畿内、伊賀、伊勢、  
國々大地震、夫々為知之拔書、

南都地震

一 當月十四日夜九ツ半時頃方より出し、十六日朝まで大小  
ともゆり申候、夫に付町家たをれ、怪我人數不知、死人凡  
貳百人許、土藏寺高塀不殘崩申候、町家之者、興福寺南大  
門江寄集り、町々住居致候もの、壹軒も無之、興福寺四町  
四方之高塀、不殘崩る、元興寺大塔大に損じ、石燈籠、石鳥  
居、不殘たをれ申候、南東は三輪邊迄、西南は郡山、小泉、  
法隆寺邊迄、西は峠迄、東は伊賀上野邊迄、此邊は尙更嚴  
敷と申事に御座候、

郡山  
同刻、同斷御座候、町家怪我人數不知、死人凡八十許と申  
事に御座候、  
六月十七日寫、

勢州神戸地震荒調書寫、

町方、

一本家倒、 三拾七軒、

一半倒、 六軒、

一即死、 八人、

郷方、

一本家倒、 百四拾四軒、

一半倒、 百三拾軒、

一即死、 三拾六人、

町方寺院、

一本堂、 八ヶ寺、

一即死、 貳人、

郷方寺院、

一本堂、 八ヶ寺、

一神社、 三ヶ所、

一御朱印貳十石龍光寺、當春、新規本堂建替、貳百疊敷之本

堂倒れ、粉味じん相成、住居向も倒れ申候、扱々大變之儀  
に御座候、

六月廿日

水口黒田家にて承り寫、

〔御城書〕

安政元年十月六日、

藤堂和泉守○伊勢  
津城主

領分地震に而、城内住居向、其外及大破、家中町郷共、悉  
破損に付、拜借金被相願、可及難儀と被思召候、當時御  
事多に候得共、出格之譯を以、金貳萬兩拜借被仰付旨、

松平越中守○伊勢  
名城主

領分地震に而、居城破損、其上領内川々堤損所等も不少  
候付、拜借金之儀被相願、可及難儀と被思召候、當時御  
事多に候得共、出格之譯を以、金五千兩拜借被仰付旨、

名代松平登岐守

十一月七日、

土方備中守○伊勢  
野邑主

名代土方大次郎

領分地震に而、陣屋向破損、其外山堤崩、潰家等も不少、  
可爲難儀と被思召、當時御事多に者候得共、出格之譯を

以、金千兩拜借被仰付旨、  
右松平伊賀守申渡之儀、

〔大坂地震記〕

嘉永七甲寅年○安政元年六月十三日午之時と未の時に地震二度強  
けれど、二ゆりにて鎮りたり、今年は七月潤くはよれる年  
にて、六月節十四日なれば、暑さも後れしにや、折ふしは裕  
を着る事もありなごし、ごかく寒暖定らず、單月之末を逆上  
之病に惱て、目を憂ふる人多く、風邪もまじりて、何方も五  
人三人の病人ありしが、水無月になりて、大かたは癒たり、  
扱又去年年丑は、近く二三十年に稀なる早にて、五月廿八日に  
雨ありしより、秋の半過る頃までに、漸夕立兩三度せしまゝ  
なれば、川々のながれかれ〜になり、溜池とても限り有水  
なれば、茂る稻葉を養ふにともしく、神に祈りて雨を乞ふと  
て、日暮ぬれば、松ともしつゞけて、山々に登る人、毎夜あま  
たなれど、それとさだかなるしも見へず、名にたてる宇  
治の川水さへ、五尺ばかりも落たり、さる故に常は水底なる  
獅の住家顯れたりとて、それ見に行人、日々數百人に及ぶ、  
平等院より二里ばかり川上にて、田原へゆく道を、左の溪に  
下り、流に廻る事廿町あまりにて、大なる巖の根に洞穴三つ  
有、奥へは深からねど、口は五尺もあるべし、仙人洞と云、今

より四十年前順れし事あるよし、里人はいへり、おのれが遊  
びしは神無月廿日なりしかば、水は常より七尺餘も少とい  
へど、名だたる湖より流なして落る早瀬なれば、さる様にも  
見へねど、とにかくに水に乏敷ゆゑ、秋の稔も所によりては  
採收る事を得ざるのみか、あくる事今の夏、麥の實の迄の  
食にさへくるしむ所もあまたなりとて、暮に至りなば、  
さこそ米の價貴かるべしとて、その心構する人も少からず、  
然るに過し六月七日、亞墨利加國の使節船、例なき浦賀に來  
りて、交通和親を請ひ、南港登所をかりて、商館となさん事  
を願ふ、是が爲に安房、上總より武藏の海かけて、江戸迄の  
海岸を、諸大名に命じて固めしめ給ふ、其勢凡三十餘萬に及  
び、數日の出張なれば、尖費も大方ならず、さればありとあ  
る米を茲に大出して、代となしたもふ大名家多ければ、冬に  
なりては、かへりて價は賤かりき、七年<sup>實</sup>と改りぬるむ月  
十三日、又もや亞墨利加船數艘、今度は内海なる神奈川の沖  
に碇泊する事數日、強て申むねのありしにや、卯月に至り  
て、伊豆の下田、松前の箱館にて地を賜りしとき、この時  
も御固に出張ありし諸大名、去年に劣らず、其上今年は正月  
より四月迄の間、大城近く船をこども、折々は上陸なごし  
て、よろづ我儘なるよしなれど、公よりは平穩に取扱ふべき

安政元年

三三四

よし度々仰出されければ、諸家の人々、むなしく見居る  
のみにて、其費はいくばくと云事を知らず、是が爲に大坂よ  
り江戸江下す金の多ければにや、壹兩之價七拾目餘なりしを  
になれり、夫のみならず、卯月七日の正午之刻、仙洞御所御  
構のうち、芝御殿といへるより火出で、風はなく穩なる日な  
りしかど、しばしが内に禁裡をはじめ奉り、内侍所、仙洞、女  
院、准後の御殿をはじめ、御築地内なる宮殿は本よりにて、  
其邊りの公卿の御館迄、未の下りまでに残りなく煙と立登  
り、その末、中立賣下長者町の民家に靡き、ひた押に焼ゆき、  
西は千本通にて、明る八日の朝漸く鎮りぬ、昔天明といへる  
年の炎上は、程遠き鴨川の東より火出で、洛中をやきく  
て、其名殘九重に及びしかば、參り仕ふる人も時移る間に、  
その心がまへせしかど、こたびは御築地の隔はありといへ  
ども、はひわたる程なる殿より出火にて、わづかに一時が  
程に、さばかりの殿舎亭宅、残りなく灰燼となりしこと、い  
かなるさごとしにやなど、かたむき思ふ人もありき、かく江戸  
は夷船にて騒々しく、都は内裡炎上にて皆人恐れかこみ  
ぬれど、大坂は異なる事もなくて、五月に至り、先に記せし  
ごとく不順の氣候にて惱める人多かりしも、六月には大か  
た本に復し、十三四六の兩日は、此程に替りて暑さもまさり

ぬるは、けふより六月なればなごいひあへりしに、其夜子之  
刻過る頃、戌亥の方よりとも、辰巳よりともさだかならね  
ど、ドラツツと響き渡りて、大なるなぬ震ひ出たり、され  
ば家の大小をいはず、ゆりうごく事、風荒き日、船にて海を  
わたるがごとく、燈の上さへ歩みかねたり、ごみにもふるひ  
やまずして、家のなる音、いはん方なく恐ければ、皆一ま  
ごゐにまごゐし、或は打臥なごしてあるに、燈火をさへゆり  
消し、又は倒なごしければ、女童は泣まごひ、たゞ神佛の御  
名を唱ふるより外なし、漸く明がた近くなりて、少し穩しく  
成ぬるにぞ、人々生出たる心地せしに、又強く震ひなごし  
て、朝の五ツ時迄に、およそ三十五六度に及べり、あくる十  
五日も、さのふに替らず空晴たりしかど、猶ふるひやまずし  
て、暮るゝまで長短強弱はあれど、十五六度に及びぬ抑此浪  
花になぬのうれひ、かく數多く時を移す事、昔より聞もつた  
へず、寶永四年十月四日、地震津浪一度に來りて、家倒れ橋  
落、人多く死せしよを、恐る敷例にいへど、たゞ一度ゆり  
しのみにて、穩しく成たり、又文政二年六月十二日未の時の  
を、其節古稀已上の老人だに、しらすといひし程の大地震な  
れば、家毎に石燈籠倒れ、住吉社のも、いたくそこなはれた  
りしかど、それは二度許ゆりしにて、其餘は同十三年七月

安政元年

三三五

二日未時、二度許り強く震ひしかど、石燈籠の倒れし事はな  
し、此地震都はいと強く、堂舎の倒れしも有、在家も潰れ傾  
き、怪我せし人も多く、冬に至りて全くは納りし、これはし  
たしく見聞しかば、かく都にては強かりしも、茲にてはたゞ  
二度のみなれば、地震といへば、外に逃出べき事とは露心附  
ずして、地震戸<sup>觀音開、或は</sup>を設し家とては、廣き市中に數ふ  
る程也、よしやその設ありとも、かく建こめたる町中にて  
は、外へ出たりとも恙なごとも定めがたし、さればかく強  
く、あくる日とてもゆりやまねば、此末いかに成行らんと驚  
きまごひて、十五日の夜は、船にて大川にうかびぬる人多  
し、されば屋根船は本々、上荷茶船あやしの網船、或は三十  
石天道杯いへるをさへかりて、心うさうさなごし、又は過  
し年<sup>新永五</sup>の火に逢て、いまだ家を造らぬ廣き場に、疊板戸  
を持出て明しぬるもありて、いと騒々しき事共也、家毎のぬ  
り籠の壁に、ひびきの入らざるはなく、軒の妻のくだけたる  
も有、燈籠は家毎に皆倒れたりとぞ、西横堀なる瀬戸物店、  
店物大かた打破たり、はしくには倒れ傾し家もありとい  
へば、怪我せし人もなきには非るべし、十五日の暮ちかく成  
ての三度は、餘裡強かりしかど、夜に入ては子之刻過るまで  
音せねば、最早是までぞと思ひしに、同じ時過る頃より、又

震災豫防會報告第四十六號

乙

震出て、明はなるゝ迄に十度餘りに及びぬ、夕べより雨いさ  
 さか降しかど、明はてゝやみたり、  
 十六日、陰晴不定、  
 朝より暮るゝ迄に、大小はあれ共七度許震ふ、其内朝之二度  
 強くして、隣家の塀の土落たり、こは此程よりゆるみ有し故  
 なるべし、夜に入て震ひしかはしらねど、夫と思ひしはな  
 かりき、  
 十七日、けふも晴陰りて、折々小雨降る、  
 晝の中六度許、夜に入て二度許は至而輕かりし、けふ未の  
 時頃より、西南の風烈しく吹出たり、夜に入て丑之刻より雨  
 さへまじりて、いと騒々しかりしが、朝十八になりて、雨も風  
 も止たり、けふは御靈の御神事也、此頃の地震故、例よりも  
 早く神輿を渡し奉りぬ、作法替る事なけれど、地車を出す町  
 は登所もなし、  
 十八日、日和きのふに同じ、  
 暮方迄に四度許震ふ、夜丑之刻過る頃の一度は強かりき、  
 十九日、けふも同じ天氣なり、  
 晝の内二度許震ひし由なれど、夜中四度許強く震ひ  
 ぬ、  
 廿日、けふも同じ、

晝の内はしらさず、夜中二度至而輕し、夕方より雨強く、雷二  
 聲ありて、夕五ツ時ごろ、雨もやみたり、  
 廿一日、陰晴不定、  
 晝四ツ時ごろ二度、至て輕し、きのふけふ晝之内は震ひし由  
 なれども、それともしらぬ程の事なれば、もはや異なる震  
 ひはあらじと、皆人心をゆるし、端居して在しに、暮過るこ  
 ろ、六ツ、思ひがけず震ひ出たり、過し十四日のにもいたく  
 劣らず、ながく震ひしにぞ、むねさわぎて、せんすべを知ら  
 ず、こかくする内に止たりしかど、是に驚かれて、今夜は油  
 断ならずと、船の事とかくいひさわきたれ共、夜中の事なれ  
 ばとてやめたり、  
 けふは稻荷の御神事にて、神輿還御の路上なるべく、驚し人  
 もあり、しらさすてうかれ居たるも有なるべし、夜四ツ時過  
 少し、八ツ時前後二度は強く、七ツ時頃一度、明六ツ時頃一  
 度、すべて今夜五度に及ぶ、  
 廿二日、朝より曇り、五ツ時過雨一しきり降て晴、七ツ時頃  
 より又強く降出し、暮六ツごろより別而烈敷、電光如晝、神  
 まへ鳴出て、小止なかりしが、五ツ時過雷やみ、雨も少し靜  
 にて、終夜降たり、夜七ツ時過いさゝか震ひし、けふも座敷  
 の御神事なり、渡御の時刻雨嚴敷ければ、晴間を待しかど、

震災豫防會報告第四十六號

乙

小止なければ、さまではとて神輿出し奉り、御撫物其外とも  
 例のごとし、道の程より火さもしぬれど、強く降雨に提燈破  
 れ、火は消て、たゞ家毎の軒に出せる厭燈を便りに、大路を  
 渡し奉るに、雷光きらめき、おどろく敷鳴はためく度毎  
 に、御輿をはじめ、あやしの雜人迄、聲を揚てひたばしりに  
 走るに、ともすれば倒れ伏なごして、列を正す事ならず、こ  
 かくして御旅所に着御なりて、御襖をこゝにて還御なり  
 ぬ、その頃より雨は少し小止ぬ、  
 諸社の神事には、渡御の道筋なる家毎に、朋友縁者を迎へて  
 饗し、共に神幸を拜み奉るは、例の事なるに、此頃の地震に  
 て、客を請ふ家もなければ、心なく行人もなし、ニワカとい  
 へるされわざして、うかれ歩行人さへ、かぞふ許り也、すべ  
 て神事は名のみにて、淋しかりき、地車壹ツ出たり、  
 廿三日、陰晴不定、  
 夜べよりの雨に、近在は雨悦びすときく、地震も夕べの雨に  
 ては、もはや事あらじと安堵せしに、未の刻頃少く震ひ、程  
 なく強くふるひたるに、また胸さわぐ、  
 河州金剛山、先頃山鳴たへず、山麓大和、河内の村里、いた  
 く恐れ居るごぞ、山にてはこの鳴動に驚き、天下泰平の祈念  
 に丹誠をこらしぬるよし、訴へ出たり、

廿四日、朝より雨、巳之時頃より晴たりしが、暮はてゝ又雨  
 となり、子刻頃より雲收月清、  
 きのふの廿三夕日花やかにて、夜に入ても靜なれば、曉近く  
 起出みれば、月色明らかにして、此程のごとく蒸暑からず、  
 快き肌もちに、をこゝ日の雨にて時氣融和せしなるべし、地  
 震も實に是迄ぞと嬉しく詠め居たりしに、明六ツ半時ごろ  
 一ゆすりしたるに驚きて、雨戸引置て臥ぬ、明はてゝ廿四見  
 れば、夕べよりのさまを引替て雨となりたりしが、四ツ時ご  
 ろより空晴たり、  
 朝四ツ時すこしく、九ツ時過震ひしかど、強からず、夜中は  
 不震、  
 けふは天神社の地車六番、宮入の折から、雨となりし故、物  
 商ふ人、茶店出せる男杯、いたく困こうじけるごぞ、川中にす  
 ずみ船十艘ばかりありし、こにかくに此頃の空のさま、晴雨  
 時の間に替りぬるごぞ心うさ、  
 廿五日、雲多けれども晴、  
 終日不震、夜中も同じ、  
 天神御祭禮、例年より早く渡御なりぬ、屋敷々々人家の厭燈  
 は本より、川すじの蒲などは滅せねど、大川のすゝみ船は、  
 例の年の半にもたらず、遠方の見物人も是に同じ、

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

廿六日、陰天、今日土用に入る、  
 けふも震ひしかはしらねども、それとおもひしはなし、總而  
 廿四日よりこなたは震ひしと云人あれど、おのれしらの程  
 の事なれば、先者鎮りたりと云べし、  
 かくふるひやますして、目を經るうちには、いろ／＼の浮説  
 おこりて、けふの何の時には、わけて其心せよ、いと恐ろし  
 き目見るべし、或は來る何日の日は、こよなくあじき日也、  
 油断すべからずなど、とり／＼いひさわぐ程に、まごひやす  
 き人心にて、其度々に驚き騒ぎ、何事もなさでむなく守り  
 くらしたりしかど、さのふけふはふるひもやみ、何の恙も  
 なく、相知りたる人はた無事なれば、互によろこびいひかわ  
 しなごして、心の落居るまゝに、つく／＼と考ふれば、こた  
 びの地震は、去年の夏雨なかりしによりて、炎熱の氣、地中  
 に鬱伏せしを、ことごととなりても雨だに多ければ、かゝる大  
 變にもならずして、程よく散發もすべきに、苗代さへ水に乏  
 しかりしかば、去年のまゝに熱したるが、夏の氣にさそはれ  
 て、かく一時に激發せしなるべく、さらば何方も同じさまに  
 こそ有べきに、國所によりて強弱のあるは、いかにぞやとお  
 もへど、それはた炎熱の氣を受ける事の輕重と、土地の堅硬に  
 よるなるべし、とにかくに此度の地震こそ、一時發陽の地震

にてはあらざり覺ゆれば、他日職者のさだめを待事なれど、  
 いたり深からぬ心に思ふまゝを、筆の序にしるし置て、萬用  
 記の追加とする事になん、  
 嘉永七年六月廿五日、  
 一 籠屋町通大目橋筋西江入人家、兩隣は恙なく、中なる一  
 軒、十四日夜潰れたり、これは近きに柱廻り根繼せしが故  
 也とぞ、  
 一 大川町吉田藏屋敷、其外中之島邊屋鋪々々の藏、大體鉢巻  
 を落したり、其内にも吉田屋敷は破損夥し、  
 一 天満天神、座摩御靈とも、石鳥井之笠木の繼目、少々開き  
 たり、天神などは、其邊人家江用心可致旨通達せしなり、  
 一 内久寶寺町にて、或人地震に而亂心し、剃刀にて自身江疵  
 付たりとぞ、  
 一 青田氏之塾なる三太郎子、河州草香村にて止宿、十四  
 地震に付、兩戸を明んとすれ共あかず、僕と二人にて漸く  
 戸をばづし、庭江退出、十五日歸宅之途中、崩家、死人、怪  
 我人あまた見たりしより、忙然として、漸十六日晝後、  
 正氣になりし由、  
 一 岩永老知音之人、地震の時刻に、屋根船にて西横堀を通り  
 し折、津村御坊の内法話所崩れ、其音強く、且濱側之材木

乙 號六十四第告報會查調防豫災震

震ひうごき、西側は瀬戸物店之もの打割音、川水は不流し  
 て浪立、船を岸へよせる事不叶、賊に生たる心地なかりし  
 こそ、漸少し離りて、船もうごき、船頭も働出來しと也、  
 一 津村御坊法話所崩れに而、長屋之前へ響き渡りて倒れ候  
 付、長屋之人、窓を渡邊筋へ飛下り候も有しよし、又は助  
 け吳と呼候由、  
 一 本家北野別荘、石燈籠廿四五基倒れ候由、  
 一 此方岡村居宅、壁廻り少々宛ひり入候由、近村も同様  
 也、倒家は無之、田畑少々われ候而、其所より泥水出申候、  
 勝山之西なる田は、清水湧上り、甚清冷なりしが、十六日  
 に相止み申候、  
 一 畑之井戸、岡村邊は無恙、一里許東にては、皆々崩れ候由、  
 一 河州八尾、久寶寺、國分邊強く震ひ、中にも國分村、人家餘  
 程潰候由、  
 一 同松原村別而甚敷、潰家數々、怪我人も有之、路上裂け割  
 れ、泥水出申候由、  
 一 攝州能條村、長柄より一里 同様の地震に而、行燈倒れ、損家  
 有之由、  
 一 同有馬郡結場村、大坂同様、櫻井谷、多田村、池田、伊丹、同  
 様の事、

一同灘、神戸より廿三日に來りし人の話に、同所も大坂同様  
 に而、廿三日にも折々震候由、  
 一 此度の地震は、船場之内堺筋を東は少々輕し、乍併上町は  
 外同様なり、  
 一 西横堀岡田屋と云石賈、燈籠三十五本倒れし由、  
 一 十四日夜、三十石下り船より、牧方邊をみれば、物に崩る  
 る音、男女の泣聲などにて恐し、船もまたゆり上げゆり下  
 しなごして、船底を棒にて突がごとく、甚不安心之心持  
 也、船も梶もゆり居候内は、其用をなす事あたわざりこと  
 云、  
 一 六月十六日御觸、  
 一 昨夜地震有之候處、破損之人家、又は納屋等も無之哉、  
 尤怪我人も有之趣之届も無之候、尤聊之儀、斷に者不及  
 候得共、相損住居も難成處、并怪我致し、命に抱り候程之  
 者は、都而御番所、并總會所へ可相斷候、一昨夜之後、追々  
 地震薄く相成、世上安心之體に相聞候、右に付、銘々彌々  
 火之元、又は盜賊等之用心、無怠様いたし、且浮説申出し、  
 惑ひに相成、無譯恐怖等致し候儀無之様可被申聞候、  
 六月十六日 北組 總年寄



今度之地震、數國に亘れ共、就中、伊賀、大和尤甚敷、風説區  
區にして、崩れ家壓死の多少、真偽不相知といへども、目前  
其地に往來して見來りし人の話と、飛脚屋より爲知之内、實  
説と思はるゝを左に出す、

一勢州四日市驛、

驛中、十四日夜八ツ時之地震に而、過半潰れ、其上出火有  
之、壓死、燒死其數夥敷、旅人も餘程死亡之由、  
十六日に往來せし飛脚之話に、潰家燒失等にて道を塞ぎ、  
其上臭氣甚敷、往來不相成、間道を登りし由、  
肥後家士泊り候處、座敷は何方歎不知、家老體之人、餘程  
之人數に而泊り付、裏手小座敷に而寢居候折柄、地震に付、  
可立出勝手不相知、其内壁落候故、其所方逃出、同道人并  
家來も打捨、漸赤裸に大小を持、京着被致候、定而同道人  
は勿論、座敷之家老も壓死せられしなるべしと云、  
唐物町大葦屋と云唐物商人、名古屋へ用向に付下向、四日  
市止宿之夜、大變に付、裏へ逃出候處、家崩れ候に付、屋根  
へ上り居候處、煙強く震も不止、無是非瓦に取附夜を明  
し、翌朝みれば、火事は壹町程脇にて鎮り候得共、召連候  
者壓死に付、坪へ入假埋して、歸宅致候由、右之様子に而、  
今度之地震に付、餘程人死有之、輕重相立候處、四日市第

一番也、

一伊賀上野、町方、死人百三十人、潰家千三百三十五軒、郷方、死人四百五  
十人、潰家千五百九十三軒、怪我八百三十  
三人、潰家三千六百五十三軒、大手御門、京橋御門崩れ、御本丸  
御殿向不殘崩れ、乗馬十八疋、家中女共二三百人餘、城内  
にて埋れ死候由、町方は崩れ家方出火、黒門迄燒失、壓死  
燒死千人餘也とぞ、廿日に又大地震、相殘候家過半潰れ、  
死人も有之由、城内座敷向大牛潰れ候由、  
乍去死人は格別無之由、  
十九日に小役人江黒米壹斗宛、町中へ米千俵被下候由、何  
れも玄米之儘粥に焚食申候よし、御救、家持、借家人に不  
拘、潰家之者一軒に付、金四兩、米四俵宛、傾候家は、一軒  
に付、金貳兩、米二俵宛、

一和州古市、

藤堂領に而人家四百軒許之處、過半潰れ、其上後なる溜池  
之堤震ひ切れ、大水一時に押出し、壓死、流死、數不知、  
陣屋詰役人多分死失、翌々日頃、砂中方死骸掘出し候由、  
村中人家、七部道減少、  
一同郡山、  
城内崩所數多有之、町家も多分潰れ、柳町之邊、別而甚敷、  
壓死百五十人餘、依之十五日方總門切、往來不相成、安  
否尋之人は、役人より相通致候事之由、十九日、廿一日之

震ひに、又々潰れ家出來、死人も少々有之由、  
一奈良、

南之方は清水通、建家不殘潰れ、木辻、西町、四ツ辻より南  
江七軒残り、其餘皆潰、

鳴川町、右同様之事、中に而は細川町、北向町、北風呂、辻  
町、不殘崩れ申候、北之方西天貝通、七部崩れ、北半田西町  
幸北、いづれも總潰れ、川久保町大崩、家二軒残り申候、總  
而南都八部通潰、死人は三百人餘といへども、嗟と不相  
知、死人は勝手に取置候様被仰渡候に付、四斗樽杯へ入、假  
埋致候よし、

春日社、二月堂、大佛殿、興福寺、元興寺無難之よし、  
五重目屋礎飛揚よし、十五日  
に春日社御固として、御奉行興福寺衆徒相談嚴重之よし、

同所石燈籠は、不殘倒申候、  
十九日にも、郡山同様潰家出來、般若坂邊之寺院、木堂崩  
れ、僧壓死、何れも居室之庭に出候歎、興福寺邊廣場へ立  
出居申候故、其跡盜賊火附夥敷候に付、夜に入候はど、役  
人衆見廻り、追捕捕候に付、夜分は却而賑々敷よし、  
十五日には、往來するもの一人もなかりし由、小野澤檢校  
男、十四日に南都に止宿、家内諸共裏へ逃出候内、土藏ひ  
らき、納屋潰れ、家傾き申候、翌日、歸宅可致積之處、町中

犬堂足往來する者なく、甚淋敷故、無據十六日歸宅す、途  
中道橋損じ所多く、潰家死人等を見受候由、町中并戸崩  
れ、呑水に困り、川近く江出居候者も有之、餅之施行を好  
候由、親類有之、見舞之品もたせ遣候處、途中に而奪取ら  
れ候由、十五日頃也、  
南都之人之曰、我等生涯に、元の南都には相成間敷と云、  
格言也、

一山城笠置方上野道島川原、大川原邊、

此邊別而甚敷、山々より大石轉び出、人家を押潰、所々か  
泥水湧出る事二三尺、家居田畑共、泥之中になり、又は地  
中へゆすり込候家も有之、木津川所々淵之ごとく相成、死  
人夥敷由、六月廿三日頃迄も、往來不相成由也、  
右六ヶ所、今度別而烈敷、輕重之順、右之通りなり、

一同加茂、木津、玉水邊、宇治、信樂、

いづれも地上潮れ、泥水吹出し、潰家死人有之よし、信樂  
燒物釜、多く潰れ候、

一江州大津、

石場燈籠、舟番所、湖水へ倒れ込、潰通り諸家米倉、大破、  
北條町加州米倉より、觀音寺邊、尾花川邊、人家不殘潰れ、  
死人多し、其外三井寺邊之山より、大石轉び出、田畑家居

震災豫防會報告第六十四號

乙

損候山、

膳所御城、高塚損じ、湖水へ落込、城下町家、潰家も有之、怪我人も有之山、

矢橋、湊口崩れ候山、草津、石部邊、破損夥敷由、

信樂、震ひ強く、家潰れ壓死五六十人も有之山なれど、山中故、體に不知、信樂、怪我人一人、八幡、木部、錦織寺邊、十三日大雨大雷、十四日夜地震に而、潰家廿軒許、怪我人數多有之、傾きし家も多きよし、

一 西江州大溝、高島邊も、同様之由なれど、輕き方、

一 參州岡崎邊は震ひ候へ共、尾州名古屋邊、并中仙道筋は、別條無之よし、

一 京都、

洛外東山邊、黒谷、白川村坏、人家潰れ候へ共、洛中者潰家無之、土藏齋輪損じ夥敷、十五日之夜は、大道に而夜を明し申候由、

一 尼崎、西宮、兵庫、明石、

右、いづれも大坂同様之内、少々宛輕き方、併廿三日頃迄は、折々震候由、

一 紀州和歌山、丹波龜山、泉州堺、

右も大坂同様之由、

地震寸法とて、或人の語りしは、

奈良、上野、一尺八寸、郡山、四日市、古市、木津邊、河州、一尺五寸、江州邊、一尺三寸、越前福井、一尺、京、大坂、堺、紀州、丹波、丹後、播州、三寸、

越前福井火、并に地震、

一 當六月十三日五ツ時頃、鹽町鍛冶屋町より出火、東西南北燒失致申候、尤朝方大風に而、九十九橋方北江町數百町許、寺院百餘ヶ所、東西南願寺御坊をはじめ、近在五六ヶ村は致燒失、夜四ツ時頃火鎮り申候、

翌十四日夜八ツ時頃大地震に而、誠に大混雜之由に申來候、

右飛脚屋方爲知之まゝ寫し置、

南都六月廿日出書狀寫、

然ば十三日初發午之刻より大震動、暮過迄に三度震ひ申候、然處十四日晝八ツ時少々震、夜九ツ時甚敷大震、誠に驚入、家内一統召連、猿澤池衣掛柳邊迄退候處、其後三四度動申候、折柄雨降出し、食物も持參不仕故、無據雨具食物取に立歸り、飯杯焚、彼是用意致居候處、十五日明がた、殊外甚敷大震動有之、左右へ五六尺ばかり持上げ持下げ、上野四日市も如斯山邊退候事さへ不叶、家内一統死を極め候處、佛神之御蔭

震災豫防會報告第六十四號

乙

にや、兩隣家押倒候へ共、此方は壁并塀坏ゆり落候得共、家は無別條、依而漸々退退、元之場所へ立歸り候へ共、何分雨具等も無之、雨中ひらうでにて相凌罷在候内にも、折々震ひ、五ツ時頃方晴天に相成候付、炎暑之照に而凌兼候故、近邊上り坂櫻の木江立退申候、矢張折々震ひ候而、最早暮近くに付、夜中相凌候ため、南大門前廣芝へ相退、出入之者坏申付、竹木之折を取集、小屋を掛住居致候内、其日六七十遍許震、十四日夜九ツ時半時、十五日明方兩度に而、興福寺筋塀、寺中之土塀、不殘崩落、尤寺中之内にも、客廳、書院、押倒候處も有之、大地割れ、南圓堂石垣、敷石等、不殘崩候而、元興寺塔五重目屋根、ふり落申候、春日社石燈籠廿壹本残り、跡不殘倒申候、右之譯に付、市中は勿論、大半押倒、凡七八百軒押に打れ、死人公儀書上二百八十四人、怪我人數不知、郡山同様破敷、死人茶屋所之順番取、貳百餘り有之由、十六日晝夜震通し、何百度敷數不知、十七日晝十度餘、七ツ時破敷有之、夜中より朝迄は九度許、十八日十度許、夜二度、八ツ時頃破敷、十九日晝二三度有之、此後之儀者、猶跡より申上候、實に前代未聞之次第に御座候、將又兼而御嶙申上置候、春日山裏手穂山と申、木材を切出し山也、右穂山邊と覺敷、十五日夜方石火矢大筒を放し候様之響、折々相聞、被ホラと申ものに

而も出候哉と噂有之、南大門は奈良中之高みに付、市中方追追逃來申候而、諸人更に顔色無之、今にも大變出來、總死致候哉と相恐れ候事に御座候、然處此度之地震に而、同所大地割、火炎吹出し、誠に恐敷事之由、則右は柳生近邊也、又當地にも西北邊、往來地割水吹出し申候場所も御座候由、將又當地近邊藤堂御領分、五萬石御支配之御陣屋古市と申所、奈良より廿五町有之、右所も不殘家倒、僅十五軒相殘候由、右陣屋奉行、家内不殘押に打れ、下部迄も過半死去に御座候、尤奉行は怪我有之候得共、存命之由、右古市家數三百軒餘有之在所に御座候、以上、

六月廿日

加島屋專藏、上野より差越候書狀、七月七日出、

然者伏見若廿七日、六月宇治越、信樂江着仕候、道筋山崩れ、谷々江大木大石重り出、甚難雜仕候、多羅尾御陣屋諸屋敷、地面より皆ゆがみ、皆造之由、大取込、何事も申出がたく、今に晝夜敷數不知、尤大坂邊に而最中之時、同事に御座候、夫故未不殘野宿に而御座候、一兩日逗留仕、夫方伊賀上野へ出掛、夫々見舞申候處、いづれも潰れは不致候得共、大混雜に御座候、信樂方上野迄、道筋在々大荒、青田地而凸凹出來、又はわれ、水溜り不申、見ごろし之由、氣之毒に存候、奈良より

震災豫防會報告第四十六號

乙

上野迄、道筋不殘大變、夫が伊勢へ出申候、道筋は少々損不申候、南は山田邊迄と存候、藤堂様御領分、死人凡千人餘と承り申候、四日市一二里之間、寺四十九ヶ所、死人九百人、其中に四五十人、我等近附之人有之、扱々恐入申候、七月七日

安部侯家士、六月廿四日市通行、雲助之語、

雲助共、暑氣難凌、廣場に而博奕致居處、十四日夜八時頃、地震とも不知、地下五尺持上げ、ドンと落し申候、直に家倒れ申候に付、直様馳附、餘程壓死之人を助けし由申居候也、

右廿日頃、驛中傾候家は、棒にてツ、バリ有之、其下をくゞり通行故、甚氣遣ひに而有之と也、

〔大屋祐義日記〕一名釋、

○船義ハ徳館林藩士ナリ、船ヲ務メセリ、少壯ノ時、長門國萩、筑後國柳河等ニ遊方ス、日記數冊アリ、今散逸シテ十ノ二三ノ存セリ、

嘉永七年寅年六月廿一日、

去六月十五日、上方大地震之次第、左之通、尤四ノ宮氏方借寫、

嘉永甲寅元年六月晦日出之文通、河内御陣屋詰武井彦右衛門方書狀寫、

去十五日曉八時過、俄に鳴動之上、大地震にて、當御陣

屋之面々も打驚、暫時之内にて相止候處、折々相震ひ、夜中御陣屋內致見廻候處、總體御別條も無御座候、破損所等も出來不申候、尙又朝六時半時過強く相震、夫が引續廿日比迄、少々宛震ひ申候、御領分總體御別條も無御座候、潰家等も出來不申、怪我人等も無之、奉恐悅候、然處大坂御藏屋敷、十間に四間之御米藏、西之方拾間之間、不殘壁くづれ、長府御屋敷堺板塀江落懸り、不殘打崩、其外先方稻荷御留守居長屋等、崩倒損じ申候、北之方四間之間も大破に相成、當時御普請目論見中に御座候、其外總體御別條無御座候、當所にては右様之地震は覺候者少く、堺杯にては即死人壹兩人、怪我人も有之、市中之者野宿致候者も有之、與力衆杯も御奉行所前江假屋補理、走來候へば右場所江參り候由、同心杯も同様、一兩日は焼出にて相暮候由、大坂も市中之内、船にて晝夜罷在候者多分有之由、勿論河内方大坂之方崩倒強く有之候よし、最初并朝兩度は崩倒強く、柱左右江三寸位振候、河内之内にても、即死人又は怪我人等有之候處澤山之由、一體此度之地震は、伊賀上野、大和、伊勢杯、別て強く、此節摺物にて致賣買候書取、并世説、荒増御心得に申上候、

一南都、廿三日迄に八十五度震ひ、町屋壹軒も無事成は無

震災豫防會報告第四十六號

乙

之、家内に罷在候事出來不申、何れも野宿、往來も無之、廿一日夜五時、田利舊坂町西高寺本堂打傾、高佃神主高

堀、不殘破壞、死人三百五十人、怪我人數不知、

一伊賀上野、十四日夜七時半時方地震、御城大手大損、町在家々倒れ、其外出火にて燒失、鳥ヶ原と申處五十町四方、螺のため、ごろ海の如く、人數損じたること數不知、

一江州石部、○水口、土山、庄野、石樂師、○龜山、○岡崎、何れも地震にて、所々在家破損、是は格別には無之、

伊勢四日市、四時比震ひ初め、六時時方大地震に相成、家數五百軒餘崩れ、朝五時時方出火にて、家數四百軒餘燒失、死人凡貳百四十五人、不知者五百五十六人、

一和州古市、右同刻大地震にて池割れ、人家多分流れ、死人六拾七人、怪我人數不知、殘る家數三家許方無之、

一江州信樂、六月十三日大雨雷鳴強く、十四日大地震、人家倒れ凡百三十軒、土藏倒れ凡八九戸前、怪我人、即死人數不知、

一膳所御城下、十四日大地震、御城下と大手出火にて、御菩提所燒失、其餘御構高塚、湖水江落込、怪我人横死之者も有之、

一和州郡山、六月十四日夜九時方ゆり初め、八時時大地

振、柳町一丁目方同四丁目迄家數凡三拾八軒崩れ、同十八日、廿一日六時半時に又ゆり返し、八十五度也ゆり、市中凡三分通り家崩れ、其外南都同様、死人凡百三十三人、一越前福井、六月十三日五時時方出火にて、城下不殘燒失、其朝大風にて、九十九橋方二百町許、兩本願寺寺院百ヶ所燒失、近在凡十ヶ所燒失、夜四時時に鎮申候、

一又十四日夜八時より大地震にて、田地杯もごろ海の如く、所々家崩れ、死人凡四五十人、十六日暮方迄、大小六拾七八度ゆり、

〔和歌山縣田邊町役場記録〕

右は、此度大坂にて摺物に致賣買候書取之儘に御座候、京都も大坂位之由、四日市に泊旅人杯、武商ども甚痛敷者も有之候由、下説には御朱印守護泊りに相成候處、燒亡相成候杯申觸、燒跡に慕張守護致居るを見受候て、大坂に參り候者有之候由、右御屋敷等之噂も有之候得共、是は不容易儀に付、下説旁略之、

右は御聞及びも可有之候へ共、乍序得貴意申候、近國近在、夥敷荒候處、御領分には何にても御別條無之、實に奉恐悅候、既に宇都宮様わづか之御領分にても、即死人四人倒有之、檢使等も有之候儀に御座候、

號六十四第告報會查調防豫災震

安政元年

一六月十四日夜九ツ時、珍敷大地震に而、銘々外へ出大に驚き申候、夫より朝迄少々づより申候、

一同十五日五ツ時前、又々大體之大ゆり、田邊川筋さし潮、平日より大分に上り、浦邊筋大に驚き申候、夫より十六日、十七日迄、小き地震二三度づより申候、後に聞及候へば、此時之地震は、大和邊大ゆり之由、奈良杯は建家も大分潰れ候由、

(田所氏記録)抄

安政元年、

一六月十五日、晴、丑の刻前より地震、同日中の刻比より大小凡十五六度程震ひ候、近年覺ざる事に而、一統大に心配致、家内取片付仕度等致候者有之候、

一同十六日、晴、今晚寅の刻比より卯の刻過迄に、四度程地震、

一同十七日、曇、今日も三度程地震、

一同廿一日、晴、戌の刻地震、

(嘉永七年甲寅地震海翻之記)紀伊國日高郡南部村熊代繁男著

六月十五日、晴天、曉丑上刻地震ゆる、人々起き出、家を出て大に騒ぐ、されど無事なり、後五七日の間に、地震三四度

づよりゆる、

(地震雜纂)

○山田の分

嘉永七年○安政 六月十四日夜八ツ時、大地震、家損じ墜落に至らずといへども、それより微動やまざるによりて、人驚怖甚しく、臥床に入て寝たる者なし、翌十五日も終る微動して、時々餘程つよくゆることもあり、十六日も同様なり、此日に至りて、北勢四日市、災ことに甚しく、家々人死し、其上失火のよし始て聞ゆ、山田は其餘動ならむと案心す、しかれども十七日、十八日、十九日、廿日に至りても、猶しばし微動あり、其うち伊賀上野城くづれ、民屋倒れ、死亡夥敷、災ひ四日市に増るよきこと、大和古市藤堂家の陣屋も倒れ、伊賀國は十二三日頃方山嶽鳴響き、十四日の地震後も、大小動揺やますといふ、山田の微動たわざるは、此響なり、廿一日の夜五ツ時頃、又ひとゆりす、常の微動にまされり、其後廿二日、廿三日、廿四日、廿五日、廿六日、廿七日に至りては、尙時々微動有、たゞしまらざる人もある位なり、

○十四日夜地震後、天色常にかはり、日々夕立雷鳴あり、十六日は雷鳴甚しく、越坂極樂寺へ雷落、松の太木に其跡あり、廿二日、きびしき大雨、廿三日、廿四日、廿五日、猶天色常

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

にことなり、廿六日土用に入、此日方天色漸く常に復し、廿八日はじめて快晴なり、弘瀬地震にあふ事二度也、文政二年六月十二日八ツ時の地震は、春木氏にて書を披き會讀せし半なり、彼家の長屋崩れ、其音おびたどしく、其外家々破損多し、此時桑名在金山の一向寺倒れ、入佛にて群集したる人多く死したり、しかし此度の如く數日に及ばず、たゞ一度而已なり、

○六月十六日、遠州參宮人の話、

津島に參詣、佐屋方夜通しに四日市へ參候處、八ツ頃地震ゆり出し、歩行なりがたき位に而、大浪にゆられ申候ゆ也、死ゆり落、家潰れ、人押へられ候を助參り候も御座候、四日市にて蒲子畑へ逃込申候、四日市を離れ、半道許參候處、四日市失火に御座候、四日市方追分迄は、同様に御座候、神戸は潰家も御座候て、餘程甚敷候、人死の所はいまだ分り不申候、津は少し輕く、古くなり候家の潰れ候を見受候との事、

○六月十九日、飛脚所本屋勘兵衛方届出、

諸方地震聞取書、

當月十四日夜丑刻頃、當所も同刻、

一松坂邊は、痛み許、

安政元年

三四七

- 一津邊は、松坂が強く、いたみ許、
- 一椋本、三軒許倒れる、
- 一關、坂の下邊、いたみ許、
- 一土山大損、家土藏倒れ澤山の由、
- 一京都は、常所同様程の由、
- 一大坂、十四日夜子中刻嚴敷、夫方夜明迄廿四五度、又十五日卯刻嚴敷、亥刻頃迄、少々宛震止み不申候由、
- 一伊賀邊、凡五六分之損家、土藏倒れ、怪我人澤山の由、飛脚之者、津に而申晰し之由、
- 一北勢白子邊、痛み許、
- 一神戸、近在共強く、家、土藏損澤山の由、
- 一四日市、九分通潰れ、出火も有之候由、人別帳面之仁八百五十三人、入込人は未だ相分不申候由、
- 一桑名邊は格別之儀無之、尤御城少々損候由、
- 一宮宿は、相知不申候由、
- 一大和路南都、長谷邊、大損之由、其餘不知知候、右之通、

六月十九日

本屋

勘兵衛

○六月十八日夕認、津某方林氏へ送る書狀、

號六十四第告報會查關防豫災震

乙

一當方十三日午の刻頃、ユサク一震、續而夕立中雷鳴、快晴して、未時頃ユサク一震、扱十四日晴、夜八時頃大地震、引續ユサク一數不知、先づ震つゞけ申候、十五日曇天、炎暑、折々小雨降、朝六時頃大地震、前夜十四日夜なれども餘程強く當り、坐しては居兼申候、引續又一震、ユサク一は一向數なし、一時時に七八度許つゞ、肝をひやし、始終西風ソヨソにてヤラヒ吹、十六日明方小雷、同様之天氣、ユサク一不絶、折々一とこたへづゝ實の入候震有之、晝夜同様、未刻頃小雨雷鳴、磯山邊江落申候由、十七日曇天、ムヤク一之空に而極暑強く、晝頃小雨、未刻頃大地震、幕方方地雨之模様相成候得共、兎角降おしみ、幕六ツ半頃中震、夜四ツ時頃晴、ユサク一、其始終不絶、夜中五六度、北刻大分こたへて一震、今十八日曇天、折々小雨、晝迄五六度、晝後もユサク一不絶、七ツ時頃方小雨雷鳴、大聲、蒸暑甚敷、今一段鳴出し可申哉之空合に御座候、此邊に而納り候様祈申候得共、蒸暑雲行甚不宜、心痛仕居候事に御座候、誠に以奉恐入居申候、御察可被下候、小生共は、登町半許外に明坊御座候而假屋相建、晝夜家内一統引越、野陣相構へ居申候、宿元は土藏目ぬり仕置、大切之道具類は持參引越居申候、外に銘々廣場へ假屋相構、引越居申

候、其外大道、何れも道の中へ假小屋相建、蚊帳おろし、門ト住居之向も御座候、此書狀、右之假居に而相認申居候事に御座候、つふれ家は、いまだ格別無御座候、分都町元三大師之表門倒れ申候、其外土藏高塀破損は多分に御座候、一四日市は大變、下僕見舞に遣し候處、一向咄しには相成不申趣に御座候、一圓倒れ家、前夜歸宅之處、いまだクヌクヌと火燃居申候而、死人焼け申候故、一向臭氣甚敷、死人之手足をふみ申候而、通行仕候由、殊に南町、北町甚敷、彼女郎(町)向故、女郎多分死亡、其中之出火、一向に目も當られ不申候趣、追分は少々軽く、折々ゆがみ成に残る家も御座候由、桑名は、津表大體同様、神戸は大當て、大橋方北は大半倒れ申候由、死亡多分、扱又伊州上野大變、西東大手門倒れ、御家中潰れ多分、折々一二軒つゞ、ゆがみ成に残る屋鋪御座候由、御大身向も大分御死亡、追々注進に御座候而、奉驚入候事に御座候、町方は輕、上野二三歩通り之潰れ、死亡は先づ五百人と申書上げに御座候由、大和も大變、古市御屋敷總倒、當時御奉行深井源太左衛門様御家内、御新造、其外御家來、皆々死亡、御主人丈々は漸々御出のがれに相成候得共、甚六ヶ敷趣に承り申候、御新造は七月之御懷妊に御座候、御氣の毒に奉存候、御子息半左衛門

號六十四第告報會查關防豫災震

乙

様は、當方江御越故、直様御出立の處、途中に而右の御氣落に而、是亦御養生六ヶ敷申候に御座候、郡山、是亦大倒れ、南都も大分之事に相聞申候、一身田御殿、所々破損、御潰れ場も御座候、

京都方申來る、

當月十三日夜戌刻方大雨降、同夜大雷に而、寅刻相止、晴天に相成、十四日夜子刻頃方大地震に而、十五日暮頃迄度度震、尙又未刻方大雨雷、申刻に相鎮り、川東邊土藏高塀等、數多破損出來候、尙又膳所并大津邊、格別之由に申來る、

大坂方來狀、

當月十四日夜子中刻方、大地震に而、夜明頃迄廿四五度も震、又候卯刻大地震にて、夫より夜明に及び、いまだ少々づゝ震ひ申候、

一龜山大當り、關は津表同様位、夫方水口迄は同様、大野立場倒れ、水口は大分に候由、

大體今日迄の處、右之趣に御座候而、恐怖のみ罷在候、何と相成候事哉、奉恐入候、右書狀、假屋騒動中之事故、亂筆御高免可被下候、以上、

六月十八日夕七時過、(記脱) 本文之騒動紛れ、盜難、サシ火も折々有之、困り入申候何卒早々靜謐祈居申候、以上、

○六月廿三日、同所方之書狀、

扱當地之分、先便申上候後、兎角震止み不申、廿日朝霧、後刻快晴に相成、ユサク一御見舞御座候而、晝頃方ハラハラ小雨降、同夜丑刻方寅半刻前迄、餘動廿七度、廿一日曇、晝前々夕立大雷、十五六聲、近邊え落申候而、膽を冷し申候、今日震大に止み、右夕立雷鳴に而、少々安心仕候所、戌の刻頃大震、又々騒立申候、夜中兩三度震、昨廿二日曇天、蒸暑強く、晝後より大降、折々小降に有之候得共、餘程之大雨、右雨中にも折々餘動有之候、坤の方に而大筒の遠音之如き響、轟ドン一と折々鳴申候、伊州に而は餘程大きな山鳴仕候趣御座候、

一信樂、菟野之風説之儀被仰下、御檀家御座候趣、拙親類共之内、信樂に縁者有之候故、見舞に遣し候者、昨日歸宅仕候處、信樂方も餘程強御座候趣、倒家はさして相見へ、不申候得共、一統ネジ、ユガミ、カタギは、一統之由、山々は皆崩出し申候由、仍而近村は山崩に打れ申候場所も有之候由、往來も餘程六ヶ敷儀に申來候、人怪我は差而無之趣に

乙

安政元年

申來候、左様御承知可被成下候、伊州上野之儀は附大變、今に大震不止、追々倒れ家御座候趣、即死、怪我、幾千人と云事無之候山、上野近在東村と申は大村之内、一村に而即死八十五人、怪我四百五十餘人有之候趣、伊州中來候、右隣村三田村、二百軒許之處、即死百六十何人と申事に御座候、追々承り候毎に、膽を冷し申候、夜前も丑刻頃二度許震申候、兎角丑刻を指て震ひ申候事に御座候故、頓と油斷相成不申候、未拙共假居に罷在候、先々右信樂承り候様子申上度、如斯に御座候、

六月廿三日朝罷、

○六月十九日、郡山が之書狀、

當十四日夜子中刻大地震、十五日、十六日は大動晝夜に三四度、小動は時々刻々數れし、郡山人家、凡四分道は崩れ、倒れぬ許に破損、一軒も破損せぬ家なく、御城も餘程崩れ申候、十七日、十八日には、晝夜五六度づつ、只今十九日に於て止み不申候、南都は、郡山が一倍の地震、大和古市、過半崩れ、其上池水溢れ、家流れ、死人數しらす、南都に而は、書上げ昨日二百三拾人餘と御座候所、追々に地の下に埋れ候死人を掘出し、段々數多く相成候、

三五〇

大坂は、大和方ゆるやかに御座候よし、しかしながら船に乗りて渡ぎ候人、夥敷御座候、郡山が、東山中、伊賀越、大河原邊もあれ申候よし、伊賀上野は大變之由、

○六月廿三日、同所方の書狀、

大和古市、二百軒許の所、五六軒残り候許故、死人あまた有之候、地震中に洪水故、流れ死候人、澤山に御座候、南都は、凡今日之處に而は、死人三百人に及候、郡山は、百廿人許の死人、崩れ候家は百五十軒に御座候得共、破損に相成、崩候同様の家四百餘と相聞え候、伊賀越也東山中、山崩れ夥敷、在々死人有之趣、

○伊賀上野地震、津々六月廿日便り、

六月十二日小地震、引續十四日夜八ツ頃大地震に而、御城大損じ、御家中大體不殘家倒れ、町家同様、壁ぬり替候而住居出來候家は、一軒も無之候、尙又御學校所前地割れ、赤泥を吹出し候由、一兩日過、其後は水涌出候よし、人死凡五百人餘、外に死生不知人數多候由、今以震ひ止不申、其上盜賊入込候由に而、伊州津表へ御注進、日々夜々、櫛の齒を挽が如く、則御鐵炮方三頭、御組六十八、十七、八日

乙

御出立御出張に相成候趣申來る、

○奈良地震、津より六月廿日便り、

十四日夜八ツ時頃大地震、引續き十五日朝五ツ時分大地震に而、家土藏凡四五分通り倒れ、人死三百人餘、怪家人數不知、春日宮石燈籠、又は寺々燈籠類、不殘倒れ候由、今以折々震ひ止不申段、申來り候、

○六月廿日、神戸磯部宗右衛門が來書、

過十四日夜丑刻、大地震之儀、御聞及びに而、早速御問尋被下候段、御懇篤之至、不知所奉謝、雖有奉存候、誠に於當國は、古今未曾有之事と恐惶仕候、不取敢御覽之愚翰も可差上之處、四日市、黒川、右邊事にて今に脚便相絶居候に付、乍懸念之儀無其儀、失禮之至、御高恕可被下候、

一神戸宿、町方に而倒れ家凡八拾軒、壓死之者十三四人、溝中諸破損別而甚敷、併城は墜落候迄に而、無難に御座候、龜山、菰野兩侯御藩、尤甚敷趣、泊々申傳候、龜山は市中都而無難、倒家等罷在候許御座候由、庄野宿、餘程之難事、死人廿三人と申事に御座候、石薬師は甚無難之由傳承候、神戸、市中許に而も、寺院七八ヶ所相倒申候、總社神館神明、高市神社、先月御遷宮御座候處、甚御無難に而、誠に難有

奉存候、

一往來橋々、多分破損、或は落、或は大破御座候、近來新造仕候高岡橋、甚無難にて、諸人通行に無差支、大に相悅申候、右村方甚懇御座候、引續き上分日永村等大に破損多く、人家無之同様と申候、死人尤夥敷、至四日市は尤甚敷儀に而、南北宿屋有之候兩町、悉く相倒、其上出火、誠に笑止千萬之儀に御座候、四日市中に而、儘成儀は未分明候得共、先二三百人位に承申候、實に古來未曾有之大變に御座候、官道筋甚敷與町に而は左様甚敷も無御座候、桑名は大に穩なるよし承申候、

一關宿、坂下迄、無難に御座候よし、大津、石部、餘程破損に御座候趣、京都甚しくは御座候得共、家の倒れ候位之儀者無御座候由、南都、伊州上野、全四日市と同様と傳聞仕候、信樂も甚しく、御役人中御立退き、數に而御評定等御取扱之趣に承り申候、右被仰聞候に付、荒増承傳候分、奉申上候、下略

六月廿一日

磯部宗右衛門

○六月廿二日、楡垣氏之語、

伊賀より歸りし者之語に、上野江止宿候積之所、山鳴甚しきに恐れ、笠置に參り止宿の處、大地震、漸命を拾ひ申候

安政元年

三五二

乙 震災豫防調査報告第四十六號

也、伊賀は山鳴甚しく、今にやみ不申候よし、十三日方地震より出し、十四日も同断、同夜は大地震、十五日は終日ゆり、十六日方時々ゆる、山鳴鎮り不申候間、安心致しがたきよし、

○六月廿六日、石薬師岡田重藏書状、

去る十四日夜之大地震、北勢は格別に而、今日日夜一兩度づつはゆり申候、併石薬師は漸雨三軒倒れ候而已にて、死亡人無之、拙宅も一同無難に御座候間、御放念可被下候、御地之儀も承り度、且先生御機嫌も御伺奉申上度、日夜心頭にかゝり候得とも、往來留、其上四日市飛脚黒川家宅倒れ、若夫婦即死に御座候故、中々往還所に而は無之、夫故乍恐得御伺も不申上候處、今朝御見舞狀到來、先々御地邊は御無難之趣、大慶仕候、當地は倒家はなく候得共、皆々家損じ、今に居室に臥候人は無之、毎夜竹藪に假家を建、住居申候、いまだ安心仕候人は壹人も無之候、されども石薬師は、北勢中に而、破損等無之分に御座候、一四日市之儀、殊に大ゆりに而拾軒と立なみたる家は無之、其上北町不殘燒失仕候、併不思議に、御社中西村庄右衛門、伊達太左衛門、山中莊藏、吉田千九郎、森本市兵衛、山

田東兵衛、中島文五郎杯は、壹軒倒れ不申候、下拙も先日見舞に参り候處、何れ茂無難に御座候、併家はいつれも大破にて、大方住居なりがたく、假屋住居に御座候、就中、西村氏は大破に而、伊達氏江家内一同移られ、同居に御座候、右之通に御座候、先生方御見舞狀等御差出しに相成候はゞ、連名に而森本迄御出し可被遊候、四日市死亡人帳面付、凡四百十二人、其外旅客、あふれ者、婦女は、いくらくも不分明候、一庄野宿も五拾軒倒れ、死亡人は二三拾人之由承候、先年先生御旅中、京新田へ妙法寺同道に而御伺申候渡邊六左衛門も、即死仕候、妙法寺は無難に候得共、堂、庫裡とも半潰に而所々にはなれ居られ候由承り候、庄野宿二百軒餘之處、一軒も立直さず住居致し候家は無之由に御座候、(之カ)一下拙に親類中は、何れも無難に候得共、岩出市大夫殿且家小社村従弟、家倒れ即死仕候、尾州名古屋は、一向ゆり不申候由申承候、内海邊は如何と奉存候、先は不取敢御答如斯御座候、頓首、六月廿六日 岡田重藏

○井村傳太夫、江州路方京都へ罷越、歸國之節、道中見及候分話、

乙 震災豫防調査報告第四十六號

乙

○十四日地震は、大津に泊り合せ居申候處、夜八ツ時頃、餘程之地震、臥居申候所之天井坏、浪の打候如くに覺へ、兩戸はづれ轉げ、夫が逃出候との事、○大津、小舟口大損じ、小花川屋并に倒れ、石塙三町東の湖水に、十四日廿日迄、湯涌出候よし、○膳所の城、角櫓二つ崩、塙も半分崩、○草津、うばが餅半倒れ、○守山、道が下へおると所大損じ、○目川、でんがく半倒れ、○梅の木も、大分損じ、○石部、即死八人、怪我人六十人、倒家卅軒許、○水口、御陣屋大痛み、○大野、燒鳥拾二三ヶ所倒、○土山、死人六人、畑へ假小屋を建居候也、○ゐの鼻、たて場半倒れ、○鈴鹿、坂の下、關、別條なし、○龜山、御城半崩れ、○北勢じかま村、別條なし、此村庄屋の話に、近邊の寺六十ヶ寺倒れ、神社は一社も損じなし、○庄野は、大損じ、

○四日市は、大變、○日長、赤堀、大損じ、○神戸も二歩許家倒れ、○日子、上野は、少々の損じ、

○七月七日出、京都山本永吉書翰、

一伊州上野、死人、怪我人、潰れ家、御書上げ之寫、左之通、先日津表に言上に相成候、此後尙追々潰家も有之趣に候、上野町中に而、一死人、百三十人餘、一怪我人、百四十人餘、一潰家、四百六十七軒、一燒失家、六軒、一半潰家、五百軒、但しねぢゆがみに相成候、一潰土藏、百五十九ヶ所、一半潰土藏、二百四十七ヶ所、一潰小屋、三百八十四ヶ所、但し小屋數、一半潰小屋、百七十九ヶ所、右之通に有之候、郷方は死人、怪我人共多分に有之候、寺院向は大體潰れ申候、右之通申出候由、今に至晝夜十六七度餘震申候、折々大震

も有之、飲水いづれも泥水に相成申候、

○閏七月、同所方之來翰、

一伊州表死人、怪我人、崩家、其筋役方に而茂相分不申候、追  
道倒れ家、怪我人出来申候、七月廿日承り候處、  
郷中即死、四百四十九人、其後四百八十餘人に  
及び申候處申來、  
怪我人、八百九十四人、

御家中は、常分病氣之趣申立候方有之に付、相分不申  
候、

一東村と申邊、地裂け湖水出来申候、小田村の邊に候、

一御殿の北、西の方城山と中山崩れ、別に小山出来申候、

一御殿中、御徒士長屋、道の谷底江飛び、瓦許見へ申候、其邊  
地面大に崩れ、大木も其儘多分倒れ申候、

四日市邊、濱田町續之分、

一潰家、 五拾五軒、

一半潰家、 百四拾八軒、

一潰家死人、 拾貳人、

同潰一色、

一潰家、 貳拾七軒、

一怪我人、死人、 拾六人、

一半潰家、 貳拾軒、

右之通に御座候、以上、

○八月廿二日、伊州上野猪飼貞吉方松田氏來翰、(脱カ)

七月末迄は、餘程震ひ候、此節に至り次第に静り候得  
も、猶いまだ止み不申候、以上、

當地地震之様子、左に申上候、

去る六月十三日未牌、初而一震、格外之事無之、相續き又一  
震、是通例方大に而、皆々庭上へ出で、家に寄、ねり搦損じ申  
候、爾後不絶響有之、如雷、西北方來る、或曰、京攝間大震に  
而此に波及する歟、又云、此地大變ある歟、人心畏怖、不安寝  
食罷在候、十四日快晴、地響止不申候得共、格外之震無御座  
候故、人心稍怠り候、其夜初更之頃、壹兩度小震有之、丑刻前  
に至り、忽ち一震、實に前代未聞之儀、大地も顛覆致し候様  
被相思、初め一ゆり二ゆりに而、家忽ち崩れ候故、未及起立  
して壓死する者あり、一手老親の手を引、一手小兒を抱きな  
がら、梁に壓れ死する者あり、足臂等を壓れ、宛轉する者も有  
之、家々助け吳よと號泣致し候聲如湧、城并殿、學館、東西大  
手門、并石垣、角櫓、不家中等、一時に盡く傾倒、其他町方本  
潰家四百六十七軒、燒失家六軒、半潰れ家五百軒、土藏百五  
十九ヶ所、半潰土藏二百四十七ヶ所、死人百二拾四人、怪我  
人百四拾二人、郷方本潰家千七百九拾二軒、半潰家三千二百

乙 號六十四第告報會査調防豫災震

乙

八十四軒、寺方本潰れ半潰合百六十六ヶ寺、社方并拜所合八  
拾七ヶ所、土藏、物置、本潰半潰合五千拾八軒、死人四百六拾  
九人、怪我人八百三拾壹人、死牛、怪我牛、合七拾九疋、死乘  
馬六疋、(此外に溝中之死人も數多御座候、城近邊之山崩れ、  
路となり、又野間村、西村、東村と申邊、殊に太甚、一村に而死  
者八十餘人に及び、一家九人暮し之百姓、七人迄死し候家有  
之、家内不殘死絶候家も御座候、此地本と田地に有之候處、  
地陥り、長さ凡三町許り、横壹町許之湖水、新に出来申候、其

他田方土地之高低出来、水掛り不申所、多分御座候、郭外之  
酒屋之土藏、數ヶ所倒れ、大造成酒桶、城壕に轉じ、魚爲之に  
盡く死し候、所謂禍及於池魚、非特出火也、爾後日夜大小震  
通じ、就中、十四日晚、十七日八ツ時、廿一日夜は、十四日之  
夜之大震と同様之震搖、家之傾き候者、此時又々多く崩れ申  
候、人々數中に入り、假屋を造り、住居仕候、其頃、屢暴雷雨  
鳴有之て、雷地震加之、以暴雨、夜中茂蚊張之内に而傘を張  
り、身容所も無之様相覺へ申候、暑濕之氣に染み、病人多出  
來申候、小生方二男御座候、兄は九歳、弟は三歳に御座候、兼  
而六月十三日より覺悟に而、大變之節は兄之方小生抱き、小  
兒之方家内抱通れ候様、申合置候故、十四日大震之節、家内  
共に登人死抱き火急に蚊帳を出候時、直に厚き壁、寢所に倒

乙

號六十四第告報會査調防豫災震

れ、家崩れ候得共、先々難を遁れ、只今に庭前之假屋に住居  
仕候、實に天幸に御座候、家崩れ候得共、幸に座敷壹間、乍大  
破残り居候故、普請致し候迄は、この壹間を修覆仕、寒氣を  
凌之心得に御座候、先は右之段貴答、旁地妖之様子申上度、  
如斯に御座候、

八月廿二日

猪飼貞吉

○妙見町木屋利兵衛は、江州日野出生に付、彼地へ見舞  
に參り、歸宅致し、徳田又左衛門江話之由傳聞、

江州日野は家數二千軒許あり、仁正寺市橋の御領、水口加藤  
の御領、信樂多羅尾の御支配、三ヶ所入組なり、  
六月十四日夜、翌十五日朝五ツ時の地震に而、潰れ家五拾  
軒、損じ家は數しれず、死人六人有、十六日後も日々少々づ  
つゆり申候也、

○地震に付、四日市、

一住人死人、 百六十餘人、

一怪我人、 百九拾餘人、

一旅人、奉公人、 數不知、吟味中、

一たふれ家、四日市、 六分、

郡山、



震災豫防會報第四十六號

乙

- 一 城内、半倒、
- 一 町家、土藏家、百五十軒倒、其餘 倒、
- 一 即死、百人餘、

○四日市大地震、

- 一 北町、丸燒、六十三軒
- 一 内即死、七十三人、
- 一 南町、丸燒、二十四軒
- 一 内燒失、貳軒、
- 一 川原町、丸倒、八拾壹軒
- 一 内堂町許之間殘、拾七軒、
- 一 總數倒家三百四拾貳軒、半倒三百拾九軒、倒掛家七百五拾貳軒、
- 一 土藏、町土藏許、六拾戸前、
- 一 旅人死去、五百三十人許、相分り不中、
- 一 赤堀、二十壹軒、
- 一 内丸倒、拾貳軒、
- 一 日永、四百竈、
- 一 内殘、拾五軒、
- 一 神戶、丸燒、二拾八軒、
- 一 寺丸倒、三ヶ寺、

- 一 同半倒、四ヶ寺、
- 一 屋敷方丸倒、四拾八軒、
- 一 白子、搦酒屋許、土藏共丸倒、貳軒、

○和州信貴山變事、大坂山本屋伊右衛門書狀、

今寅年閏七月十一日は、毘沙門天御出現之日之由に而、一昨九日か三日之間、御守札千枚づゝ被差出候事に而、信貴山へ毎日夥敷參詣に御座候、然る處八日夜、宿坊に止宿之折柄、大雷鳴、大地震、雷は近邊へ落、參詣人大周章大騒ぎに御座候よし承り申候、地震も六月十四日の時は、さしたる事なく、此方は大ゆりのよきに御座候、

閏七月十一日

山本屋伊右衛門

〔續地震雜纂〕

○四日市伊達太右衛門方書狀、十二月廿日出、同月廿三日發、

- 一 潰家、三百四十壹軒、但し土藏小屋は數處不入、
- 一 潰燒失家、六十二軒、
- 一 半潰家、三百拾九軒、
- 一 半潰同様、七百八拾軒、

〔別紙〕六月十五日、大地震之節、

是迄破損之處、

一本潰家二千百九十三軒餘、

内

- 町方四百六拾七軒、外に燒失家七軒、
- 郷中千七百拾軒、
- 上野寺社十五ヶ所、
- 内五ヶ所本潰、
- 一 半潰家四千拾一軒、

内

- 町方五百軒、
- 郷方三千五百八十六軒、
- 上野寺社五ヶ所、
- 一 死人五百八十七人餘、

内

- 町方百三十一人、
- 郷中四百五十五人、
- 寺社壹人、
- 一 怪我人千九百七拾一人、

内

町方百拾貳人、

震災豫防會報第四十六號

乙

- 一 死人、八十九人、
- 一 燒死人、六拾八人、
- 一 潰寺、拾壹ヶ寺、

〔地震海嘯正説録〕

大地震之件、

寅六月十三日午刻過、始而中地震に而驚入、又未刻頃前か少少大地震に而、再恐怖、兩度共、諸人過半居家か外へ飛出、夫か夕暮に當、小ゆりには候得共、凡貳拾七度におよび、同夜か翌日へ向、折節は小ゆり有之候得共、至て間遠に而、先穩之間、一統安堵之思をなし候處、十五日曉已刻頃、再三異なる大地震、依之御城内、并兩大手石垣迄も崩落、其餘之建物は勿論、御家中并町郷中ともに、家々諸建物、一時に潰家又は大破に相成、即死人、并下敷に相成怪我人夥敷、別て夜中之儀共、難澁難澁筆紙、絶言語奉恐入候次第に御座候、夫か夜明け迄、大中小打交始終ゆり續け、斯不容易天變、如何成儀と、別而老人子供鳴立、心勢絶兼、其後地震之模様、是迄之地震に大に變り、大砲放し候様成、ドント云音致候様震動有之、近頃は雷鳴之様成音も有之、其間々晝夜に貳三拾度餘、併段々薄らぎ、此頃は一晝夜に拾度程宛に御座候、則町郷中

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

郷方八百九十人、

一死牛九疋餘、

一怪我牛四拾五疋餘、

御家中、

一潰敷不相分候得共、八九分通倒申候由、

一死人三拾六人程之由、

一怪我人貳拾八人程之由、

一斃馬六疋、

古市御家中、

一死人九人之由、

一怪我人六人之由、

一斃馬貳拾疋之由、

右之通り之大變に付、地震相やみ、危難相免れ、一統爲平和安穩之、進々御國中之寺社、并伊勢太神宮へ、重き御祈願被爲籠、其他上下にて神々へ祈誓祈願は申迄も無御座、其後少少間遠に相成申候、御城内を始め、郷中池川堤に而、長短廣狹有之候得共、前々多分に出来、其上日々天氣合之儀、未申より巳寅之雲行にて、兎角薄曇勝に白雨はしげ／＼に相成、折々大白雨に而、雨水を割口方相合候はゞ、何時崩缺之儀難計、于今震動相止不申ゆゑ、一統に寢食を打忘れ、恐怖而已

仕居、尤此度之地震之根元は、上野と相見へ、右之嶺西北近在阿拜郡は、至て荒強く、別して本村野三田邊は、右嶺、東村に而即死人八拾人餘、怪我人四百人餘、本潰家百二十軒餘之由、尙又外村も所に寄而は、田地并池之泉井澤崩缺、山落之場所、多分有之上、田畑搖傾、中には一間半にも及候場所有之、流口東羽前川より田地に掛り、凡一町餘之幅、湖水様之處出来、深貳丈程も有之由、其餘も所々に水溜り、又は築山様之物出来申、夫より伊賀郡、山田郡之儀も、上野最寄之村々荒強く、兩郡兩邊は、名張郡邊一段荒薄く、上野北近在は、十分一潰之事にて、穩之方にて御座候、且又怪我人并介抱人、其餘町方村々に而難澁人共、元來飯料之辨無之、其日持にて取續居、又は少々貯有之候而も、本潰、半潰家、地震之程難計危候に付、寄付は勿論、取出しも出来不申候者、飯米賣所も無之、差當り必死食料に差支、難澁取續出来不申向は、御下行米、又は御貸等有之、取續方色々厚御世話有之、其上怪我人甚敷所江は、醫師等御差向に相成、種々御憐愍之筋御取扱有之、尙又諸人居所之儀は、建物も皆潰に相成、今更親類へ行所も無之向、不得止事、假小屋に住居仕、相款き居、猶又諸事道具衣類は、潰家之下敷に相成、餘り掘出し手後向は、毎々雨天故、雨ぬれに相成、衣類雨腐申候、又掘出し候而

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

も、遺り所も無之向は、野原に出し有之、口しませ同船雨ぬれにいたし有之、誠其邊之有様、不便成事、何分今に震動相止不申故、諸家業作業工夫に掛り居、町方并郷方荒甚敷、死人怪我人多分有之所々、尤前後之譯柄故、荒薄村々は、御城内建物崩跡取片付、御用人夫を相勤、日々扇之芝江罷出、焚出し被下、津方普作候は郷夫召連、御出張有之候得は、騒々敷事に御座候得共、此上地震相治り候はゞ、銘々居家諸建物、皆潰に相成向は、差當り取續方心配仕居申候、猶又一統斯大變にて氣打いたし、中にも死人、怪我人にて當取仕體之人氣相衰、命數にも相懸り候儀不容易、且又當作方之儀も有之、地震に付、地面をメカク相成、田草杯自由に取事出来不申由にて、百姓一統當作之程案じ相款申候、天災之儀、上下とも倒れ之譯にて、助合之儀も難出来、何共恐入、此後取續之處、深く案じ候事に御座候、御城内并町杯建物歩口いたし候得は、凡八歩餘大破、半潰、寺潰之内へ籠申候、残り一貳歩通之處、其儘に而往居出来候家一軒も無御座候、既に兩大手石垣杯、過半崩落候處に而、一體大破、御はんじ可被下候、此度之地震、伊賀國におゐては、神代以來無之天災と被存候、日々震動之度數、増減は有之候得共、只今一晝夜六七度、又は十度餘も震動有之候へ共、餘程震ならでは應じ不申、町方にて

も店を明、商ひいたし候ものも、一町内に一二軒位の儀にて、今諸役所方、扇之芝假小屋に而、地震御用に而已御國扱に而難澁心配而已仕居候、未米相場立不申、心配暮居申候、此度之地震は、大砲歟雷地震とか申、天變不思議成天災にて、前代未聞大難、歎々敷次第、御推察、何卒地震もさつぱりと相止、平和穩之場に爲致度様、祈居候事御座候事、爰に記す處は、藤堂候御在所の地震の届書にして、聊も虚談なし、能々及熟覽候へば、見るうちにあはれを催し、此地震に逢ひし人々の、其時の有さま如何ならんと思へば、人の事とは思はれず、今にもあれ、此様なる目に出逢なば、其狼狽せんと思ひやられたり、天災とはいひながら、扱も／＼恐れ入し事なり、江戸は水道の多くあることゆゑ、大地震はななきといふ族最多けれど、左にあらす、天地の變動、水脈の變に至りては、水道より空氣の漏る位は絶て益にたゞざるこそなり、丙丁の憂ひは、火之用心の心得有へけれど、地震決水の變に至りては、日頃の心えかたなきことゆゑ、實に是恐るべきの甚敷事なり、

(安政二年乙卯珍話)

安政元年甲寅六月十五日曉丑之刻、京都大地震に而、禁裏御所方、桂皇居御庭上に假屋被構、其内暫時近衛殿亭被爲渡

乙

御、新待賢門院には正親町家江被爲渡候由、同日、大和、攝津、伊勢、伊賀、美濃、尾張、大地震、

安政元年

三六〇

大日本地震史料 卷之十八終

乙

大日本地震史料

卷之十九

安政元年十一月四日  
日五日二大震ノ一

十一月四日己巳、畿内及び、東海、東山二道ノ諸國、地大ニ震ヒ、明日、南海、西海、山陽、山陰四道ノ諸國、又大ニ震フ、コノ二大震ニ海嘯暴溢シ、瀕海ノ諸國ハ、夥シク災害ヲ被レリ、

(二條家内々番所日記)

嘉永七年○安政元年十一月四日己巳、晴、今朝五ツ時過大地震也、當夏少々輕し乍併長し、所々山鳴動、

右に付御參内、

御出門五ツ時半、還御未刻過、

御供、非常之通、 諸大夫御供、陸奥守、

八日癸酉、晴、傳聞、去五日中午刻大坂大地震、暮時大津波、安治川橋、江之子島橋、龜井戶橋落橋、道頓堀、西横堀、流家、倒家、怪我人、死人、沖合泊船破船、數不相知、尼崎濱邊民家六拾軒、津波流失、南都大地震、六月同様、

安政元年

三六一

勢州山田、神戸、四日市、大地震、津波、失家死人不相知、志州鳥羽、同前、

去四日、丹後宮津大地震、津波之由也、

(脇坂安宅日記)二十五

嘉永七年○安政元年十一月四日、晴、辰下刻地震、

一辰下刻強地震に付、即刻火事裝束に而、桂

皇居江參内、伺公之間代に而、傳奏衆江 御機嫌相伺候

處、地動に付、早速參 内、御滿悅被 思召、何之、御動も不

被爲在、 御機嫌克地震殿江御動座被遊候旨、東坊城被申

聞候間、伏承、恐悅之旨申述之、

准后にも御相殿中に付、同斷 御機嫌相伺候處、不被爲替

旨、被申聞之、

一新待賢院江爲伺御機嫌參入之儀、御附江及談候處、御同所

様にも、彼院御庭江被爲遊候間、矢張御用掛取次迄申込候

様、肥前守申聞候間、澤村出雲守江宜敷申達候様、肥前守

江申聞候處、同人より申達候段、申聞之候、

一關白殿御逢被成候間、暫控居候様、東坊城被申聞候間、相

待居候處、無程御逢之旨、御附申聞、例之通表通り取次案

内に而相越、諸大夫之間様頼に控居、間もなく關白殿御出

座有之、東坊城會尺に而罷出候處、地動に付、早速參内、一

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

段之儀、御機嫌能御庭内和泉殿代り江被爲成候間、安心可致旨被申間、且速に参内いたし候段被 聽召、御滿悅之旨、別段被申間候間、蒙 御沙汰難有仕合之旨申上之、外御用談いたし退去、即刻供相揃候間、退出歸宅、九ツ時前、

一 今朝之地震に付、御所向御損所等無之旨、御附申間之、一同斷に付、知恩院養源院御靈屋初、御損所有無之儀、町奉行方相尋候處、何れも御別條無之旨、夫々申出候旨、町奉行方届有之、

五日、晴、申の下刻地震、

一中の下刻地震に付、不取敢

御所使を以参内之節承合候處、不及其儀旨、傳奏兼被申間候段、長谷川肥前守申候趣、罷歸申出之、尤其節御機嫌相伺候處、不被爲替旨、被申間候間、是又御所使之者申出候、

〔書付留〕

嘉永七年〇安政元年

十一月七日到來、

大井川出水、今四日辰下刻大地震に而、同所々人馬越共無御座候に付、御注進申上候、以上、

十一月四日巳上刻出、

大草太郎左衛門手代 藤澤政藏

今四日出水、常水に貳尺餘之増水に御座候、

去る四日辰下刻より地震に而、人家不殘相潰候、往還通石垣、石橋等、不殘相潰候、往來不相成候に付、富士川渡船不仕、尤船流失損口等仕候得共、御繼立御用狀、御用物之儀者、居合候商船等を以、御大切御越送仕候に付、此段奉申上候、以上、

東海道富士川 渡船役人 總代 岩淵役人 名主

八十八 信右衛門 孫左衛門

十一月四日巳上刻出、

本多加賀守様 御役所

品川宿

右者、此度地震に而、宿御繼立も行届兼候付、島田宿傳藏、常宿迄持参仕候付、召進、則奉差上候、以上、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

十一月七日 張付 孫兵衛

私在所伊豫國吉田、去る四日朝四時過頃より、地震に而折々震動相止不申、五日夜七時半時頃より大地震相成、六日も同様に而、七日晝九時頃より益々震強、住居向、且侍屋敷、并市中在町共、潰家數多に而、海岸附村方等は高浪に而、所々破損仕、怪我人等も有之、只今以折々震動相止不申候、猶委細之儀は追而可申上候得共、先此段不取敢御届申上候、以上、

十一月七日 伊達若狹守

去四日御届申上候、同日巳上刻頃、駿州久能、稀成大地震御座候處、御山所々御損所、并御焼失御場所、左之通、

奥院

一 總御石柵之内崩候分、

御上段御石柵、向而左之方、

三間、 壹ヶ所、

同御後道、 壹ヶ所、

六間、 壹ヶ所、

同右之方、 壹ヶ所、

三間半、 壹ヶ所、

同御後外隅、左之方、 壹ヶ所、

貳間、 同外左之方、 壹ヶ所、

三間半、 御同所御鳥居外、 壹ヶ所、

貳間、 御同所、 壹ヶ所、

壹間、 御同所御道筋、右之方、 壹ヶ所、

四間、 御同所左之方、 壹ヶ所、

五間半、 都合拾壹ヶ所、其外所々御損、 壹ヶ所、

貳間、 一御石燈籠、不殘打損、 壹ヶ所、

一 御宮向、 但獻備之分共、 所々御馳、

一 御本地堂、 同斷、

一 御寶藏、 同斷、

一 御神樂所、 同斷、

一 御膳所、 同斷、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一五重御塔、左之方御柱壹尺五寸開、  
御同所上段石雁木、御損、  
一愛宕山御堂、  
右之方山崩、  
銅御燈籠二基、  
但御堂潰下に相成、疵と相分不申候、  
一御鐘樓堂、  
御櫻門前御石燈籠、不殘打損、  
但獻備分共、  
一御神樂所脇御石柵、御損分、  
左貳間、  
右壹間、  
一御華表礎、  
一護摩堂、  
一御廬、  
一福宜番所、  
一御櫻門、  
御原貳枚、外右之方狛狗之柵、御損、  
一同右之方柵、  
一御同所御柵、

壹ヶ所、  
壹ヶ所、  
御馳、  
潰、  
同斷、  
同斷、  
大損、  
御損、

左打廻凡五六間、  
右貳間、  
一御土藏、  
一御供所、  
一御春屋、  
一福宜食所、同斷部屋、  
一御花所、  
一御薪部屋、  
一坊中八ヶ院、  
一一之御門御櫓、  
但左右石垣共御池、  
與力番所、  
同心番所、  
一御坂通石垣、所々倒御損、  
御別番所、  
一御神殿向、其外所々、  
一長屋不殘、  
一練堀、  
一土藏、  
右之通御座候、尤御宮、御寶塔、益御安全御座候、此段申上

壹ヶ所、  
壹ヶ所、  
大損、  
潰、御燒失、  
同斷、  
潰、  
同斷、  
不殘潰、  
所々御池、  
大傾、大損、  
潰、  
大破、  
所々崩損、  
大破、  
大破、

(原本ニ缺ケタリ)  
(原本ニ缺ケタリ)

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

候、以上、  
十一月九日  
御原越中守  
在所信州、高遠、去る四日辰刻過方大地震、城内住居破損所數ヶ所、櫓傾損、塙、門、侍屋敷、長屋向、破損所夥敷、潰家并人馬怪我等は無御座候、在所其外村々之様子は未相分候得共、先不取敢此段御届申上候、以上、  
十一月九日  
内藤駿河守  
私在所勢州、桑名郡長島、并新田共、昨四日辰下刻大地震に而城内住居向、并園堀共破損、櫓潰、其外士屋敷、在町等、潰家損所有之、且又領分總堤、引割引下げ塙所數多有之、引續今以度々相震申候、尤人馬怪我等は無御座候、委細之儀は追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、  
十一月十五日  
増山河内守  
私在所江州、膳所、去る四日朝五半時過、翌五日夕七時過地震強、本丸湖水高堀貳ヶ所、三ノ丸水門南之方建物壹ヶ所、城内小門三ヶ所倒、其餘門、塙住居向、家中在所共、少々、破損、尤往還筋差障、怪我人、牛馬之損無御座、爲差儀に者無御座候得共、近國并東海道筋宿々、不容易儀、追々承傳候に付、此段御届申上候、以上、  
十一月十五日  
本多隱岐守  
去る四日辰中刻過、同五日申刻頃、阿波國、淡路國共、稀成地震に而、城下諸士屋敷、市郷共、潰家不少、其上所々出火と相成、同六日曉に至、及鎮火申候、尤城内別條無御座、且又人馬怪我、其外委細之儀者、追而御届可申達候得共、先此段御届申達候、以上、  
十一月十六日  
松平阿波守  
私領知濃州、高須、去る四日辰中刻過より強地震に而、居所、并諸士屋敷、在町、破損潰家も有之、其外川々堤通、所々震裂出來之處、其後も引續折々相震、翌五日申刻過、又々餘程之地震に而、居所始小破之分迄も、彌大破相成、其後も震止不申候旨申越候、人馬怪我等は無御座候趣に候得共、未委細之儀者難相分候、先此段申達候、猶巨細之儀は、追而可申達候以上、  
十一月十六日  
松平攝津守  
私在所攝州、尼ヶ崎、去る四日辰中刻大地震に而、櫓住居向其外所々潰家、破損所等、數多有之候、翌五日申中刻、又々大地震、其上津浪に而、城下、市郷共、數ヶ所潰家御座候、尤人馬怪我等未相分不申候段、在所家來方申越候、猶取調委細御届

豫災防調會報告第四十六號

乙

可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月十六日

松平遠江守

私領分濃州厚見郡加納、去る四日辰中刻、同五日中午下刻地震、城内并侍屋敷、町郷、潰家、堤破損所等、左之通、

一木丸、二之丸、櫓、多門、高塀、

壁落震割、

一城米藏庇破損、

一米藏庇落崩、

一作事大工小屋潰、

一侍屋敷破損、

一町郷潰家、

一同半潰家、

一門潰、

一寺院門潰、

一鐘樓堂潰、

一長良川道堤震下り、

一同堤地割、

一同川除口出猿瓦破損、

一境川通堤震下り、

河州茨田郡、攝州島上郡、島下郡之内領分も、右同日同刻地震

震強、同五日中午の下刻、同夜亥中刻、兩度烈敷震、陣屋内長屋破損、并郷中潰家等、左之通、

一陣屋内長屋破損、

一郷中潰家、

一同半潰家、

一藥師堂半潰、

右之通御座候、尤高札無別條、人馬怪我無御座候、此段御届申上候、以上、

十一月廿日

永井肥前守

私在所勢州神戶、去る四日辰中刻頃より大震に而、城内并家中、城下村方、町家、寺院等、破損所有之候段、在所家來共より申越候、尤人馬怪我等無御座候、委細之儀は、追而取調之上御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月廿二日

本多伊勢守

越前國、去る四日巳刻前、稀成大地震有之、翌五日中午刻、又々右同様相震、其後も引續度々相震、今以相震不申、内外破損所等出來、其餘侍屋敷始、寺社、町在、潰家破損所等、即死人、怪我人等有之、委細之儀は未相知候得共、先御届申上候、以上、

豫災防調會報告第四十六號

乙

十一月廿六日

松平越前守

豫州大洲、拙者領分、去る五日中午下刻強地震に而、城内外所破損多、同七日辰下刻、又々大地震、尙更城内外破損所數ヶ所に相成候旨、并侍屋敷、町郷、倒家、潰家有之儀者、未曉と相知不申候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月廿六日

加藤於菟三郎

領分出雲國、當月四日辰の下刻、同五日中午下刻、同夜戌刻地震強、其内五日中午下刻、別而強相震、其後七日迄度々相震候山之處、城内外者無別條、領分之内、別而強震候ヶ所は、倒家損所數多有之、怪我人等は無之、依之追而委細書付を以、御届可申上候得共、急速取調行届兼候に付、先御届申上候、以上、

十一月廿七日

松平出羽守

私在所駿州沼津、去る四日地震甚敷、二之丸住居向悉潰、本丸、三之丸構向初、侍屋敷、長屋向、領分在町共、潰家破損所等夥敷、城内居所を初、家來共差置候場所にも差支、當該仕候、依之夫々手當向取締は勿論、海防之備等迄も、厚家來之者江申付置、自由ヶ間敷儀には御座候得共、來月中參府仕、御序を以參勤之御禮申上候、例年之參府之通奉勤仕度奉存

候、右存念之通被仰付被下置候得者、居城修復を初、萬端都合宜、難有奉存候、右之次第、何卒厚御憐察被成下様仕度、此段奉願候、以上、

十一月廿七日

水野出羽守

御附札  
可爲願之通候、

領分遠江國氣賀、去月四日地震後高沙差入、田畑凡萬貳千八百石程之場所、一同沙下に相成、少々は沙引候得共、今以差引有之、此節之體に而者、常水にも相成可申哉、此上沙引候共、作土押流、來春植付等も無覺束、且此後は時々沙差引之程も如何可有之哉と、一同安心不仕候旨、在所表より申越候、猶様次第、御届可申上候、以上、

十二月十日

近藤縫殿助

遠江國氣賀御關所、先達而先御届申上置候通、去月四日大地震に而御破損所、其儘取締、御取締、往來先御差支無御座候様、取計置申候箇所、左之通り、  
一東御門、地形落入据石震下げ、相傾候に付、控木仕置候、  
一西御門、柱南之方江震傾候得共、取締置申候、  
一兩番所相傾、總體大破相成候に付、控木仕、其外難差置分

安政元年

三六八

は、少々取繕仕置候、

- 一 足輕番所、是又傾候に付、控木仕置候、
- 一 遠見番所、地形震破傾申候、
- 一 御制札場、石垣崩倒候に付、取起、控木仕置候、
- 一 東御門北之方、石垣矢來共拾三間餘、總倒相成候に付、取起、控木仕置候、
- 一 同南之方、總體石垣葎、五六間之内石垣崩、矢來倒申候場所、取起、控木仕置候、
- 一 西御門左右塀、皆倒に付、板圍仕置候、
- 一 右之外所々石垣崩、或は半崩、矢來同斷之場所、夫々取繕、控木等仕置候段、御關所より申越候、猶追而取調、總御修復之儀可奉伺候得共、此段御届申上候、以上、

十二月十日  
近藤縫殿助

(阿部正桓家記)ニ  
嘉永七年○安政元年

十一月四日、伊豆國地震海嘯、就中、下田港最甚しく、時に魯西亞船、既に同港に來泊、去る朔日より應接掛、彼の使節布恬延と談判中の處、此變災あり、下田町家溺没せる者許多、魯西亞人は船中にて、皆溺没は免れしなれども、船は頗る破損せりと云、

(鈴木大雜集)

一大坂表、當月四日大地震、五日夜五ツ過頃津浪にて、近海に居候大船小船、皆々道頓堀へ流込、堀江川へも少々流れ込、長堀にて者高橋、堀江は水分橋、黒金橋、道頓堀にては榎吉橋、鹽見橋、幸橋、住吉橋、榎堀金谷橋落申候、并龜井橋も落流、五日七ツ時大地震にて、長堀、堀江、道頓堀近邊人々、船にて逃可申積り、家形并上荷船茶船に乗候處、大小船一般に流込候故、船込合、大船小船破船は數艘、水死之人不知數、又は安治川、木津川、兩川口に掛り居候他國、或は地船共、凡壹萬艘許之内、貳千艘は無難に御座候、其餘は大半怪我船に相成、死人七千人許、誠に目も不被當有様にて言語に難申盡候、沖に居候樽船、菱垣船は、仕合能皆々無難に御座候、

一 兵庫邊は無難に御座候、尙又河州、紀州熊野邊、は又は伊勢路は桑名、津、松坂、山田、口波邊、地震寄、潰出火之場、多分に御座候、

右は大坂懸意之店方より、四日切に早便に申送に付、御通申上候、

別紙  
西國筋 廣島、

安政元年

三六九

去四日辰刻より大地震、五日申の刻同斷、四日、五日、六日迄廿五六度もゆり、其餘は數不知、往來はし、皆々落る、

九州路

豐州小倉、五日申の刻も夜中震動、六日晝迄五六度も、七日又々大地震殊に烈敷、所々家潰れ、怪我人、死人數不知、肥後、肥前、筑前、右同斷に相聞、殊豐後、鶴崎、同日大地震、人家過半潰れ、死人、怪我人數多有之候よし、同府内、同日大地震、人家四ヶ餘崩れ、死人、怪我人不有之、同府中同斷、豐後火國大荒、右之通九州路一圓に大荒、中國路防、長安、三備、播磨、同様之由、

右諸方委敷事相分り不申候、追々後便に可申上候、

十二月十二日  
(正てカ)

右之通り、大坂十二日出方申來候間、申上候、

十二月十八日  
(安政年表)

安政元年十一月四日、江戸大地震、并諸國共同斷、海邊大津波、并火事等、三災有之、

四日辰下刻、江戸大地震、諸所損破有之、

此日、箱根、山に震、二子山若轉落、道路塞る、

豆州下田港は地震強、市中火災有之、其時洋中津波打

寄、市中六十八町、不殘平原と成、此處人別三千九百七人之内、八十五人死すと云、但出役之衆中、怪我無之、尤下々に至而者、死失二三人も有之由、言語同斷之天災也、

巷説、津波後、即日魯西亞船を醫師兩人を、筒井、川路へ見舞として差越候由也、異船も大に破損せしが、水難の者を多人數救ふと云、此節、八丈島三反、羽織一、筒井肥前守、川路左衛門尉、伊澤美作守、都筑駿河守江、八丈島二反、羽織一つ、松本十郎兵衛、村垣與三郎、古賀謹一、江、右は下田港地震津波等、不容易天災之處、何れも怪我無之段、達御聽、先以被遊御安心候、不慮之天災、可爲難儀思召候、依之出格之譯を以、御内々被下之旨也、

同時、京都大地震、乍伊當六月之地震方は、輕き方とは乍申、暫の内不相止候に付、即刻、

主上、庭上へ御立退、堂上方始、諸司代、其外武邊之輩、火事具着用、追々參内、御築地内大混雜、翌五日夕七時頃に至、又々大地震、夫方夜に入、又大に震と云共、無別條、

攝州住吉社の神馬、四ツ頭より何方へ參り哉、行衛不相知、同九日晝頃、泥まぶれになり歸ると云、此邊地震輕し、此頃、大坂に者、未申の方に當て奇異なる赤雲出ると云、三州岡崎、矢矧橋震落、又富士山少し崩、麓川江落、又富士

震災豫防會查報告第四十六號

乙

川暫く水盡るといふ、  
四國路同断、別而強く、阿波、土佐兩國、大津波、死人不知  
數と云、  
右之外、東海道筋大地震に依り、一時に出火す、海邊津波  
に而、死火、怪我人夥し、

(御城書)

安政元年十一月七日、

昨夜大目付柳生播磨守江、阿部伊勢守申渡、諸向江相達候由  
に而、御城附共江、爲心得爲見申候書付寫、

此節度々地震有之候に付而は、此後之儀も難計、銘々立退  
方之儀、心得も可有之候得共、兼々火之元之儀、嚴重に手  
當致し置、早速立退候様向々江可被達置候事、

十一月

十日、

金五枚

御目付  
大久保右近將監

時服貳

羽おり

駿府表地震に付、御城内外、久能山御宮、其外近國取締見  
分爲御用罷越候に付、被下之、

十一日、

金貳枚

御勘定

田邊彦十郎

東海道筋宿々、地震に付、場所見分之上、旅人休泊、人馬繼  
立方、其外御救筋取調爲御用罷越候に付、被下、

廿二日、

尾張様方、松平伊賀守江爲御達之御書付寫、

尾州表、去る四日、五日、餘程之地震に而、所々破損等致出  
來候趣申越候、委細之儀は追而可被申達候得共、先此段申  
達候様被申付候、

十一月

廿三日、

紀州様方、松平伊賀守江爲御達之御書付寫、

紀州表、去る四日朝五半時頃、餘程之地震有之、猶又翌五  
日夕七半時頃大地震、不輕高浪に有之、城内之儀は、先格  
別之破損も無之候得共、城下之儀は、餘程之荒に有之、就  
中、海岸附浦村は、人家多分流失、死人も多有之、年貢米積  
船、其外廻船、漁船等、數艘流失、并破船等も有之、田畑之  
儀も多分荒込、右之外山分村々に而も、堰家等も有之、都  
而損失夥數趣に御座候、其後も折々致地震、勢州領分之儀  
も、地震に而破損潰家等數多有之、尤混雜中に付、委細之

震災豫防會查報告第四十六號

乙

儀は急速取調難行届候間、追而可申越旨、國許役人共方申  
越候、此段先一應申達置候様被申付候、

十二月七日、

石川主殿頭(總領)伊勢守  
山城主

領分地震に而、居城内外、櫓、多門、其外家中、町郷共、悉大  
破に付、拜借金之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御  
事多には候得共、出格之辭を以、金三千兩拜借被仰付旨、

加藤越中守(明越)近江水  
口城主

右同文言、居城、其外家中、町郷共、悉破損に付、金貳千兩  
拜借被仰付旨、

本多伊豫守(忠寬)伊勢守  
月城主

右同文言、居城所々破損、其外家中、町郷とも、悉大破に  
付、金千五百兩拜借被仰付旨、

十八日、

太田攝津家(實功)近江水  
川城主

領分地震に而、居城所々破損、其外家中、町郷共、悉大破之  
趣、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之  
辭を以、金六千兩拜借被仰付旨、

安政元年

廿六日、

松平丹後守(備後)駿河守  
島邑主

名代本多大膳

領分地震に而、陣屋向、并家中、町郷共、破損に付、拜借之儀  
被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出  
格之辭を以、金千兩拜借被仰付旨、

廿七日、

水野出羽守(忠長)駿河守  
御城主

領分地震に而、二之丸住居向を始、城内外、并家中、町郷  
共、悉破損、其外領内損所等も不少候に付、拜借之儀相願、  
可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之辭を  
以、金三千兩拜借被仰付旨、

稻垣攝津守(長明)志摩守  
御城主

右同文言、居城破損、其外領内損所も不少候に付、金貳千  
兩拜借被仰付旨、

二年正月廿日、

尾張様方、内藤紀伊守江爲御達之御書附寫、  
去寅十一月四日、五日之大地震、并洪浪に而、城内武家屋  
敷、其餘尾州、濃州、參州領分、破損等之覺、



乙

安政元年

三七二

- 一 田畑高合六千九百四拾石、損亡、
- 內
  - 四百四拾五石、沙入荒、
  - 五百七石、砂入荒、
  - 五千九百八拾八石、震上、震下、
- 一 堤猿尾井桁長貳千貳百三拾九間、損失、
- 一 堤猿尾井桁拾萬三千九百三拾七間、破損、
- 一 往還道長三萬六千六拾八間、破損、
- 一 石籠長八千四百三拾六間、破損、
- 一 棹百六拾六ヶ所、破損、
- 一 杓百四拾四腹、破損、
- 一 橋七拾三ヶ所、破損、
- 一 材木四百貳拾六本、流失、
- 一 山三萬千九百九拾六坪、崩、
- 一 城内櫓向、多門、屋根、并胴壁數ヶ所、破損、
- 一 三之九内高塙長六拾三間、破損、
- 一 三之九内内門洞壁等數ヶ所、破損、
- 一 熱田東西濱屋形内八棟、倒、
- 一 熱田東西濱屋形内拾九棟、破損、
- 一 熱田東西濱屋形高塙長六拾間、倒、

- 一 熱田東西濱屋形高塙長三百九拾五間、破損、
- 一 熱田東西濱屋形橋臺、石垣、長貳拾間、崩、
- 一 武家屋敷、玄關、座敷、長屋、門、百四拾七ヶ所、倒、
- 一家四千八拾一軒、流失、
- 一 土藏貳百五拾三ヶ所、倒、
- 一 高塙長八百貳拾九間、倒、
- 一 寺、堂、拾四ヶ所、倒、
- 一 寺、庫裏等、六拾九ヶ所、倒、
- 一 寺門四拾一ヶ所、倒、
- 一 社四ヶ所、倒、
- 一 鐘樓堂拾三ヶ所、倒、
- 一 拜殿五ヶ所、倒、
- 一 船四艘、流失、
- 一 船百三拾四艘、破損、
- 一 男女四人、壓死、
- 內 男貳人、
- 女貳人、
- 以上、
- 三月廿三日、
- 松平左京大夫殿(領事)伊豫守、去十一月五日地震にて、領分破損所等有之候付、御用番久世大和守江届被成候、

乙

安政元年

四月十三日、  
紀州様方、阿部伊勢守江爲御達之書付寫、  
紀州表并勢州領分共、去寅十一月四日、五日之地震、高浪に而、人家流失、潰家、且破損、田畑荒等之儀、其砌不取敢粗被申達候通に御座候、追々取調候處、若山城内之儀は、櫓多門之外、圍塙之破損共、數ヶ所所有之候得共、爲指差別無御座候、城下之儀者、家中屋敷建物、并土塙、四壁、破損不少、市中人家、寺院建物、破損多、潰家等も有之候、在中之儀、海士、有田、日高、熊野、勢州海岸附浦村は、人家流失、燒亡、潰家等多、田畑砂入、床堀も有之、永々收納にも相拘、右災害、別紙之通に有之候旨、國許役人共方申越候、此段申達置候様、被申付候、  
去寅十一月、地震津浪に而、紀州、勢州領分浦村、損失覺、

- 一 高拾六萬八千石餘、田畑津浪荒、
- 一家貳萬六千六百八拾、津浪に付流失、并地震に付潰家破損、燒失共、
- 內
  - 貳拾四軒、燒失、
  - 八千四百九拾八軒、流失、
  - 壹萬八千八拾六軒、潰家、破損共、
- 一 寺社七拾貳軒、
- 內
  - 八軒、流失、
  - 六拾四軒、潰家、破損共、
  - 一 大小船千九百九拾貳艘、流失并破損共、
  - 內
    - 千四百五拾五艘、流失、
    - 五百三拾七艘、破損、
  - 一 堤長壹萬貳千八百拾貳間、地震、津浪に付、破損、
  - 大川筋、小川筋、往還堤并道共、
  - 一 網三千百拾六帖、流失、
  - 一 橋貳拾八ヶ所、破損、
  - 一 用水樋三拾ヶ所、流失、
  - 一 男女六百九拾九人、流死、
  - 一 男女三拾三人、怪我人、
  - 一 牛馬九拾壹疋、流死、
  - 一 用水井戸五拾九ヶ所、潰込、
  - 一 用水池六拾六ヶ所、破損、
  - 一 用水井溝七千八百八十八間、破損、
  - 一 收納米八百九拾石、流失、

三七三

乙

安政元年

- 一炭燒籠百六拾七ヶ所、潰込、
- 一炭四萬千拾六俵、流失、
- 一材木壹萬五千四百八拾本、流失、
- 一才木百八拾六萬貳千六百才餘、流失、
- 一板四萬五千九百五枚、流失、
- 一切木六萬四千八百貫目餘、流失、
- 一高札場五ヶ所、流失、
- 一猪垣百拾八ヶ所、破損、
- 一山崩貳百拾六ヶ所、(原本ニ缺ケタリ)
- 一用水井關五拾ヶ所、破損、
- 一鐵炮參拾四挺、流失、
- 一船八拾貳挺、流失、

以上、

六月廿四日、

領分地震に而、陣屋住居向、其外家中、町郷共、破損に付、拜借之儀被相願、難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付旨、

右於御書院御縁類、御老中列座、松平和泉守申渡之候、

戸田采女正(近世) 堀城主

松平攝津守(義比) 殿(原色) 城主

右同文言、居城住居向、櫓、多門、其外家中、町郷共、破損に付、金四千兩拜借被仰付旨、

松平遠江守(忠亮) 堀城主

右同文言、居城住居向所々、櫓、多門、其外大破に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

松平時之助(保忠) 堀城主

右同文言、石垣崩所も有之候付、金五千兩拜借被仰付旨、

松平丹波守(光則) 堀城主

右同文言、金三千兩拜借被仰付旨、

本多隠岐守(近世) 堀城主

右同文言、居城本丸、天守、并住居向所々、櫓、多門、其外大破、石垣崩所も有之候付、金三千兩拜借被仰付旨、

松平左衛門尉(近世) 堀城主

右同文言、居城天守臺、其外石垣共、住居向、櫓、多門等も大破に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

内藤山城守(政文) 堀城主

右同文言、城内住居向大破、櫓、多門等破損に付、金千兩拜

乙

安政元年

借被仰付旨、

三宅對馬守(安保) 堀城主

名代安西彌右衛門

右同文言、城内櫓、多門、其外住居向大破に付、金千兩拜借被仰付旨、

織田安藝守(秀忠) 堀城主

名代織田出羽守

右同文言、陣屋住居向、其外破損に付、金千兩拜借被仰付旨、

松平伊豆守(信吉) 堀城主

右、於波之間、列座同前、松平和泉守申渡之候、

右同文言、居城本丸、櫓、多門、其外大破、石垣崩所等も有之候に付、金三千兩拜借被仰付旨、

井上河内守(正直) 堀城主

右同文言、城内櫓、多門、并住居向所々破損、石垣崩所も有之候に付、金三千兩拜借被仰付旨、

本多前守(正憲) 堀城主

右同文言、城内多門、并住居、悉大破、石垣崩所等も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

西尾隠岐守(忠受) 堀城主

右同文言、金貳千兩拜借被仰付旨、

松平市正

右同文言、居城住居向大破、石垣崩所等も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

土井大隅守(利孝) 堀城主

右同文言、居城住居向、其外多門等大破、石垣崩所も有之候に付、金貳千兩拜借被仰付旨、

堀石見守(親義) 堀城主

右同文言、居城住居向、櫓、多門、其外大破、石垣崩所も有之候に付、金千兩拜借被仰付旨、

名代本田大膳

二十六日、

真田信濃守(親政) 堀城主

城内住居向燒失、并領分地震に而、變災打續、其上内海御警衛御用被仰付、用途も相當候に付、拜借之儀被相願候趣、達御聽、可爲難儀と被思召候に付、金壹萬兩拜借被仰付候、

右、松平和泉守申渡之候、

三七五

十月廿九日、

稻葉長門守(正邦)山城  
名代稻葉守之助

領分地震に而、居城二之丸、住居向、櫓多門、其外所々大破、并石垣崩所等も有之候付、拜借金之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を以、金三千兩拜借被仰付、  
右、久世大和守申渡之候、  
十一月四日、

東海道筋川々御普請之儀、堤切所崩所等、難捨置場所者格別、其外可成丈省略可有之事に候間、此度之御普請所江こもり候場所之外者、たとひ於場所願出候とも、不取上等に候條、決而願出間敷候、御普請所之儀は、掛り役人差圖次第、諸事無差支正路に御普請相仕立、外請負人等江相渡申間敷候、且御普請中、竹木、其外御普請之諸色、無謂高直に致間敷候、

右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭々、村々江不洩様可被申渡候、  
右之通、東海道筋村々之内、領分知行有之面々江、可被相觸候、

十一月

三年正月二十五日、

御目付

松本十郎兵衛

御使番

松平 彈正

駿州久能山御宮向、其外地震に而御損之ヶ所々々、御普請御修覆御用被仰付旨、  
右、久世大和守申渡之候、  
(大屋祐義日記)

嘉永七年○安政元年十一月四日、巳、晴、朝四ツ時地震夥し、御屋敷○秋元家ノ中、江戸濱町ニアリ、前川あふれ出る、中にも御丸内強ク、南部侯御屋敷長屋崩る、其外諸々破所有之、當番○上邸ハニアリ、當番ハ、上邸ニ直スルツ曰フ、罷出る、途中井上河内守様御屋敷前にて溢れ候河水を蒙り候間、歸宅、又々罷出る、  
七日、未、晴、

從公邊御觸、左之通、  
阿部伊勢守殿御渡候御書付寫、

御詰衆  
大目付江

震災豫防會報第四十六號

乙

此節度々地震有之候に付ては、此後とも難計、銘々立退方之儀、心得も可有之候得共、兼々火之元之儀、嚴重致手當置、早速立退候様、諸向へ可被相達世候事、  
去る四日か今日に至り、地震度々有之、  
古畑宅にて承り候には、伊豆、下田、邊大つなみ之由、  
十三日、寅、晴、去る四日之地震、遠州殊に甚しと云々、  
十七日、午、晴、

此度地震に付、諸家御届書、左之通、

寅十一月七日、伊賀守様御退出江、

私在所遠州懸川、去る四日辰下刻大地震に而、天守櫓始、城内外所々潰屋、破損等、數多有之、城下町、不殘潰屋相成、右場所方出火有之段、在所表方申越候、委細之儀は取調之上、追而可申上候、共、先此段御届申上候、以上、  
十一月七日  
太田攝津守

同日、海防御用番阿部伊勢守様御退出江、

去る四日辰の下刻、豆州下田表地震、其上津浪に而、人家夥敷流失仕候處、兼而出張仕候固人數、山手江引揚野陣罷在候、御警衛向御差支無之旨申越候、出張先異變之儀に付、此段御届申上候、以上、  
十一月七日  
太田攝津守

安政元年

寅十一月、御用番阿部伊勢守様御登城前江差出候、私在所駿州田中、昨四日朝五ツ半時比より大地震に而、城内住居向、并園堀等破損、家中屋敷、城下町、領分村々、潰家數多に而、死失人等も有之、其上右潰家方出火有之、東海道往還通鬼島村八幡橋震落申候、且今以折々相震申候、委細之儀は、追て可申上候得共、先此段御届申上候、以上、  
十一月五日  
本多豊前守

昨四日辰中刻地震強、小田原城内、并侍屋舖、其外破損所、潰家等有之、且箱根御園所、多分破損致候得共、御締筋無御別條、其外往還筋、早速手當申付、通路差支無之段、在所表方申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、  
十一月六日  
大久保加賀守

私在所駿州沼津、今辰の下刻地震甚敷、二之丸住居向悉潰、本丸、三之丸構向始、侍屋敷、長屋向、并に領分在町共、潰家、破損所夥敷、其上城外足輕屋敷、右潰に而出火仕、無程及鐘火候得共、引續折々震相止不申候、人馬怪我等も未相分兼申候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御

安政元年

届申上候、

十一月四日

水野出羽守

今四日巳之上刻比、當所<sup>○駿河國</sup>稀成大地震御座候内、御住所、其外坊中八ヶ院共、不殘相潰申候、扱又右御住所潰場所、出火仕候に付、私早速登山仕、種々消防手當等申付候得共、折節西風御座候而、御宮之方へ風並不宜、何分御場所近に而、早々鎮火之程も難計候に付、其上地震等未相止不申、御坂通地山、追々缺落候御場所も有之、其上御坂通缺落候而は、御遷座申上候御道筋無御座、誠以心配仕候に付、徳音院出府中御座候間、御宮附之者と申談、御坂通御出來候内、乍恐御遷座申上候方、御安全之御儀に奉存候、御別當、山手之方江暫時御遷座申上候處、夕八ッ半時比、漸々下火に相成候間、私儀、并御宮附之者御守護、無滞御宮へ御遷座相濟申候、何分火急之儀、不成一ト通非常之儀に御座候間、右取計申候、且又御宮、御寶塔、并に私御預之一之御門、御別條無御座、尤地震も相止不申候間、此後之處、猶又無油斷手當申付置申候、且御山中破損之儀は、追而取調之上可申上候、

十一月七日

柳原越中守

三七八

私在所遠州横須賀、今朝五ッ半時過地震強、木丸、三之丸構向破損、并に侍屋舖、長屋向、領分在町も、潰家、破損所夥敷、其上城下町方、出火茂有之、無程鎮火におよび候得共、引續折々震申候、人馬怪我等之儀は、未相分不申候、委細之儀は、追而可申上候得共、不取敢此段御届申上候以上、

十一月八日

西尾隠岐守

私在所信州松代、昨四日辰の中刻、大地震に而、城内堀、櫓等、所々破損、家中屋敷、城下町、潰家數多、死去人、怪我等も有之、且領分村々之儀、右に准可申候得共、未相分兼申候、委細之儀は、取調之上可申上候得共、先此段御届申上候以上、

十一月六日

眞田信濃守

去る四日辰中刻、豆州下田表地震、其上津浪に而、兼而出張致居候人数宿陣之内、柿崎村、人家多分流失、玉泉寺而已相殘る處、人馬共漸々無難、最寄山上迄立退、同所に致野陣罷在候得共、武器諸道具等、多分致流失候旨、同所詰家來方不取敢申越候間、都而固而已手當向、早速廻船申付候趣、在所表方申越候間、先此段御届申上候以上、

十一月七日

大久保加賀守

寅十一月十日、御用番松平伊賀守様江、

伊豆守在所三州吉田、去る四日辰の半刻、大地震に而、二之丸住居向不殘、其外櫓向等大破、三之丸住居向、土藏、并に所々門潰大破、家中屋敷、在町共、潰屋、破損所有之、大橋之儀は、破損御座候得共、差當往還難出來儀も無御座、尤人馬怪我等之儀は、未相知兼申候段、在所表方申越候、

十一月十日

松平伊豆守

御同前様江、

遠州今切御關所、西番所皆潰、勝手之方半潰、御門柱餘程抜出、一體に傾き、兩袖塀倒、其外所々大破、御門内に有之候船頭會所、餘程之傾きに而、其上津浪度々打揚、御門内迄沙打込申候、人馬怪我等之儀は、未相分兼申候段、彼地江差置候家來方申越候、委細之儀は、追而可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十一月十日

松平伊豆守

廿三日、子、晴、

去る五日、大地震、且津浪之様子、河内御領分御代官方、當御徒目付方へ、文通に及候書面之由、武田庫吉

安政元年

か借、左之通

去る四日朝、當所<sup>○秋元家ノ分領ハ、河内國丹南丹北八上三郡ニ散在セリ</sup>、大地震之次第、先封に委細御意候處、猶又翌五日申の下刻、俄に大地震、四日方も格別強、其上良久敷相震ひ、空之様子、薄黒雲空中に在り、埤の方熾燃の如く、是は津浪の由、跡に而承り申候、大鳴動、山之崩候歟、或は洞之抜出候歟と被察、其様子凄く相見へ、其中地震鳴動も相止み、會所は建前年久敷相成候に付、家鳴り甚敷、既に殆見候處、北側總壁落、西側御物書詰所之邊壁落、御賄所詰所壁落大破、小遣部屋大破、同所便所打潰、御役所内、所々鳴居等落懸り、第一棟、梁、柱等弛み、大痛に相成、其外御家中御長屋も少々宛痛み、稻荷石燈籠、片々打倒れ、其外御陣屋内、御別條無御座、御領分も潰家等出來候得共、別而怪我人等も無御座、奉恐悅候、同夜戌之下刻、尙又大地震、夜中以後之處難計、御陣屋内最寄之開場補理、御家中婦人子供は、夜を明し申候、右之外小震は度々有之候得共、至而軽く相成り候に付、最早鎮り候事と奉存候、

一堺之様子承り候處、市中潰家等夥敷、怪我人も有之、剩五日申の下刻地震の節、津浪に而、湊滞船之數艘、入江へ重り合押入、四ヶ所落橋、八百石積之船、陸江打揚、沙引候而も

三七九

其儘有之由、同所新地邊、一四沙附に相成候由、  
 一大坂之様子承候處、是又市中潰家等數多、怪我人甚同斷之  
 由、町家等も往來左右之家、丸太等に而打倒れぬため張懸  
 有之候由、建込之場所、殆儀に奉存候、同所安治川、木津川  
 次、湊方津浪、道々葦丈餘高く押來り、兩所數多之大船重  
 り合押込み、破船數不知、其上雜魚場、堀江、右近町之有福  
 之町家、地震を免れん爲、船に而出候處、右津浪に而押入  
 候大船に乗敷れ、溺死人數不知、或大家町人、主從拾八人  
 に而登艘に乗入、留守は手代に爲任、致出船候處、是又右  
 大船に乗敷れ、不殘溺死に相成候由、昨日、同役御藏屋敷  
 方歸り懸け、西横堀罷通り候處、大黒橋邊迄も大船押重  
 り、小船之破壊夥敷、死人數不知、公邊御役人御出役、死骸  
 御改最中之趣、前代未聞之儀に御座候、

〔田邊町役場記録〕

安政元年、

十一月五日、天一兩日以前より小き地震、屢搖り候處、  
 申中刻に至り、夥敷搖りに而、市中江川浦一統惑亂致、海  
 中に而は大砲の如く、俗に海鐵砲と相唱へ候鳴續に而、夕  
 方迄止み不中、市中大分潰れ家有之、貴賤老若之差別な  
 くあわて驚き、上を下へと及騒動候處、海中よりは高浪寄

せ來り、本町、片町、紺屋町は不殘、袋町小阪の下迄、下長  
 町は中程迄、背戸川田地、御堀筋は不申及潮上り候由、井  
 戸、雪隠之分ちもなく、誠に目も當られぬ有様、古今未曾  
 有之騒動、筆紙に難盡、一統之當惑、壁に物なし、依之銘々  
 居室を捨置、或は鍋、釜、蒲團、其外日用之物を相携、權現  
 宮社内能堂、繪馬堂、護摩堂、松雲院、本願若宮、其外湊村田  
 畑へ小家を掛け、逃去、生きたる心は會而無之、何れも念  
 佛題目等を相唱へ、夜を明し申候、右に付而は川口に掛り  
 有之候大船、いさは船數艘、潮に押登され、大橋にせがへ、  
 大橋半分押破り、大師川を越、秋津水車場迄押登し申候、  
 片町御堀筋は、潮勢格段に強く候哉、土橋落候而、上片町  
 迄さし込申候、然る處同夜五ツ時比、又々大搖りに而、津  
 浪は同様に上り申候、其間小搖りは休みなく續けに而、又  
 又四ツ時過ぎ大搖り有之、七ツ半頃より大搖り三度、小搖  
 りは數不知事に有之候、然る處同日夜五ツ時過ぎ方、町内  
 所々より出火、同七日曉迄、市中大半焼失致候、右に付、火  
 消御役人方も御出張有之候得共、何様大混雜にて消人足  
 も少く候に付、何共致方無之、誠に哀成次第に御座候、  
 覺  
 町焼失、潰家共、棟數七百五十軒餘、

- 内
- 三百五十五軒、 家居焼失、
  - 三百六十六ヶ所、 土藏同、
  - 十四ヶ所、 座敷同、
  - 三ヶ所、 寺焼失、
  - 百十軒、 家居潰れ家、
  - 五軒、 家居流失、
  - 一米四千三百六十九石餘、 流失、焼失、
  - 一死人九人、

- 内
- 五人、 流失、
  - 四人、 焼死、

右に付、御上みより稿數千把、竹繩等、近村より爲出、權現  
 松原へ救小屋掛け、小前之者爲凌、毎日粥焚遣し候、又本  
 町北新町へ、諸品小賣小屋を建、諸代品物、下直に賣遣し  
 候、米白米壹石百四匁、燈油五十六文、  
 一同月十八日、左之通御達、

此程之天災に付而は、浮説訛言を申立候者も有之哉に相  
 聞、甚以不傳之事に候、畢竟右等之儀流布致候而は、自然

人氣を相惑せ候道理に付、此趣、小前末々迄、急度可被相  
 通候、  
 一家普請、勝手次第、早々取掛り可申事、  
 一諸色賣物店開、右同斷、  
 一材木板類、高直に賣捌候儀、不相成候事、  
 一日雇工賃、平日之通、増賃不相成候事、  
 十一月十八日  
 〔田所氏記録〕

安政元年、

十一月四日辰下刻、大地震、所々土塀崩る、古き納屋等潰  
 る、潮も常よりは大に高く差込、忽退き忽來り候に付、洪  
 浪も可來歟と一統薄氷を踏思をなし、大に戰慄致居候得  
 共、何事も無之、潮は尋常之通に相成申候、尤同日方同夜  
 小地震度々也、  
 一五日朝辰下刻、少く震申候、其後は震不申候に付、一統安  
 堵之思をなし居候處、同夕申刻過、又々大震動、昨日より  
 は餘程大く且長く、古き家藏等大半潰れ申候、然處沖の方  
 にて恰も大砲を放が如き音四五聲響候而、洪浪山之如漲  
 來候に付、一統周章狼狽致、取物も不取敢、權現山、或は山  
 崎愛宕山へ逃申候、左古町、江川は、上野山へ逃登り申候、

乙

女小供之泣叫聲、家庫之類る音に響合ひ、夥敷冷敷事、言  
 語に絶せる有様に而候、右逃去候跡へ盜賊入込、衣類、金  
 銀等、攫去り申候、尤盜賊は翌日より追々召捕に相成、湊  
 村地下藏前にて曝され申候、扱洪浪は四度揚り申候、就  
 中、三度目之浪、最高く揚り申候、右浪、大河筋、小川筋は  
 勿論、片町御堀(江カ)が漲り上り、上片町小阪迄、袋町小阪迄、下  
 長町尖迄、背戸川田圃は、秋津口街道限り、伊作田村田畑  
 は、下村堂の邊迄、大川筋は、秋津、釘貫井邊迄揚り申候、  
 右洪浪に江川々口に繋ぎ有之候廻船、四五艘推流され、大  
 橋へ觸れ候に付、大橋、尖より西の方切れ落、小泉迄流上  
 り、同所渡り瀬に留申候、廻船も同前に一艘、糸田村前楠  
 の下に一艘推上られ申候、江川浦片町等之漁船者、大半散  
 亂流失致候、片町御堀土橋も、右洪浪に壓潰され申候、今  
 夜度々震動、就中、戌刻比大に震申候、餘程大きく、今夕震  
 候位に而、一統又々肝膽をけし、大に恐懼致候、

冷敷事、筆頭に難盡、  
 一六日、火追々廣まり候へ共、尙中小地震屢に付、村方人足  
 も暮々敷出不申、防兼候に付、益燃廣まり申候、  
 一七日辰刻比、漸火鎮り申候、北新町三栖口、南新町勝徳寺  
 町、孫九郎町、上長町、秋津口、下長町、袋町、上片町、本町  
 の横町、右不殘赤地に相成申候、寺院は海藏寺、本正寺、勝  
 徳寺、焼亡致候、尙殘火、時々土藏坏が發し申候、  
 一其後、日々中小地震度々也、右に付、一統權現松原、山崎愛  
 宕山、又は上野山等へ、假屋を造り、雨露を凌ぎ候、其後段  
 段穩に付、十八日比より、居宅焼失不致筋は、段々歸り申  
 候、

一神子濱村、神谷にて四軒流失、  
 一西の谷村にて七軒流失、  
 一湊村分新地にて二十軒流失、  
 一敷浦、目良浦は、流家無之、  
 一江川浦にて一軒流失、  
 一新庄村は、人家大方流失、只山添之家、所々にて四五軒づ  
 つ残り申候、  
 一富田郷芝村、高瀬村にて只四軒残り申候許り、其餘皆流  
 失、

安政元年

三八二

乙

一瀬戸村之内、網不知、立ヶ谷、不殘流失、  
 一芳養郷、井原村にて六軒流失、  
 一南部郷、城田村にて二軒、山内村にて四軒流失、  
 一切目郷は、格別之事なし、併島田村は大荒、  
 一高郡印南村、有田郡廣村、湯淺村、大荒、  
 一和歌山、格別の事なし、  
 一熊野浦々、大荒れ、  
 一熊野湯の峰温泉止る、  
 但翌卯年二三月比より、少々づつ湧出る、  
 一高郡龍神温泉止る、  
 但翌卯年二三月比より、少々づつ湧出る、  
 一當郡瀬戸湯崎温泉、まぶの湯は是迄之通に候へ共、其外不  
 殘冷水に成、  
 但翌卯年春より、まぶの湯も段々惡敷相成、四月比より  
 冷水に成、  
 一十一月六日、晴天、折々地震、  
 一同 七日、曇天、同、  
 一同 八日、晴天、夜雨、折々地震、  
 一同 九日、晴天、折々地震、  
 一同 十日、同、同、

一同日 十一日、同、同、  
 一同 十二日、同、同、  
 一同日、左之通御通達、  
 一權現宮馬場留め場之小家を、御救小屋に爲致候而、御  
 救小屋と建札致可申事、  
 一松原芝居跡小屋、右同斷、  
 一御救之儀、町奉行、御代官、差圖致候而、精々世話爲致可  
 申事、  
 一急々難取調候得共、焼失之棟數、潰家棟數、寺院破損、并  
 燒溺死人、夫々相調申出候様、  
 右之通、  
 十一月十二日  
 一十一月十三日、晴天、折々地震、  
 一同 十四日、同、同、  
 一同 十五日、雨天、夜大風、同、  
 一同 十六日、晴天、同、  
 一同 十七日、同、同、  
 一同 十八日、同、同、  
 一同 十九日、同、同、  
 一同 二十日、同、同、

安政元年

三八三

乙

安政元年

三八四

一同 廿一日、同、同、  
 一同 廿二日、同、同、  
 一同 廿三日、同、同、  
 一同 廿四日、同、同、  
 一同 廿五日、雨天、同、  
 殊の外大風、少々雷鳴、夜大雨、  
 一同 廿六日、晴天、同、  
 一同 廿七日、同、同、  
 一同 廿八日、同、同、  
 一同 廿九日、同、同、  
 一十二月朔日、同、同、  
 一同 二日、同、同、  
 一同 三日、同、同、  
 一同日、左の通御通達、  
 當節柄之儀に付、米并諸賣買品、直段引上げ不申、實意を以、可成火け下直に買買可致候、此段、町在役人共厚く申談、御趣意相立候様、精々可及取扱候、  
 一町、在、御救戴き候者共、可成丈け早々稼方に取付候様世話振之儀、町在役人共精々申談、可及取計候、尙又右之者共、日々手業も無之儀に候はゞ、其筋より世話致、稿等買

入、繩、或はさし繩、草鞋、草履杯造らせ、相應の元錢相與へ候様、是又町在役人共世話振之儀、精々可及取扱事、  
 十二月三日  
 一十二月四日、晴天、折々地震、  
 一同 五日、同、同、  
 一同 六日、同、同、  
 一同 七日、同、同、  
 一同 八日、同、同、  
 一同 九日、同、同、  
 一同 十日、同、同、  
 一同 十一日、同、同、  
 一同 十二日、曇天、同、  
 銀四拾貫目、  
御代官、町奉行、  
 此度天災に而市中焼失、浦方津浪流失家等之者共、可爲難儀、御救御手當の儀、厚く被仰出候得共、  
 上にも多端之御出方之折柄に而、主役共にも勘辨振申上兼候に付、不得止御借入銀之内方、無利足五ヶ年賦に御貸下げ被成下候間、聊に而差寄にも相成間敷候へ共、先づ急場相凌候様との御趣意に候間、大年寄、大庄屋共に而、焼失且流家之者共へ、程能測分、實意に取計可申事、

乙

安政元年

三八五

畢御貸下げ銀定日、追て可申通事、  
 十二月、  
 一十二月十三日より三十日迄、日々數度地震、尤三十日に大震一度有之、  
 一安政二卯年正月朔日より廿九日迄、日々數度地震、尤五日に大震三度有之候、  
 一二月朔日より三十日迄、日々數度地震、尤十日に大震二度、十一日に中震一度有之候、  
 一三月朔日より十日迄、日々數度地震、  
 一同月十一日より四月廿七日迄、折々地震、  
 一同月廿八日より五月九日迄、地震止む、  
 一五月十日より十八日迄、折々地震、  
 口上  
 鉛山村温泉之様子、相調申出候様御達之趣、奉畏候、則同村庄屋呼出し相調候處、左之通に御座候、  
 一崎之湯  
 三月比迄は、一滴も出不申處、四月比方は、冷水少々づゝ出かけ候得共、潮干には、不殘引申候、此節にては少々づゝ相増、奥の壺へ八九歩目溜り、少しは暖氣を合申候、潮干は、今以同様に御座候、

一館之湯  
 是も一滴も出不申候處、此節にては、石一嵩半許りは出申候、暖氣は無之、冷湯に御座候、  
 一阿波湯  
 是又一滴も出不申候處、常月差入比が、少々暖氣を合候湯、少々づゝ出申候、  
 一元之湯  
 一濱之湯  
 右兩湯は、先達てか冷湯五六歩目許り出申候、今以同様に御座候、  
 一まぶの湯  
 是は先達てか湯は出候得共、勢無御座、暖氣至て少々御座候處、三四月には、彌暖氣少く相成御座候處、常月方は、少々づゝ暖氣相加はり、日々相重り候體に御座候、  
 一元之湯、阿波湯之邊、地上二面に暖氣御座候處、先比よりは、暖氣一切無御座候、然るに此節にては、少々づゝ暖氣出申候、  
 右之通に御座候、此模様にては、追々相直り可申と奉存候旨申出候、依之御届申上候、以上、

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

田邊組大庄屋  
田所古衛士

先達てカ格別相替り候儀無御座候、少々ぬるいな  
ら入湯致申候、

卯五月十八日  
一五月十九日より十月廿三日迄、折々地震、

一館之湯

一十月廿四日巳中刻過、急に潮さし込來り、さし引及數度候

一元之湯

に付、津浪にても可有之哉と、江川浦、古町、新地、網屋町、  
片町、紺屋町、本町、一統家内取片付、逆支度致候、尤地震  
は一度もなし、

一阿波湯  
右は、今以冷湯にて、暖氣は幽ならで無御座候、先々  
相替り候儀無御座候、

一十月廿五日カ十二月晦日迄、折々地震、  
一安政三辰年正月朔日より十八日迄、折々地震、

口上

右之通に御座候、濱之湯、崎之湯、驗相見へ候に付、村中一  
等開愁眉候、猶時候暖氣に相成次第、不遠以前に復し可申  
と奉存候旨申出候、依之御届申上候、以上

鉛山村温泉之儀、此節村役人より申出候趣、左之通に御座  
候、

田邊組大庄屋  
田所古衛士

一濱之湯

辰正月十八日

先達てより冷湯にて御座候處、當月十日比より大に  
暖氣相増、最早早く入湯出來候様に相成申候、

一地震之儀、去卯年四月上旬より、段々穩に相成、四五日目  
に一度程づゝ震ひ候處、當年正月中旬より、大に穩に相  
成、十日に一度位に相成申候、

一崎之湯

一二月二日、曇天、去年來之大地震、

去年來は、奥の壺へ冷湯少々溜り候のみにて御座候  
處、段々相増、此節にては、總壺一杯に出申候、尤冷湯  
にて、暖氣は幽成事に御座候、

一同 五日、曇天、地震、

一まぶ之湯

口上

號六十四第告報會查調防豫災震

乙

一鉛山村温泉之儀、崎之湯は、未だ相替り候儀無御座候得  
共、其他は大體下地之通に相成候、入湯も出來候に付、此  
度諸方へ披露仕度段、同村庄屋斷出申候、依之御届申上  
候、以上、

田邊組大庄屋  
田所古衛士

辰四月八日

地震に付、田邊領分町、在、損亡書上、

一田畑荒高四千八百八石貳斗、

此反別三百三十壹町六反、

一御高札場流失二ヶ所、

一潰家二百五十五軒、

一流家五百三十二軒、

一燒亡家四百四十一軒、

一寺燒亡三ヶ寺、

一土藏燒亡二百六十四ヶ所、

一廻船破損二十八艘、

一廻船流失一艘、

一漁船破損百二十五艘、

一漁船流失六十四艘、

一橋流失十九ヶ所、

一土橋流失二ヶ所、

一燒亡人四人、

一流死人二十八、

一斃牛二十頭、

一川堤破損四十ヶ所、

一池堤破損二十一ヶ所、

一諸漁網燒失十帖、

一同流失四十三帖、

一地下藏流失二ヶ所、

一同潰込一ヶ所、

一山崩四ヶ所、

右之通、

(嘉永七年甲寅地震海翻之記)

十一月四日、昨日曇天、辰下刻、大地震ゆること須臾、人々家  
を出て道路にたつ、漸々にして止む、其後晝夜をかけて四  
五度ゆる、今日、朝より澳の潮ゆくこと甚速く、浦わの磯、須  
臾の間に見えがくれして、潮満干潮の高底八九尺、はるすること、夕方ま  
で七八度なり、されど常にか此日、勝専寺の役僧、浦に出て潮  
を越り見しに、呑まば呑むべくおぼわて、井の水に異ならず  
いさゝか鹹ゆきのみなりし由語れり、此潮の動搖にて、津



浪寄り來むもはかりがたしとて、(風カ)風浦の男女、衣食調度を携へ、盡く猪野山へと逃げ登る、夜に入り、王子宮、北道稻荷宮、南道秋葉宮、東道鹿島宮、西道等へ、神燈を上げ、人々參詣す、若夜中津浪寄り來むには、近邊の岡山へ進む爲とて、人皆身装して、家々に飯を炊き、行厨の用意をす、十一月五日、つちに入る、晴天、申刻、大地震ゆること甚しく、家を出て道路に立つに、たちかねてころぶばかりなり、須臾にして、海底鳴動して、津浪寄せきたり、南道村の浦にては、浪り、浪田村にては、津波の波を越、南谷の田七八分潰れ、山内村にては、中内まで寄たり、大川邊の田にて、海魚どもを拾ふ。白浪、大川を浜ること雪のごとし、さて退きたる時は、平常の浪打際より沖へさること、凡一町ばかり、又寄せきたり、如此すること二度なり、大なるは三度なれど、猪野山、上城、吉田村、高見の岡、北道村、法華寺の岡、北道村、等へ、郷中の人逃登る、予は法華寺の岡に居明す、今宵は假粧だにせねば、霜いたく深くして、衣を沾して堪へ難し、亥の下一刻、また大地震ゆる、晝のよりはいさゝかおこたり、終夜ちひさきは數へも知らずゆる、此日、地震にてたふれし家五軒、津波にて流失の家八軒古老傳に、井の水干るといへれど、此度の津波には、井の水干らず、されど濁りたり、此頃の濁水にて濁れたりし川瀬に、水湧出たり、又波も前にいへる處まで寄せたるのみなれば、さのみ遠く逃るに及ばざりしと云へども、是なり、また庇かろかりしゆゑなり、かゝりして、後人心をゆるすべからずなり、また庇落ち、或は傾きたる家、又は納屋、藏等倒れ、或は流失せし、

十餘軒も有るべし、田畑の荒は、山内村にて、床土、作土流失、洲入等、合て四町餘、麥作損亡二十町餘、東岩代村にて、作土流失五反五畝餘、麥作損亡二町四反五畝餘、西岩代村にて、作土流失一反三畝、麥作損亡五町五畝餘、填田村にて、麥作損亡三町餘、氣佐藤村にて、作土流失一反等なり、風浦にて、漁舟漁網の流失あり、又後日に、填田村なる枇杷山の枇杷の樹、残らず枯れたり、浪にひたりし故なるべし、されど他所にくらぶればいと平穩なり、此地南部かく平穩なるゆゑよしは、寶永四年十月四日津浪の時、猪野山より見しに、鹿島の山を五つ六つ重ねあげたるばかりの浪、大洋より寄り來るに、其浪の中に白く圓くして妙なる光りある物有りけるを、あやしとまもり見けるに、かの大浪、二つに破れ、小き方は此浦へ寄せ、大なるは東の方へゆくに、彼の光り物、其浪の中にうちかこみてつれゆきしが、芳養沖と思ふあたりより、浪を離れて鹿島の宮の御山に飛びかへりぬ、是此神の御靈なること、疑ふ所なく、この御守りによりて、此地はおたやかなりよし、當時山内重賢が記せる書、鹿島宮神殿に納めあり、全文、紀伊國名、其先蹤によりて、此度もおなじ神の守護に、所圖籍にあり、其先蹤によりて、此度もおなじ神の守護に、されるなり、其證據は申刻津浪よせこんばばかりに、未申の方の海上に、火柱たつと見しに、たちまち津浪よせきたるを、猪野

山にて、前の四日に逃げ登りしまゝ、今日まで居たる人々の見しに、かの大浪浪の寄せ來り、鹿島の御山にあたれるが、大砲の音して二つに破れ、彼の寶永の時の如く、大小にわかれ、大なるは田邊澳へとゆき、小きは此浦によせつとかたれり、夜に入り、右の御山より、大々神火大々出で、海上に浮び守護し給ふこと、終夜なりき、十一月六日、晴天、曉霜深きこと雪の如し、猪野、上城、高見の岡、法華寺の岡等の處々に、小屋造りす、今日も小き地震數十度ゆる、今宵も彼の神火現れ給ふ、十一月七日、曇天、今朝開くに、五日の夜、千里の濱の王子宮堅くさしたる錠、自然に開きて、こゝよりも神火現れ、この火、川口八王子山の半腹にかゝりて守護ありしと、人々にきけり、今日も小き地震、數十度ゆる、十一月八日、九日、十日まで假居して、十一日の午時より、予は歸宿す、されど尙野宿せる人々多し、残らず引はらひしは、晦日がたなり、八日より後は、日に十度、七八度、五六度と、次第に減じて、十二月末には、日に一二度ゆり、安政二年正月五日申時ゆりしは、も、をりくゆり、四月にいたりても尙小地震ゆる、朔日戌下刻、ゆりしは大きなりき、上件鹿島の神の、とは、上にもいへる如くなるを、尙又五日の日、芳養浦の漁夫、おのが業せんと、此島の邊に在りしに、かの大浪に驚き、島の濱に上り、御山に逃げ登りしに、か

の高浪、この浪をたごせ、大船も平穩なりしとぞ、十一月廿五日、曇天、後雨降る、海底鳴動して、颯、屋根を吹飛ばし、雷鳴る、十二月十四日、晴天、海底鳴動す、安政二乙卯年二月廿七日、雨天、鹿島の沖、高潮ゆくこと甚し、人々津浪なりとて、大に騒ぎつれど、無事なり、十一月五日、湖水平常より二三尺高し、又津浦人云、五日津浪の時、湖の沙中より水湧出たる由いへり、また是まで濁れたりし井に、水湧出たり、他國見聞の次第、  
京都  
甚平穩なりし由、地震、四日のかた甚しかりしとぞ、  
大坂  
四日、五日とも、地震甚しく、五日の津浪、木津川を上るさま、中高俗にかまぼこに矢の如くにおしのはり、剛側のひくきところにて、剛六尺中にて一丈餘高かり破損の船五百二十餘艘、安南川はきかす、定、死亡一千餘人なりとぞ、然るは、地震にて家のたふれむことを恐れて、川の舟にとりのりし故、津浪に溺れ死したるなり、されど家はたふれず、橋七八つ落たりとぞ、十二月三日にも、地震甚しかりし由、右十一月五日大地震のをり、所々に黒豆降り、薩摩橋、中橋町傍屋安兵衛宅へも、一合ばかり降りし由にておこせたるが、予も二粒得て持り、安兵衛本家六兵衛方に

安政元年

は、一升ばかりもひらひとこいへり、和泉の界にても、ふれりときけり、

和泉

甚平穩にて、垂井の濱などは、平常の満潮より、三尺許り高かりしのみなりとぞ、

河内

地震甚しかりし由、

大和

地震いたくゆり、奈良、ことに甚かりし由、

東海道

すべて甚しく、諸侯七十餘家より、公邊への違書の寫を見しに、城下々々の荒れ甚しく聞ゆ、大方四日の辰の刻、地震津なり、美濃大垣邊より、初て五日之地震の事記しあり、されば五日の地震、津浪は、美濃より、西南の事と見ゆ、右之外聞ける事ども、いと多かりつれど、略してあらく記せり、

安政二年乙卯五月 日

熊代源藏源の阿曾美繁里

(嘉永甲寅諸國地震記) 田山實

東海道筋小田原大損じ潰れ之寫、

三九〇

一掛川城下、大潰れ焼失、

一日坂宿、普請新敷故、無難、

一佐世之中山、あめの餅、皆潰、

一金谷宿、本町より河原町迄、皆潰、

一大井川、水中ゆりわれ、水溢れ、川幅壹盃満水、越立無之、

一島田宿、潰家過半有之、

一江尻宿、大半焼失、尤棒鼻少々残、

一奥津宿、同斷、

一由井宿、同斷、

一岩淵、皆倒れ、山崩、人馬怪我人、死人多く、三拾軒餘焼失、

一蒲原宿、皆倒れ、

一原宿、同斷、

一沼津宿、城下甚敷、御城大破之由、

一三島宿、皆倒、明神前より山際迄、皆焼失、

一山中邊、甚敷震動いたし候由、

一箱根宿、本陣潰れ、其外壹貳軒程も破損所出來、

一夫より東之方輕く、西者山中を限り、上方筋の方へ倒れ、

或者山崩、橋々脱落、川筋者ゆりわれ、船渡場等差支、

右に付、當分通路無之由に御座候、

一駿府御城、御多門向大破、并御多門詰親、御堀江ゆり落候

よし、市川江川町より、巳之刻出火いたし、府中三分一焼失、紺屋町陣屋役所潰れ、長屋向大半潰れ、皆々野宿之由、彼地急飛脚之もの、申聞候むね及承候事、

大坂表大地震

當月四日辰の中刻、大地震にて、市中に大損、大潰れ家、凡貳百軒餘、其外神社、佛閣、大損じ有之由、又候翌五夕刻より大地震、諸人驚恐れ、家居者盡人もなし、皆外江逃出、或は船に乗坏致居、然處高津浪にて、天保山、木津川口、安治川口江大船小船を打上候、其邊住居之者、皆上町江逃上る、扱又船に乗候者は、皆破船して死人數不知、其邊處々橋五六ヶ所落申候、

一泉州堺 西の宮 尼ヶ崎 佐野貝塚 岸の和田、

何れも大損潰、津浪、折節も有之候、

一京都 奈良 伏見邊者、

大地震に候得共、別條なし、

一紀州浦々、大荒れ之山、

一伊勢松坂 山田 津 神戸 白子、

何れも大損じ、少々潰家有之よし、

一志州鳥羽、大津浪にて、御城内迄大荒れ之山、

一東海道筋者、小田原より庄野迄、宿々大損じ潰れ、

一龜山より大津迄、別條なし、  
右之通、申來候、

京屋

十一月十七日

彌兵衛

一筆啓上任候、寒冷之初御座候得共、先以其御地御家内様御揃、益御壯榮可被遊御座、珍重之御儀奉賀上候、次に當方無別條、當十月五日、大坂表江着仕候、此段御安心可被下候、然者、當十一月四日晝四ツ時、大地震、市中大騒動、町家潰れ、翌五日七ツ半時、大地震、此時海底大いに鳴、大風歟、大積浪歟と存居候處、同日夜六ツ時、又候大地震、直様大津浪、木津川筋圍い船、諸國廻船、大中小船共、一時に川上江、右つなみにて押流し、破船、難船共數不知、五七百艘共、千艘共、難破船未だ數不知候、尙又市中男女老若子供、地震を恐れ、地震餘いたし、川中へ上荷、茶船、通船に乗居候處、一時に大騒動、川中にて而死人數多、千人共難計御座候、  
是は石州津出候船之事  
一郷津建、私初め寶生丸、利吉丸、三艘共、一切怪我無御座候、神様之御助けにて御座候哉、外聞旁々御悅可被下候、併私者橋船丈け潰し候得共、外貳艘難難、珍敷事と諸人被申候、尙又諸國廻船乗人、市中死人、千人共、貳千人共、數不知、諸相場之儀者、未だ地震時々ゆり候故、一切相分不

安政元年

三九一

申候、市中大騒動、商諸品共無御座候、先者右之段申上度、如斯御座候、早々以上、

(五字、原本朱書)  
石川郷津船

福市丸

勇兵衛

十一月八日  
(四字、原本朱書)  
石州郷津

(本之)  
茨木屋好右衛門様

中田屋文兵衛様

貴下、大急用、

(三行、原本、朱書)  
寅十一月八日出、同十三日夜着、大坂間屋紙屋長左衛門書狀、石州郷津花屋利十郎方到來之寫

一筆啓上仕候、向寒之御座候處、先以其御表、御家内様御揃、益々御壯榮被遊御座、珍重御儀奉存候、次に當方無異儀罷在候間、乍憚御休意易思召可被下候、然ば當所、當月四日四ツ時頃方大地震、市中大混雜、誠に前代未聞之事に御座候、市中并藏建家、所々崩れ申候、私方近所に者、願教寺様對面所崩れ、其外建家數多崩れ申候得共、下店に者無難に御座候、近國之儀者、未得と相分り不申候得共、大和邊者、山も崩れ申候様子に御座候、然る處又々翌五日七ツ時半頃方大地震にて、大混雜致し候、折柄海底大震動いたし、暮六ツ時過

か大津波と相成、木津川、阿字川兩河口、諸國大船、小船、不殘、別而、木津川口に者、北國之圍舟、大津波にて川下もより川上江流れ來り、不殘道頓堀中江流れ込、日吉橋落、唐金橋落、幸橋も落、住吉橋も落、大黒橋、芝居近所迄、大船流れ込、堀江川に者、水分橋落、黒金橋、何れも大船、小船流れ込、長堀川に者、高橋落、玉造橋無難、戎島者、龜井橋落、安治川に者、阿字川橋落、何れも大船、小船流れ込申候、然る處、右船者、夜中之事故、不殘破船に相成、無難之船者、誠に無御座候、乍併私方御客様方は、一艘も怪我船者無之、花屋利吉丸、釜屋實生丸、福市丸、勇兵衛共、何れも無難に御座候、誠に如何之譯にて御座候哉、私方御船中許、無難之儀者、神様之御助けと被存候、東建藤間屋舟三艘、石田屋船龜市丸、四艘、不殘長堀邊迄流れ來り、水底へ荷物積入之儘沈み申候、舟頭衆、地震にて、掛碇、着替、合利共、元船へ積入被申候に付、誠に其儘にて水底江沈み申候、大混雜何共申様無御座候、外に脇田屋船、鍛冶屋船、貳艘、難船に御座候、誠に大船、小船は何百艘共、相分不申候得共、壹艘も無難之船者無御座候、郷津建三艘丈、無難成事、誠に重疊目出度奉存候、御祝可被成候、尚又右地震に付、木津川筋、阿字川筋之上荷船、茶船、又者天道通ひ舟江、老若男女、地震を恐れ、右舟々江乗込、地

震除け致居申候處、大津波時々來り候に付、大船、小舟江おし掛け來り、皆々大船之下敷に相成候て、死人何百人共、相分不申候、又者、破船之船之死人、上荷船頭とも、死人少々御座候、戎島上荷はり重殿方にも、家内四人、外四人、八人、死人御座候、誠に前代見聞之事御座候、先荒増奉申上候、御承知可被成候、右に付、諸商内にも商賣無御座、日々混雜仕居候事に御座候、別て船手商内、一切無御座候、川内之舟々何百艘とも難計、皆無同様之儀御座候、宜敷御推察可被成下候、先者右之段奉急狀奉申上候、以上、

十一月八日出

紙屋

長左衛門

同十三日到來

花屋利十郎様

貴下、大急用、

當月四日辰中刻方大地震、松坂、津、白子、神戸、桑名邊、大沙に而、浪花、松坂、少々、山田大荒、大半潰家有之、志州島羽、大地震、大津波に付、御家中大半流れ、町中同様之山、同刻、四日市、同斷にて人家三拾軒許り潰家相成候處、昨五日申刻過大地震、大地震、潰家多く出來候由、尾州、宮通大荒、宿斷之山中參候、

追而、攝州、尼ヶ崎、御城矢倉武ヶ所崩れ、町は六分通家潰

申候、堺表者、同様家潰れ、死人等有之様、委敷儀者、唯と相分り不申候、

別紙奉申上候、當表地震、其後之儀奉申上候、昨五日朝方七ツ時半頃迄震不申、漸安心仕候程之儀に御座候處、風も無之、快晴に御座候處、近海沖、雷鳴之如く、五ヶ度程相聞候に付、不審に奉存候、無間も津浪潮押寄、海岸新田村々、圍堤あふれこし、川口之川筋、俄に潮差込、逆水にて水嵩み、川口方川内に大小掛り船、碇網切放れ、大船込詰合、川上江押込、右故、安治川筋にて者、安治川橋崩落、船津橋迄大船入込、長堀川筋にて者、高橋崩落、木津川筋にて者、龜井橋迄大船入込、右故、龜井橋崩落、道頓堀川江も、大船數船押上げ、日吉橋、沙見橋、住吉橋、幸橋邊まで崩落、千百以上之大船多押込、平日、淺瀬、川幅狭橋にも有之、旁大船入込候儀難相成候處、誠に暫時に右次第、恐敷事に御座候、且又一昨朝方地震に付、小船に乗入、相凌候もの多分御座候處、津浪にて大船數艘、強勢に押込候に付、除け候間も無之、破船又者沈船いたし、死亡、怪我人夥敷、衰れ之次第御座候、猶船と突合、大小破損御座候、右津浪に付て者、船場島之内、西最寄之もの、諸色取片付、或者御城番場上町、并高場江逃參り候もの、是亦夥敷、將又地震に付

て者、昨夜中、大道并廣場江罷出、夜を明し、夫是之混雜、筆紙難盡儀に御座候、  
一昨夜中、地震大小三ヶ度、今曉方辰之刻迄、貳ヶ度有之候得共、一昨朝昨夕程に者無御座候、  
一御城内外御役宅向々、御別條無御座、少々破損所出來候由御座候、

一寶永四亥十月四日未上刻、大坂大地震、續而津浪有之、道頓堀日本橋迄、大船押込、同橋迄之橋々、不殘崩落、死亡人、怪我人夥敷有之候段、舊記有之、此度と同様之次第にて、既に當六月地震之節、專風開用心仕候得共、昨今何等之儀風聞不仕、無何心船にて相邊候もの、多分前書奉申上候始末、扱々歎ヶ敷儀と奉存候、  
右之段、不取敢奉申上度、猶便委敷可奉申上候、以上、

十一月六日

大坂屋

定次郎

園部彈次郎様

右大變にて取込居候て、荒増奉申上候儀に御座候、乍併私共近邊者、大體無事、乍恐御放念被遊可被下候、以上、

以態人為御知奉申上候、然者、當十一月四日晝四ツ時、當處大地震にて、市中町家數多崩れ、怪我人も有之候、騒動

筆紙に難盡御座候、尙亦船頭衆にも、大井(ひ)に御心配被成候得共、一同之事故、致方も無之候、乍併石見船頭衆中、御怪我無之、御無事之段、御悅可被下候、餘者飛脚之者、能存居候に付、直に御聞取可被下候、先は右之段申上度、如此に御座候、已上、

十一月七日

追啓奉申上候、船頭衆中、問屋、一統相談之上、相達し奉申上候、尙亦此方にて、御公儀様御差圖を以、御取計可致候間、御人御遣しに及不申候、此段厚奉申上候、將亦私船之儀者、上廻り、突波にて流水無之候、并てんま礎四寸、紛失致候、作事致候儀に候はゞ、くらはじ口へ下り候て致候はゞ、宜敷様相心得申候、尤右様大破損にて、作事之儀も、大造之事に候、此者へ御返事被下度奉待入候、已上、

十一月七日

喜寶丸太兵衛

釜屋親方様

中田屋清助様

貴下、大急用、

右者、太兵衛船難船之様子申越候に付、書寫仕奉差上候、已上、

安政元年

仁萬村

致候處、亦候翌五日申之刻、大地震ゆり、夫より沖鳴出し、夜に入酉下刻、大地震大突波にて、諸國廻船、并圍船とも、不殘川上へ一同に押流れ、無事成船は壹艘も無御座候、破船五六百艘より、千艘とも、いまだ相分不申候、  
一喜寶丸、勝法丸、天徳丸、龜市丸、右四艘者、中荷其儘にて、一嘉寶丸、福神丸、此貳艘は、上廻り大破れ候得共、中荷其儘にて、船沈み不申候、尤六艘とも、人壹人も怪我無之候、右破船難船に付、昨日御用達相届け、今日御公儀様へ相届け申候、  
一川中、諸國難破船にて、小船たりとも、往來一切不相成申候、何れ近日從、御公儀様御差圖有之候上、難破船其相片付不申候て者、沈み荷之所も、如何とも奉申上候様に無御座候、何れ相分り可申候、  
一右突波にて、道頓堀り川筋、川下り日吉橋、汐見橋、幸橋、住吉橋、金屋橋、不殘落候、此邊迄大船押上流れ込、死人數不知、夫より堀江川口水分橋、鐵ばし落候、死人數多有之候、夫より長堀高橋落候、戎島瓶井ばし落候、夫より安治川筋諸廻船大痛、安治川橋落候、誠以大變大騒動、中々以

太兵衛兄

十一月十八日

清助判

庄屋

清兵衛判

大森

御役所

松江江遺候岡元四郎、罷歸申聞候、雲州地震之荒増、  
一十一月二日朝方、雲州松江城下、其外地震、同三日無別條、同四日朝五ツ半頃、地震強候得共、損所等無之、  
一同五日夕七ツ半頃、同夜四ツ時頃迄、大小三拾六度之地震、松江城内無難、家中并市中者、潰家、破損家、多分、地震にて出火、壹軒燒、  
一松江方六里、石州江寄、平田町にて、八間に四間之酒造藏、地中江沈込み、其外潰家、破損有之、  
一同所方八里、石州江寄、今市町、潰家三四軒、民家小破多分有之、同町方壹里程近在、村名不知、地震潰家、出火有之、  
一今市方石州之方江壹貳里寄候大島村、田地壹町歩程、地中江沈み、  
一松江方拾里、石州江寄、杵築町、大島居前、市中潰家拾貳三軒、同所激手に而百三拾軒餘、都合百五拾軒、潰家、破損